



中国東北地方の農村集落における土地流転の実態と 土地利用調整課題に関する計画学的研究—瀋陽市尹 家街道の事例研究を中心として—

張, 然

(Degree)

博士 (工学)

(Date of Degree)

2021-09-25

(Date of Publication)

2022-09-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8161号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008161>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 論 文

中国東北地方の農村集落における土地流転の実態 と土地利用調整課題に関する計画学的研究 —瀋陽市尹家街道の事例研究を中心として—

2021年 7月

神戸大学大学院工学研究科

張 然

はしがき

本論文は、筆者が2015年10月に神戸大学大学院工学研究科建築学専攻の山崎研究室（生活環境計画研究室）に入室以来、博士課程6年間にわたり積み重ねた成果をまとめたものです。

この研究は、中国瀋陽市の都市近郊農村地域である尹家街道を対象に、建築学をベースとした農村計画的視点から、中国農村地域の基礎単位である集落及びその関連地域（周辺集落・周辺地域）に着目し、農村住民の居住動向と土地の所有・利用・経営の歴史的・社会的展開及び最近動向の分析を行い、集落レベルでの土地流転の実態、特徴及び今後の土地利用調整課題を明らかにし、農村（土地利用調整）計画の理論構築のための基礎的知見を得ようとするものである。

論文における研究課題の設定と研究対象選定の理由は次の4点にある。(1)農村地域に着目した理由は、筆者は中国河北省承德市平泉県小寺溝鎮の農村集落で生まれ育ち、中国農村部の実態についてある程度理解し、農村人口の生活環境の発展と改善に関心を持っているからである。(2)土地流転に着目した理由は、土地流転は農村地域における土地・空間の使用(管理)の主体変化を意味し、それは農村計画・農村建設及び農村計画研究に新たな課題を投げかけていると考えたからである。(3)瀋陽市の都市近郊農村を調査地域として選定した理由は、筆者の大学時代5年間と修士課程2年間には、瀋陽市内に位置する中国東北大学に在学しており、瀋陽市内で大量の調査研究を行ったことから、瀋陽市の社会経済状況、人文環境等に対して一定の理解があったからである。(4)尹家街道を研究対象にした理由は、尹家街道の農地流転比率は全国平均値よりはるかに高く、且つ農業を維持していこうとしている都市近郊農村地域であるため、土地流転に関する研究のモデルとなり得ると考えたからである。

論文の特徴と独創性は次の2点にある。(1)農村部の地域生活空間の基本単位である集落を対象としている。筆者は同じ郷級行政区内の隣接集落であっても、集落の歴史・社会・経済・地理等の相違によって、土地流転の推進状況と仕組みが著しく異なる可能性があることを認識しており、集落を対象にして土地流転を認識することが重要であると考えた。(2)土地流転を集落の歴史的・社会的性格及び住民の居住動向と結び付けて分析考察を行う。農村地域では、人（在籍者・居住者・家族）と空間（建物・土地・環境）と社会（地域コミュニティ・生産組織・行政組織）が相互に関連して、「地域のまとまり」が形成されている。そのため、土地流転と集落の地域的・社会的性格と住民の居住動向を総合的に分析考察することが重要であると考えた。

今後、筆者は博士課程で得た研究成果をもとに農村計画体系の確立に向けて、継続して研究を進めていきたい。

2021年8月 張然

序言

本文是在，笔者于 2015 年 10 月进入日本神户大学大学院工学研究科建筑学专业下的山崎研究室（生活环境规划研究室）以来，6 年的博士研究生课程中取得的研究成果的基础上总结而成。

本文是以中国沈阳市的近郊农村地区·尹家街道为研究地区，基于日本建筑学领域下的农村规划研究的视角，着眼于中国农村的土地流转，通过分析农村村庄及其相关地区（周边村庄，周边地区）内居民的居住动向和土地的所有·利用·经营相关的历史层面与社会层面的发展历程及最新动向，解析村庄内土地流转的实态、特征及今后的土地使用调整相关的课题，进而提出尊重村庄的地域性和居民·组织的实际需求的农村（土地利用调整）规划理论相关的结论和展望。

设定研究课题和选取研究对象的理由主要有以下 4 点。第一，着眼于农村地区，是因为笔者出生在中国河北省的农村，对农村地区的生活环境有一定的了解，关心农村地区居民的生活环境的发展与改善。第二，着眼于近年来中国农村地区的热点话题·土地流转，是因为土地流转意味着农村地区的土地·空间的使用（或管理）主体发生了变化，这必然对农村地区的生活空间·生活环境的规划与建设提出新的要求，并引发新的农村规划研究课题。第三，选取沈阳市的近郊农村地区为研究对象，是因为笔者在本科阶段的 5 年和硕士阶段的 2 年间就读于沈阳市内的东北大学。在沈阳市内开展了大量的调查研究工作，对沈阳市的社会经济、行政区划、人文环境有一定的了解。第四，以尹家街道为研究对象，是因为尹家街道的农用地流转比例远高于全国平均水平，有助于开展土地流转的相关研究。

研究的特色及独创点主要体现在以下两点。第一，本研究以农村地区的生活空间的基本单位·村庄为研究对象。笔者认为，即使是同一个乡级行政区内的相邻村庄，也可能会因为村庄的历史、社会、经济、地理、交通等方面的原因，导致土地流转的推进情况有所不同。因此以村庄为对象分析土地流转的背景、实态、影响因素及其课题，是农村土地流转认知的基础。第二，本研究将土地流转与村庄的历史层面·社会层面的特征，以及居民的居住动向结合起来进行分析综合研究。笔者认为，农村地区是，该区域内的人（户籍人员，居住者，户·家族）与空间（建筑物、土地、环境）及社会（日常居民间的交流、生活·生产组织、行政组织）的综合体。以农村规划视角开展农村地区的研究时，将人与空间及社会关系进行综合分析十分重要。

今后，笔者将在博士阶段所取得的研究成果的基础上，进一步开展相关研究。

2021 年 8 月 张然

Foreword

This paper is based on the research results obtained in the six-year doctoral program since the author entered the Yamazaki research laboratory (living environment planning laboratory) under the architecture specialty of the Graduate School of Engineering of Kobe University in October 2015.

This paper takes Yinjia subdistrict in the suburban rural area of Shenyang, China as the research area. Based on the perspective of rural planning in the field architecture of Japan, focusing on the land transfer in rural China, this paper analyzes the real situation of land transfer in villages by analyzing the residential trend of residents in rural villages and related areas (surrounding villages and surrounding areas), the development process and latest trend of historical and social levels related to land ownership, utilization and management Characteristics and future topics related to land use adjustment, and then put forward the conclusions and prospects related to the rural (land use adjustment) planning theory that respects the regionality of the village and the actual needs of residents and organizations.

The reasons for setting the research topic and selecting the research object mainly include the following four points. First, focus on rural areas, because the author was born in the countryside of Hebei Province, China, has a certain understanding of the living environment in rural areas, and is concerned about the development and improvement of the living environment of residents in rural areas. Second, focus on the hot topic land transfer in China's rural areas in recent years, because land transfer means that the use (or management) subject of land and space in rural areas has changed, which will inevitably put forward new requirements for the planning and construction of living space and living environment in rural areas, and trigger a new research topic of rural planning. Thirdly, the suburban rural areas of Shenyang are selected as the research object because the author studied in Northeast University in Shenyang during the five-year undergraduate stage and the two-year master's stage. We have carried out a lot of investigation and research work in Shenyang, and have a certain understanding of the social economy, administrative division and cultural environment of Shenyang. Fourth, taking Yinjia subdistrict as the research object, because the proportion of agricultural land transfer in Yinjia subdistrict is much higher than the national average, which is helpful to carry out relevant research on land transfer.

The characteristics and originality of this study are mainly reflected in the following two points. First, this study takes the basic unit of living space and village in rural areas as the research object. The author believes that even the adjacent villages in the same Township

administrative region may lead to different promotion of land transfer due to the historical, social, economic, geographical, transportation and other reasons of the village. Therefore, taking villages as the object to analyze the background, reality, influencing factors and topics of land transfer is the basis of rural land transfer cognition. Second, this study combines the land transfer with the historical and social characteristics of the village, as well as the residential trend of residents. The author believes that the rural area is a complex of the people (registered residence, occupants, households, families) and space (buildings, land, environment) and Society (daily residents' communication, life, production organization, administrative organization etc.) in the rural area. When studying rural areas from the perspective of rural planning, it is very important to comprehensively analyze the relationship between people, space and society.

In the future, the author will further carry out relevant research on the basis of the research results obtained in the doctoral stage.

August 2021, Zhang Ran

論文概要

論文題目

中国東北地方の農村集落における土地流転の実態と土地利用調整課題に関する計画学的研究
—瀋陽市尹家街道の事例研究を中心として—

1. 研究の背景・目的

中国農村の社会経済状況は、1949年の新中国成立後の約70年間、特に1978年改革開放政策実施後の約40年間にわたり、都市化・近代化の進行に伴い劇的な変化を遂げてきた。その過程の中で総人口に占める農村住民の割合が1949年の89.4%から2019年の39.4%まで減少し、自然村レベルの集落が1990年の377.3万から2019年の251.3万まで減少し、第一次産業総生産の国内総生産に占める割合が1978年の92.4%から2019年の58.5%まで減少した。

それを背景に、中国政府は食糧安全保障と農業の近代化・大規模化を求める為に、1980年代半ばから農村地域、特に食糧生産地域で農地流転(農地流動化)と新型農業経営モデルの構築を促し、農村部の宅地・集団建設用地の有効利用と生活環境の維持・改善を求めるために、2000年前後から宅地と集団建設用地の土地流転(土地流動化)の方策を模索している。また、中国の流動人口数は2014年にピークを迎えその後減少に転じており、今後大都市への人口集中を主流とする時代から地方定住志向が高まる時代へと転換することが予想される。

それを背景に、農業生産と居民点の居住利用が安定化している農村地域において、如何に地域住民の居住動向と住民・組織の需要に応じて、土地流転を促すことによって土地利用管理の担い手を確保し、生活環境の維持・改善を求めるかが農村計画上の重要な課題となっている。しかし一方で、従来の中国の農村計画はトップダウン型の計画で、農村計画の理論構築が遅れており、ボトムアップの視点から農村部の変動を認識して計画に反映する意識が薄い。

本研究は、建築学をベースとした農村計画的視点から、中国農村の土地流転に着目し、農村集落及びその関連地域(周辺集落・周辺地域)における住民の居住動向と土地の所有・利用・経営の歴史的・社会的展開及び最近の動向の分析を通じて、集落レベルでの土地流転の実態、特徴及び今後の土地利用調整に関する計画課題を明らかにし、集落の地域的性格及び住民・組織の需要を尊重した農村計画の理論構築ための基礎的知見を得ようとするものである。その点に本研究の独自性があると考えている。

2. 論文の構成と各部分の概要

論文は序章、本論2編(位置づけ論、実態認識論)、終章から構成されている。

序章では、研究の背景・目的、基礎用語、意義と着眼点、論文構成、調査対象と研究方法等を整理し、中国の農村計画体系、農村土地利用計画体系の階層別(国レベル、省レベル、地レベル、県レベル、郷レベル、集落レベル)の機能と役割を考察し、集落計画・集落土地利用計画は主にゾーニングレベルの計画であり、土地利用調整による担い手の確保、さらに生活環境の維持・運営に関する仕組みを整備する意識が薄く、関連する内容を追加すべきと指摘した。

第一編(第1章-第2章)は、「研究の位置づけ論」で、研究対象地域の位置づけと、本研究の学術的位置づけを論じた。第1章では、日中比較の視点からみた中国における農村土地流転に関する制度策定・制度改革の経緯、各地の土地流転促進のための取り組み、土地流転の展開状況と地域的差異等の考察を行い、制度・実践・実態の3つの側面から中国農村の土地流転の全体像とその特徴を把握し、研究対象地域である瀋陽市尹家街道の位置づけを明らかにした。

第2章では、中国と日本の学界に着目し、建築学をベースとした農村計画学及び関連諸学における農村土地流転・農村集落計画に関する既往研究の主要な論点を把握し、建築学分野の役割と特徴を指摘した。また、本研究は自然村レベルでの農村集落を対象にして、地域住民の居住動向と集落レベルの土地利用調整を結び付けて分析することが特徴であると強調した。

第二編(第3章-第6章)は、「土地流転の実態認識論」で、急速に土地流転の進む瀋陽市尹家街道内の15の農村集落を対象に、土地流転の実態とその展開論理を考察し、土地利用調整課題の展望を行った。**第3章**は、「街道レベル(郷級行政区、日本の行政町に相当)の農地流転の実態認識論」で、集落の土地利用の歴史的・社会的・経済的・民族的性格、住民の居住動向、有力農家形成の有無、行政機能、位置と地形などが土地流転の展開状況に影響を与え、隣接集落であっても、土地利用調整上の実態と課題が異なるという認識から考察を進めた。ここでは、尹家街道の農地流転に関する情報・統計データ及び、事例集落の代表者に対するヒアリング調査から、街道レベルでの農地流転の全体像を把握した。その上で、農地流転の仕組みに基づき、15集落を集落外貸出型(離農者の農地が主に集落外の農家又は農民專業合作社に貸出された9集落)、集落内集積型(離農者の農地が主に集落内の農家によって吸収された5集落)、企業参入型(離農者の農地が主に農業企業に貸出された1集落)の3つのタイプに類型化し、尹家街道全体の農地利用動向と今後の課題の展望を行い、土地地用管理の継続における類型別集落の機能と役割を踏まえた街道の土地利用計画策定の必要性を主張した。

第4章～第6章は、「集落レベルの土地流転の実態認識論」で、類型ごとの集落の代表例を対象に、考察を進めた。第4章は、「ケーススタディ1」で、集落内集積型・茨楡坨集落を事例として考察を進めた。茨楡坨集落は清朝に開拓された漢民族集落で、約150年の歴史を持つ。1990年代半ばより、農家の離農離村の増加に伴い有力農家が形成され、集落内では農地集積と農家の農業経営規模の階層分化及び、少量の宅地流転が展開されてきた。本章では、全ての在籍農家を小規模農家、規模拡大農家、大規模農家、離農農家の4つのタイプに分類して、姓氏家系関係、生産隊・村民小組の所属関係、及び集落間の農地流転状況の3つ側面から農地流転の実態とその展開論理を考察し、さらに農地と宅地での土地利用管理における階層別農家の志向を把握し、集落の土地利用動向を考察した。最後に、階層別農家それぞれの志向を尊重した集落計画・集落土地利用計画の策定が今後の課題であると指摘した。

第5章は、「ケーススタディ2」で、集落外貸出型・曙光集落を事例として考察を進めた。曙光集落は人民公社期の1970年代に開拓された朝鮮族集落で、約50年の歴史を持つ。集落の居住者は主に瀋陽市内の農村地域から集団移転で入植した朝鮮族であり、集落の土地は元々隣接する漢民族集落の農地であった。1990年代半ばから韓国或いは大都市への長期出稼ぎと挙家離村が増加しつつあり、大規模な農地流転と宅地流転が展開し、近年ほぼすべての農地と宅地の利用管理は集落外からの主体が行っている。本章では、まず農地と宅地での土地流転の経緯、仕組み、土地利用管理の担い手構成を考察した。次に土地の権利調整の歴史、地域社会的特徴、農村土地制度、住民・組織の土地需要の変化、土地流転仕組みの整備の5つの側面から、土地流転を可能にする要因を検討した。さらに、当面土地利用管理の継続が可能となっているが、今後土地利用管理の担い手における多様な選択肢を設定して、土地流転の仕組みを強化することが必要であると指摘した。

第6章、「ケーススタディ3」では、唯一の企業参入型・尹家集落を事例として考察を進めた。尹家集落は清朝に開拓された漢民族集落で、街道の中心集落である。2007年から企業の農業参入が展開され、2019年時点では全210haの農地のうち、企業に集積された農地は約180ha(86%)に至った。また、集落西北部の宅地も企業に貸出された。本章では、企業によって経営管理されている農地の利用実態とその課題を考察し、今後農地管理部門、企業、生産者の3者の協力によって、農地の有効利用と運営状況の改善を求めることが必要であると指摘した。その後、集落の居住者の構成と職住関係を考察し、宅地の居住利用の継続を求める為に、集落内・周辺地域内に就職機会の提供、宅地需要のある者の受け皿の整備が重要であると述べた。

結章では、結論として各章の知見をまとめ、事例研究に基づき、建築系農村計画学的視点からみた郷級行政区及び集落レベルでの土地流転の認識方法を提示した。また、農村住民の離農離村が進む中で、土地流転(土地利用調整)による宅地の居住利用及び農業生産の継続、さらに生活環境の維持・改善を目指している農村地域において、街道(郷・鎮)レベル・集落レベルの農村(土地利用調整)計画の策定手法を提案した。さらに、それを発展させて、国土空間・生活空間の段階的空間構成に応じた土地流転の認識手法と農村計画の策定手法を展望した。

中国東北地方の農村集落における土地流転の実態と土地利用調整

課題に関する計画学的研究

—瀋陽市尹家街道の事例研究を中心として—

| | |
|----------------------------------|----|
| はしがき | I |
| 論文概要 | v |
| 目次 | ix |
| 序章 研究の概要・目的・方法 | 1 |
| 0-1 研究の背景・目的 | 3 |
| 0-1-1 統計データからみた中国農村の社会経済状況とその動向 | 3 |
| 0-1-2 中国農村の土地流転の展開概況とその影響 | 5 |
| 0-1-3 近年中国農村計画制度の改革と問題の所在 | 6 |
| 0-1-4 本研究の着眼点と目的 | 7 |
| 0-2 日中における農村計画研究の展開と本研究の意義 | 8 |
| 0-2-1 日中における農村計画研究の展開と本研究の位置づけ | 8 |
| 1. 中国における農村計画体系の展開と当面の課題 | 8 |
| 2. 日本における建築系農村計画研究の展開とその啓発 | 11 |
| 3. 日中比較からみた本研究の位置づけ | 14 |
| 0-2-2 中国農村の土地流転における問題の所在と本研究の着眼点 | 15 |
| 0-2-3 本研究の意義 | 18 |
| 1. 集落土地利用計画・集落計画の理論構築に役立つ知見の獲得 | 18 |
| 2. 集落計画・農村計画における集落の分類に役立つ知見の獲得 | 19 |
| 0-3 基本概念・基本用語の定義と取り扱う方法 | 20 |
| 0-3-1 中国農村の集団所有土地 | 20 |
| 0-3-2 中国農村の土地流転 | 21 |
| 0-3-3 土地利用管理の担い手 | 23 |
| 0-3-4 中国東北地方 | 23 |
| 0-3-5 中国の行政区分と研究対象のスケール | 26 |
| 0-3-6 集落・集落域・居民点 | 27 |
| 0-4 研究対象・研究方法と論文の構成 | 28 |
| 0-4-1 調査対象地域の特徴と位置づけ | 28 |
| 0-4-2 研究方法と調査内容 | 31 |
| 0-4-3 論文の構成と各部分の概要 | 33 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1編 農村の土地流転における関連法制度動向・展開概況と既往研究成果 | 39 |
| —農地流転・農地流動を中心にして—（位置づけ論） | |
| 第1章 日中比較からみた農村の土地流転の関連法制度動向と展開概況 | 41 |
| —農地流転・農地流動を中心にして— | |
| 1-1 はじめに | 43 |
| 1-1-1 本章の目的 | 43 |
| 1-1-2 本章の概要 | 43 |
| 1-2 日本農村の農地流動における関連法制度動向と展開概況 | 45 |
| 1-2-1 農地法制度の展開と農地流動の関連法制度動向 | 45 |
| 1. 近世・近代における農地法制度の展開と農地所有の変遷 | 45 |
| 2. 現代における農地法制度の展開と農地流動の関連法制度動向 | 46 |
| 1-2-2 農地流動の展開概況 | 50 |
| 1. 日本全土の農地流動比率とその段階的特徴 | 50 |
| 2. 農業経営体の構成と展開 | 54 |
| 3. 農地流動の地域的差異 | 56 |
| 1-3 中国農村の農地流転における関連法制度の動向と展開概況 | 58 |
| 1-3-1 農地法制度の展開と農地流転の関連法制度の動向 | 58 |
| 1. 人民公社期解体前までの農地法制度の展開と農地所有の変遷 | 58 |
| 2. 人民公社解体後の農地法制度の展開と農地流転の関連法制度動向 | 58 |
| 1-3-2 農地流転の展開概況 | 60 |
| 1. 中国全土の農地流動比率 | 60 |
| 2. 農業担い手の構成と展開 | 60 |
| 3. 農地流動の地域的差異 | 61 |
| 1-4 まとめと考察 | 62 |
| 1-4-1 本研究の制度上の位置づけ | 62 |
| 1-4-2 瀋陽市尹家街道の特徴と位置づけ | 62 |
| 第2章 関連諸学における農村の土地流転に関する既往研究成果 | 65 |
| —農地流転・農地流動を中心にして— | |
| 2-1 はじめに | 67 |
| 2-1-1 本章の目的 | 67 |
| 2-1-2 本章の概要と文献調査の方法 | 67 |
| 2-2 日本の学界における農地流動に関する関連諸学の既往研究成果 | 69 |

| | | |
|---|-----------------------------------|-----------|
| 2-2-1 | 農地流動研究の関連諸学 | 69 |
| 2-2-2 | 日本における農地流動の実態・動向と仕組みに関する研究..... | 69 |
| 2-2-3 | 日本における農地流動の影響要因に関する研究..... | 69 |
| 2-2-4 | 日本における農業担い手の育成・確保に関する研究..... | 69 |
| 2-2-5 | 中国の農地流転に関する研究 | 69 |
| 2-3 | 中国の学界における農地流転に関する関連諸学の既往研究成果..... | 73 |
| 2-3-1 | 農地流転研究の関連諸学 | 73 |
| 2-3-2 | 中国における農地流転の実態・動向と仕組みに関する研究..... | 73 |
| 2-3-3 | 中国における農地流転の影響要因に関する研究..... | 73 |
| 2-3-4 | 中国における農業担い手の育成・確保に関する研究..... | 74 |
| 2-4 | まとめと考察 | 75 |
| | | |
| 第2編 瀋陽市尹家街道の農村集落における土地流転の実態と仕組み（実態認識論） | | 77 |
| | | |
| 第3章 農地の土地流転による集落の類型化とその仕組み..... | | 79 |
| —瀋陽市尹家街道の場合— | | |
| | | |
| 3-1 | はじめに | 81 |
| 3-1-1 | 研究課題の設定..... | 81 |
| 3-1-2 | 現地調査と考察..... | 82 |
| 3-2 | 尹家街道の概況と特徴..... | 83 |
| 3-2-1 | 尹家街道の概況..... | 84 |
| 3-2-2 | 研究対象地域としての特徴..... | 84 |
| 3-3 | 農地流転と集落の類型化の概況..... | 86 |
| 3-3-1 | 農地流転の概況..... | 86 |
| 3-3-2 | 集落の類型化の概況..... | 87 |
| 1. | 稲作集落..... | 87 |
| 2. | 畑作集落..... | 88 |
| 3-4 | 集落類型別の農地流転の仕組みの考察..... | 90 |
| 3-4-1 | 集落内集積型..... | 90 |
| 1. | 農地流転の仕組み..... | 90 |
| 2. | 事例紹介..... | 90 |
| 3-4-2 | 集落外貸出型..... | 90 |
| 1. | 農地流転の仕組み..... | 90 |
| 2. | 事例紹介..... | 91 |

| | | |
|------------|--|------------|
| 3-4-3 | 企業参入型..... | 91 |
| 1. | 農地流転の仕組み..... | 91 |
| 2. | 事例紹介..... | 92 |
| 3-5 | 集落の類型化からみた集落・街道の計画課題..... | 93 |
| 3-6 | まとめと展望..... | 95 |
| 第4章 | 集落内集積型集落・農家の階層分化からみた土地利用の実態とその課題..... | 99 |
| | —茨楡坨集落(漢民族集落)を事例に— | |
| 4-1 | はじめに..... | 101 |
| 4-1-1 | 研究課題の設定..... | 101 |
| 1. | 歴史的・制度的背景と問題の所在..... | 101 |
| 2. | 農家の階層区分の意味..... | 102 |
| 3. | 課題の設定..... | 102 |
| 4-1-2 | 現地調査と考察..... | 103 |
| 4-2 | 茨楡坨集落の概況と特徴..... | 105 |
| 4-3 | 農地流転及び農家階層分化の実態とその特徴..... | 107 |
| 4-3-1 | 農地流転及び農家階層分化の概況..... | 107 |
| 4-3-2 | 集落内の農地流転及び農家階層分化の実態とその特徴..... | 108 |
| 1. | 姓氏家系関係からの考察..... | 108 |
| 2. | 生産隊・村民小組の所属関係からの考察..... | 110 |
| 4-3-3 | 集落間での農地流転の実態とその特徴..... | 111 |
| 4-4 | 階層別農家による農地及び宅地の利用実態とその意向..... | 113 |
| 4-4-1 | 小規模農家..... | 113 |
| 4-4-2 | 規模拡大農家..... | 113 |
| 4-4-3 | 大規模農家..... | 114 |
| 4-4-4 | 離農農家..... | 114 |
| 4-5 | 土地利用管理の継続という視点からの考察..... | 117 |
| 4-6 | まとめと展望..... | 119 |
| 第5章 | 集落外貸出型集落・農地と宅地での土地流転を支える要因と今後の課題..... | 123 |
| | —曙光集落(朝鮮族の開拓集落)を事例に— | |
| 5-1 | はじめに..... | 125 |
| 5-1-1 | 研究課題の設定..... | 125 |
| 5-1-2 | 現地調査と考察..... | 126 |

| | | |
|------------|---|------------|
| 5-2 | 曙光集落の概況と特徴..... | 127 |
| 5-2-1 | 曙光集落の概況..... | 127 |
| 1. | 集落の位置..... | 127 |
| 2. | 集落の空間構成..... | 127 |
| 3. | 住民組織..... | 128 |
| 5-2-2 | 研究対象地域としての特徴..... | 129 |
| 5-3 | 土地流転の歴史的・制度的・社会的背景..... | 130 |
| 5-3-1 | 土地の所有権の変遷..... | 130 |
| 5-3-2 | 土地の利用権の変遷・移転—二権分離から三権分離へ—..... | 131 |
| 5-3-3 | 入植者と周辺集落・周辺地域との関係..... | 133 |
| 5-4 | 土地流転の実態と土地流転を支える要因..... | 134 |
| 5-4-1 | 農地流転の実態と農地流転を支える要因..... | 134 |
| 1. | 農地流転の展開経緯とその仕組み..... | 134 |
| 2. | 農地利用の担い手の構成とその特徴..... | 134 |
| 3. | 農地流転を支える要因の考察..... | 136 |
| 5-4-2 | 宅地流転の実態と宅地流転を支える要因..... | 136 |
| 1. | 在籍者の在住状況と宅地保有の概況..... | 136 |
| 2. | 宅地流転の展開経緯とその仕組み..... | 141 |
| 3. | 宅地利用管理の担い手の構成とその特徴..... | 142 |
| 4. | 宅地流転を支える要因の考察..... | 144 |
| 5-5 | 土地流転の比較分析と集落全体の土地利用動向の考察..... | 145 |
| 5-6 | まとめと展望..... | 147 |
| 第6章 | 企業参入型集落・農地と宅地での土地利用の実態・変化及びその課題..... | 151 |
| | —尹家集落(漢民族集落)を事例に— | |
| 6-1 | はじめに..... | 153 |
| 6-1-1 | 研究課題の設定..... | 153 |
| 6-1-2 | 現地調査と考察..... | 153 |
| 6-2 | 尹家集落の概況と特徴..... | 155 |
| 6-2-1 | 尹家集落の概況..... | 155 |
| 1. | 集落の位置..... | 155 |
| 2. | 空間構成の現状..... | 155 |
| 3. | 在籍者の戸数・人口と離村が概況..... | 156 |
| 6-2-2 | 研究対象地域としての特徴..... | 157 |
| 6-3 | 企業の農業参入経緯と農地利用の実態..... | 158 |

| | | |
|-----------------------------|------------------------------------|------------|
| 6-3-1 | 企業の農業参入経緯と農地利用の概況..... | 158 |
| 6-3-2 | 花卉卸売企業に集積された農地の利用実態..... | 158 |
| 1. | 花卉基地建設の背景・経緯と農地の2次流転..... | 158 |
| 2. | 政府による監督の強化とビニールハウスの撤去..... | 160 |
| 3. | 花卉卸売企業による花卉基地の運営管理の実態..... | 160 |
| 4. | 花卉・植木生産者による農地利用の実態..... | 161 |
| 6-3-3 | 観光企業に集積された農地の利用実態..... | 162 |
| 1. | 恒大高科技農業プロジェクトの背景と位置づけ..... | 162 |
| 2. | 計画と開發現状..... | 162 |
| 6-4 | 宅地の利用者の構成と宅地利用の実態・動向..... | 164 |
| 6-4-1 | 宅地利用者の構成と宅地利用の概況..... | 164 |
| 6-4-2 | 職住関係から見た宅地利用の実態..... | 165 |
| 6-5 | まとめと展望..... | 167 |
| 6-5-1 | まとめ..... | 167 |
| 6-5-2 | 展望..... | 168 |
| 結章 本研究の結論・考察・提言..... | | 171 |
| 7-1 | 各章の知見・結論のまとめ..... | 173 |
| 7-1-1 | 本研究の目的・課題意識・研究仮設の振り返り..... | 173 |
| 7-1-2 | 各章の知見・結論..... | 174 |
| 7-2 | 考察：建築系農村計画学的視点からみた土地流転の認識方法..... | 178 |
| 7-2-1 | 郷級行政区における土地流転の実態認識手法..... | 178 |
| 7-2-2 | 集落における土地流転の実態認識手法..... | 179 |
| 7-2-3 | 国土空間の段階的構成に応じたボトムアップ型認識手法の展望..... | 180 |
| 7-3 | 提言：「人口移動と土地流転を背景とした農村計画策定の提言」..... | 182 |
| 7-3-1 | 郷(郷・鎮・街道)レベルの農村計画策定の提言..... | 182 |
| 7-3-2 | 集落レベルの農村計画策定の提言..... | 183 |
| 7-3-3 | 国土空間の段階的構成に応じた農村計画策定の提言..... | 184 |
| 図・表リスト..... | | 185 |
| 既発表論文・計画書等業績のリスト..... | | 189 |
| 資料編 現地調査の資料・写真..... | | 193 |
| 謝辞..... | | 215 |

序章

研究の概要・目的・方法

序章 研究の概要・目的・方法

| | | |
|-------|----------------------------------|----|
| 0-1 | 研究の背景・目的..... | 3 |
| 0-1-1 | 統計データからみた中国農村の社会経済状況とその動向..... | 3 |
| 0-1-2 | 中国農村の土地流転の展開概況とその影響..... | 5 |
| 0-1-3 | 近年中国農村計画制度の改革と問題の所在..... | 6 |
| 0-1-4 | 本研究の着眼点と目的..... | 7 |
| 0-2 | 日中における農村計画研究の展開と本研究の意義..... | 8 |
| 0-2-1 | 日中における農村計画研究の展開と本研究の位置づけ..... | 8 |
| 1. | 中国における農村計画体系の展開と当面の課題..... | 8 |
| 2. | 日本における建築系農村計画研究の展開とその啓発..... | 11 |
| 3. | 日中比較からみた本研究の位置づけ..... | 14 |
| 0-2-2 | 中国農村の土地流転における問題の所在と本研究の着眼点..... | 15 |
| 0-2-3 | 本研究の意義..... | 18 |
| 1. | 集落土地利用計画・集落計画の理論構築に役立つ知見の獲得..... | 18 |
| 2. | 集落計画・農村計画における集落の分類に役立つ知見の獲得..... | 19 |
| 0-3 | 基本概念・基本用語の定義と取り扱う方法..... | 20 |
| 0-3-1 | 中国農村の集団所有土地..... | 20 |
| 0-3-2 | 中国農村の土地流転..... | 21 |
| 0-3-3 | 土地利用管理の担い手..... | 23 |
| 0-3-4 | 中国東北地方..... | 23 |
| 0-3-5 | 中国の行政区分と研究対象のスケール..... | 26 |
| 0-3-6 | 集落・集落域・居民点..... | 27 |
| 0-4 | 研究対象・研究方法と論文の構成..... | 28 |
| 0-4-1 | 調査対象地域の特徴と位置づけ..... | 28 |
| 0-4-2 | 研究方法と調査内容..... | 31 |
| 0-4-3 | 論文の構成と各部分の概要..... | 33 |

0-1 研究の背景・目的

統計データからみた中国農村の社会経済状況とその動向を踏まえて、中国農村の「土地流転」(土地流動化)^①の展開概況、及び近年の中国の農村計画制度の改革と問題の所在を分析して、本研究の着眼点と目的を述べる。

0-1-1 統計データからみた中国農村の社会経済状況とその動向

1949年の新中国成立後の約70年間、特に1978年改革開放政策実施後の約40年間にわたり、中国農村の社会経済状況が劇的な変化を遂げてきた。ここでは、以下の3点から考察する。

①総人口に占める農村人口の割合及び農村から都市への人口移動から見ると、以下のことが分かった(図0-1)。1949年の総人口に占める農村人口の割合が89.4%で、1978年には82.1%へと少し減少し、2019年には39.4%(5.52億人)へと大幅に減少した。改革開放政策実施後、総人口に占める農村人口の割合の急速な減少の主な原因の1つは都市部への人口移動である。そして、1990年代から2010年代までの時期は、農村から都市への人口移動が最も活発な時期であり、2014年に流動人口^②数は2.53億人(総人口の18.5%)でピークを迎え、その後は4年連続で減少し、2019年には2.36億人(総人口の16.9%)となった。その理由としては、早期の流動人口における還流者(いわゆる、Uターン者、Jターン者)が増加していると同時に、地元定住志向を持つ者も増加していることが挙げられる^③。

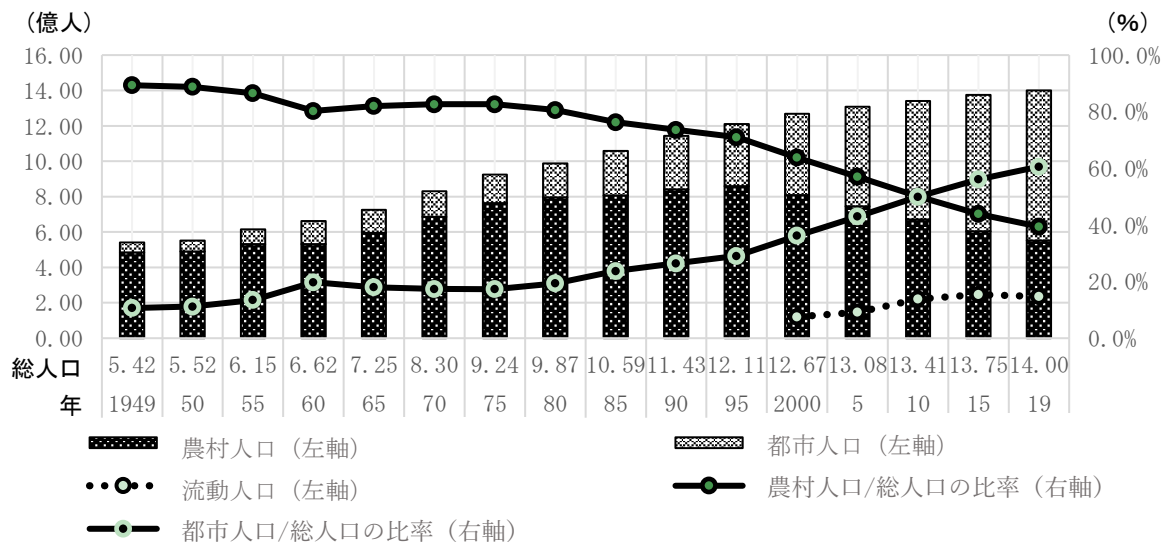


図0-1 中国の農村人口の人口数と総人口に占める農村人口の割合

出典:「中国統計年鑑2020」の「2-1人口数及構成」と「2-3流動人口数」より、中国の国家統計局のホームページから入手、<http://www.stats.gov.cn/tjsj/nds/2020/indexch.htm> (2021.8.26参照)

① 中国語の「土地流転」は、土地の使用権の移転を意味する。0-3-2で詳述する。

② 「流動人口」は戸籍所在地の県・市・市轄区を離れ、仕事や生活を目的として異郷に居住する成人を指す

③ 「流動人口減少の意味は」、北京青年報、http://epaper.yynet.com/html/2018-12/24/content_314894.htm?div=-1

また、2017年全国流動人口動態監測調査データによると、初期の人口移動は1人の家族構成員又は夫婦2人での移動が主流であったが、近年全ての流動人口の約7割は、転入先地域への家族全員の転入が実現されている。そして、近年は家族単位での移動が主流となっていることが分かった(扈新強)¹。

②第一次産業総生産と農村部の就業人口から見ると、以下のことが分かった(図0-2, 図0-3)。新中国成立後、工業化・都市化の進展に伴う国内総生産に占める第一次産業総生産の割合が減少し続けており、1952年には50.5%であったが、2019年には7.1%まで減少した。また、農村部の就業人口のうち、第一次産業就業人口の割合が減少しつつあり、1978年には92.4%(28318万人)であったが、2019年には58.5%(19445万人)となった。

上記の大規模な人口移動と第一次産業の経済的価値及び従業者数の減少の中で、食糧安全保障と農村部の生活・生産・生態環境の維持を求めめるために、農地流転(農地集積)を促すことによって農業担い手を確保し、農業の大規模化・近代化、及び農業従事者の所得増加を求めることが課題となっている。

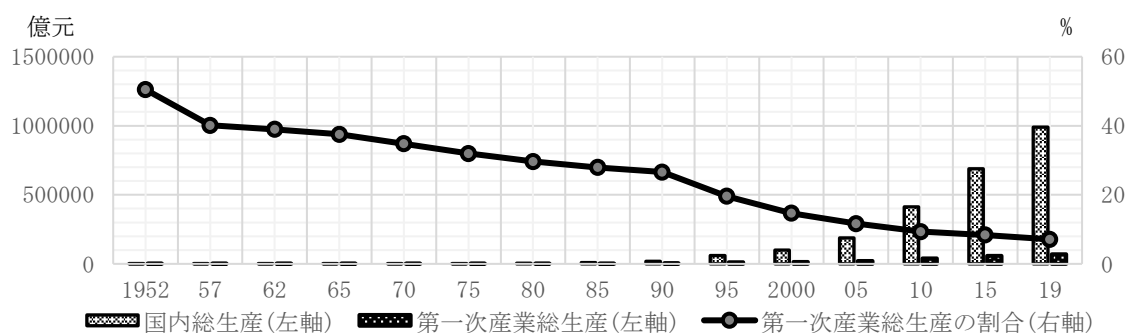


図0-2 国内総生産に占める第一次産業総生産の割合

出典: 「中国統計年鑑2020」の「3-1 国内生産総値」より、中国の国家統計局のホームページから入手、<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2020/indexch.htm> (2021.8.26 参照)

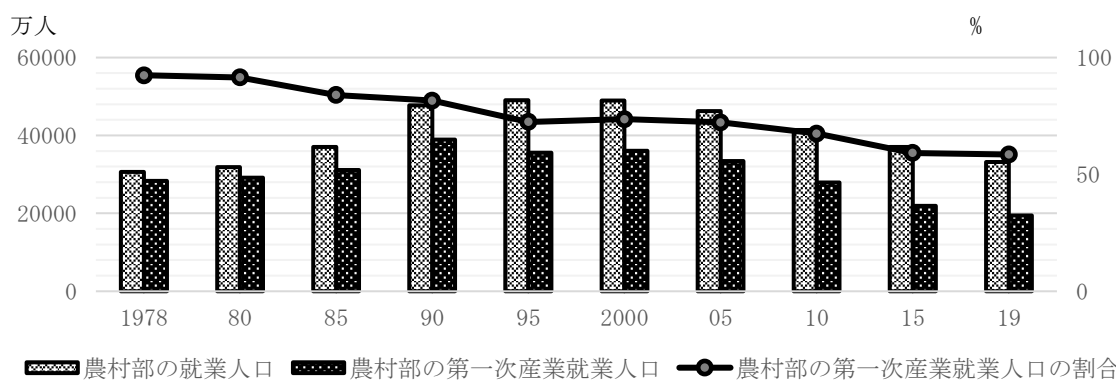


図0-3 農村部の就業人口と第一次産業就業人口の割合

出典: 「2020年中国農村統計年鑑」(国家統計局農村社会経済調査司編)の「3-1 全国郷村人口和郷村就業人員情況」, pp. 31.

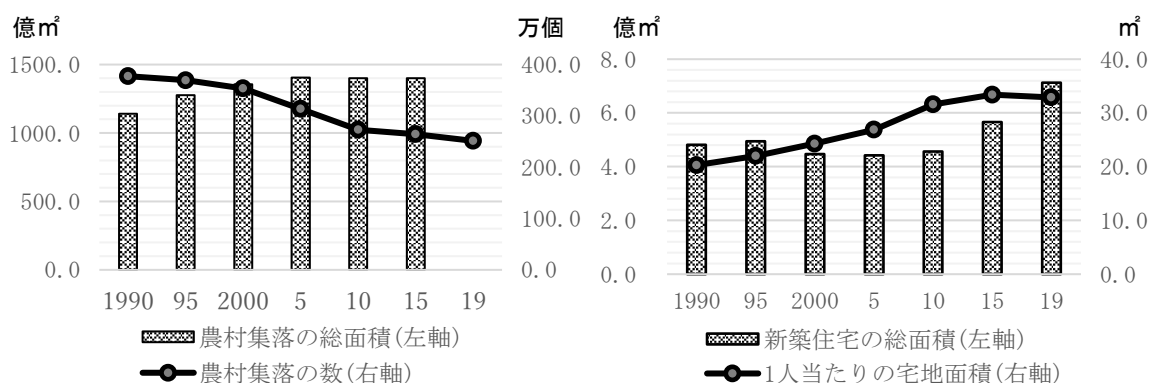


図0-4 農村集落の総面積と数 図0-5 集落内の新築住宅と1人あたり宅地の面積

出典:「2020年中国城郷建設統計年鑑」の村鎮部分の「3-1-5 全国曆年村庄基本狀況」より、中国の住房和城郷建設部のホームページから入手、<http://www.mohurd.gov.cn/xytj/tjzljxsxytjgb/jstjnj/> (2021.8.26 参照)

③農村集落の数・総面積と集落内の新築住宅の総面積から見ると、以下のことが分かった(図0-4, 図0-5)。都市近郊農村地域における都市開発の進行と、都市から遠方の農村地域における農村人口の都市部への人口移動と挙家離農者の増加に伴い、1990年代半ばより自然村レベルでの集落の数が減少し続けている。1990年の集落の数は377.3万だた、2019年には251.3万個となり、約30年間の間に約126万の自然村レベルの集落が消滅した。しかしその一方で、農村人口の居住環境改善などにより新築住宅が建設され、1人当たりの宅地面積と全国の農村集落の総面積が増加しつづけている。さらに、家族単位での移動の増加に加え、農村部では「空心村」問題、空き家・空き地の利活用問題、宅地の有効利用問題等が深刻化し続けている²。

0-1-2 中国農村の土地流転の展開概況とその影響

上記の社会的・経済的変動の中で、中国政府は食糧安全保障と農業の近代化・大規模化を目的として、1980年代半ばから農村地域、特に食糧生産地域で農家の離農に伴う「農地の土地流転」(農地の流動化を指す中国語。以下、農地流転)^①と新型農業経営モデルの構築を促しており、特に近年この動きが活発化している³。中国農業農村部の統計データによれば、2016年の中国全土の農地流転比率は35.1%に上った^②。また、農村部の宅地・集団建設用地の有効利用

①中国では、農地の権利は所有権、請負権、経営権(使用権に相当する)の三権に分置され、「農地の土地流転」は農地の経営権の移転を意味する。

農地流転については、近年ほとんどの農村地域では、地元の状況に応じた農地流転の仕組みと新たな農業経営のモデルが構築されている。例えば、温州の“食糧大戸転包”モデル、上海松江の“家庭農場”モデル、寧夏平羅の“土地信用合作社”モデル、山東寧陽の“株式+合作”モデル、重慶の“股田制公司”モデル、福建三明の“請負経営権抵当”モデル等が挙げられる。その内、温州の“食糧大戸転包”モデルと上海松江の“家庭農場”モデルが最も一般的なモデルである(出典:参考文献1)。

② 農地流転比率及び農地集積状況は、土流網参考、<https://www.tuliu.com/data/nationalProgress.html>。

と生活環境の維持・改善を求めするために、2000年前後から挙家離村者の「住宅地の土地流転」(以下、宅地流転^①)と集団建設用地の土地流転も徐々に推進されている⁴⁻⁵。

そのため、中国農村では、人と土地との繋がりが大きく変化し、土地利用管理の仕組みにおける地域間・集落間の違いも大きくなっている。

0-1-3 近年中国農村計画制度の改革と問題の所在

2019年以前、中国の急速な都市化の進行を支える都市農村計画制度には、「土地利用計画」^②、「都市農村計画」^③、「主体機能区計画」^④等の各種の制度が存在し、内容が重複して衝突し、審査の流れが複雑で周期が長く、且つ地方計画の朝令暮改等の問題が存在する。この状況を改善するために、2019年5月に中国共産党中央と国務院(中央政府)は各地の環境条件に沿った開発や土地の有効利用に向けた「国土空間計画体系」の策定と実施に向けた政策意見を発表した^⑤。それによって、農村地域は「多計画」下の共同管理のモデルから、農村部の国土空間を対象とした全要素計画管理のモデルに移行し始めた。

しかし現在、「農村空間計画体系」^⑥策定の在り方はまだ不明確であり、模索中である。そして、これまでの「農村計画」はあくまでも政府の社会経済発展計画に対応した土地・空間上の計画であり、且つ下位計画は主に上位計画の目標・戦略を実現する為の計画で(いわゆる、トップダウン型の計画)、農村集落・農村地域自身の土地・空間の利用管理の論理の解明、及びこれらの論理(地域性)に従って農村空間計画を策定する意識は薄いことが明らかである^⑥。

① 宅地流転は主に①政府主導の下の流転(政府主導型流転)、②同じ農民集団組織の構成員間の流転(自発型流転、合法的な流転)、③農民集団組織外の人或いは組織は、法律で認められずに、該当農民集団組織の構成員の住宅を賃借或いは購入することによって、住宅地の使用权を獲得する(自発型流転、隠形流転とも言われ、現行の「農村宅基地管理弁法」第8条の規定に違反するが、普遍的に存在している)という3種類がある(出典:参考文献2)、参考文献3)。

② 「土地利用計画」は、全国、省級、地級、県級、郷級の5つのレベルで作成される。

③ 「都市農村計画」は、都市農村システム計画、都市計画、鎮計画、郷計画、村計画に分けられる。都市農村システム計画は、全国、省級、地級、県級、郷級、村級の6つのレベルに分けて策定される。

④ 「主体機能区計画」は、合理的な経済配置に関する要求に基づき、開発秩序を規範化し、開発ペースをコントロールし、効率良い、調和の取れた持続可能な国土開発の枠組みを構築することを目的とする計画である。主体機能区計画は、全国、省級の2つのレベルで作成される。

⑤ 「中共中央 国務院关于建立国土空間計画体系并監督實施的若干意見」、中華人民共和國中央人民政府のホームページ参考、http://www.gov.cn/zhengce/2019-05/23/content_5394187.htm (2021.7.13 参照)。

国土空間計画は、全国、省級、地級、県級、郷級、村級の6つのレベルに分けて策定される。国土空間計画は今後さまざまな開発・保護を進める上での基礎となる。

⑥ ここでは、「国土空間計画体系」の下の農村計画は「農村空間計画」と呼ばれ、「都市農村計画体系」の下の「農村計画」と区別する。

こうした状況の中で、農村空間計画体系の計画対象の下位、即ち集落域・郷域^①レベルの農村地域にとって、上位計画及び地域政府の要求も含めて、地域自身の歴史的・社会的性格及び、地域住民や組織の需要・意向の動向から、農村集落・農村地域における土地・空間の利用管理の展開論理及び今後の課題を明らかにした上で、集落・地域の特性を尊重した農村計画(トップダウン+ボトムアップ型^②の計画)の策定及びその理論構築が課題となっている。

0-1-4 本研究の着眼点と目的

上記のことを背景に、本研究は土地流転が活発に展開している中国の農村地域に着目し、主にボトムアップ型の視点から土地流転の展開実態及びその背景、実態、実現要因等を把握する上で、農村地域内の社会変動、土地空間の利用管理の実態・変動、及び地域住民や組織の需要を分析し、さらに農村地域の歴史的・社会的性格及び住民・組織の需要を尊重した農村計画の策定に関する基礎的知見を得ようとするものである。

本研究では、土地流転が急速に展開している中国瀋陽市の都市近郊農村地域・尹家街道を調査対象に、「農村住民の離農離村が進む中で、農業生産と居民点の居住利用が安定化している農村地域において、如何に地域住民の居住動向と住民・組織の需要に応じて、土地流転を促すことによって土地利用管理の担い手を確保し、さらに生活環境の維持・改善を求めるか」という課題意識の下で考察を進める。ここでは、建築学をベースとした農村計画(以下、建築系農村計画)^③的視点から、農村集落及びその関連地域(周辺集落・周辺地域)における住民の居住動向と土地の所有・利用・経営の歴史的・社会的展開及び最近動向の分析を通じて、集落レベル・郷レベルでの土地流転の実態、特徴及び今後の土地利用調整上の課題を明らかにする。

その上で、本研究の事例研究で得られた知見を発展させて、建築系農村計画学的視点からみた集落レベル・郷レベルでの土地流転の認識手法を提示する。さらに、今後国土空間計画制度の下で、集落レベル・郷レベルの農村計画において、集落の地域的性格及び住民・組織の需要を尊重した土地利用調整の手法・手順に関する提言を行った。

① 郷域は、行政管理の基礎単位である。郷レベルの行政区域は、郷・鎮・街道の3種類がある。

② 「ボトムアップ型計画」とは、対象区域内の各基礎的区域(下位区域)の実態と課題を詳細に把握した上で、その対策を反映させた計画であると筆者が考える。

③ 「建築系農村計画研究」のあり方は必ずしも明確ではないが、農業土木・農業経済・農政等の農学系の農村計画や造園学系の農村計画と比べると、建築系農村計画研究は住宅、集落、地域施設を研究対象として、生活と建築・空間の対応を捉え計画的視点から研究を進めることが特徴的である(山崎寿一、1998.6、「農村建築第106・107合併号」の巻頭文)。

0-2 日中における農村計画研究の展開と本研究の意義

0-2-1 日中における農村計画研究の展開と本研究の位置づけ

上記のように、2019年に中国共産党中央と国務院は国土空間計画体系の構築に向けた政策意見を発表し、そこから新しい空間計画制度の下で農村空間計画体系を構築することが課題となってきた。ここでは、まず1949年に新中国建国後の七十年間の農村計画体系の展開経緯を分析・考察し、当面中国が直面している主要な農村計画上の課題を明らかにする。その後、日本における建築系農村計画研究の展開の経緯を分析・考察し、中国の農村空間計画体系の構築への啓発を導く。さらに、上記を踏まえて、本研究の位置づけを述べる。

1. 中国における農村計画体系の変遷と当面の課題

中国では、2019年に国土空間計画体系が確立される前に、人居環境科学^①をベースとした農村計画はすでに70年間(1949~2019)発展してきた。そして、新中国建国から現在まで農村計画体系の発展過程は大きく4つの段階に分けられる(0-6)^②。

(1) 社会主義公有制の下での農村計画段階(1949-1980)

新中国成立後、国家資本を迅速に蓄積するために、農村部は「農業生産の安定を主とし、集団化及び全面的な協同化によって農業を現代化の道に導き、都市の工業化に原始資金の蓄積を提供する」と位置づけられた⁷。「農業生産の継続発展と社員生活の向上を促進するため、農業生産の発展を中核とした戦略に対応して各項計画を進めていく」という人民公社期の発展目標の下で、1958年9月に農業部は「全国各地では人民公社の全面的な計画の策定を行い、計画内

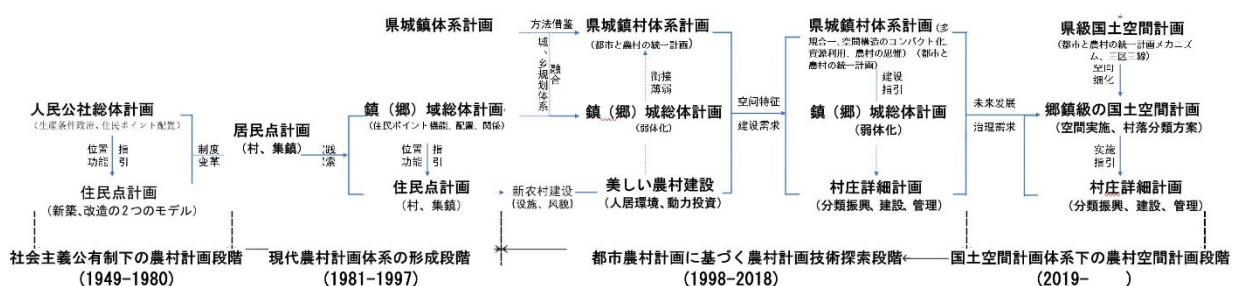


図0-6 中国における農村計画体系の発展過程^{注②}

① 「人居環境科学」は人間の集住を研究対象とし、人間と環境との関係を捉え計画的視点から学問を発展させる学科である。中国における人居環境科学分野の代表人物は吳良鏞(1922-、中国科学院と中国工程院の院士)である。

② 筆者の先輩である馮旭(神戸大学山崎研の卒業生、博士(工学)、中国農業大学副教授、高級都市計画師)は博士卒業後、数年にわたって中国における農村計画体系の展開とその特徴に関する研究を行っている。本研究における中国農村計画体系の把握は、馮旭からの教示による。

容は農林牧畜漁業のほか、土地の整地、道路の整備、新村の建設などにも関わる」という通知を出した⁸。

このような背景から、人民公社という社会主義公有制時代の特殊な社会・経済組織モデルを巡って、適切な農村空間形態を模索することが、農村計画の主要な方向になっていた。典型的なケースとして、大慶では工農業が結合した新村建設の面で、大寨は土地柄に合わせて村を改良・増築する面で重要な影響を及ぼしていた。関連部門は全国の計画実践に基づいて人民公社制度の下の農村計画体系と階層的任務をまとめ、提案した。

(2) 現代郷村計画体系形成段階 (1981-1997)

1981年に北京で開催された第二回全国農村住宅建設工作会議では、「農村部の住宅建設問題をしっかりと把握するためには、村の計画建設の内容に拡大して、山、水、田、林、道、村を含めた総合的な計画の策定は必要である」⁹と指摘し、且つ「村鎮計画」の概念が正式に提案され、現代的な意味を持つ郷村計画制度の探索過程を開いた。

1981年～1987年に全国各地で郷村計画の実践が展開された。その後、1987年に元建設部は、各地の村鎮計画実践の経験と問題に関する検討、および郷鎮産業の急速な発展の傾向に基づく村鎮計画の調整・完備することを要求した。内容は以下の通りである。①区域レベルでは、各級居民点の配置・施設と公共サービスの配置関係を指導するために、期間を分けてロットごとに郷（鎮）域レベルの村鎮総体計画を制定する。②居民点レベルでは、村の建設計画の策定を全面的にカバーすることは求められなくなり、村鎮総体計画に基づき計画策定の必要がある村を決定する。それによって、「郷（鎮）域の総体計画+村庄、集鎮建設計画」という郷村計画体系が初歩的に形成された。

また、技術基準の科学、完備、管理立法はこの時期の重点研究内容であり、大学、研究機関、地方政府は次々と一連の郷村計画教程と図鑑を出版した。

(3) 都市と農村の統一的発展に基づく郷村計画技術の探索段階 (1998-2018)

1990年代に入ってから、全面的な市場化及び都市経済活力の次第に放出することに伴い、都市と農村の二元制度の矛盾が都市周辺地帯（土地利用、社会構造、産業発展などの面）、伝統的な農業地区（施設配置、人居環境、生活水準などの面）で更に現れ、都市と農村の計画体系の融合及び新農村建設を通じてこれらの目立った問題を解決し、都市と農村の統一的発展を更に導くことが、郷村計画体系の変革及び技術方法探索の方向となった。

こうした背景のもとで、1998年～2009年に都市計画体系と農村計画体系の融合は、政府部門主導の下で推進された。試行対象の選定を通じて、県（市）域レベルの城鎮体系計画下の郷

(鎮)計画¹⁰を検討することによって、都市と農村の隔たりを打ち破り、計画管理作業の技術内容を統一して改善する。例えば、南京大学は「江寧県域計画」を作成し、「県域計画作成要点(試行)」を起草した(建設部建村)74号)。また、「生産発展,生活寛裕,郷風文明,村容整潔,管理民主(生産を発展させ,生活にゆとりをもたせ,気風を文明的にし,村の様子を整え,管理を民主化する)」を目標とした新農村建設は,従来の単一な物質的建設の構想を捨て去り,郷村の経済,社会,建設,福祉などの問題を総合的に考慮し,古典的な計画理論と都市コミュニティのモデルを参考にし,公共参加と部門協力を強化することを提唱した。

そして,都市と農村の統一的発展の実践として,2006年~2013年に県域村鎮体系計画の策定及び美しい農村建設が強調されてきた。2006年に住建部は「県域村鎮体系計画編制暫行方法」(建規[2006]183号)を公布し,郷村計画体系の改革を推進した。2007年に「中華人民共和國城郷計画法」が可決されたことは,郷村計画が正式に法定計画体系に組み込まれたことを示しており,その後,「村庄整備技術規範」(GB50445-2008),《鎮郷域計画導則(試行)》2010,《村庄整備計画編制弁法》(建村[2013]188号)等の関連計画条例と規範が公布・訂正された。そして,村づくりの面では,新農村建設のマイナス事例を総括し,反省した上で,浙江省では率先して美しい農村建設の探索を展開し,インフラと居住環境を引き続き整備・向上させる一方で,村の経済,社会,文化などの内生動力の育成を重視し,農民の収入と生活水準の向上を重要な評価基準としている。

さらに,2010年前後から県域レベルの村鎮体系計画は都市と農村の統一的発展,特に地域にける施設の配置を導くことに一定の役割を果たしているが,その法定地位が欠けており,実施メカニズムが確立されていない,計画内容と実際の建設内容が乖離しているなどの問題から,実践過程では次第に限界が現れていることが認識されてきた。農村計画の実用性を取り戻すため,住建部は計画策定のあり方及び技術方法の改革を推進した。「關於做好2014年村庄計画,鎮計画和県域村鎮体系計面试点工作的通知」では,県域村鎮体系計画を県域郷村建設計画に調整することを提案した。その後,「關於改革创新,全面有效推進郷村計画工作的指導意見」(2015)では,県域レベルの農村計画技術・方法改革を通じて,県域村鎮体系計画における内容的なつながりが欠け,指導・実施上の役割が弱いという問題を解決することと提案した。

(4) 国土空間計画制度下での農村空間計画体系構築の段階 (2019-)

2019年からの国土空間計画体系の構築戦略が公表され,新しい空間計画制度の下での農村空間計画体系の構築が模索・推進されている。

上記によると、中国における農村計画体系の発展の中心は、社会主義公有制の下での「農村居民点（農村部の集住区域，村庄，集鎮を意味する）の計画試験」から、「伝統的な農村地域の公共サービス問題を解決するために設立された「鎮（郷）区域総体計画，村鎮建設計画」と、都市と農村の統一的発展という理念に基づく都市計画・農村計画の融合を実現するために、設立された「県域を主体とした県域レベルの村鎮体系計画，及びその下での鎮（郷）域の総体計画」，さらに農村計画の実用性に立ち返るために県域レベルの農村建設計画の技術革新を経て，近年国土空間計画制度下の農村空間計画体系の構築へと移行したことが分かった。

そして，新中国建国後の農村計画体系の策定は主に国の社会経済の発展計画・発展状況に服従し，主要な計画対象の範囲は国の社会経済の発展段階によって異なり，農村地域，特に農村集落自身の土地空間の利用管理論理への関心が薄いことが指摘できる（トップダウン型の計画）。しかし一方で，2014年前後から農村計画の実用性が重視されてきて，2019年から国土空間計画制度下での全要素計画管理モデルの農村空間計画，即ち利用者・生活者の主体的地位と農村空間との対応も尊重した農村空間計画（トップダウン＋ボトムアップ型の計画）の策定が強調されてきた。

2. 日本における建築系農村計画研究の展開過程とその啓発

日本では，1967年に日本建築学会の傘下の農村計画委員会が設立されてから，建築系農村計画分野が正式に展開された¹¹。そして，戦後1950年に誕生した農村建築研究会は，農村計画委員会の前身であり，その初代会長である今和次郎（1888-1973，建築学者，民俗学研究者）は1919年から戦前まで，多くの政府からの農村建築調査任務を引き受け，日本各地で農村住宅の調査研究を行った（図0-7）。従って，日本における建築系農村計画研究は，戦前まで遡ることができる。研究対象の範囲は，農村住宅・農村建築・施設から，集落・地域を経て，さらに地方・国土範囲まで発展した。

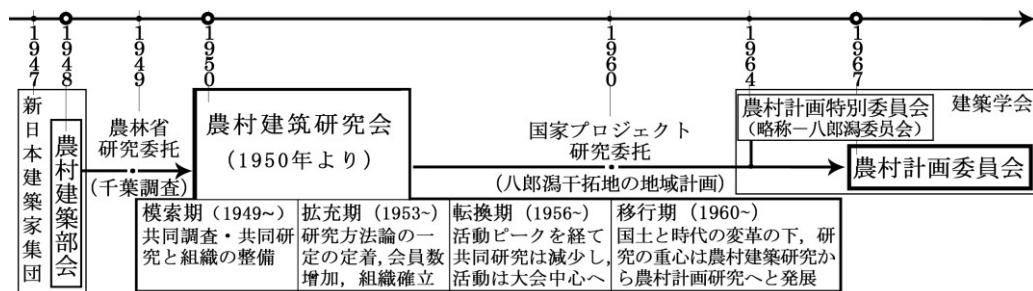


図0-7 日本における建築系農村計画研究に関する学術組織の展開

そして、1967年から2020年までの54年間の農村計画委員会の協議会のテーマを見ると、建築系農村計画研究の課題は①理論型、②時代型、③地域型の3類型に分けられる。そして、研究の中心となる課題の展開過程は、大きく4つの段階に分けられる(図0-8)。

(1) 高度経済成長期と農村再開発の段階 (1967-1973)

第二次世界大戦後、短期間の経済・社会等の復興期を経て、日本は18年も続いた高度経済成長期(1955~1973)を迎えた。大規模な都市建設と都市化プロセスの一方、農村部では過疎化・空洞化が徐々に顕在化していた。政府はこの流れを緩和させるため、農村部において農業生産環境の整備、生活環境の改善、地域施設の建設、農村地域への産業の導入を促進し、農村部の産業基盤と生活環境の質を大幅に向上させた。こうした農村建設に関わる政策面、制度面、計画技術面での社会的要請が高まった時代を背景に、農村計画委員会の発足時は、「農村の近代化が強く意識され」、「近代化・都市化に対処すべく既存農村の再開発、都市とは異なる農村の近代化の推進、新たな農村開発(八郎潟計画)への貢献」等が計画目標であったと言える¹²。同時に、認識科学(あるものの探究・事実命題)と規範科学(あるべきものの探求・価値命題)の両輪から成り立つ建築系農村計画研究のあり方論もこの時期に形成されたと指摘できる。

(2) 経済安定成長期と計画問題の多元化への段階 (1974-1989)

1974年に経済安定成長期(1974-1990)に入った後、人口移動と都市化の速度が鈍化し、国土における都市と農村の構造的変化が安定化にへ向った。そして、農村部の発展重心が基礎建設から自然環境と国土空間・資源の維持、土地利用集積の推進による産業基盤の強化、都市と農村との交流促進などに転向した¹³。この段階では発展重心の転換に応じて、農村計画の理論体系を絶えず整備していた。まず、近代農業、農村コミュニティなどに対する計画学的捉え方を模索した。そして、農村機能の衰退と人口の空洞化という背景を加え、施設利用圏、生活圏、定住圏など様々な圏域に対応する「計画ツール」を提案したことにより、住宅地から地区、さらに国土空間までのマルチスケールな農村計画体系を議論した。また、過密・過疎問題、土地利用のスプロール化問題等を解決するため、地域振興、農村振興などの概念や、大都市の近郊地域の計画課題を提出した。その他、北海道の寒冷低密度農村、漁村などの特殊な気候・産業類型の地区や、農山漁村の振興と地域開発の典型的事例も研究対象にした。

(3) 経済低迷・高齢化と地域空間の経営・管理・保全への段階 (1990-2007)

1990年代に入り、経済低成長期と高齢社会が相次いで到来し、都市化の拡張がほぼ完了した。農村発展の重心は開発・建設から既存空間の経営・管理・保全に徐々に移行し、地域資源の管理・活用をより重視している。まず、地域の活力を引き出し、高齢化と空洞化に対応する課題

| | 1967 | 1970 | 1975 | 1980 | 1985 | 1990 | 1995 | 2000 | 2005 | 2010 | 2015 | 2020 |
|-------------|--|-----------------------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------------|--|--------------|-----------|-----------|------|------|
| 経済社会実態 | 経済成長社会構造 | 1965-1973 高度成長期 | 1974-1990 安定成長期 | 1991- 低成長期 | 1994- 高齢社会 | 2007- 超高齢社会 | <ul style="list-style-type: none"> 2008年1億2,808万人をピークに減少に転じた 2008年1億2,808万人をピークに減少に転じた | | | | | |
| 0 関連する法律・政策 | 農業国土計画 | 1950-2005 国土総合開発法 | 1969 新国土総合開発計画 | 1977 第三次全国総合開発計画 | 1987 第四次全国総合開発計画 | 1988 21世紀の国土のグランドデザイン | 2008 国土形成計画 | 2015 新国土形成計画 | | | | |
| | 農村に関する法律 | 1961年 農業基本法 | 1965-第1次計画 | 1973- 第2次計画 | 1983- 第3次計画 | 1993- 第4次計画 | 2003-長期計画 | 2008-長期計画 | 2012-長期計画 | 2016-長期計画 | | |
| | 土地改良法 | 1949年・土地改良法の制定 | 1965-第1次計画 | 1973- 第2次計画 | 1983- 第3次計画 | 1993- 第4次計画 | 2003-長期計画 | 2008-長期計画 | 2012-長期計画 | 2016-長期計画 | | |
| | その他 | 1971年・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律 | 1973- 第2次計画 | 1983- 第3次計画 | 1993- 第4次計画 | 2003-長期計画 | 2008-長期計画 | 2012-長期計画 | 2016-長期計画 | | | |
| A 理論型課題 | <ul style="list-style-type: none"> 集会の課題: 建築における農村研究の在り方 → 使われ方研究における方法論上の問題 → 建築計画研究の領域とその研究方法の展望 A1 研究方法論: 農村計画研究の課題と方法 → 集落計画・地域計画 → 農村計画のパラダイム A2 計画実践論: 農村におけるコミュニティ計画 → 建築分野からみた集落計画のアイデンティティ → 農村計画のパラダイム A3 計画教育と学科建設: これからの計画系教育はどうあるべきか → 計画系教育の変革のビジョン | | | | | | | | | | | |
| B 時代型課題 | <ul style="list-style-type: none"> 認識対象: 1970S-農業農村近代化及び農村の基礎的特徴 → 1980S-都市と農村の関係、地域振興 → 1990S-地球環境共生 → 21世紀-農山漁村の景観的生態的価値 → 2015年以降-地域経営管理の持続に関わる地域組織、人材 B1 認識型課題: 農村計画において農業をどう考えるか → 農村と都市関係の新しい展開 → 農村計画のアイデンティティ → 農村計画のアイデンティティ B2 対応型課題: 農村に立地する地域施設の現状と今後の課題 → 地球環境時代の村計画 → 農村に立地する地域施設の現状と今後の課題 | | | | | | | | | | | |
| C 地域型課題 | <ul style="list-style-type: none"> 対象地区: 山形県小国町・過疎山村地域 → 北海道・寒冷地 → 新潟県・多雪農村 → 中山間地域 → 北海道・主要食糧生産地区 C1 特殊な気候、地形、産業型地区: 農村開発と集落計画 → 生活空間計画 → 計画の固有性と普遍性 → 家並景観づくり → 都市と農村の共生 → 自立と循環の国土 C2 革新計画と実践の地区: 北陸(富山)、近畿(京都、大阪) → 農山漁村の振興と地域開発の在り方 → 九州 → 日本・徳国 → 九州 → 東海(愛知、岐阜、三重) C3 ラーバンエリアと地方中小都市: 大都市近郊地帯のスプロール、土地利用のモザイク化 → 地方中小都市の機能低下 → 2000年都市計画法改正 → 人口の沈静化及び減少 C4 自然災害地区: 北海道南西沖地震・1993.095・阪神淡路大震災 → 越後地震 → 2004.2005・西丹波地震 → 2011・東日本大地震 | | | | | | | | | | | |

図0-8 焦点課題の類型とその関連背景

をめぐり、農村の持続可能な発展に対する人的安定性の重要性を強調し、地方団体（農協など）の再編、農業労働力の育成などに関心を寄せた。また、生活環境の整備において、住みやすく、環境にやさしいことを目指した農村空間の最適化設計、田園生活空間システムの形成、農村の潜在的資源の発掘・活用などの研究方向を重点的に強調した。同時に、地域運営と人員確保に関して、経済社会の活力を維持すること、多様な主体の参加による効率的な管理・経営の実現などが研究の難点となっている。さらに、非成長型都市や、東北と北海道の空洞化が比較的深刻となった地域も重点な研究対象となった。一方、生活パターンと生活需要の大幅な変化が、住宅系研究の動向と新たな展開の横断的議論を誘発した。

（4）人口減少・超高齢化・震災復興と新たな農村計画パラダイムへの段階（2008以降）

2008年以降、日本の総人口はピークを迎え減少傾向に転じ、深刻な超高齢化社会に突入した。そして、農村の魅力の掘り起こし、安心して住み続ける環境の作り方、農山漁村の文化的景観の継承、農山漁村の地域振興・地域再生・地域運営と持続的発展の方策などが研究の重心となっていた。一方、東日本大震災・九州地震などの重大な自然災害の発生により、被災農村地域の復興と再建、及び防災・減災対策の整備も注目されていた。上述の農村発展の焦点、方向、目標に基づき、2019年と2020年に農村計画のパラダイムを議論した。

上述した中心課題とその内容の変化は、異なる経済社会、異なる都市と農村の発展段階における農村発展の主な矛盾と問題を反映しており、政府、民間団体、科学研究技術者の対応方向と策略を体現しており、一定程度の客観的法則性を持つ。

また、課題の設定については、社会経済の発展段階・発展状況及び国政・農政の他に、研究者の学術的関心から、生活と建築・国土空間との対応関係、及び対象地域の特性が重視されていることが評価できる。それは、当面の中国における農村計画研究分野で、重視されてきているが、まだ模索中の研究方法・研究視点である。

3. 日中比較からみた本研究の位置づけ

上記によると、日本における建築系農村計画研究の経験は、当面の中国における農村空間計画体系の構築において、重要な参考になると言える。

そこで、本研究は主に重村力（農村計画委員会の第9代の委員長）と山崎寿一（農村計画委員会の第14代の委員長）が「図説集落」¹⁴（1989）及び博士学位論文の中で提出した集落の土地利用管理に関する研究の視点と方法論を踏まえ、中国東北地方の農村集落における土地流転の実

態と特徴を考察・分析した上で、中国における新しい国土空間制度における農村空間計画体系の理論を構築するための知見を導くための研究と位置付ける。

0-2-2 中国農村の土地流転における問題の所在と本研究の着眼点

まず、農地流転上の問題を述べる。中国農業農村部の統計データによれば、2016年時点で、借地面積からみた流動化した農地の貸出作の順位は、上位から農家（58.4%）、農民專業合作社^①（21.6%）、その他（10.4%）、企業（9.7%）となっている^②。そして、農地流転は同一村内の引取が主であるが、村外の農業経営者への農地貸出の割合が高まっていることが分かった¹⁵。既往研究によれば、農地流転の進行が緩慢である地域（経済成長が遅れている地域、中西部地域や遠郊地域など）では、農業の担い手不足と耕作放棄地問題が深刻化している¹⁶一方、農地流転が活発化している地域（経済成長が著しい地域、東南部の沿海地域や都市近郊地域など）では、「中華人民共和国農村土地請負法」（2003年）^③に反した裏転用問題、商工企業^④による農地の非効率的な乱用問題、強制的な農地集積問題、地方政府による地代の横取りなどの違法な農地流転問題が存在し、農地流転を図る上で紛争が多発していることが分かった¹⁷⁻¹⁸。

次に、宅地流転上の問題を述べる。現在、宅地流転及びその関連法制度の整備は農地流転より遅れているが、各地で模索されている。人口流出が進み、且つ宅地流転及び住宅地整理^⑤の進行が緩慢である地域では、「空心村」^⑥問題が存在する¹⁹⁻²⁰。一方、宅地流転が展開している地域では、宅地流転は主に、①政府主導の下の流転（政府主導型流転）^⑦、②同じ農民集団組織

① 「農民專業合作社」は、農家生産請負経営を基礎にして、同類の農産品生産経営者、或いは同類の農業生産経営サービスの提供者と利用者が自発的に連合し、民主的に運営する互助的な経済組織を指す。

② 貸出先による農地集積状況は、土流網参考、<https://www.tuliu.com/data/nationalProgress.html>。

③ 「中華人民共和国農村土地請負法」は、2003年3月より実施され、家庭請負経営を基礎とし、統一経営と農家の分散経営を結合した二層経営体制を安定・完備させて、農民に長期にわたり保障された土地使用権を与え、農村土地請負当事者の合法的權益を維持し、農業・農村経済発展と農村社会の安定を促進し、憲法に基づいて制定された法律である。

④ 「工商企業」は、商品・製品の生産とサービスの提供に従事し、営利を目的とする経済組織を指す。

⑤ 「住宅地整理」は広義と狭義の両方の意味を持つ。広義から見れば、省、市、県、鎮（郷）の一定地域の住宅地を調整し、改めて建設を手配し、宅地の利用をより合理化・集約化することを指す。「遷村並点」、「下山脱貧」、「城中村」改造などが含まれる。狭義から見れば、ある村の住宅地利用を再手配し、既存の住宅地利用の調整、住宅地の範囲の調整などを含む。

⑥ 「空心村」とは、「農村と資源不足地域の人口は条件が優れた地域と城鎮への転移による集落人口の減少と住宅の空き家化」（過疎化）、「旧村から新村への移転、外側に広げることによる中心の空洞化」（非過疎化）、の2種類があると称している。

⑦ 政府主導型流転は、①“住宅地置換と徴収”モデル（農民は住宅地が政府によって徴収された後、その代わりに、都市部の住宅或いは現金を獲得する。一般的に都市近郊農村地域で採用され、天津の“住宅地換房”モデル、浙江の“兩分兩換”モデルが挙げられる）、②住宅地出資モデル（農民は住宅地を通じて株を取得

(村、村民小組)の構成員間の流転(農民間の合法的な自発型流転)、③農民集団組織外の人或いは組織は、該当農民集団組織の構成員の住宅を賃借或いは購入することによって、住宅地の使用権を獲得する^①(農民間の違法な自発型流転、「住宅地の隠形流転」とも言われる)という3種類ある。そのうち、③住宅地の隠形流転が普遍的に存在しており、住宅地の荒廃防止に意義があるが、現行の「農村宅基地管理弁法」第8条^②の規定に違反するため、借り手と貸し手の双方の住宅地権利は法制度上で保護されてないのは問題である。

このように、農村部の農地と住宅地での土地流転の展開という背景を受け、土地流転の展開論理を明らかにし、①地域住民や組織の土地需要の変化とその志向を尊重する上で、土地流転を計画的に誘導して担い手を確保し、土地利用管理の継続を求めること、②関連法制度と仕組みを整備すること、③土地流転の行為に対する指導・支援・監督を行う方策を確立すること、などが土地利用管理上の新たな課題となっている。

しかし一方、中国における近代的な集落計画の展開^③が遅れており、集落の認識論や計画策定の方法論が未確立となっている²¹。集落土地利用計画において、2017年5月に公表された「土地利用総体計画管理弁法」^④では、「村土地利用計画」は『①郷(鎮)土地利用総体計画による

し、株によって土地の増値収益を獲得する。深圳等の少ない地域で実行されている)、③地票モデル(農民は住宅地が農地化された後、地票を獲得し、この地票を取引所で取引することによって収入を得る。重慶等の少ない地域で実行されている)の3種類ある。

① 住宅地の隠形流転が一般的に存在しているが、法制度の整備が遅れていることが問題となっている。そして、その対応策の検討は法学、農政学等の分野で活発に行われている。

② 「農村宅基地管理弁法」の第8条では、「農村部における村民の住宅地は農民集団組織により所有され、個人は使用権のみを持っており、許可なしに誰も無断で譲渡、賃貸してはいけない」ことが明記されている。<https://wenku.baidu.com/view/5f0d031da300a6c30c229f63.html> (2021.5.17 参照)

③ 1949年に新中国成立後、工業化・都市化優先の発展戦略の下で、都市計画学の発展が重視されていたが、農村部は主に農業の生産性向上を巡って建設を行い、農村計画学の発展が軽視された。その後、2005年10月に中国共産党第16期中央委員会第5回全体会議では「社会主義新農村建設」、「都市と農村の統一的発展」が打ち出され、農村計画理論の構築が注目されるようになった。

そして、中国における都市と農村計画学(中国語、「城郷規畫学」と呼ばれる)の展開は2段階に分けられる(袁奇峰、中山大学教授、2012)。2010年以前では、建築学分野の下で位置づけられ、都市計画学(中国語、「城市規畫学」と呼ばれ、国の社会・経済発展及び行政側の都市開発・都市管理の意図に対応した都市空間を作ることが主な役割であった。2011年3月に中国教育部が公布した「学位授与と人才培养目録(2011年)」(学位授与および人材育成学科一覧2011年)により、都市計画学分野は建築学分野から独立し、都市と農村計画学(城郷規畫学)に改称され、一級学科になり、その下で、農村計画分野が設置された。

④ 「土地利用総体計画管理弁法」の第20条参考、http://www.gov.cn/gongbao/content/2017/content_5232375.htm (2021.5.17 参照)

村庄土地用途上の区分及びその境界の認定、②農村集団建設用地(住宅地、公共建設用地など)の範囲の認定、③用途別土地の使用ルール・利用規制の策定』の3つを重要内容とすることが明記され、土地流転(土地利用調整)に関する内容には触れなかった。

また、集落空間計画において、現在主に行政主導の下で、国や地方政府の発展戦略に対応した集落空間の物質的な形態(もの的な側面)の設計、いわゆるハード面の課題が重視されており、集落空間の運営管理や担い手の育成・確保、土地流転・土地利用調整などのソフト面(人のマネジメント)の課題がほぼ無視されている。2018年9月に公表された「農村振興戦略計画(2018-2022年)」^①では、「農地の『三権分置』制度を充実させ(中略)農地の経営権の移転及び大規模経営に関する管理サービスを強化すること」が明記されたが、具体的な人と土地との関係調整の在り方は不明確である。その後、2019年6月に公表された「自然資源部弁公庁關於加強村庄計画促進農村振興的通知」^②では、農地の保護が協調されたが(第六条)、土地利用調整とその担い手確保に関する内容は触れなかった。即ち、現在、土地流転の進行は主に民間の自発的行為或いは市場行為であり、集落空間計画・集落土地利用計画上ではほぼ注目されていないのが現状である。

上記により、農村集落・農村地域における土地流転の展開論理を読み取り、その進み方を適切かつ計画的に誘導し、土地利用管理の継続性・安定性を求める計画理論の構築が重要な研究課題となっていると考える。

そして、「集落は、人間生活の最も基礎的な生活空間である住居を中心に、それが集合して形成される住居群・共同施設・農地・山林・川等の一体となった地域空間のまとまりの単位であり、ムラに対応する社会的・空間的統一体である」²²。集落の土地利用計画は、「物的・機能的空間の計画を主な内容とするが、社会空間や意識空間^③としての集落空間の構成をも読み取り、相互の整合性を獲得することが極めて重要である」(山崎寿一、『図説集落』、集落土地利用計画参照)²³。従って、土地利用管理の継続性・安定性を求めるために、機能空間、社会空間、

① 「農村振興戦略計画(2018-2022年)」の中身は、中華人民共和国中央人民政府ホームページ参考、http://www.gov.cn/xinwen/2018-09/26/content_5325534.htm (2021.5.18 参照)

② 「自然資源部弁公庁關於加強村庄計画促進農村振興的通知」の中身は、中華人民共和国中央人民政府ホームページ参考、http://www.gov.cn/xinwen/2019-06/08/content_5398408.htm (2021.5.17 参照)

③ 本研究では、社会空間とは、土地の所有・利用・経営に関する権利調整の歴史的・社会的経緯が集落の土地に投影した歴史的・社会的側面を意味する。意識空間とは、地域住民や組織の土地需要とその志向が集落の土地に投影した意識的側面を意味する。

意識空間の整合性が取れた集落土地利用管理の仕組みの獲得が不可欠であると考え(図0-9)。本研究において、「農地流転」の実態を地域住民の居住動向・職住関係及び「宅地流転」の実態と結び付けて分析した理由、「農地と住宅地での土地流転」を土地権利調整の歴史的・社会的経緯(社会的側面)、及び地域住民や組織の土地需要とその志向(意識的側面)の2点を結び付けて分析した理由はこの点にある。

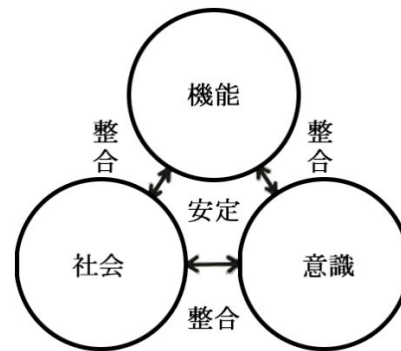


図0-9 空間構造(土地利用)の安定

※出典:山崎寿一:集落土地利用計画、『図説集落—その空間と計画—』, PP. 195, 1989年

これまで述べてきた問題意識と研究課題の結び付きを整理したものが表0-1である。筆者は、現在集落空間計画・集落土地利用計画上では、土地流転(土地利用調整)の展開及びその問題に対する対応が遅れていることを当面の問題として強調したい。

表0-1 問題の所在と研究の視点

| |
|---|
| <p>〈集落土地利用計画・集落計画の問題点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に土地の用途区分及び土地利用規制に注目しており、土地利用調整の内容が欠落している ・土地流転は民間の自発的行為或いは市場行為であり、その計画上の対応が遅れており、紛争・不正行為が多発している <p>〈必要な研究視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地流転を地域住民の居住動向・職住関係及び宅地流転の実態と結び付ける視点 ・農地と住宅地での土地流転を土地権利調整の歴史的・社会的経緯と結び付ける視点 ・農地と住宅地での土地流転を地域住民や組織の土地需要とその志向と結び付ける視点 |
|---|

0-2-3 本研究の意義

1. 集落土地利用計画・集落計画の理論構築に役立つ知見の獲得

上記(0-2-1節)のように、中国における集落土地利用計画・集落空間計画の理論構築が遅れており、集落の認識論や計画策定の方法論が未確立となっている。その一方で、土地流転の活発化による農村集落空間の形成・維持・管理の基礎となる土地利用管理が重大な転換点を迎えており、土地利用管理の仕組みにおける地域間・集落間の違いが大きくなっている。そして、この転換に対する計画上の対応の遅れにより、多くの紛争・問題が発生している。

本研究は、下記の土地流転の展開論理及びその誘導理論を実証し、集落土地利用計画・集落計画の理論構築において役立つと考えられる。

土地流転の展開実態の認識論—「集落の性格は、社会・経済状況の変容や生活様式・生産様式の発展に伴い、従来の伝統的な地域社会から脱皮しつつある(中略)本日の集落の社会や空間も、地域住民が歴史的に形成してきた社会的・空間的基礎の上に成立している」^①(山崎寿一, 1993)。

そして、農村集落・農村地域における土地流転の展開実態を認識するために、現時点での土地利用調整の仕組み(借り手と貸し手の属性・志向, 合意形成の経緯, 契約の内容など)の側面だけを捉えるのでは、土地流転の実現要因の解明は困難である。当面の土地流転の実態を、農村集落及びその関連地域における土地権利調整の歴史的・社会的経緯と結びつける視点は不可欠である。

土地流転の誘導理論—農村集落の空間(土地利用)は、住宅地・施設用地から農地・山林・川などを含む土地利用のまとまりであり、従来、集落の土地資源の包括的な活用によって農民集団の生活・生産・生存が支えられてきた。そして、農家の離農・離村に伴う土地流転を誘導する際、農地流転と宅地流転のどちらかのみを配慮して、集落の土地の一体性・統一性を無視することは生活環境の運営・維持上の新たな問題^②をもたらすため、農地流転と地域住民の居住動向・職住関係及び宅地流転の実態を包括的に考慮すべきである。

一方、地域住民や組織の土地需要とその志向を尊重する上で、土地流転における多様な選択肢を用意して、柔軟な土地流転の仕組みの整備が必要である。

2. 集落計画・農村計画における集落の分類に役立つ知見の獲得

土地流転からみた集落の類型化論—2018年9月に公表された「農村振興戦略計画(2018-2022年)」の第9章では、農村集落を分類して、類型別集落の計画を策定することが明記された。しかし、既往研究によれば、経済、空間、社会から集落の類型化を検討する研究蓄積は多い²⁴が、集落の土地利用管理(集落空間の運営・維持)の仕組み及びその動向から、集落の類型化を検討する研究蓄積は、筆者の知る限り、極めて不足している。

本研究では、農地流転の仕組みによる集落の分類の有効性を実証する。

① 出典は参考文献7と同じ。

② 例えば、農地流転(農地集積)のみを考える際に、農地流転の急速な・大規模な展開に伴う地域住民の就職問題の発生、労働力の流出による住宅荒廃と空心村問題の発生が懸念される。一方、宅地流転(或いは住宅地整理)のみを考える際に、農作業上の不便や耕作放棄問題の発生が懸念される。

0-3 基本概念・基本用語の定義と取り扱う方法

以下では、本研究で扱っている基本概念・基本用語の定義と取り扱う方法を示す。

0-3-1 中国農村の集団所有土地

「農村の集団所有土地の定義」について、中国の「土地管理法」の第8条では、「都市の市区の土地^①は、国の所有に属する。農村の土地及び都市郊外地区の土地は、法律の規定により国の所有に属する場合を除き、農民集団^②所有に属する。また、住宅地と「自留地」^③・「自留山」^④も農民集団所有に属する」としている。従って、農村と都市郊外^⑤の土地のうち、法律の規定によって国の所有に属する土地以外は、集団所有土地である。

「農村の集団所有土地の所有権の行使の主体」について、中国の「物権法」の第60条では、集団所有土地の所有権の行使について、「①村の農民集団所有に属するものは、村の集団経済組織^⑥または村民委員会が集団を代表して、その所有権を行使する、②それぞれ村内の2つ以上の農民集団所有に属するものは、村内の各該当集団経済組織または村民小組が集団を代表して、その所有権を行使する、③郷鎮の農民集団所有に属するものは、郷鎮の集団経済組織が集団を代表して、その所有権を行使する」。即ち、集団所有土地の所有権の行使の主体は、村民小組、村民委員会或いは村の集団経済組織、郷鎮の人民政府である。

「農村の集団所有土地の用途と類型」について、「土地管理法」第4条では、「土地は用途によって、農業用地^⑦、建設用地^⑧、未利用地に分かれる」としている。農村の集団所有土地は、農業用地(以下、農地)、農村建設用地(宅地^⑨、集団建設用地)、未利用地に分かれる。

① 「都市の市区の土地」の意味は、中国の学界で長期にわたって議論されており、主に「都市の建成区(既成都市区域)内の土地」と「都市計画区域内の土地」という2つの学説がある。前者は「土地管理法」の規定に近く、広く認められているが、実は建成区内にも集団所有地(城中村)が存在しているのが現実である。

② 「農民集団」は、いわゆる郷鎮・村・村民小組の構成員の集合体であり、法人格を有しないとされる。

③ 「自留地」(1956より)とは、人民公社期に生産隊(一部では生産大隊)が所有する土地の中から一部分を人民公社員に分配し、公社員が集団労働に従事する以外の時間に副業生産(野菜・園芸作物の生産など)を行う土地を指す。

④ 「自留山」(1961より)は「自留地」を基礎として発展してきて、生産隊・生産大隊が所有する山林の中から一部分を人民公社員に分配し、公社員が集団労働に従事する以外の時間に経営する小さな山林を指す。

⑤ 「都市郊外」とは、都市の行政管轄区域内の建成区以外の地区を指す。都心部との距離によって、近郊区と遠郊区に分かれる。

⑥ 「集団経済組織」は、1つの組織であって、法人格があるか否かに関わらず、一定の財産・組織機関及び管理者を有する。

⑦ 「農業用地」は、農業生産に直接用いられる土地を指し、耕地、林地、草地、農田水利用地、養殖池を含む。

⑧ 「建設用地」とは、建設物や構築物を建造する土地を指し、都市部・農村部の住宅及び公共設備用地、工業鉱業用地、交通水利設備用地、観光用地、軍事施設用地等を含む。

⑨ 「土地管理法」第62条では、「農村村民は一戸あたり一カ所の住宅地を有し得るのみである」としている。

そこで、本研究は主に集落中の農地と宅地に着目する。

0-3-2 中国農村の土地流転

「中国農村の土地流転の定義と類型」について、「土地流転」は中国語で、土地の使用権の流転(移動、流動化)を意味する。土地の用途によって、「農地流転」、「宅地流転」、「集団建設用地流転」^①の3種類に分かれる。本稿では、主に農地流転と宅地流転に着目する。

「農地流転」とは、農地の所有権、請負権、経営権の三権分置のもとで、経営権の移動を意味する(図0-10)。農地流転は、1980年代半ばより展開され、1990年代半ばに加速化し、2010年以降に全国で活発化している(第一章で詳述)。本研究では、「農地の流動化」という動きを述べる場合は「農地流転」と書いており、「農地流転による農地の集約化」という動きを述べる場合は「農地集積」を書いている。

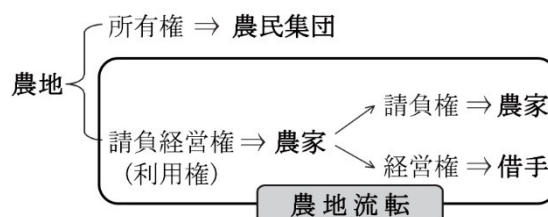


図0-10 農地流転の概略図

「宅地流転」とは、宅地の所有権、資格権、使用権の三権分置のもとで、経営権の移動を

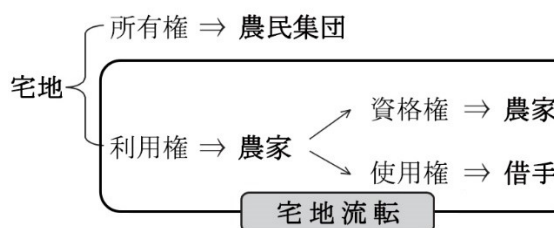


図0-11 宅地流転の概略図

意味する(図0-11)。従来集落内の農家間では、農民集団組織の同意を得た上での宅地流転は認められるが、他集落の農村住民や都市住民への宅地流転は制度上で禁止されていた^②。しかし、農村人口の都市流出に伴う空き家問題の深刻化が重視されつつあり、2000年前後より宅地

① 「集団建設用地流転」について、1999年以前集団建設用地流転は制度上で厳しく制限されていた。その後、工業化・都市化の進行に伴い、集団建設用地流転は徐々に展開され、1990年代後半に、北京、江蘇、珠江デルタ地区などの地域では、集団建設用地流転は活発化してきた。1999年11月24日に安徽省蕪湖市は、国土資源部(2018年3月に自然資源部に改組された)の承認の上で、集団建設用地流転のパイロット都市として選定された。そこから、全国各地で集団建設用地流転の方式が模索され、関連制度の整備も進められている。

② 1999年5月6日に公表された「土地の譲渡管理を強化し、土地の転売を厳禁することに関する国務院弁公庁の通知(国務院弁公庁關於加強土地轉讓管理嚴禁炒賣土地的通知)」、2004年10月21日に公表された「厳格な土地管理改革の深化に関する国務院の決定(国務院關於深化改革嚴格土地管理的決定)」、2007年12月30日に公表された「厳格に農村集団建設用地に関する法律と政策を執行することに関する国務院弁公庁の通知(国務院弁公庁關於嚴格執行有關農村集体建設用地法律和政策的通知)」では、「都市住民が農村部の住宅地、農家の住宅を買うことを禁止する」ことが明記された。

流転に関する模索と制度改革^①が徐々に展開している。

「日中比較から見た中国農村の土地流転の特徴」について、中国農村の土地流転と日本農村の土地流動化とは、共通するところもあり、相違するところもある。主な相違点としては、日本の農村の土地流動は土地私有制の下で行われ、土地の私有権又は利用権の移動を意味する。一方、中国農村の土地流転は土地集団所有制の下で行われ、土地の(集団)所有権の移動は出来

表0-2 中国農村の土地流転と日本農村の土地流動化との比較

| | | 日本農村の土地流動化 | 中国農村の土地流転 |
|-----|---------------------------|--|---|
| 共通点 | 背景・展開要因 (なぜ土地流転が展開したか) | 近代資本主義と都市化が展開する前に、日本と中国の農村には同じように伝統的な家族小農制が存在し、それぞれの伝統的な共同体的関係の中で、農村地域社会は安定的であった ²⁵ 。しかし一方、資本主義と都市化の展開以降、農村人口の都市への転出によって、農業従事者の減少及び少子高齢化の進展が進み、居住者構成が大きく変化し、伝統的な家族単位での土地利用の継続が困難となってきており、土地流動化・土地利用調整による土地利用管理の継続を求めることが必要となった。 | |
| | 類型と展開 | 最初に農業従事者の人口減少・高齢化に伴う農地の流動化が展開され、その後農村地域の戸数減少・少子高齢化に伴う宅地等の建設用地の流動化も展開されてきた。 一般的に農地流動を指す。 | 一般的に農地流転を指す。 |
| 相違 | 権利移転の中身 | 土地私有制の下で、土地の <u>所有権</u> 又は <u>利用権</u> の移動である。 | 土地集団所有制の下で、(集団)所有権の移動は不可で、 <u>利用権のみ</u> の移動である。 |

表0-3 中国の農地流転と日本の農地流動化との比較

| | | 日本の農地流動化 | 中国の農地流転 |
|---------|----------|---|--|
| 管理制度 | | 農業委員会による管理(売買、賃借権設定の許可) | 村民委員会による管理(農地交換、農地賃貸借の許可)、郷(鎮)人民政府による公証・登録 |
| 権利移動と規制 | 所有権 | ①所有権の移動(農地売買)は可能 ②私的所有権に対する制限 ③非耕作者・株式会社による農地所有の制限・禁止 | ①農民集団(村民小組、村民委員会、郷・鎮)による所有 ②所有権の移動(農地売買)は不可 |
| | 請負権 | | ①農民集団の構成員による所有 ②農民集団の構成員間の権利移動は可能 |
| | 利用権(経営権) | ①所有者又は借り手による所有 ②農地の借り手は、一般法人も可能 | ①請負農家又は借り手による所有 ②農地の借り手は、農家のほかに、農民專業合作社、会社等の法人も可能 |
| 権利移動の方法 | | 売買、賃貸借、農業経営基盤強化促進法による「利用権設定」 | 転包(下請け)、出租(賃貸)、互換(交換)、転讓(讓渡)、入股(出資)、その他(合作等) |

① 2015年より農村部の宅地に関する制度の改革の試験が行われた。2018年の中央1号文件「中共中央、国务院の農村振興に関する戦略的意見」では、「農民の遊休宅地と遊休農房政策を充実させ、宅地所有権、資格権、使用権の『三権分置』を探索し(中略)宅地と農民の家屋の使用権を適度に活性化させる(中略)土地利用の規制を厳格に実行し、農村の宅地を利用して別荘や個人会館を建設することを厳格に禁止する」ことが明記され、他集落の農村住民や都市住民への宅地流転に対する制限が緩和されたことが提示された。

ずに、利用権のみの移動を意味する。例えば、農地流動化について、日本では農地の売買と賃貸借ができるが、中国では農地売買はできずに、農地の転包(下請け)、出租(賃貸)、互換(交換)、転讓(讓渡)、入股(出資)等ができる(表0-2, 表0-3)。本研究では、両者を区別するために、中国農村の土地流動化を中国語の「土地流転」と記している。

0-3-3 土地利用管理の担い手

「土地利用管理」は、生活主体が生活行為・生産行為を通して、土地を利用管理することを意味する。「土地利用管理の担い手」は、実際に土地の利用管理を行っている主体を指す。

「農地利用の担い手」は、①農地の請負経営権を持っており、且つ農業に従事する農家、及び②離農農家の請負農地を賃借することによって、農地の経営権を長期的或いは短期的に持っている農業経営者(農地の借り手、農家、合作社、農業企業等がある)を指す。農地の借り手は、集落内の農家と集落外の農業経営者の両方が存在する。

「宅地利用管理の担い手」は、①集落に居住している在籍者^①、及び②挙家離村者の住宅を賃借・購入・管理することによって、宅地の使用権を長期的或いは短期的に持っている人(宅地の借り手)を指す。宅地の借り手は、集落の在籍者と非在籍者の両方が存在する。

0-3-4 中国東北地方

中国東北地方の行政区画・社会経済状況、地形・国土機能、人口・民族構成等を述べる(図0-12, 図0-13 参考)。

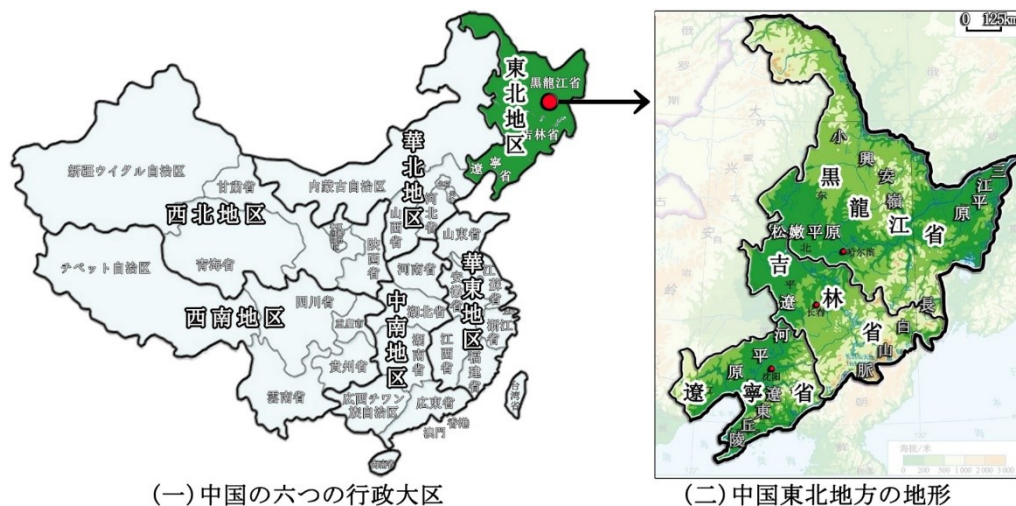


図0-12 中国東北地方の位置と地形

注: 中国の地図・地形図の上で筆者が加筆

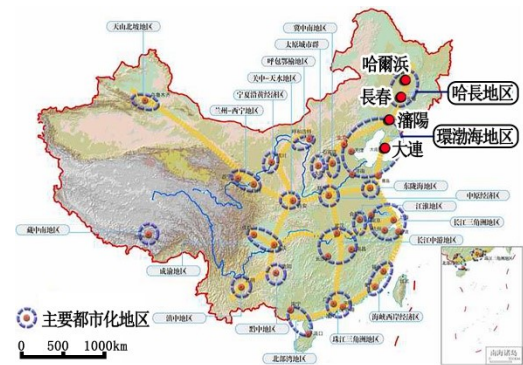
「中央一号文件」とは、中央政府が毎年年初に公表する当年の最も重要な政策文書。

① 在籍者とは、該当集落の戸籍を持っている者を意味する。

行政区画・社会経済状況について、1949年の新中国成立後、中国全土は東北(遼寧・吉林・黒龍江)、華北(北京・天津・河北・山西・内モンゴル)、華東(上海・江蘇・浙江・安徽・福建・江西・山東)、中南(河南・湖北・湖南・広東・広西・海南)、西北(陝西・甘肅・青海・寧夏回族自治区・新疆ウイグル自治区)、西南(重慶・四川・貴州・雲南・チベット自治区)の6つの行政大区に分けられた。この行政大区は、現在でも全国レベルでの調査や統計で使われている。

東北地方は、遼寧、吉林、黒龍江の3省から構成されており、地域国土面積は78.81万km²(遼寧14.59, 吉林18.74, 黒龍江45.48)^①で、全国総面積の8.2%を占める。2019年末の総人口は10794万人(遼寧4352, 吉林2691, 黒龍江3751)で、総人口の7.7%であり、地域総生産は50248.95億元(遼寧24909.45, 吉林11726.82, 黒龍江13612.68)で、国内総生産の5.1%である^②。三省のうち遼寧省は、特に経済的・商業的発達が進んでいる。2019年末の遼寧省の都市化率は68.11%(全国平均の60.60%より高い)であり、地域総生産は中国23省中での第13位となっている。遼寧省の省都である瀋陽市は、従来より東北地方の最大規模の都市で、東北地方の経済・文化・交通および商業の中心地である。

地形・国土機能について、東北地方の東部と北部は長白山脈と小興安嶺等の山脈で、南部は遼東丘陵で、中央部は中国最大の平原・東北平原(遼河平原, 松嫩平原, 三江平原から



(一)都市化戦略モデルと東北地方の主要都市



(二)農業戦略モデルと東北地方の主要都市



(三)生態安全戦略モデルと東北地方の主要都市

図0-13 主体機能区と東北地方の主要都市

注:「全国主体機能区計画」(國務院, 2010)の図8, 9, 10の上で筆者作成, http://www.gov.cn/zhengce/content/2011-6/08/content_1441.htm (2021.8.22 参照)

① 省別の国土面積は土流網参考, <https://www.tuliu.com/read-54764.html> (2021.8.22 参照)

② 総人口と総生産は「中国統計年鑑2020」(國家統計局 <http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2020/indexch.htm>) より

なる)である。東北平原は土地が肥沃で、世界 3 大黒土地域の一つである。中国東北地方は中国における開発の歴史が最も短い地区の一つであり、栽培業発展の歴史は 300 年弱で、現代工業の発展の歴史は一世紀余りである²⁶。

2011 年 6 月に公表された「全国主体機能区計画」^①(国務院, 2010 年 12 月)によると、中国東北地方では、瀋陽市と大連市は環渤海特大都市群(優化開発区域)の重要な構成部分で、哈爾濱と長春は哈長都市群(重点開発区域)の重要な構成部分である。また、東北平原は主要な食糧(水稲・トウモロコシ・大豆・牧畜業²⁷)生産基地である。さらに、長白山脈と小興安嶺等の山脈は中国の重点生態機能区である(図 0-13)。従って、中国東北地方の主要な都市(瀋陽・大連・長春・哈爾濱)は、都市開発の促進と同時に、農業生産と食糧安全保障の役割も担っている。

人口・民族構成について、清朝以前の東北地方は長年にわたって中国北方の少数民族(満族、蒙古族、錫伯族など)が生活してきた地区で、未開墾地が多かった。清朝(1636~1912)^②の 1644 年(順治^③1 年)に、明朝(1368~1644)の滅亡により清朝は中国内地に進出し、北京を首都とした。その後、多くの満族人が北京に移住し、同時に満族の利益を保護するために漢族人の満州への転入を禁止し(清朝の封禁政策の起点)、満州の地が空洞化・荒廃してきた。その後、清朝は満州民族の利益優先(祖宗発祥の地の保護、民族の風俗習慣の維持、土地所有権の維持など)^④と国全体の利益優先(中原地区の災害被害者や流民の安置)^⑤の調和の中で、封禁政策と開発政策を交替的に実施した^{28, 29, 30}。

① 中国では、1978 年の共産党第 11 期 3 中全会で「経済建設を中心とする」政策(経済成長至上主義)が国の主な発展戦略とされたことに伴い、地方政府主導の無計画な乱開発の横行が深刻化してきた。この反省から、地方政府の強い開発意欲を抑制し、地域の特性に応じた開発の在り方を定める為に、「全国主体機能区計画」が策定された。「全国主体機能区計画」の内容は「国務院關於印發全国主体機能区計画的通知」(国発〔2010〕46 号)、中国中央人民政府のホームページを参考、http://www.gov.cn/zhengce/content/2011-06/08/content_1441.htm(2021. 8. 22 参照)。「全国主体機能区計画」では、開発方式によって全国土は「優化開発区域」、「重点開発区域」、「制限開発区域(農産品主産区、重点生態機能区)」、「禁止開発区域」の 4 類型に分けられ、開発内容によって全国土は「都市化地区」、「農産品主産区」、「重点生態機能区」の 3 類型に分けられることが明記された。また、「両横三縦」を主体とする都市化戦略、「七区二十三帯」を主体とする農業戦略、「二屏三帯」を主体とする生態安全戦略が強調された。

② 「清朝」は中国最後の封建王朝である。1916 年に最初に満州に建国され、「後金」と呼ばれた。1936 年に第 2 代の皇帝・皇太極によって「大清」に改称した。その後、1644 年から 1912 年まで中国と蒙古を支配した。

③ 順治(1638~1661)は清朝第 3 代(首都を北京に置かれた後第 1 名)の皇帝で、在位年は 1643~1661 年である。

④ 1668 年(康熙 7 年)から 1860 年第二次鴉片戦争(アヘン戦争)終戦まで、漢族の転入は厳しく制限された。

⑤ 漢族の入植を促すために、「遼東招民開墾例」(1653 年)、「移民実辺政策」(1860 年以降)などの開発奨励勧誘政策が実施された。1860 年から 1903 年までに東北地方局部の開発が解禁され、1904 から 1911 年までに東北地方の開発が全面的に解禁された。

その中で、山東省・河南省・河北省・山西省などの関内地区(山海関以西の地区)から大勢の漢族人が東北地方に転入し、この人口移動は「闖関東」と呼ばれ、中国近代史上の三大移民ブーム(闖関東, 走西口, 下南洋)の1つである。一方、19世紀中葉より朝鮮人の東北地方への大規模な移住が展開され、20世紀初頭に清政府の解禁政策によって活発化した³¹。その後、1932年から1945年までの14年間の日本の「対満朝鮮人移民政策」によって、朝鮮人の東北地方への移住ブームがさらに盛んになった³²。考古学の成果によれば東北地方における最初の水田は遼寧省桓仁県にあり、1875年に朝鮮人移民によって開墾された³³。

このような人口移動の歴史の中で形成された中国の東北地方は、漢族を主として、満族・朝鮮族・蒙古族・錫伯族などの少数民族が混住する地区である。

0-3-5 中国の行政区分と研究対象のスケール

まず、日中比較からみた中国の行政区分を述べる(図0-14)。中国の行政区分は、省級(第一級行政区)、地級(第二級行政区)、県級(第三級行政区)、郷級(第四級行政区)という4層の行政区のピラミッド構造からなる。行政レベルから見ると、省級行政区は日本の都道府県に相当し、地級行政区は日本の政令指定都市に相当し、県級行政区は日本の政令指定都市の中の行政区に相当し、郷級行政区は日本の行政町に相当する。郷級行政区は、一般的にいくつかの社区(都市区の集住区域の基礎単位)又は行政村からなる。行政村は日本の大字に相当し、単一又は数か所の自然村(集落)からなり、村民委員会が設置される。

次に、本研究の対象地域である遼寧省瀋陽市瀋北新区・尹家街道について、遼寧省は省級行政区であり、14地級市からなる。省都の瀋陽市はその中の1つで、10市区・2県(康平県、法庫県)・1県級市(新民市)からなる。市区は、中心5区(和平区、瀋河区、大東区、皇姑区、鉄西区)、都市近郊5区(蘇家屯区、渾南区、瀋北新区、于洪区)と遠郊1区(遼中区)によって構成される。

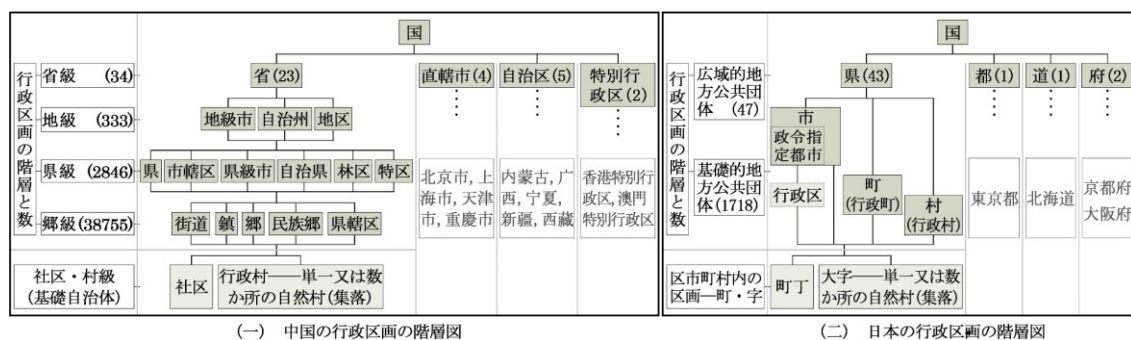


図0-14 中国と日本の行政区画の設定状況

注:中国の直轄市・自治区・特別行政区及び日本の都・道・府内の区画は省略している。中国の行政区の数には「中国統計年鑑2020」(国家統計局、2020)より。

表0-4 遼寧省瀋陽市瀋北新区尹家街道の基礎状況とスケール

| | | | | |
|-------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------|-------------------------------|
| <p>地図</p> | | | | |
| <p>行政層</p> | <p>遼寧省(省級)</p> | <p>瀋陽市(地級)</p> | <p>瀋北新区(県級・市轄区)</p> | <p>尹家街道(郷級)</p> |
| <p>行政区分</p> | <p>14 地級市(うち 2 副省級)</p> | <p>10 市轄区・2 県・1 県級市</p> | <p>11 街道</p> | <p>15 集落 (=15 自然村=11 行政村)</p> |
| <p>人口規模</p> | <p>4190.2 万人 (2019 年)</p> | <p>常住人口 832.2 万人 (2019 年)</p> | <p>34.279 万人 (2019 年)</p> | <p>1.49 万人 (2017 年)</p> |
| <p>面積</p> | <p>14.59 万 km²</p> | <p>1.286 万 km²</p> | <p>884km²</p> | <p>58.36km²</p> |

瀋北新区は瀋陽市の市区内の北部に位置しており、11 街道からなる。

尹家街道は瀋北新区の西部に位置し、総面積は 58.36 km²で、15 集落(=15 自然村=11 行政村)からなり、2017 年時点(調査研究スタートの時点)の総人口は 1.49 万人である(表0-4)。

0-3-6 集落・集落域・居民点

集落は自然村(日本の字に相当する)を意味し、農村住民が集住して生活・生産を行う生活環境の基礎単位である。これは、行政村と対応している。また、本研究では、主に集落を農村住民の集住・生活・生産の場として認識しており、その面については、歴史の長い集落(百年や数百年以上)と歴史の短い集落(数十年の開拓村)には、特に格差がないと考える。

集落域とは、集落内の農民集団(村民小組或いは村)が所有する土地のまとまりであり、宅地、集団建設用地から、農地、山林、河・養殖池、未利用地までを含む。一般的に、集落域は生活域(主に宅地と公共施設用地が集中する区域)と生産域(主に農地、農業施設用地が集中する区域)に分けられる。

そして、**居民点**は中国語で、集落内の生活域を意味する。

0-4 研究対象・研究方法と論文の構成

0-4-1 研究対象地域の特徴と位置づけ

0-3-5では、研究対象である遼寧省瀋陽市瀋北新区・尹家街道の行政的位置づけ及びそのスケール(面積, 人口規模, 集落数)を述べた。ここでは、研究対象の歴史的・社会的・経済的特徴とその位置づけを述べる。

瀋北新区の歴史的特徴と尹家街道の集落形成時期について、0-3-4で述べたように東北地方は長期にわたって中国北方の少数民族が生活してきた地区であった。瀋北新区では、7000年前の中国の新石器時代から人間の活動が展開され、原住民は遊牧民, 半農半遊・半遊半獵・半漁半獵民であり、農耕民の定住文化の広がりが遅かった。「瀋陽地名・瀋北新区巻」³⁴で収録されている168集落の内、18集落は清朝以前に形成され、140集落は清朝(1636-1912)に形成され、そのほとんどは漢民族, 満民族, シボ族, モンゴル族の集落であり、10集落は新中国成立後の人民公社期に水田開発と稲作生産を発展させる為に、開拓された朝鮮族の集落である(表0-5)。そして、尹家街道の15集落のうち、12カ所は清朝の「闖関東」により形成された漢民族集落(茨榆坨, 馬家, 光荣, 小営子, 東拉拉, 西拉拉, 尹家, 六間房, 穆家, 下坎子, 溝子沿, 新農)であり、3カ所は人民公社期に開発された朝鮮族集落(曙光, 永豊, 創業)である。

表0-5 瀋北新区の既存集落の形成時期

| 形成時期 | 集落数 | 備考 |
|----------------------|-----|--|
| 清朝前 | 18 | 宋朝(960-1279)2箇所, 元朝(1271-1368)1箇所, 明朝(1368-1644)15箇所 |
| 清朝 (1636-1912) | 140 | 漢民族, 満民族, シボ族, モンゴル族の集落 |
| 新中国成立後の人民公社期 (1970s) | 10 | 朝鮮族の集落(水田開発と稲作生産の為) |

注:参考文献 34 より

瀋北新区の社会経済発展計画上の位置づけと尹家街道の現状について、0-3-4で述べたように、瀋陽市等の中国東北地方の主要な都市は、都市開発の促進と同時に農業生産と食糧安全保障の役割も担っている。具体的には、2014年5月に公表された「遼寧省主体機能区計画」^①により、瀋陽市の市区が遼寧省の「最適化開発区」(国土開発密度が既に高く、資源・環境の

① 「遼寧省主体機能区計画」(2014年5月), 遼寧省人民政府のホームページ参考(2018.5参考), http://www.ln.gov.cn/zfxx/zfwj/szfwj/zfwj2011_103250/201406/t20140605_1345695.html

負担能力が弱まり始めた地域)に位置し、その発展戦略は、①「戦略性新型産業」①、「現代農業」(近代農業)などの産業の発展を促し、②都市部の自然環境の修復・再生事業を行い、③引き続き遼寧省の中央部に位置する都市群(瀋陽市を含む8都市)の経済社会発展の牽引車となることとしている。この発展戦略を基に、瀋陽市計画設計研究院^②により策定され、本研究の対象地である瀋陽市瀋北新区^③の「新型城鎮化」^④発展戦略(合理的な国土開発によって、都市と農村の一体的発展を図る戦略)が同時に発表された。その主な内容は下記の通りである³⁵。

①瀋北新区の全域が「蒲河生態経済帯」(河川沿岸の環境修復・再生事業を行い、

自然環境と調和のとれた市街地環境を図る地域)、「都市建設区」(都市化・工業化を図る区域)、「都市農業区」(農業の産業化を図る区域)、「生態景観区」(観光農業・旅行業の発展を図る区域)の、いわゆる「一带、三区」に区分されている(図0-15ア)。

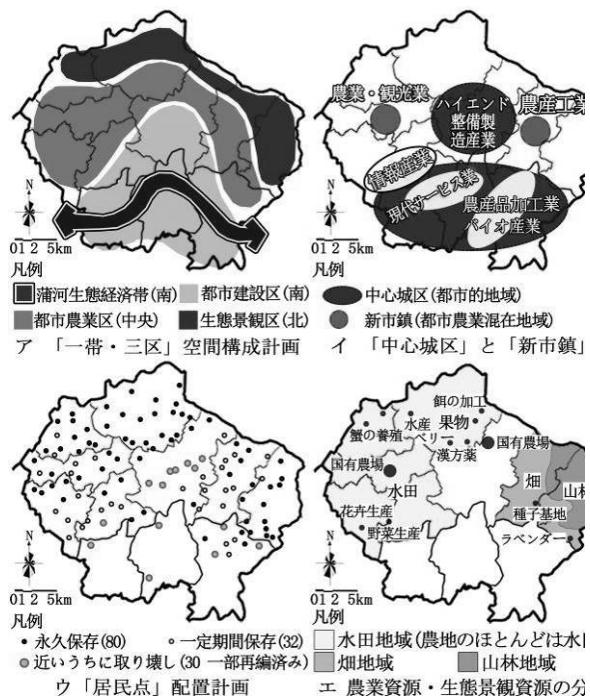


図0-15 瀋北新区の発展計画モデル図

注:張建軍(瀋陽市計画設計研究院の教授級高級工師)が書いた参考文献35より

① 「国家戦略性新型産業発展計画」(國務院, 2012)により、「戦略性新型産業」は、①省エネ・環境産業、②次世代情報産業、③バイオ産業、④ハイエンド整備製造産業、⑤新エネルギー産業、⑥新素材産業、⑦新エネルギー車産業からなる。

② 「瀋陽市計画設計研究院」は、1960年に設立され、「瀋陽市計画と国土資源局」に所属する事業単位(国有資産により設立された社会サービス組織)で、区域計画、都市総体計画、建築計画などを行い、関連研究も行う組織である。

③ 瀋北新区は、瀋陽市の都市中心部を發展拡大させる為に、2006年に瀋陽市北部に位置する新城子区(2街道6鎮5郷から構成される)と「瀋陽輝山農業高新技术開發区」(2002年成立、農業技術開發モデル地区)の合併によって形成された都市近郊区である。

④ 「城鎮化」は「都市化」のことである。中国の「城鎮化」は、農村からの流出人口を大都市よりも中小都市や農村地域の中心地区(小城鎮)に吸収させることを狙っている。

「新型城鎮化」の特徴は、都市と農村の一体的發展を図り、戸籍による差別をなくし、すべての国民が豊かさを実感できる「共同富裕」社会を実現することにある。

②上記の「一帯，三区」の空間構成計画を基に，「中心城区-新市鎮-特色農村社区」の3段階の「城鎮体系」（一定地域における生産力の合理的な配置と都市・鎮・「農村社区」（村）の機能別分業を根拠として計画された「城鎮」システム）を構築する。具体的には，「都市建設区」では，2つの「中心城区」（都市的地域）が設けられ，情報産業，現代サービス業などの発展を目指す。「都市農業区」内の2つの街道（興隆台街道，清水台清泉街道）では，「新市鎮」^①（新たな発展を目指す都市農村混在地域）が設けられ，農業工業，農業・観光業などの「都市農業」の発展を支える産業の発展を目指す（図0-15イ）。

③既存の142の「農村社区」の内，「都市農業区」と「生態景觀区」に位置しており，特色ある（良い農業資源・生態景觀資源・文化資源・居住環境等を持つ）80の「農村社区」の「居民点」（居住域）を永久保存する^②（「居民点」の用地を「都市建設用地」化又は農地化しないこと）ように指定し，今後の農村地域の振興に寄与する「特色農村社区」^③として地域づくりを行うこと（「農村社区」における特色ある地域づくり）が提案された（図0-15ウ，エ）。

このように，瀋北新区では都市開発の進行，農業生産の維持・農業の近代化，生態環境・生態景觀の維持・改善が同時に求められている。その中で，南部の3街道と中央部の1街道では，主に都市開発の進行が進んでおり，残る7街道では主に農業生産の維持・農業の近代化と生態環境・生態景觀の維持・改善が進んでいることが分かった。

そのうち，尹家街道は，急速に土地流転が進んでおり，都市化の影響を受けつつも農業を維持していこうとしている都市近郊農村地域である。15集落のうち，北部の稲作区域内の7か所の漢族集落と1か所の朝鮮族集落（曙光）の居民点は永久保存の居民点と指定され，北部の稲作区域内の2か所の朝鮮族集落（創業・永豊）と南部の畑作区域内の5か所の漢族集落の居民点は一定期間内に保存する居民点と指定された。そして，2017年に筆者による調査を始めた時点では，地方政府主導の下で，永豊集落では在籍者の都市的地域への集団移転と，住宅の取り壊し及びその跡地の農地化が行なわれ，創業集落では在籍者の現地集住化（従前の一戸建て住宅が取り壊され，一部の住宅跡地に集合住宅が建てられた）と残る住宅跡地の農地化が行なわれた。

① 「市鎮」は，既に人口・工業の集積地となっている都市農村混在地域で，農村部の政治，経済，文化発展を牽引する地域である。

② 都市的地域の拡大が進む中で，都市的土地利用の拡大と農地の総量確保を実現するために，一部の「農村居民点」の用地を「都市建設用地化」又は農地化することが必要である。永久保存は，「居民点」の用地を「都市建設用地化」又は農地化しないことを指す。

③ 「特色農村社区」は，瀋北新区の「新型城鎮化」発展戦略計画上の用語で，国全体の制度ではない。

0-4-2 研究方法と調査内容

本研究の枠組みと課題設定について、図0-16で示すように、本研究は大きく三つの部分に分けられる。第一部分は、**本研究の位置づけの考察**である。ここでは、土地流転の実態と課題に関する実証研究を行うために、その重要な前提として、①「土地流転の関連法制度の動向とその全体像を把握することによって、本研究の制度上の位置づけ及び対象地域の位置づけを明らかにすること」、②「関連諸学における土地流転に関する既往研究成果を把握することによって、本研究の学術的位置づけとその新規性・独自性を明らかにすること」が重要な課題であるという認識の下、考察を進める。そして、課題①に関しては、日中比較を通して、当面の中国における農村土地流転の関連法制度の発展段階及びその特徴を考察し、本研究の制度的位置づけを明らかにする。また、土地流転展開の全体像を考察し、対象地域である瀋陽市尹家街道の土地流転上の特徴とその位置づけを明らかにする。

課題②に関しては、主に農学・経済学・社会学等の関連分野に着目し、日本と中国の学界における①土地流転の経緯・実態・動向とその仕組みに着目する研究、②土地流転の影響要因に着目する研究、③土地利用の担い手(農業担い手など)の育成・確保に着目する研究を題材に、これまでの既往研究成果を考察し、本研究の学術的位置づけを明らかにする。

第二部分は、**対象地域・瀋陽市尹家街道における土地流転の実態の認識**である。この部分も大きく2つの課題に分けられる。課題①は、尹家街道における街道レベルの土地流転の認識論で、「隣接するいくつかの集落において、国と地方の農地流転の関連法制度が同じであっても、集落独自の歴史的・社会的性格、農作物の種類、交通条件、行政的役割(行政村、自然村)などの属性の差異によって、各集落の農地流転のルートが異なる」という認識の下で、考察を進める。ここでは、まず、調査時点での農地流転の統計データをもとに、農地流転による集落の

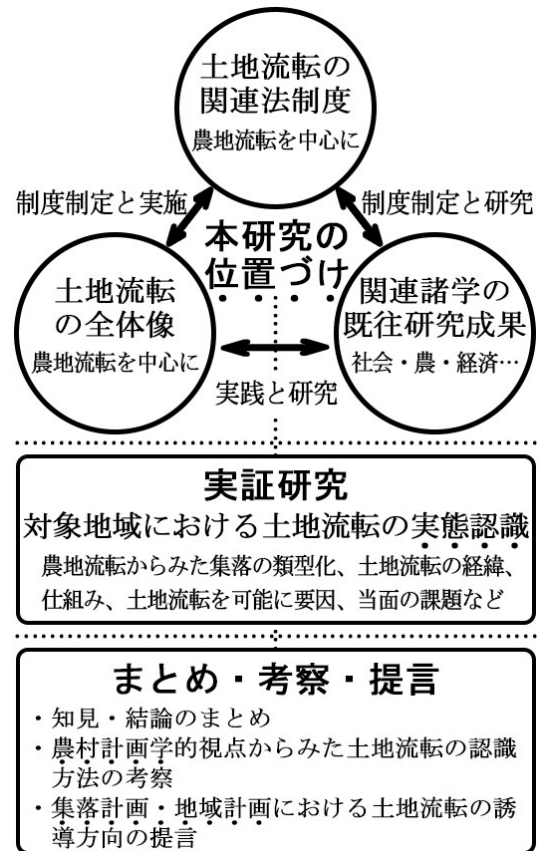


図0-16 研究の枠組み

表0-6 博士研究の調査表

| 対象地域 | 日程 | 調査内容 | 調査対象 | 成果 |
|---------|---|--|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 尹家街道 | 2017年9月-11月(1次調査), 2018年10月-11月(補足調査) | 街道の農地流転の実態に関するヒアリング調査と資料収集 | 農業科の公務員, 対象集落の居住者 | ・黄表紙1(2020年2月掲載) |
| 2 曙光集落 | 2017年10月-11月(1次調査), 2018年10月-11月(補足調査) | 農地と宅地での土地流転の実態と実現要因に関するヒアリング調査と資料収集 | 集落の居住者 | ・2018年度住宅系 ・黄表紙2(2021年6月掲載) |
| 3 茨楡坨集落 | 2018年10月-11月(1次調査), 2019年6月23日~28日(2次調査), 2019年11月29日~30日(補足調査) | 農家の階層分化と土地流転の実態に関するヒアリング調査と資料収集 | 集落の居住者 | ・2019年度住宅系 ・黄表紙3(採用決定,2022年1月掲載予定) |
| 4 尹家集落 | 2019年10月-11月(約1か月) | 企業の農業参入の経緯,及び農地と宅地の利用実態とその動向に関するヒアリング調査と資料収集 | 集落の居住者,瀋陽市都市計画設計研究院の計画士, 農業科の公務員 | ・2020年度住宅系 ・2020年度農村計画学会大会論文 |

類型化とその特徴を把握する。その後、各集落の属性と結び付けて、街道レベルの農地流転の展開論理と今後の土地利用計画課題を考察する。

課題②は、尹家街道における集落レベルの土地流転の認識論で、課題①を踏まえ、類型別集落の代表例を選定し、集落レベルでの農地と宅地の土地流転の実態とその特徴を把握する。そのうえで、土地流転を可能にする歴史的・社会的・制度的・地域的要因を分析し、今後の土地利用計画課題を考察する。

第三部分は、本研究のまとめ・考察・提言である。上記を踏まえ、本研究の知見・結論をまとめる上で、農村計画の視点からみた土地流転の認識方法を考察し、今後集落レベル・郷レベルの農村計画の策定における土地利用調整に関する提言を行う。

一方、調査対象と調査内容について、本研究の現地調査は2017年~2019年の間に、計4回実施した(表0-6)。その中の3回は、調査期間は約1か月から1か月半である。残り1回は、補足調査であり、調査期間は5日間である。そして、街道レベルの土地流転に関する現地調査は、2017年と2018年で2回実施し、調査対象は尹家街道の街道弁事処農業科の公務員と対象集落の居住者である。集落レベルの土地流転に関する現地調査は、曙光集落が2017年と2018年、茨楡坨集落が2018年と2019年、尹家集落が2019年に行われ、主な調査対象は集落の居住者である。

0-4-3 論文の構成と各部分の概要

上記の研究方法、調査対象・調査内容に基づき、本論文は大きく①序章、②本論2編(本研究の位置づけ論、土地流転実態の認識論)、③結章から構成されている。図0-17は論文の構成と各部分の概要を示す。

1. 序章

序章では、本研究の背景・目的、問題意識・研究の意義、基本概念・用語、論文の構成、研究方法・研究対象などを述べる。

2. 第1編(第1章-第2章)・研究の位置づけ論

第1章は、制度的位置づけ論で、日中比較を通して、封建時代から現在に至るまでの農地法制度の展開経緯、農地流転の関連法制度の動向、及びその実施効果である農地流転の全体像を把握する上で、本研究の制度的位置づけ及び、研究対象地域の特徴とその位置づけを検討した。第2章は、学術的位置づけ論で、日本と中国の学界における土地流転に関する関連諸学(農学、

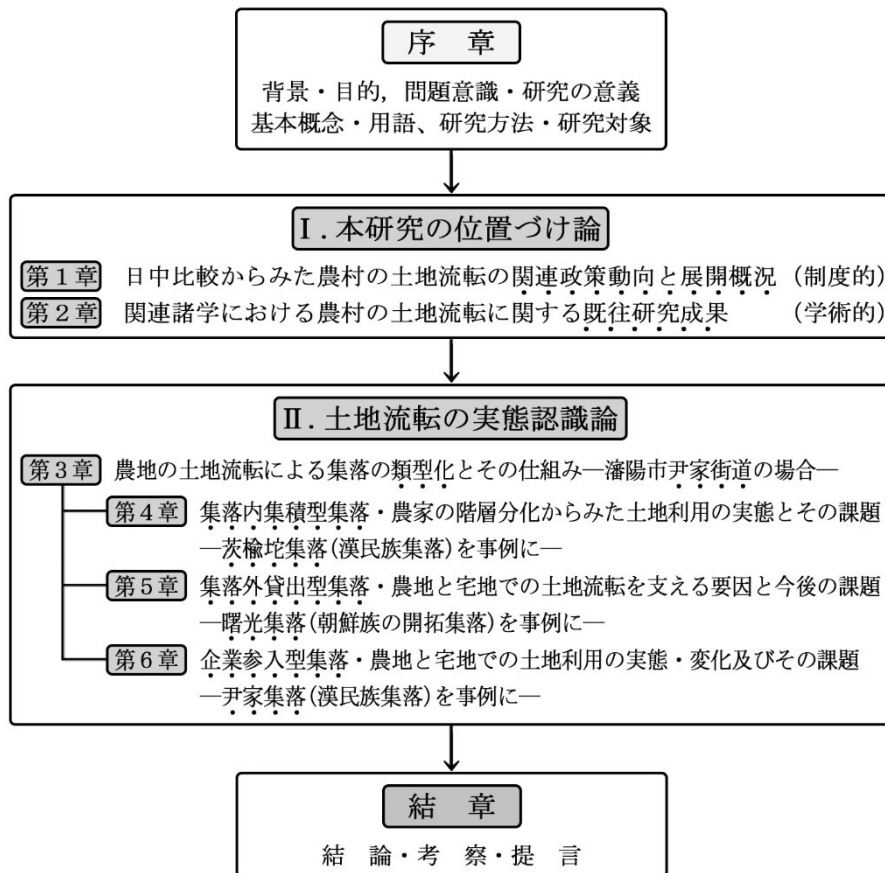


図0-17 論文の構成

社会学，経済学，管理学など）の既往研究成果を考察する上で，本研究の学術的位置づけを検討した。

3. 第2編(第3章-第6章)・土地流転実態の認識論

第3章は，街道レベルの土地流転実態の認識論で，農地流転の推進状況によって，尹家街道の15集落の類型化の実態とその課題を考察した。第4章～第6章は，集落レベルの認識論で，類型別集落の代表例における土地流転の実態とその課題を考察した。

4. 結章

第7章は，上記の各章の知見・結論をまとめ，計画学的視点から考察と提言を行った。

参考文献

- 1 扈新強, 趙玉峰: 从离散到聚合: 中国流动人口家庭化分析, 人口研究, 2021, 45(04), PP. 69-84(中国語)
- 2 姜紹静, 羅泮: 空心村問題研究進展与成果総述, 中国人口, 資源与環境, 2014, 24(06), PP. 51-58(中国語)
- 3 梅琳: 我国農村土地流轉模式研究 (我が国における農村部の土地流轉のモデルに関する研究), 福建師範大学, 政治経済学博士学位論文, 2011. 4 (中国語)
- 4 陳利根, 成程: 基于農民福利的宅基地流轉模式比較与路径選択, 中国土地科学, PP. 67-74, 2012. 10(中国語)
- 5 宋志紅: 宅基地使用権流轉的困境与出路, 中国土地科学, PP. 13-20, 2016. 5(中国語)
- 6 戴帥, 陸化普, 程穎: 上下結合的鄉村計画模式研究[J]. 計画師, 2010, 26(01):16-20.
- 7 鄒兵: 小城镇の制度変遷と政策分析, 中国建築工業出版社, PP. 75-83, 2003(中国語)
- 8 華攬洪: 中国の再建—都市計画 30 年 (1949-1979), 生活, 読書, 新知三聯書店, 2006(中国語)
- 9 村鎮の計画をしっかりと行い, 豊かで繁栄し, 文明的な社会主義新農村を建設する, 第一次, 第二次全国農村家屋建設工作會議が北京で開催された, 建築知識, 1982 (3) 11. (中国語)
- 10 建設部. 建村【1996】526号, 1996(中国語)
- 11 青木志郎: 建築学から農村計画学へ, 「農村計画学への道」第Ⅲ部, 農村計画学会, 農林統計協会, pp. 55, 1993. (日本語)
- 12 山崎寿一: 創成期の農村建築研究会 活動の軌跡-発足から農村計画委員会設立まで-, 農村建築第 105 号, pp. 17-40, 1998. 02. (日本語)
- 13 三国政勝: 研究協議会・春季学術研究会: テーマの変遷・解説, 「農村建築第 106・107 合併号 建築系農村計画大系化レポート' 98 概要版」, pp. 207-208, 1998. 6. (日本語)
- 14 日本建築学会編: 図説集落—その空間と計画—, 都市文化社, 1989.
- 15 寶劍久俊: 中国農業の構造調整と新たな担い手の展開, 『途上国における農業経営の变革』調査研究報告書, アジア経済研究所, pp. 13-15, 2017(日本語), 入手先: https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2016/pdf/C01_ch01.pdf

- 16 周丁揚他 4 名:糧食主産区耕地荒廃特征与影響因素分析, 農業機械学報, pp. 1-17, 2021. 5
入手先: <http://kns.cnki.net/kcms/detail/11.1964.S.20210510.0854.004.html> (中国語)
- 17 李妍蓉: 中国における違法な農地流動化の実態と要因ならびにその防止対策:—湖南省長沙市近郊農村を事例として—, 農林業問題研究 50(2), pp. 161-166, 2014(日本語)
- 18 河原昌一郎: 中国農村土地政策-土地請負の安定化から土地の流動化へ-, 農林水産政策研究所『主要国農業戦略横断・総合』プロ研資料第 9 号, pp. 25-27, 2019. 3, 入手先: https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/190300_30cr09_04.pdf
(日本語)
- 19 胡新民. 農村宅基地整理縦横談—来自金華市的实践与思考, 中国土地, pp. 38-39, 2002. 10
(中国語)
- 20 張柏林: “空心村” 困境及化解之道, 河南社会科学 24(12), pp. 108-112, 2016 (中国語)
- 21 袁奇峰・陳世棟: 城郷計画一級学科建設的研究述評与展望, 計画師, pp. 5-10, 2012. 9
(中国語)
- 22 山崎寿一: 生活環境形成における地域主体の研究-集落的土地利用の複合的性格に着目して-, pp. 5, 1993. 3 (日本語)
- 23 山崎寿一: 集落土地利用計画, 『図説集落—その空間と計画—』, 日本建築学会編, pp. 194-195, 1989 (日本語)
- 24 段德罡・刘嘉偉: 中国農村類型划分研究総述, 西部人居環境学刊 33(05), pp. 78-83, 2018
(中国語)
- 25 小川竹一: 日本と中国の農地権利システムの変貌, 地域研究, pp. 165-178, 2015. 9
- 26 任啓平・陳才: 東北地方人地関係百年変遷研究—人口, 城市与交通發展, 人文地理 2004(05), pp. 69-73, 2004. 10 (中国語)
- 27 プロマーコンサルティング: 中国東北三省における主要農産物の生産動向, 平成 24 年度海外農業情報調査分析事業(アジア), pp. 5 (日本語), 入手先: https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/pdf/02asia_china.pdf
- 28 賈文華: 清代封禁東北政策研究総述, 東北師範大学, 中国古代史専攻・修士学位論文, 2007
- 29 範立君: 近代東北移民与社会変遷 (1860~1931), 浙江大学, 歴史学・中国近代史専攻・博士学位論文, 2005 (中国語)
- 30 張利民: “闖關東” 移民潮簡析, 中国社会經濟史研究, pp. 57-64, 1998. 5 (中国語)
- 31 宋健: 近代朝鮮墾民移居東北与水田開發, 遼東学院学报(社会科学版), pp. 19-24, 2016. 12

- 32 松村高夫:日本帝国主義下における「満州」への朝鮮人移動について, 三田学会雑誌 63(6), pp. 479(61)-505(87), 1970-06
- 33 謝文挙:東北最早的水田開発地—桓仁, 中国地名 2003(03), pp. 12-13, 2003. 7 (中国語)
- 34 政協瀋陽市委員会学習宣伝文史委員会・政協瀋北新区委員会:瀋陽地名・瀋北新区卷, 瀋陽出版社, 2014
- 35 張建軍ら:瀋北新区の発展戦略の転換とその実施に関する研究 (瀋北新区転型発展戦略 実施路径研究), 計画師, 2014, 30(S1), pp. 57-62. (中国語)

第1編

農村の土地流転における関連法制度動向・ 展開概況と既往研究成果

—農地流転・農地流動を中心にして—

第1章

日中比較からみた農村の土地流転の関連法制度動向と 展開概況

—農地流転・農地流動を中心にして—

第1章 日中比較からみた農村の土地流転の関連法制度動向と展開概況 —農地流転・農地流動を中心に—

目次

| | | |
|-------|-------------------------------|----|
| 1-1 | はじめに | 43 |
| 1-1-1 | 本章の目的 | 43 |
| 1-1-2 | 本章の概要 | 43 |
| 1-2 | 日本農村の農地流動における関連法制度動向と展開概況 | 45 |
| 1-2-1 | 農地法制度の展開と農地流動の関連法制度動向 | 45 |
| 1 | 近世・近代における農地法制度の展開と農地所有の変遷 | 45 |
| 2 | 現代における農地法制度の展開と農地流動の関連法制度動向 | 46 |
| 1-2-2 | 農地流動の展開概況 | 50 |
| 1 | 日本全土の農地流動比率とその段階的特徴 | 50 |
| 2 | 農業経営体の構成と展開 | 54 |
| 3 | 農地流動の地域的差異 | 56 |
| 1-3 | 中国農村の農地流転における関連法制度の動向と展開概況 | 58 |
| 1-3-1 | 農地法制度の展開と農地流転の関連法制度の動向 | 58 |
| 1 | 人民公社期解体前までの農地法制度の展開と農地所有の変遷 | 58 |
| 2 | 人民公社解体後の農地法制度の展開と農地流転の関連法制度動向 | 58 |
| 1-3-2 | 農地流転の展開概況 | 60 |
| 1 | 中国全土の農地流動比率 | 60 |
| 2 | 農業担い手の構成と展開 | 60 |
| 3 | 農地流動の地域的差異 | 61 |
| 1-4 | まとめと考察 | 62 |
| 1-4-1 | 本研究の制度上の位置づけ | 62 |
| 1-4-2 | 瀋陽市尹家街道の特徴と位置づけ | 62 |

1-1 はじめに

1-1-1 本章の目的

序章では、土地流転の実態と課題に関する実証研究を行うために、まず、本研究の制度上の位置づけ、土地流転展開の全体像における研究対象地域の位置づけ、及び本研究の学術的位置づけを明らかにすることが重要であるという点を指摘した。

本章では、主に農地流転・農地流動の関連法制度とその展開の全体像に着目し、日中比較を通して、本研究の制度上の位置づけ及び研究対象地域である瀋陽市尹家街道の位置づけを明らかにすることを目的とする。

1-1-2 本章の概要、課題意識と研究方法

本章は、主に農地流転・農地流動の関連法制度動向とその展開の全体像に着目し、日中比較を通して、当面中国農村の土地流転に関する法制度の発展段階及びその特徴を考察し、本研究の制度的位置づけを明らかにした。また、土地流転展開の全体像を把握し、対象地域である瀋陽市尹家街道の土地流転上の特徴と位置づけを明らかにした。

日本においては、1945年8月終戦後（現代）、「耕作者主義」^①を理念にして、農地改革（1946-1952）及び農地法（1952）の実施により、寄生地主制を廃止し、自作農体制に転換した。その後、経済の成長、農業労働力の流失と農業・農村の近代化に伴い、耕作者主義の修正と農地流動が必要とされた。そして、農業基本法の施行（1961）から現在まで、農地流動による農業の構造改善・生産性向上が目指されている。

その一方で、中国においては、1978年の改革開放政策の実施に伴い、人民公社の解体と家族請負制の導入が行われ、農民集団組織が所有する農地の請負経営権はほぼ均等に個々の構成員農家に分配され、中国的「耕作者主義」^②が成立したと理解できる。その後、経済の発展、農業労働力の都市流失と農業・農村の近代化に伴い、農地流転と経営規模の拡大が不可避の要請とされることとなった。1980年代半ばより、農地流転が展開し、近年活発化している。

このように、日本と中国は、農村の土地の所有制度や、農業に関わる条件（自然的地理環境、耕地面積など）が異なるが、伝統的な家族小農制の存在及び、「耕作者主義」に基づく家族経営

① 「耕作者主義」とは、農地を所有するものが農地を耕作するというものである

② 中国的「耕作者主義」とは、農地の請負経営権を持つもの（農民集団組織の構成員農家）が農地を耕作するというものである。

農業の変化，農地流動化と農業経営の大規模化を求める戦略などでは，共通点が存在する¹。その意味で，日本と中国の農地流転・農地流動に関する法制度動向と，農地流転・農地流動展開の全体像を比較して，相互の相違点を際立たせることによって，それぞれの制度・実態をより深く把握することが可能である。その上で，本研究の制度的位置づけ，及び対象地域の土地流転上の特徴と位置づけを把握することには意義があると考ええる。

ここでは，まず，日本における近世から現在に至るまで農地法制度の展開概況を考察する上で，現代（あるいは戦後）の農地流動に関する法制度の動向と農地流動展開の全体像を考察する。その後，日中比較を意識しながら，中国における封建時代から現在に至るまで，農地法制度の展開概況を考察し，人民公社解体後の農地流転に関する法制度の動向と農地流転展開の全体像を考察する。さらに，対象地域である瀋陽市尹家街道の土地流転上の特徴と位置づけを検討する。

1-2 日本農村の農地流動における関連法制度動向と展開概況

本節では、日本における近世から現在に至るまでの農地法制度の展開概況を考察する上で、現代（あるいは戦後）の農地流動に関する法制度の動向と農地流動の展開概況を考察する^①。

1-2-1 農地法制度の展開と農地流動の関連法制度動向

1. 近世・近代における農地法制度の展開と農地所有の変遷

ここでは、主に農地所有権の社会的性格の変遷を巡って考察を行う。

① 16世紀末期～1860年代—近世封建時代の農地法制度と領主所有制

日本の農村土地制度は、近世封建時代に豊臣秀吉^②政権の制度改革と太閤検地^③によって、「一地一作人制」^④、「村請制」^⑤、「石高制」^⑥などが確立された。これらの制度の下で、領主は農地の所有権を持っており、百姓・耕作者は農地の使用権・耕作権を持ちながら年貢を負う。また、百姓ごとに責任を持たせた石高は、村を単位として一括して年貢を負担する^⑦。

このように、この時代に集落は一つの共同体であり、集落の構成員と認められていた者は「本百姓」と呼ばれる。そして、江戸幕府^⑧（武家政権）はこの本百身体制を維持するために、1643年に田畑の永代売買禁止に関する3つの法令、いわゆる「田畑永代売買禁止令」を発令した。

② 1860～1945年終戦—近代の農地法制度と地主所有制

上記の近世的農地所有の代わりに、日本の近代的な農地所有（私的所有）は、明治初期の明治維新^⑧及び資本主義化（貨幣経済）の展開と同時に、1872年の「田畑永代売買禁止令」の廃止

① 「近世」は、太閤検地（1582～1591）前後に始まり、明治維新（19世紀60年代末～80年代）前後に終わるとされ、主としては江戸時代（1603～1868）である。「近代」は、明治維新前後から第二次世界大戦終結までの時代を指す。「現代」は、第二次世界大戦終結（1945年）から現在までの時代を指す。
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E6%AD%B4%E5%8F%B2>（参照 2021.5.4）。

② 「豊臣秀吉（1537～1598）」は、戦国時代から安土桃山時代にかけての武将、大名。

③ 「太閤検地」は、豊臣秀吉が日本全土で行なった検地（水田、畑、屋敷地）の測量と収穫量調査を意味する。

④ 「一地一作人制」とは、太閤検地以降、検地帳に書載された一筆ごとの耕地に現実の耕作者1名を登録し、彼に耕作権を保障して年貢負担の義務を負わせる制度である。

⑤ 村請け制とは、日本の近世における農地制度の一つで、年貢・諸役を村単位で村全体の責任で納めるようにした制度である。
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9D%91%E8%AB%8B%E5%88%B6%E5%BA%A6>（参照 2021.5.4）。

⑥ 石高とは、近世日本において土地の生産性を石という単位で表したものである。石高制とは、土地の標準的な収量（玄米収穫量）である石高を基準として組み立てられた日本近世封建社会の体制原理のことである。

⑦ 「江戸時代」は、日本の歴史のうち江戸幕府（徳川幕府）の統治時代を指す時代区分である。

⑧ 「明治時代」は1868年から1912年までの時代となる。「明治維新」とは、明治時代初期に行われた倒幕運動および、それに伴う一連の近代化改革を指す。

や1873年（明治6年）の地租改正^①をはじめとする一連の農地法制度改革により創出されたものである。この時代に、田畑の永代売買の解禁により、階級・身分を問わずに誰でも田畑を所有・売買することが可能となった^②。そして、商品経済の発達に加えて、土地所有の分解と地主（有力者）^③への農地集積が急激に進み、寄生地主制^④が形成された。

こうした状況の中で、農地所有による地主層・自作農層・小作農層に区分できる農村社会の階層分化と、貧富の差による富農・中農・貧農・農業賃労働者に区分できる農民層の階層分化が展開された（階層化）^④。

2. 現代における農地法制度の展開と農地流動の関連法制度の動向

ここでは、社会経済の変動と結び付けて、現代における農地法制度の展開と農地流動化の関連法制度の動向を考察する（表1-1）。

① 1945年～1960年—農地改革・農地法制定と耕作者主義

1945年8月終戦後に日本の農村では、連合軍総司令部（以下、GHQ）^④の指導のもとで一連の農村民主化のための戦後改革が行われた。その中で、戦後三大経済改革の一つとしての農地改革の実施によって、寄生地主176万戸から約170万haの小作地が政府によって買収されて、旧小作農475万戸に売渡され、大部分の旧小作農はほぼ同規模（1ha前後）の自作農となった（均分化）^⑤。このように、明治以来の日本農村を特徴づけていた寄生地主制は全面的に消滅し、農地のほとんどは零細な自作農によって所有されることとなった。

その後、農地改革の成果である自作農体制の維持及び農地転用の防止を図るため、耕作者主義を理念として、1952年に「農地法」（昭和27年法律第229号）が策定された。この法律では、耕作者の農地の取得を促進するとされており、農地の権利移動に対する規制が厳しく、耕作者の権利は強く保護されていた。具体例として、農地の賃貸借は、期間満了前の一定期間内に更新拒絶の通知をしなければ従前と同一条件で更新され（賃貸借の法定更新）、解除・解約・更新拒絶の通知には都道府県知事の許可を要し、かつその許可がなされるのは賃借人の信義違

① 「地租改正」は明治時代初期に行われた租税制度改革である。地租改正により、物納地租（生産物地代）が金納地租（貨幣地代）に転化された。

② 農地を耕作するか否かによって、地主は「耕作地主」と「不耕作地主」に分けられる。また、所有地のある農村に居住しているか否かによって、地主は「在村地主」と「不在地主」に分けられる。

③ 「寄生地主制」は、農地の所有者である寄生地主が、小作人（小作農・小作）と呼ばれる農業従事者に土地を貸し出して耕作させ、成果物である米や麦などの農作物の一部を小作料として徴収する制度である。

④ 「連合軍総司令部」とは、第二次世界大戦後に日本を占領した連合軍の最高司令官に付属する総司令部で、略称がGHQである。1945～1952年まで日本を占領統治し、さまざまな民主化、平和国家化を主導した。
https://www.y-history.net/appendix/wh1601-024_1.html（参照2021.5.4）。

表 1 - 1 農地流動の関連法制度の制定・改正と主要内容

| 年 | 関連法制度と主要内容 |
|------|---|
| 1961 | 「農業基本法」制定 ・ 自立経営の育成 ・ 農業従事者の協同組織の整備 ・ 農地権利の設定又は移転の円滑化 |
| 1962 | 「農業基本法」の趣旨に即した「農地法」一部改正 ・ 「農業生産法人制度」創設 ・ 上限面積緩和 ・ 農業協同組合による農地信託事業の創設 |
| 1970 | 1967年農林省の「構造政策の基本方針」に即した「農地法」一部改正 ・ 上限面積廃止 ・ 「農地保有合理化事業制度」 ・ 耕作権保護規定緩和 ・ 農業生産法人要件緩和 |
| 1975 | 「農業振興地域の整備に関する法律」（「農振法」に省略）一部改正 ・ 「農用地利用増進事業」創設 ・ 貸借による経営規模拡大を通じた担い手（中核農家）の育成 |
| 1980 | 「農用地利用増進法」制定 ・ 「利用権設定等促進事業」及び「農用地利用集積の促進、作付地の集団化等を行う農用地利用改善団体の制度」の創設等を内容とする「農用地利用増進事業」の拡充 |
| 1993 | 総農家数の減少を背景とした「農業経営基盤強化促進法」（「基盤強化法」に省略）制定 ・ 「認定農業者制度」の創設 ・ 認定農業者への利用権の設定と農用地の利用集積の促進 |
| 1999 | 「食料・農業・農村基本法」制定 ・ 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当程度を担う農業構造の確立 ・ 家族農業経営の活性化と農業経営の法人化の推進 ・ 農地の確保と農地の利用集積・効率的利用の促進 |
| 2000 | 「農地法」一部改正 ・ 「農業生産法人制度」への株式会社の導入等 |
| 2003 | 「基盤強化法」一部改正 ・ 集落営農組織の担い手としての育成（「特定農業団体制度」の創設） ・ 遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置 ・ 農業生産法人による多様な経営展開 |
| 2005 | 新たな食料・農業・農村基本計画（2005年3月）に即した「基盤強化法」一部改正 ・ 担い手に対する農地の利用修正の促進 ・ 市町村基本構想における特定法人貸付事業の創設 ・ 体系的な遊休農地対策の整備（遊休農地の買入・借受協議対象者の追加） |
| 2006 | 「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（担い手経営安定法）制定 ・ 農業の担い手に対する交付金の交付 |
| 2009 | 農地減少・利用率低下・耕作放棄地増加を背景とした「農地法」一部改正 ・ 農地の賃借規制の見直し ・ 農地生産法人要件の見直し ・ 小作地所有制限の廃止 「基盤強化法」一部改正 ・ 「農地利用集積円滑化事業」の創設 ・ 市町村段階の「農地保有合理化事業」廃止 |
| 2012 | 「人・農地プラン」施策の施行 ・ 地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化する |
| 2013 | 「農地中間管理事業の推進に関する法律」（「農地中間管理機構法」に省略）制定 ・ 「農地中間管理事業」創設 ・ 都道府県段階のみとなっていた「農地保有合理化事業」廃止 「基盤強化法」一部改正 ・ 「農地中間管理機構の特例事業」創設 |
| 2014 | 「基盤強化法」一部改正 ・ 「青年等就農計画制度」創設 |

注：2007年農林水産省「農地政策をめぐる事情」と2016年大塚路子「農地流動化政策の経緯と現状」より

反の場合等に限られるとされた。また、小作地所有制限^①、農地の権利取得に関する面積制限^②、農地転用規制なども明記されていた^③。

このように、農地改革と農地法の結果として、自作農体制の形成、耕作者主義の絶対化及び耕作権の強化などが後述するように、その後の零細経営という農業構造を規定し、賃貸借を通じて適正規模農業経営の創出の阻害要因となったのである^④。

② 1960年代—農業基本法による耕作者主義の修正と所有権移動規制の緩和

1955年～1973年に日本経済が高度成長期に入った後、農村地域では、急激な農業労働力の流失、兼業農家の増大及び労働力不足が見られるようになった。同時に、農産物の需要も所得の上昇につれて変化し、畜産物・果物などを中心とした選択肢の拡大が必要となった。そのため、農地流動化による農業経営の規模拡大等の零細な農業構造の根本的な改革が不可避の要請をされることとなった^⑤。

こうした背景の下で、1961年に制定された農業基本法^⑥には、「家族農業経営の発展と自立経営の育成」（第15条）、「農業従事者の協同組織の整備」（第17条）、「農地についての権利の設定又は移転の円滑化」（第18条）などの農業の生産性向上及び農地の権利移動規制の緩和に関する内容が明記された。そして、「農業基本法」の趣旨に即して、1962年に農地に係る信託制度の創設、権利の設定・移転の許可要件の緩和等を内容とする農地法の改正が実施された。しかし、この時期に農地の所有権移動（農地売買）の面積は7万ha台に留まり、農地流動は思うように進まなかった^⑦。

③ 1970年～1992年—所有権移動から賃貸借による農地流動促進への転換

1967年農林省の「構造政策の基本方針」において、農地の所有権移動による経営規模拡大の阻害要因は、主に農地価格の著しい高騰、農地の資産的保有傾向の強まり等とし、賃貸借の緩和を中心とする新たな農地流動化の方針が打ち出された（大塚路子，2016，参考文献8）。

この方針に即して、1970年に農地法には、「土地の農業上の効率的な利用を図るため」が目

① 不在地主は小作地を所有してはならないとされ、在村地主も所有できる小作地の面積が制限されていた。

② 1952年の土地法には、農地の権利取得の下限面積は0.3ha、上限面積は3ha（北海道では下限面積は2ha、上限面積は12ha）とした。しかし、自家労力により土地を効率的に利用して耕作または養育の事業が行われると認められる時には、規定を越える権利の取得を許可することができるとされた。

③ 農業基本法によれば、「農業構造の改善」とは、「農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化」を指す。

④ 「農業基本法」は、農業に関する政策の目標を示すために制定された日本の法律である。1999年、「食料・農業・農村基本法」の施行によって廃止された。「農業界の憲法」という別名を持った。農業基本法の条文は、<http://roppou.aichi-u.ac.jp/joubun/s36-127.htm> 参考（参照2021.5.5）。

的に追加され、「農地保有合理化事業の創設」^①と「耕作権保護規定の緩和」^②等の改正を行い、所有権移動に加え、賃貸借を含む農地流動化を促進することとした。その後、1975年に農地の請負者が安心して農地を貸すことができる制度である「農用地利用増進事業」^③の創設とその担い手(中核的農家)の育成を内容とする「農業振興地域の整備に関する法律」(1969年制定、以下、「農振法」)の改正が行われた。さらに、1980年に「農用地利用増進法」^④が制定され、「利用権設定等促進事業」^⑤と「農用地利用集積の促進、作付け地の集団化等を行う農用地利用改善団体の制度」が創設された。そして、この時期の農地流動は、面積的には約9万ha台で停滞を続けたが、そのうち、所有権移動が縮小へと転じて、賃貸借が拡大し続けた。

④ 1993年～現在一担い手の明確化・組織化・法人化と仲介組織の強化

1980年代後半から1990年代にかけては、農村部における高齢化の進行と人口流出による耕作放棄地の増加及び農業担い手の不足が顕在化し、農業の担い手^⑥の育成・確保が大きな課題となっていた⁹。そのため、1990年代より、主に農業担い手の明確化・組織化・法人化の推進を巡って関連法制度の制定が展開されている。一方、近年仲介組織を活用した農地流動に関する法制度も複数策定された。

担い手の明確化・組織化・法人化に関しては、1993年に公布された「農業経営基盤強化促進法」(以下、基盤強化法)では、「認定農業者制度」^⑦が創設され、「認定農業者」^⑧に対する農用地の利用集積と経営管理の合理化等の措置が明記された。その後、農業経営の法人化の推

① 「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化とその他農地保有の合理化を促進するため、「基盤強化法」で定めるところにより、承認を受けた法人(県公社・JA等の農地保有合理化法人、農地の権利移動の仲介)が行う農地売買等事業・農地売渡信託等事業・農地貸付信託事業・農業生産法人出資育成事業・研修等事業などの5つの事業を意味する。

② 合意による解約及び10年以上の定期賃貸借であれば知事許可不要となった。

③ 「農業地利用増進事業」は、出し手が安心して農地を貸すことができる制度である。

④ 「農用地利用増進法」は、賃貸借を軸にした農地流動化の一層の促進を意図して、1980年に制定されたもので、農地法に対して特別法の位置にある法律。

⑤ 「利用権設定等促進事業」とは、農用地について利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を促進する事業を意味する。

⑥ 1999年に公布された「食料・農業・農村基本法」により、「担い手」とは、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営を行う経営体を指す。

⑦ 「認定農業者制度」とは、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものである。

⑧ 「認定農業者」とは、「基盤強化法」に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のことである。「担い手農業者」とも呼ばれる。

進^①（1999年）、「農業生産法人制度」への株式会社の導入（2000年）、集落営農組織^②の担い手としての育成（特定農業団体制度の創設）（2003年）、特定法人貸付事業^③の創設（2005年）、農地の賃借規制^④と農地生産法人要件の見直し^⑤（2009年）、「人・農地プラン」^⑥施策の施行（2012年）、「青年等就農計画制度」^⑦創設（2014年）等農地流動化の関連法制度の制定・改正が行われた。一方、農地流動化の仲介組織を活用した農地流動に関しては、「農地利用集積円滑化事業」^⑧（2009年）、「農地中間管理事業」^⑨（2013年）、「農地中間管理機構の特例事業」^⑩（2013年）などが創設された¹¹。

1-2-2 農地流動の展開概況

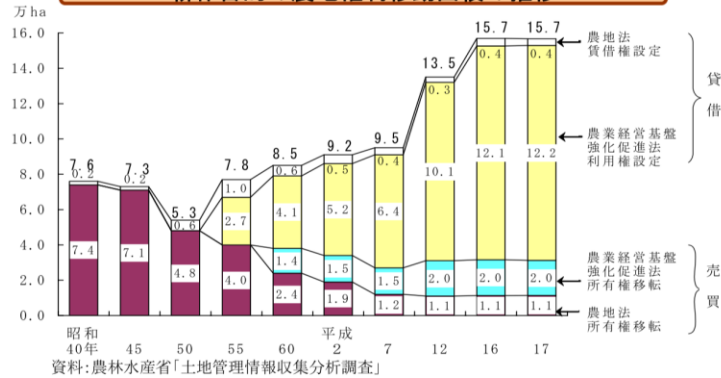
1. 日本全土の農地流動比率とその段階的特徴（図1-1～1-3）

① 戦後～1974年-農地売買を軸とする農地流動とその頓挫

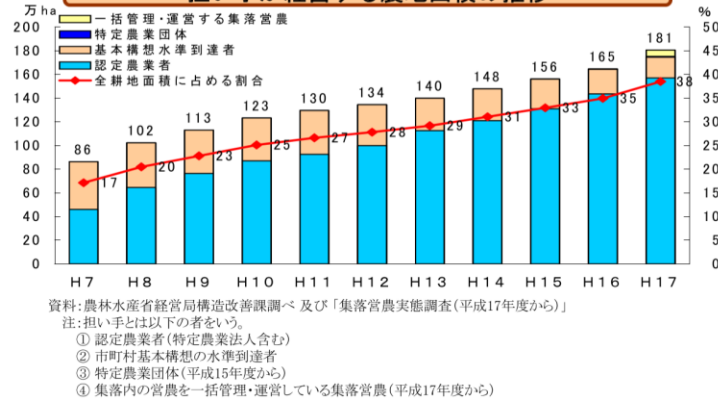
戦後から1975年に「農用地利用増進事業」実施前後まで、農地流動は主に売買を軸に展開されていた。そのうち、「農地法」の下で農地売買は1960年代半ばまでには約7haに留まり、その後減少へと転じた。売買率（耕地面積に対する売買面積の割合）の全国平均は、1955年の0.72%から1970年の1.26%となった。一方、農地賃貸借は1960年代半ばまでには約0.2haに

-
- ① 「農業法人」とは、稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人の総称。
 - ② 「集落営農組織」は、集落を単位として農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織を指す。
 - ③ 「特定法人貸付事業」とは、市町村等が遊休農地を農地所有者から買入れまたは借入れし、一定の要件を満たす農業生産法人以外の法人に、リース（借入れ）方式で農地の権利を設定させることで、遊休農地の解消や発生防止を図ることを目的とする制度である。
 - ④ 規制緩和について、農業生産法人以外の法人による農地の借入れを可能に、期間上限を20年から50年へ。
 - ⑤ 「人・農地プラン」は、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決を図るため、集落・地域の話し合いにより、今後の地域の中心となる経営体を定め、そこへの農地集積を進めるための設計図を作成する取組を意味する。
 - ⑥ 「青年等就農計画制度」は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものである。
 - ⑦ 「農地利用集積円滑化事業」とは、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、2009年12月に施行された改正農地法により創設（農業経営基盤強化促進法に措置）された農地所有者事業・農地売買等事業・研修等事業の3事業のことである。農地利用集積円滑化事業を行う主体（実施主体）は「農地利用集積円滑化団体」（市町村、市町村公社、農協、土地改良区、地域担い手育成総合支援協議会等）という。
 - ⑧ 「農地中間管理事業」とは、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、各都道府県の農地中間管理機構（農地バンク）が、所有者（出し手）から農地を借り受け、必要に応じた基盤整備や管理を行った上で、当該農地を、集約化に配慮しながら公募等に応じた借受希望者（受け手）に転貸する事業を意味する。
 - ⑨ 「農地中間管理機構の特例事業」とは、農地保有合理化法人が行ってきた事業のうち、農地中間管理事業として行われないこととなる事業について、農地中間管理機構の組織・機能を活かして、引き続きこれらの事業を実施することができるよう措置されたものである（大塚路子，2016，参考文献8）。

耕作目的の農地権利移動面積の推移



担い手が経営する農地面積の推移



担い手への農地利用集積が進まない理由

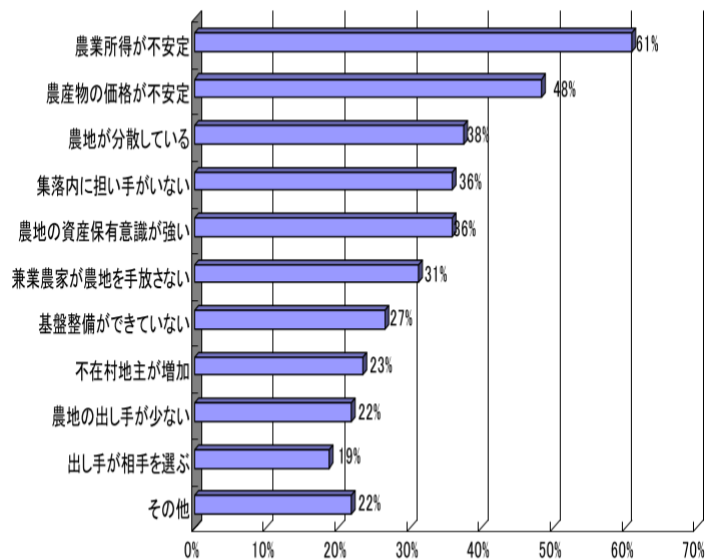


図1—1 農地流動・農地集積の面積の推移と進まない理由

※出典: 農林水産省, 「担い手への農地の利用集積の現状と課題」, pp. 2, 2007. 2

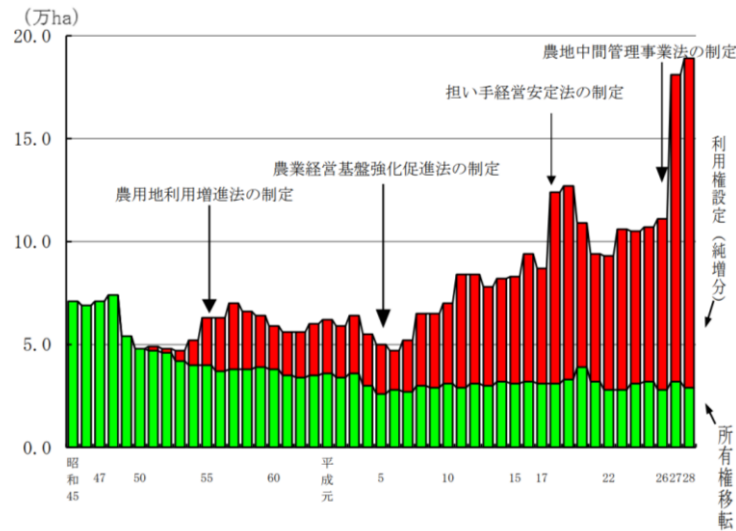


図1—2 農地の権利移動面積

※出典：農林水産省，<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/attach/pdf/index-19.pdf> (2021.5.8)

- 全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア
- 農地バンクの取扱実績（転貸面積）

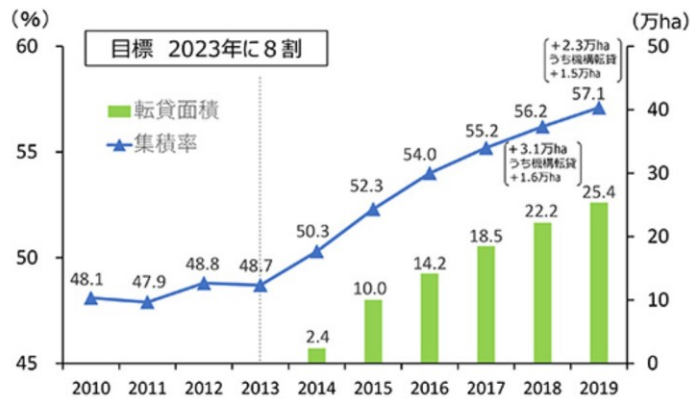


図1—3 農地バンク（農地中間管理機構）による担い手への農地集積状況

※出典：JAのホームページ参考，<https://www.jacom.or.jp/nousei/news/2020/06/200630-45050.php>

留まり、その後増加へと転じた¹²。賃貸借率の全国平均は、1955年の0.1%から1970年の0.06%となった^①。農地流動を難しくしている要因として、稲作栽培技術の向上による労働時間の短縮や、地価の上昇に伴う農地の資産的保有意識及び農地の転用期待の形成等による兼業の進展などが指摘されている。

② 1975年～1992年-農地流動の緩慢な進捗と賃貸借の展開

1975年に「農用地利用増進事業」実施から1993年に「基盤強化法」施行前後まで、農地流動は全体的には面積的增加が緩慢で、1990年代には約9haに留まった。そのうち、農地売買の

① 志村衛：戦後日本における農地政策と農地流動化，日本地理学会発表要旨集2016s(0)，pp.100151，2016

面積は1975年の4.8haから1992年の3.0haまで減少し（売買率：1980年・0.75%，1990年・0.67%），農地賃貸借の面積が1975年の0.6万haから1992年の5.87万haへと拡大した（賃貸借率：1980年・0.47%，1990年・1.18%）^①。

③ 1993年～2013年-農地賃貸借を軸とした農地流動の拡大

1993年に「基盤強化法」実施から2013年に「農地中間管理機構法」施行前後まで，農地流動は賃貸借を軸としながら拡大基調へと転じた。そして，1993年時点で11.3万haであった農地流動面積が，2000年には14.6万ha，2010年には19.2万haへと拡大した。そのうち，賃貸借面積は，1993年に6.4万ha（71.0%）であったものが2000年には10.4万ha（71.1%），2010年時点では15.5万ha（84.6%）と拡大した（賃貸借率：2000年・1.72%，2010年・3.18%）。これに対して，売買面積は1993年以降，約3万ha台を推移しており，横ばいの傾向にある（売買率：2000年・0.68%，2010年・0.71%）^②。また，担い手が経営する農地の面積とその比率（全農地に占める担い手が経営する農地の割合，1995年・17%，2000年・28%，2012年・48.8%）が年々増加していた。

この時期，担い手への農地利用集積の進展が緩慢であったことの原因としては，「農産物価格，農業所得が不安定」の他，「集積した農地が分散」とともに，「農地の資産保有意識」や「兼業農家が農地を手放さない」等の貸し手の意識も挙げられる¹³。

④ 2014年～現在-賃貸借による農地集積・集約化の加速化

2010年には戦後の日本農業を支えてきたいわゆる昭和一桁世代の農業者は75歳以上にすべて移行し，本格的に農業からリタイアしつつあり，総農家数の減少と土地持ち非農家の増加がさらに顕著化してきた¹⁴。そして，2014年に「農地中間管理事業」発足以降，農地バンク（農地中間管理機構）による担い手への農地集積が加速化し，2019年度末時点で，担い手への農地集積率は57.1%になった（図1-3）。また，2014年に25.9万haであった農地流動面積が，2018年には29.5万haと増加した。そして，2018年に賃貸借面積は25.6万ha（賃貸借率・5.79%）で，売買面積は約4万ha（売買率・0.9%）である^③。

① 志村衛：戦後日本における農地政策と農地流動化，日本地理学会発表要旨集2016s(0)，pp.100151，2016

② 同上

③ 農林水産省：平成30年農地の権利移動・借賃等調査結果の概要，入手先：<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500609&tstat=000001053180&cycle=7&year=20180&month=0&tclass1=000001053181&tclass2=000001150541&tclass3val=0>

2. 農業経営体の構成・動向（図1-4～1-7参考）

農業経営体^①は、2005年農林業センサスから、世帯による農業経営（家族経営体）と会社や農事組合法人^②などの組織経営体を把握するために導入された概念であり、家族経営体^③と組織経営体^④に分けられる^⑤（図1-4）。

① 総数の減少と法人化・規模拡大化の進行

2020年農林業センサスにより、農業経営体の動向として、総数は減少しつつある一方で、農業経営体の法人化、経営耕地面積の大規模化が進行しつつある^⑥。

法人経営体の増加理由としては、法人経営体は従業員を集めやすい、経営継続がしやすいなどの利点があることが挙げられる^⑦。そして、法人化している農業経営体のうち、会社法人がもっとも多く、その次は農事組合法人である（図1-5）。

そして、農地集積と経営耕地面積の大規模化について、10ha以上の農業経営体の割合が55.3%まで増加した。また、1経営体当たりの経営耕地面積が3.1haまで増加し、うち借入耕地面積が1.2haまで増加した。

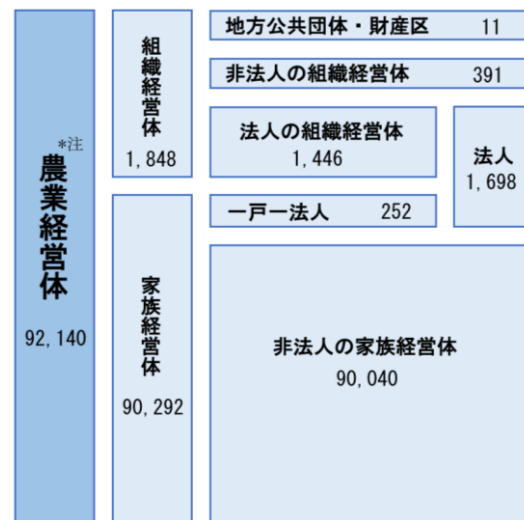


図1-4 農地の権利移動面積

※出典：2015年農林業センサスにおける農業経営体と農家の概念図，入手先：

<https://www.maff.go.jp/tokai/tokei/gracen/pdf/gainenzu.pdf>（2021.5.12）

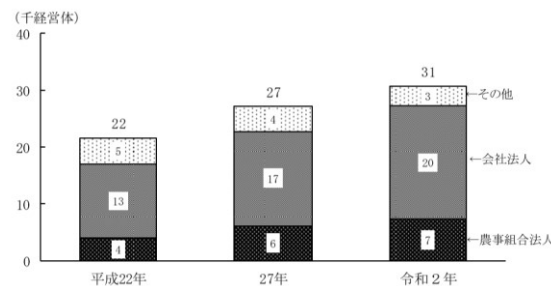


図1-5 法人経営体の構成

※出典：2020年農林業センサス結果の概要（確定値）（令和2年2月1日現在），pp.2，入手先：

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/attach/pdf/index-2.pdf>（2021.5.12）

① 農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い，（1）経営耕地面積が30a以上，（2）農作物の作付面積又は栽培面積，家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等，一定の外形基準以上の規模（露地野菜15a，施設野菜350m²，搾乳牛1頭等），（3）農作業の受託を実施，のいずれかに該当するもの

② 「農事組合法人」は農業生産の協業を図る法人である。組合員は原則として農民である。

③ 「家族経営体」とは，農業経営体のうち個人経営体（農家）及び1戸1法人（経営を法人化している者）

④ 「組織経営体」とは，農業経営体のうち家族経営体に該当しない者

⑤ 農業経営体に該当しない家族経営体と組織経営体が存在する。

⑥ 農林水産省：2020年農林業センサス結果の概要（確定値）（令和2年2月1日現在），pp.2～4

⑦ 農林水産省，「令和元年度 食料・農業・農村白書（令和2年6月16日公表）」，pp.171

② 家族経営体数の減少・高齢化と組織経営体数の増加

農業経営体のうち、家族経営体がほとんどである。そのうち、非法人家族経営体（個人経営体ともいう）の基幹的農業従事者（仕事の主で、主に自営農業に従事した世帯員）は、2020年には136万3千人で、2015年に比べ39万4千人（22.4%）減少した。そして、基幹的農業従事者における65歳以上の農業従事者が占める割合が69.6%となり、2020年に比べ4.7%上昇した（図1-6）。

一方、家族経営体数が一貫して減少していく中で、組織経営体数が増加しつづけている。2019年時点で、農業経営体に占める組織経営体の割合が約3%となっている。また、組織経営体における法人経営体の割合が増加しつづあり、2019年時点では65%まで増加した（図1-7）。

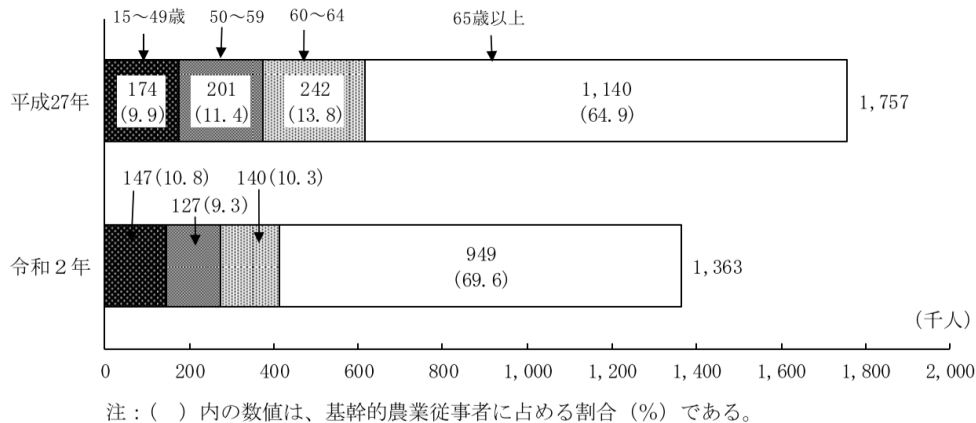
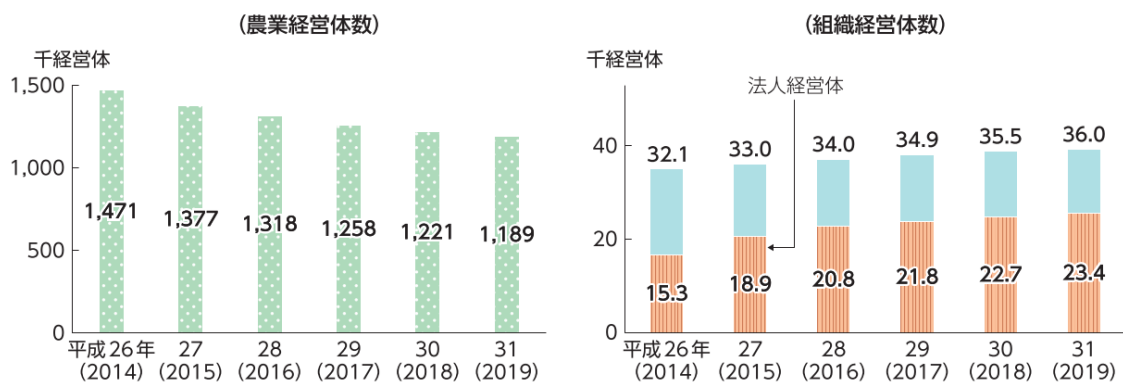


図1-6 基幹的農業従事者数(非法人の家族経営体)の構成(全国)

※出典：2020年農林業センサス結果の概要(確定値)(令和2年2月1日現在)，pp. 8



資料：農林水産省「農業構造動態調査」、「2015年農林業センサス」

注：1) 各年2月時点

2) 法人経営体数については、農産物の生産を行う法人組織経営体であり、一戸一法人は含まない数

図1-7 農業経営体数と組織経営体数

※出典：「令和元年度 食料・農業・農村白書(令和2年6月16日公表)」，pp. 171，入手先：農林水産省のホームページ，https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r1/index.html

表 1-2 新規就農者数の推移

単位：人

| 区分 | 計 | 就農形態別 | | | | | | |
|-------|--------|--------|-------------------|--------|-------------|-------|-----------|-------|
| | | 49歳以下 | 新規 自営農業 就農者 | 49歳以下 | 新規雇用 就農者 | 49歳以下 | 新規 参入者 | 49歳以下 |
| 平成19年 | 73,460 | 21,050 | 64,420 | 14,850 | 7,290 | 5,380 | 1,750 | 820 |
| 20 | 60,000 | 19,840 | 49,640 | 12,020 | 8,400 | 6,960 | 1,960 | 860 |
| 21 | 66,820 | 20,040 | 57,400 | 13,240 | 7,570 | 5,870 | 1,850 | 930 |
| 22 | 54,570 | 17,970 | 44,800 | 10,910 | 8,040 | 6,120 | 1,730 | 940 |
| 23 | 58,120 | 18,600 | 47,100 | 10,460 | 8,920 | 6,960 | 2,100 | 1,180 |
| 24 | 56,480 | 19,280 | 44,980 | 10,540 | 8,490 | 6,570 | 3,010 | 2,170 |
| 25 | 50,810 | 17,940 | 40,370 | 10,090 | 7,540 | 5,800 | 2,900 | 2,050 |
| 26 | 57,650 | 21,860 | 46,340 | 13,240 | 7,650 | 5,960 | 3,660 | 2,650 |
| 27 | 65,030 | 23,030 | 51,020 | 12,530 | 10,430 | 7,980 | 3,570 | 2,520 |
| 28 | 60,150 | 22,050 | 46,040 | 11,410 | 10,680 | 8,170 | 3,440 | 2,470 |
| 29 | 55,670 | 20,760 | 41,520 | 10,090 | 10,520 | 7,960 | 3,640 | 2,710 |
| 30 | 55,810 | 19,290 | 42,750 | 9,870 | 9,820 | 7,060 | 3,240 | 2,360 |
| 令和元 | 55,870 | 18,540 | 42,740 | 9,180 | 9,940 | 7,090 | 3,200 | 2,270 |

注：新規自営農業就農者、新規雇用就農者及び新規参入者については、【調査の概要】22ページ「8 用語の解説」を参照。

※出典：農林水産省，令和元年新規就農者調査結果，pp. 1，入手先：

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sinki/attach/pdf/index-1.pdf>

③ 新規就農者の形成

農業経営体の確保と農業の継続を求めるためには、新規就農者^①の形成が不可欠である。

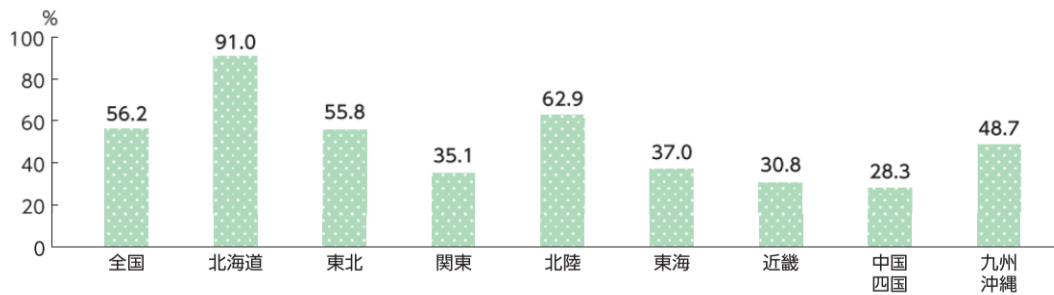
2008年より毎年の新規就農者は5万4千人から約6万人までの間となり、その多くが自家農業に就農する新規自営農業就農者となっている。そのうち、農業法人等に雇われる形で就農する新規雇用就農者は2015年以降1万人前後で推移している。一方、将来の担い手と期待される49歳以下の新規就農者は、他産業との人材獲得競争が激化する中で、近年減少傾向となっている（表1-2）。

3. 農地流動の地域的差異（図1-8～1-9参考）

農地流動は農地の所有権・利用権の取引であり、その地域的差異が生じた原因としては、「地価(田畑価格)」と「作目(生産品目)」の地域的差異が存在するからである。そして、地価水準が相対的に低い地域では、農地売買が進展しやすく、地価の高い地域では、賃貸借が進展する可能性が売買より高い。また、稲作生産地域では、賃貸借による農地流動は進展しやすく、機械化の進展していない野菜生産地域では、賃貸借による農地流動化が停滞している¹⁵。

① 「新規就農者」は次のいずれかに該当する者である。(1) 新規自営農業就農者—家族経営体の世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」又は「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者、(2) 新規雇用就農者—調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用され、農業に従事した者、(3) 新規参入者—土地や資金を独自に調達し、調査期日前1年間に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者。

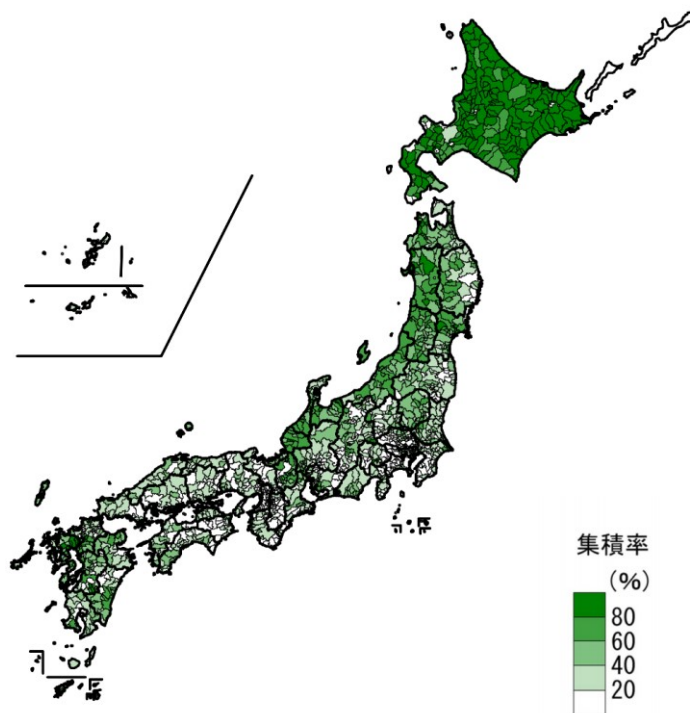
図表 2-2-4 地域別の担い手への農地集積率（平成30（2018）年度）



資料：農林水産省作成

図 1—8 地域別の担い手への農地集積率

※出典：令和元年度食料・農業・農村白書，pp.167



集積率（R2年3月末時点全国平均）：57.1%

図 1—9 2020年3月末時点の日本全土の農地集積の状況

※出典：農林水産省，入手先：<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/attach/pdf/index-226.pdf>（2021.5.8 参考）

農地集積統計データによると、北海道と北陸地方の農地流動比率は全国平均より高いことが分かった(図1-9, 1-10)。また、農地売買は主に北海道と沖縄県で進展しており、賃貸借は主に北陸地方を含む西日本の日本海側諸県で進展している。

1-3 中国農村の農地流転における関連法制度の動向と展開概況

本節では、日中比較を意識しながら、中国における封建時代から現在に至るまでの農地法制度の展開概況を考察し、人民公社解体後の農地流転に関する法制度の動向と農地流転展開の全体像を考察する。

1-3-1 農地法制度の展開と農地流転の関連法制度の動向

中国の農村土地制度は、封建時代から現在に至るまで、劇的な変化を遂げてきた。

1. 人民公社期解体前までの農地法制度の展開と農地所有の変遷

人民公社解体前まで、農地の所有・利用・経営の形態は、大きく①1949年新中国成立前、地主制度下の「地主・自作農による所有，地主・自作農・小作農による利用・経営」（階層化），②新中国成立前後，土地改革期の「耕者有其田（耕作者がその土地を有する）」という方針のもとで「農家によるほぼ均等な小土地の所有・利用・経営」（均分化），③農業合作化運動を経て，1958年～1978年に人民公社期の「生産隊を基礎とする3級所有制」のもとで「生産隊による集団所有・共同経営」（共同化）という3つの段階を経た¹⁶。

2. 人民公社解体後の農地法制度の展開と農地流転の関連法制度動向

人民公社解体後，農地の所有・利用・経営の形態は，大きく①1970年代末から80年代前半まで，家族請負制導入直後の「村民小組による集団所有，請負農家による利用・経営」（均分化），②1980年代半ば以降，土地流転展開後の「村民小組による集団所有，請負農家又は借り手による利用・経営」（階層化）という2つの段階を経た。①の段階では農家の離農離村が少なく，人と土地との繋がりがより安定していたが，②の段階では，農家の離農離村が進む中で，人と土地との繋がりが大きく変化し，集落レベルでの土地利用管理の仕組みが多様化している。

そして，農地流転の促進を巡る農村土地制度の改革は，1980年代半ばより始まり，1993年以降，ほぼ毎年度のように関連制度・法令条文が打ち出され続けており，その重要な転換点は概ね表1-3に整理できる。

(1) 1984年-1993年に，禁止であった土地流転の制限緩和が始まった。

(2) 1993年-2008年に，土地流転が法律（農業法，1993年実施）で認められ，その取扱いも徐々に明確化されてきた。

(3) 2008年以降，土地流転市場の建設及び関連サービスの強化が推し進められるようになった。同時に，農民專業合作社（以下，「合作社」と省略），大規模專業農家（以下，「大規模農家」と省略），家庭農場，龍頭企業などの新たな担い手像が提示され，新たな担い手への農地集積の

表 1—3 土地流転に関する制度・法律条文の展開

| 時間 | 法制度 | 関連内容 | 政府部門 | |
|----------|---------|-----------------------------------|---|-----------------|
| 禁止しない段階 | 1984. 1 | 関于 1984 年農村工作的通知 | 専門農家への土地の段階的集中化の促進 | 中国共産党中央 |
| | 1986. 1 | 関于 1986 農村工作的部署 | 農民の非農業産業への移行に伴い、農地は専門農家に集中するよう奨励されるべきである。 | 中国共産党中央 |
| | 1987. 1 | 把農村改革引向深处 | 長い間他の職業に従事し、土地そのものを耕作しない農民は、契約された土地を、原則として集团的承諾を得て、契約された土地を他の集団に対して集团的または下請け契約に戻すものとする。 | 中国共産党中央 政治局 |
| | 1988. 4 | 憲法改正 | 土地の利用権は、法の規定に従って譲渡することができる。 | 全国人民代表大会 |
| 認める段階 | 1993. 7 | 農業法実施 | 土地契約者は土地利用権を移転する権利を有する。 | 全国人民代表大会 |
| | 1993. 1 | 关于当前農業和農村經濟發展的若干政策措 1 | 法による土地利用権の有償移転を許可する。 | 中国共産党中央 |
| | 1994. 1 | 关于穩定和完善土地承包关系的意見 2 | 共同所有権に固執し、農業のために土地の使用を変更しないでください、そして、パーティーを請け負っている契約は同意します、契約者は契約期間の間、法律に従って契約された土地を下請けするか、移して、交換するか、共有することができます。 | 農業部 |
| | 2005. 3 | 農村土地承包經營權流転管理弁法 | 家庭の契約管理システムに固執し、田園地帯の契約関係を安定化すること、農村土地の契約管理権の移転は、平等な協議、合法性、自発性および補償の原則に従うべきである。 | 中国共産党中央 と国務院 |
| 推奨と促進の段階 | 2008. 1 | 中共中央关于推進農村改革發展若干重大問題的決定 0 | 農村土地請負經營權の移転の管理・サービスを強化し、田園請負管理権の移転のための市場を確立し、適度な規模管理を展開する。 | 中国共産党中央 と国務院 |
| | 2012. 2 | 关于加快推進農業科技創新持續增強農產品供給保障能力的若干意見 | 農村土地請負經營權の移転の管理とサービスを強化し、土地契約管理調停の仲裁制度を改善する。 | 中国共産党中央 と国務院 |
| | 2013. 1 | 中共中央关于全面深化改革若干重大問題的決定 1 | 大規模農家、家族農場、農民の協同組合、およびオープンマーケットの農業企業への地方の土地管理権の移転を奨励して、大規模な活動のいろいろな形を開発してください。 | 中国共産党中央 |
| | 2014. 1 | 关于引導農村土地經營權有序流転發展農業适度規模經營的意見 1 | 農村土地の共同所有権を遵守し、所有権の分離、契約の権利と管理権を実現し、土地管理権の規則正しい流通を導く。 | 中国共産党中央 と国務院 |

注: 参考文献 18 を参考

支援が明確化した。さらに、2013 年 11 月に中国共産党第 18 期中央委員会第 3 回全体会議後、土地流転の方針が明確化され、農地の「所有権、請負権、經營権を分離した上で、經營権の流通を可能にすること」(2014. 11)が提出された(いわゆる、土地権利の三権分離)。

1-3-2 農地流転の展開概況

1. 中国全土の農地流動比率とその段階的特徴

(1) 1984年-1993年

この時期に禁止であった土地流転の制限緩和が始まった。また、主に経済成長の著しい地域（北京、天津、上海、蘇南地区、珠江デルタなど）では、郷鎮企業の急速な発展に伴う農民の営農意欲の減退に応じて、土地流転が展開されてきた。

(2) 1993年-2008年

出稼ぎ労働者の増加に伴い全国各地で土地流転が展開されてきたが、全体として農民の土地流転の意欲はまだ低く、大規模な土地流転と先進的な農業技術の導入を行う地区は少なかった¹⁷。2008年時点での全国の土地流転比率は8.07%であった^①。

(3) 2008年以降

農家の農外収入の増加に伴う土地流転が加速し、2016年には全国の土地流転の比率は35.1%まで増加した。そして、ほとんどの農村地域では、地元の状況に応じた農地流転の仕組みと新たな農業経営のモデルが構築されている。例えば、温州の“食糧大戸転包”モデル、上海松江の“家庭農場”モデル、寧夏平羅の“土地信用合作社”モデル、山東寧陽の“株式+合作”モデル、重慶の“股田制公司”モデル、福建三明の“請負経営権抵当”モデル等が挙げられる。その内、温州の“食糧大戸転包”モデルと上海松江の“家庭農場”モデルが最も普遍的なモデルである¹⁸。

2. 農業経営体の構成と動向

農業関連の制度的基盤が未発達で、かつ農業技術面で劣っている零細農家が数多く存在する中国では、企業による農産物の買い叩きや、企業・農家による契約違反が頻発している。反面、龍頭企業が生産農家との契約農業を実施するためには、技術普及や契約履行、労働監視など多くのコストを負担せざるを得なかった。そのため、零細な農業生産者を技術指導や品質管理でサポートすると同時に、農家の農業経営を低コストで監視できるような組織的枠組みの必要性が高まっていた。このような経済環境のもとで形成されてきた農民組織の一つが、「農民專業合作社」と呼ばれるものである。

「農民專業合作社」とは、農民の協同組合（「合作社」）的な組織のことで、1980年代から多くの地域で組織化されてきた。その具体的な名称は研究会や專業協會、專業合作社など、地

① 全国の土地流転の統計データ, 土流網参考(2019年9月20日), <https://www.tuliu.com/data/nationalProgress.html>

域によって様々なバリエーションがあり、農業技術や農業経営に関する農民組織は「農民專業合作組織」と総称されてきた。しかし、2007年の「農民專業合作社法」の施行以降、その名称は「農民專業合作社」に統一されている。

近年、合作社の総数と会員数は急激な増加を見せている。合作社の登記数は2007年の2.6万社から、2010年には37.9万社と急速に増加し、2013年には98.2万社となった。その後は増加率がやや低下したものの、2015年には合作社数が153.1万社に達した。合作社の会員農家数（正式の会員ではないが、合作社に牽引される（中国語で「帶動」）農家も含む）でも、2007年の210万世帯から2010年には2900万世帯、2013年には7412万世帯に増加し、2015年末には1億90万世帯と初めて1億世帯を超えた。その結果、総農村世帯数に占める会員農家の比率も、2009年末の8%から2013年末には29%、2015年には42%に達するなど、合作社の全国的な広がりを窺うことができる¹⁹。

3. 農地流動の地域的差異

現在、経済成長が著しい地域、東南部の沿海地域や都市近郊地域などの地域では、農地流転が活発化しており、経済成長が遅れている地域、中西部地域や遠郊地域などの地域では、農地流転の進行が緩慢である²⁰⁻²¹。

1-4 まとめと考察

本章では、日中比較を通して、本研究の制度的位置づけと研究対象地域である瀋陽市尹家街道の特徴と位置づけを明らかにした。以下は本章のまとめと考察である。

1-4-1 本研究の制度上の位置づけ

中国と日本の農政・農地制度は、それぞれの自然的環境、人口動態、国家社会制度などの点においては相違が大きい。伝統的な家族小農制の存在、戦後の土地改革による封建的地主制の廃止と「耕作者主義」の確立、現代の市場経済下での零細農業の劣位性、農業経営の大規模化・生産性向上・効率化を求めるために農地の担い手への移転・集積、いわゆる農地流動化を促すことなどでは、共通点も存在する。そして、日本農村の農地流動と比べて、中国農村の農地流動には、①農民集団所有制の下動きであり、農地は農民集団組織によって所有され、農地流動は経営権のみの移転であること、②農地の所有者である農民集団組織、請負者である農民集団組織の構成員である請負農家、と農地の借り手の3者が存在し、請負農家の権利・志向を優先的に尊重すること、③農地流動の期間は、必ず農地の請負期間内であること、④1990年代半ばより徐々に活発化してきて、同一村内の引取が主であるが、村外の農業経営者への農地貸出の割合が高まっていること、などが特徴である。

それは本研究の制度的背景であり、制度上の位置づけでもある。

1-4-2 瀋陽市尹家街道の特徴と位置づけ

中国における農地流動の全体像において、経済成長が著しい地域、東南部の沿海地域や都市近郊地域などの地域では、農地流動が活発化しており、経済成長が遅れている地域、中西部地域や遠郊地域などの地域では、農地流動の進行が緩慢である。また、近年ほとんどの農村地域では、地元の状況に応じた農地流動の仕組みと新たな農業経営のモデルが構築されている。例えば、温州の“食糧大戸転包”モデル、上海松江の“家庭農場”モデル、寧夏平羅の“土地信用合作社”モデル、山東寧陽の“株式+合作”モデル、重慶の“股田制公司”モデル、福建三明の“請負経営権抵当”モデル等が挙げられる。その内、温州の“食糧大戸転包”モデルと上海松江の“家庭農場”モデルが最も普遍的なモデルである。そして、本研究の対象地域である瀋陽市尹家街道は、都市近郊農村地域であり、2009年前後より農地流動が活発化してきた。また、“食糧大戸転包”が主要な農地流動の方式であり、同時に合作社、企業の農業参入も展開されている。

それは本研究の対象地域・瀋陽市尹家街道の土地流動上の特徴と位置づけである。

参考文献

- 1 小川竹一：日本と中国の農地権利システムの変貌，地域研究，pp.165-178, 2015.9
- 2 石見利勝・村田修三・野田公夫[他]・安本典夫：日本の土地制度の歴史と土地基本法，日本不動産学会誌 15(1), pp.31-54, 2001
- 3 庄司俊作：日本の近代的所有権と農地改革・戦後農地所有:土地の公共性の視点から，農業および園芸 92(3), pp.205-211, 2017.3
- 4 荒木幹雄：農民層分解と地主制の研究史:農業経営史研究の観点から，京都大学生物資源経済研究(1), pp.1-44, 1995.12
- 5 農林水産省：農地政策をめぐる事情，2007，入手先: https://www.maff.go.jp/j/study/nouti_seisaku/01/pdf/data3-1.pdf (参照 2021.5.4)
- 6 貝澤紗希：農地の権利取得に係る下限面積要件の緩和が耕作放棄地の減少に与える影響(特集 都市農業の展望)，日本不動産学会誌 34(1), pp.42-48, 2020
- 7 孫潭鎮・田代正一：戦後日本農政の展開に関する一考察--基本法農政の成立と展開を中心に，九州大学農学部学芸雑誌 44(4), pp.165-195, 1990.3
- 8 大塚路子：農地流動化政策の経緯と現状，調査と情報(908), pp.1-14, 2016.3
- 9 寺床幸雄:耕作放棄に注目した農業・農村の持続性に関する分析(藤巻正己教授退職記念論集)，立命館文學(650), pp.495-480, 2017-03
- 10 農林水産省:改正農地法について（企業の農業参入関係），2012年，入手先: <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/pdf/k1siryo2.pdf> (参照 2021.5.7)
- 11 日下祐子：担い手への農地集積・集約化の加速化に向けて:農地中間管理機構法施行5年後見直しの国会論議，立法と調査(415), pp.95-106, 2019.9
- 12 志村衛：戦後日本における農地政策と農地流動化，日本地理学会発表要旨集 2016s(0), pp.100151, 2016
- 13 農林水産省:担い手への農地の利用集積の現状と課題，2007.2，入手先: https://www.maff.go.jp/j/study/nouti_seisaku/senmon_02/pdf/data1.pdf
- 14 内田多喜生:農地の流動化・集積が進む日本農業，農林金融，2011.3，p.2-13，入手先: <https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1103re1.pdf>
- 15 志村衛：日本における農地流動の地域的差異とその変化(4月例会,関東支部,例会記録(2015年4~6月))，経済地理学年報 61(3), pp.252-253, 2015

- 16 河原昌一郎: 中国農村の土地制度と土地流動化, 農林水産政策研究所プロジェクト研究, [主要国農業戦略横断・総合] 研究資料第4号, 『平成28年度カントリーレポート:中国, インド, インドネシア, メキシコ, ケニア』, 2016.
- 17 楽章: 農民の土地流転の願望及びその解釈-十か省の千戸の農民に対する調査データの実証分析により-, 農業経済問題, pp.64-70+111, 2010.2
- 18 梅琳: わが国における農村の土地流通のモデルに関する研究, 福建師範大学, 博士学位論文(農業経済学分野), 2011
- 19 寶劍久俊: 中国農業の構造調整と新たな担い手の展開, 『途上国における農業経営の变革』調査研究報告書, アジア経済研究所, pp.13-15, 2017, 入手先: https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2016/pdf/C01_ch01.pdf
- 20 黄祖輝・王朋: 農村の土地流転: 現状, 問題及び対策-土地流転の現代農業発展に対する影響-, 浙江大学学報(人文社会科学版), pp.38-47, 2008.
- 21 包宗順ほか3名: 農村の土地流転の区域的差異及びその影響要素-江蘇省を事例に-, 中国農村経済, pp.23-30+47, 2009.4

第2章

関連諸学における農村の土地流転に関する

既往研究成果

—農地流転・農地流動を中心にして—

第2章 関連諸学における農村の土地流転に関する既往研究成果 —農地流転・農地流動を中心にして—

目次

| | | |
|-------|------------------------------|----|
| 2-1 | はじめに | 67 |
| 2-1-1 | 本章の目的 | 67 |
| 2-1-2 | 本章の概要と文献調査の方法 | 67 |
| 2-2 | 日本の学界における農地流動に関する関連諸学の既往研究成果 | 69 |
| 2-2-1 | 農地流動研究の関連諸学 | 69 |
| 2-2-2 | 日本における農地流動の実態・動向と仕組みに関する研究 | 69 |
| 2-2-3 | 日本における農地流動の影響要因に関する研究 | 69 |
| 2-2-4 | 日本における農業担い手の育成・確保に関する研究 | 69 |
| 2-2-5 | 中国の農地流転に関する研究 | 69 |
| 2-3 | 中国の学界における農地流転に関する関連諸学の既往研究成果 | 73 |
| 2-3-1 | 農地流転研究の関連諸学 | 73 |
| 2-3-2 | 中国における農地流転の実態・動向と仕組みに関する研究 | 73 |
| 2-3-3 | 中国における農地流転の影響要因に関する研究 | 73 |
| 2-3-4 | 中国における農業担い手の育成・確保に関する研究 | 74 |
| 2-4 | まとめと考察 | 75 |

2-1 はじめに

2-1-1 本章の目的

第1章では、本研究の制度上の位置づけと、研究対象地域である瀋陽市尹家街道の土地流転上の特徴とその位置づけを明らかにした。

本章では、上記の考察を踏まえ、日本と中国の学界における農地流転・農地流動に関する関連諸学の既往研究の成果を考察し、本研究の学術的位置づけとその新規性・独自性を明らかにすることを目的とする。

2-1-2 本章の概要と文献調査の方法

山崎は博士学位論文で、「集落の空間・社会・生活は、相互に結び付いて成立しており、当然、集落の1つの側面だけを捉えるのでは、対象の本質の解明は困難である。相互的な集落認識、隣接研究分野の成果の把握が研究の前提(基礎認識)となる」と指摘した(山崎寿一, 1993)。そこで、本研究では、主に農学、経済学、社会学などの関連諸学の既往研究成果を考察する。

本研究は、農村集落及びその関連地域における農家・組織・関連主体などの営農意向と居住意向を尊重する上で、土地流転によって土地利用管理の担い手を確保し、農村集落の土地利用管理の継続を求めることに着目していることから、①土地流転・土地流動の経緯、実態、動向とその仕組みに着目する研究、②土地流転・土地流動の影響要因に着目する研究、③土地利用の担い手(農業担い手など)の育成・確保に着目する研究を題材に、これまで関連諸学の研究蓄積と研究視点・研究方法を確認することとする。

文献調査の方法においては、日本の学界には、主にNII 学術情報ナビゲータ(サイニィ、以下、CiNii) ^①の「日本の論文をさがす」^②で掲載されている論文から、日本農村の農地流動化と中国農村の農地流転に関する既往研究を把握した。

中国の学界には、主に中国知網(China National Knowledge Infrastructure, 以下、CNKI) ^③で掲載されている論文から、中国農村の農地流転と宅地流転に関する既往研究を把握した。

^① NII 学術情報ナビゲータ[サイニィ](CiNii)は、論文、図書・雑誌や博士論文などの学術情報で検索できるデータベース・サービスである。https://support.nii.ac.jp/ja/cinii/cinii_outline 参考。

^② CiNiiの「日本の論文をさがす」では、学協会刊行物・大学研究紀要・国立国会図書館の雑誌記事索引データベースなどの学術論文情報を検索できる。ホームページは<https://ci.nii.ac.jp/>。

^③ 中国知網(China National Knowledge Infrastructure)は日本のCiNiiと似っており、論文、図書・雑誌や博士論文・修士論文、統計年鑑などの学術情報で検索できるデータベース・サービスである。ホームページは<https://www.cnki.net/>。

ここでは、主に「核心期刊」（評価が高い権威的な学術論文集）^④で収録されている学術論文と博士論文に着目した。

^④ 核心期刊は、ある分野の評価が高い権威的な学術論文集を意味する。一般的には、専門的情報が多く、質が高く、学科・分野の発展レベルを代表し、本学科・分野の読者から重視されている論文集を指す。

2-2 日本の学界における農地流動に関する関連諸学の既往研究成果

2-2-1 農地流動研究の関連諸学

日本の学界における農地流動に関する研究は主に農学，経済学，社会学などの分野で展開され，近年多くの成果が発表された。その中でも，中国の農地流転に関する研究も見られた。

2-2-2 日本における農地流動の実態・動向と仕組みに関する研究

農地流転の実態・動向に関する既往研究は，主に農業経済分野において，「構造政策の優等生」と称される北海道を対象に，山田洋文(2017，道総研中央農業試験場)は稲作単一経営と転作複合経営における経営規模階層別の収益構造を考察し，飼料用米の作付け動向を明らかにした¹。細山隆夫(2018，北海道農業研究センター)は農村集落構成員における農家・経営継承と農地流動化，階層構成変動の動向を地域別にまとめ，農村社会の特徴と展望を示した²。

2-2-3 日本における農地流動の影響要因に関する研究

武川翼(京都大学，農業経済分野，2019)は，京都府を対象にした，圃場整備事業^①が実際に農地流動化を促進する効果を持つのか否かを巡って考察を行った。分析結果からは，整備事業は流動化促進効果を持つことは確認できなかった。そして，その要因としては，「取引費用の影響」^②と「地域性による差異」の2つが挙げられた³。

2-2-4 日本における農業担い手の育成・確保に関する研究

農業担い手(農地利用の担い手)の育成・確保に関する研究は，主に農業経済・農業経営，人文社会，地域研究，環境生命科学・生物資源科学などの分野で進んでいる。

1. 新規就農者の形成・定着

新規就農者は農業経営の継続性及び集落・地域の活性化に寄与する重要な人材である。新規就農者の形成・定着に関する研究は，2014に「青年等就農計画制度」が創設された前には，主に他出子弟・他出あかつぎのUターン就農や出身集落の農地管理への参与などを巡って展開した。澤田守(農林水産省農業研究センター，人文社会・農業経済分野，2000)は，Uターン就農を全国的なレベルで分析し，他出あかつぎの農業経営に与える影響を考察した。この考察に

^① 「圃場整備事業」は1963年に創設され，耕地区画の整備，用排水路の整備，土層改良，農道の整備，耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図る事業である。

^② 取引費用による制約により，農地流動化は進まなかった。

より、他出あかつぎの存在形態の地域差があること、Uターン者の農業従事日数によるUターン農家の類型化及びその農業経営規模の動向（拡大・縮小）の差異が存在することなどの知見が得られ、農業継承の地域的な対応が必要であることが明らかとなった⁴。久保雄生（山口県農林総合技術センター，農業経済分野，2013）らは、山口県山口市を対象地として、集落住民と他出子弟との繋がり強化による農地管理問題の解消の在り方を検討した⁵。

そして、2014年に「基盤強化法」の一部改正による「青年等就農計画制度」が創設された以降は、主に新規就農者の形成と定着に関わるサポートのあり方を巡って研究を進める。地域研究分野では、柴崎浩平（神戸大学大学院農学研究科・地域連携センター，人文社会・地域研究分野，2019）は、兵庫県の新規就農者を対象とした実態調査で得られたデータをもとに、新規就農者の定着傾向を巡って考察を行った。この考察により、新規就農者の定着傾向は、就農形態（雇用・独立）に関係なく共通している傾向と、就農形態ごとに特有の傾向の両方が存在することが分かった。また、就農形態ごとの定着傾向を考慮に入れた対策の必要性が指摘された⁶。橋本操（愛知工業大学地域防災地域センター，地理学専門，2007）らは、大都市圏外縁部の地方中核都市といった都市近郊地域に着目し、新規就農者を非農家出身の新規就農者、農家出身の新規就農者、親元就農者の3種類に分けて、各同数程度の農家を選定して、その特徴と就農時における課題とその取り組みを明らかにした⁷。

一方、農業経済分野では、吉田真悟（農林水産政策研究所，農業経営分野，2019）らは、新規就農者の多くが栽培技術習得に専念し、売買管理能力の習得に対する意識が低いという状況を意識し、東京都の複数市におけるチャレンジ農業支援事業を活用した新規就農者を対象にして、事業利用の背景、利用実態、事業の役割を解明し、将来的には包括的にマーケティング支援事業を提供することが必要であると指摘した⁸。木原奈穂子（神戸大学大学院・農業経済分野，2019）は、野菜作経営を行う新規就農者を対象に、生産資材などの材料費と売上高との関係に着目し、営業キャッシュフローの検討を行い、農業経営の適正な資金管理に寄与する知見を検討した⁹。

2. 担い手の法人化

農業経営の法人化において、1662年に「農地法」が改正され「農業生産法人制度」が発足したが、農業法人の絶対数は少なかった。その後、1992年に打ち出された「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」では、経営形態の選択肢の拡大の一環として、農業経営の法人化が前面に出された¹⁰。されに、1-2-2節で述べたように、1999年に「食料・農業・農村基本法」の制定によって、あらためて農業経営の法人化の推進がうたわれた。近年農業経営体の法人化

が加速化しており、認定農業者、集落営農組織などの農業経営体（農業担い手）の法人化に関する研究が多く展開されている。

飯場聡子（三重県農林水産部，農学・環境生命科学分野，2018）らは，認定農業者を対象に，その法人化の意向と経営管理能力の関連を把握したうえで，経営支援を行う組織外部アドバイザーの有無に着目して分析を行い，法人化支援の方向性に関する検討を行った。研究結果としては，法人化の意向を有する認定農業者のうち，組織外部にアドバイザーがいない者は，情報収集とその活用が進んでいないことを明らかにし，今後の法人化支援において，法人へ移行する手続きや時期，メリットを示すことだけでは不十分であり，経営者自身の経営管理能力の形成・発展に向けた支援も必要であることが明らかにした¹¹。

吉田徳子（岩手県農業研究センター，農業経営分野，2018）は，岩手県における法人化計画を有した集落営農組織，特に2007年に品目横断的経営安定対策^①前後に成立された任意組合の多くが，10年を経過した現在でも，計画が実現されていないという背景のもとで，集落営農組織の現状を整理して，法人化に至っていない任意組合の課題と今後の支援方法を検討した。調査分析により，任意組合の多くは，設立前の個別管理を踏襲して，経理事務のみを一元化した運営形態で，将来の経営を見通すことや後継者の確保・育成が難しい状況であることが分かった。そして，今後関係機関等による「組織や地域で話合う」ための支援やコーディネートなどが重要であると指摘した¹²。

3. 農業法人の世代交代と経営継承

既存担い手がどのような形で経営を継承していくのかは，将来の農業及び農業地域の在り方に影響を及ぼすといえる。緩鹿泰子（日本大学・生物資源科学分野，2019）は，農業法人の経営継承に着目し，アンケート調査をもとに，後継者確保の実態や経営継承への対応・プロセスに関する特徴と課題を考察した。結果としては，農業法人においては「家族（親族）型」への継承が圧倒的に多く，「非家族（非親族）型」への継承が約2割近くとなっており，また全体として継承対策の実施に対する意識は高いことが明らかになった。そして，今後の課題としては，後継者の交代・引退にかかる資金・税金面の課題，「非家族（非親族）型」継承を進めよ

^① 「品目横断的経営安定対策」とは，外国との生産条件格差を是正するための対策（格差是正対策）と収入変動の影響を緩和するための対策（変動緩和対策）によって，国際競争力を持つ農業の担い手を育成しようとする制度である。この制度は，1999年7月に制定された食料・農業・農村基本法において，価格政策から所得政策への転換という政策方向が示されて以来，食料・農業・農村政策審議会における審議，新たな基本計画の策定，経営所得安定対策等大綱の決定と検討を積み重ね，2006年6月に「担い手経営安定新法」等関係法が成立し，2007年4月より本格実施。

うとする法人に対して、後継者の能力の高め方や継承に向けた手順・方法を示していく課題などが挙げられた¹³。

2-2-5 中国の農地流転に関する研究

2000年前後より、中国の農村集落の土地流転に関する若干の研究が発表された。その中でも、東北地方の朝鮮族集落を対象とするものが多くみられた。李英花(新潟大学大学院, 2011), 金紅蘭(岩手大学大学院連合農学研究科, 2013), 李雪蓮(北海道大学大学院農学院, 2016)らにより、1990年代以降、朝鮮族の離農比率が高まり^①、離農跡地の在村農家又は周辺集落の農家への集積が活発になっていることが分かった¹⁴⁻¹⁵⁻¹⁶。精緻な調査に基づき、集落の土地流転の実態・特徴を分析した研究であるが、集落を地域の中に位置づけて、地域の性格が集落の土地流転に与えた影響や、地域における集落の位置付けの変化に着目する視点が希薄である。劉徳娟(2010, 東京農業大学)らは、吉林省の稲作地域内の2つの集落を事例として、機械化の発展とそれによる稲作経営面積の階層分化の動向を考察し、大規模稲作経営の定着に疑問を呈した¹⁷。

① 1992年に中韓国交正常化以降、朝鮮族人は韓国や韓国企業が集中する沿海都市部への出稼ぎが相次ぎ、加えて韓国人との国際結婚及び親族訪問による長期出稼ぎが活発化になった。

2-3 中国の学界における農地流転に関する関連諸学の既往研究成果

2-3-1 農地流転研究の関連諸学

中国の学界における農地流動に関する研究は主に農業経済学・農政学農学，経済学，社会学などの分野で展開され，近年活発化してきている(図2-1)。

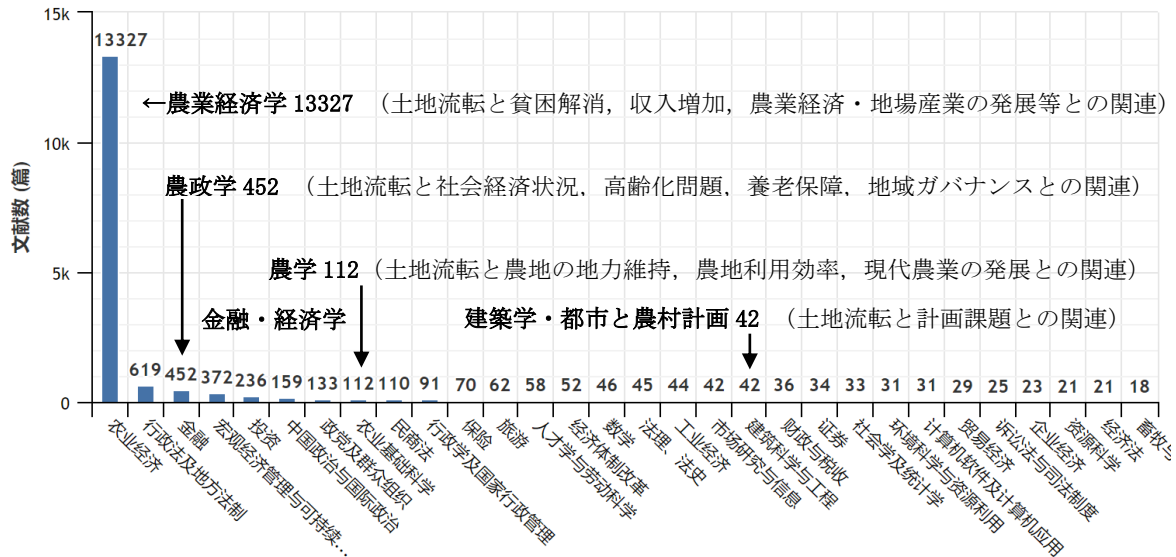


図2-1 2021年8月2日まで土地流転の研究を行う分野と論文数

注:中国知网(論文検索サイト)で，タイトルの中で土地流転を含む論文の検索結果より

2-3-2 中国における農地流転の実態・動向と仕組みに関する研究

農地流転の実態・動向とその仕組みにおいて，地方，省・市・県，市管轄区内の広域な農村部を対象として扱い，土地流転を地区の社会・経済状況，発展戦略，土地流転市場の建設状況，行政側の管理意識などと結び付けて，土地流転の仕組みや，地域間の差異等を考察するものが多くみられた。

楽章(中南財經政法大学，教授，2010)，黄祖輝(浙江大学中国農村發展研究所，教授，2008)，包宗順(江蘇省社会科学院農村發展研究所所長，2009)らにより，東部沿海地域，大都市近郊農村地域，一部の人口流出が激しい農村地域では，土地流転の市場化及びその仕組みの多様化(転包，出租，互換轉讓，反租倒包，股份合作，その他)が活発に展開されている一方，第二次・第三次産業の發展が遅れている地域や社会保障が低い農村地域では，農家間の無償の賃貸借が主流であることがわかった。また，梅琳(福建師範大学，博士，2011)により，上海松江の“家庭農場”モデル，温州の“食糧大戸”モデル，山東寧陽の“株式+合作”モデル，福建三明の“請負經營權抵当”モデル等，各地で地元の状況に応じた土地流転の仕組みが創られたことがわか

った。しかし、集落計画分野の展開が遅れているため、集落の土地流転に関する研究は緒に就いた段階である。

2-3-3 中国における農地流転の影響要因に関する研究

公共管理学分野において、陳成文ら(2007~2008, 湖南師範大学)は、主に経済成長が著しく、行政・企業主導の大規模な農地流転が進んでいる地域(東南部の沿海地域や都市近郊地域)を対象に、就業及び収入状況によって農家を上層(郷村管理者)、中上層(農村技術者)、中層(私営企業者、企業管理者)、中下層(農林漁業に従事する大戸)、下層(普通の農家、無業者)の5つに区分し、農地流転が社会階層分化や階層間の衝突に与えた影響、さらには社会階層分化が農地流転のスピード・規模、及び農家の農地流転意向・行為に与えた影響を明らかにした。一方、華中科技大学の中国郷村治理研究センターでは、主に経済成長が遅れており、農家間の自発的な農地流転が主流である地域(中西部地域や遠郊地域)を対象に、農家を外出経商階層、半工半農階層、小農兼業階層、挙家務工階層、貧弱階層の5つに区分した。そして、陳柏峰(2009)は土地流転が階層ごと農家に与えた影響を把握し、貧弱階層を保護すべきと強調した。楊華(2011)は、農村ガバナンスと社会維持における半工半農階層と小農兼業階層の役割を強調し、行政・企業主導の大規模な農地流転がこの二つの階層の利益を損ねることから、農家間の自発的な農地流転を提唱すべきと指摘した。

2-3-4 中国における農業担い手の育成・確保に関する研究

中国の学界における企業の農業参入に関する研究は、主に農業経済学分野では企業と農家間の契約関係の持続性及び双方の利益配分、農政学分野では企業と農家間の関係的ガバナンスに関する定性的研究が多く発表されている。しかし、関連する実証研究の蓄積は、著者の知る限り、極めて不足している。

2-4 まとめと考察

本章では、日本と中国の学界における農地流転・農地流動に関する研究を行う関連分野、農学・経済学・社会学などの分野の既往研究成果を把握した上で、本研究の学術的位置づけとその独自性を明らかにした。以下は本章のまとめと考察である。

日本では、全国の農地流動の展開は緩慢であるため、認定農業者、集落営農組織、農業法人、新規就農者等の担い手への農地集積とその経営管理上の課題に関する研究のほかに、他出あとつぎのUターン就農、他出子弟との繋がり強化による農地管理問題の解消等、日常生活圏内の近隣レベル・集落域レベルの土地利用管理の仕組み整備に関する研究も多く発表されている。また、中国の農村集落の農地流転に関する研究も若干発表されている。

一方、中国では、地方、省・市・県、市管轄区内の広域な農村部を対象として扱い、土地流転を地区の社会・経済状況、発展戦略、土地流転市場の建設状況、行政側の管理意識などと結び付けて、土地流転の仕組みや、地域間の差異及びその影響要素等を考察するものが多くみられたが、集落単位の実証研究が少ない。

既往研究により、農地流転及び農家の階層変化の実態を認識する上で、農村地域の社会的ガバナンスや農業経営のあり方を検討する研究蓄積が多いが、農地流転と農家の社階層変化を歴史的・社会的視点から認識し、集落単位の土地利用管理の動向とその課題を抽出する研究は十分ではない。このことが本研究の学術的背景であり、かつ本研究は新規性・独自性があると考えられる。

参考文献

- 1 山田洋文：北海道水田農業の課題と飼料用米生産にみる新たな動き，北農 84(3)，pp.276-283，2017.7.
- 2 細山隆夫：北海道水田地帯における農業構造の変化と農村社会--北空知,南空知地域を対象として，北海道農業研究センター研究報告(193)，pp.41-93，2011.1.
- 3 武川翼：圃場整備事業の担い手への農地流動化促進効果：京都府を対象として，農業経済研究 91(2)，pp.281-286，2019
- 4 澤田守：他出あかつぎのUターン就農の特徴，農業経営研究 38(1)，pp.161-164，2000.6
- 5 久保雄生他3名：他出子弟の出身集落との繋がりと不在地主問題の解消に向けた農地管理上の役割，農業経営研究 51(1)，pp.15-27，2013.6
- 6 柴崎浩平：兵庫県下における新規就農者の定着傾向-就農形態の違いに着目して-，農業経営研究 57(2)，pp.35-40，2019
- 7 橋本操・三橋伸夫：都市近郊地域における新規就農者・親元就農者の就農課題-宇都宮市を事例に-，農村計画学会誌 36，pp.264-270，2017
- 8 吉田真悟・八木洋憲：新規就農者に対するマーケティング支援事業の役割-新規事業創出と東京都チャレンジ農業支援事業活用のプロセス-，農村計画学会誌 38(3)，pp.397-404，2019
- 9 木原奈穂子：新規就農者の生産資材調達時の取引条件が果たす役割：兵庫県における野菜作経営を事例として，農業経営研究 57(3)，pp.65-70，2019
- 10 蔦谷栄一：企業の農業参入状況と農業法人の動向--JA の存在意義を問う法人経営の動き(担い手確保と農協の役割)，農林金融 53(5)，pp.298-315，2000.5
- 11 飯場聡子・山端直人：認定農業者における法人化の意向と経営管理能力に関する考察，農業経営研究 56(2)，pp.15-20，2018
- 12 吉田徳子：岩手県における集落営農組織の現状と課題，東北農業研究(71)，pp.101-102，2018.12
- 13 緩鹿泰子他2名：農業法人における経営継承への取り組みの実態と課題，農業経営研究 57(2)，pp.23-28，2019
- 14 李英花・伊藤亮司・青柳斉：中国出稼ぎ農村における農地流動化の特徴と展望：黒龍江省鶏西市H村の事例から，農林業問題研究 47(1)，pp.108-113，2011.6
- 15 金紅蘭・藤科智海・小沢互：中国延辺地域における農地流動化の実態と課題：図們市Y鎮のM村とQ村を事例として，農業経営研究 51(1)，pp.119-124，2013.6
- 16 李雪蓮・朴紅・坂下明彦：中国東北地方における朝鮮族出稼ぎによる集落の農地移動調整，フロンティア農業経済研究 19(1)，pp.32-46，2016.4
- 17 劉徳娟・八木宏典：中国吉林省における農業機械化の進展と稲作経営の階層分化，農業経営研究 48(2)，pp.125-130，2010.9.

第2編

瀋陽市尹家街道の農村集落における土地流転の実態 と仕組み(実態認識論)

第3章

農地の土地流転による集落の類型化とその仕組み

—瀋陽市尹家街道の場合—

第3章 農地の土地流転による集落の類型化とその仕組み —瀋陽市尹家街道の場合—

目次

| | | |
|-------|---------------------------|----|
| 3-1 | はじめに | 81 |
| 3-1-1 | 研究課題の設定..... | 81 |
| 3-1-2 | 現地調査と考察..... | 82 |
| 3-2 | 尹家街道の概況と特徴..... | 83 |
| 3-2-1 | 尹家街道の概況..... | 84 |
| 3-2-2 | 研究対象地域としての特徴..... | 84 |
| 3-3 | 農地流転と集落の類型化の概況..... | 86 |
| 3-3-1 | 農地流転の概況..... | 86 |
| 3-3-2 | 集落の類型化の概況..... | 87 |
| 1. | 稲作集落..... | 87 |
| 2. | 畑作集落..... | 88 |
| 3-4 | 集落類型別の農地流転の仕組みの考察..... | 90 |
| 3-4-1 | 集落内集積型..... | 90 |
| 1. | 農地流転の仕組み..... | 90 |
| 2. | 事例紹介..... | 90 |
| 3-4-2 | 集落外貸出型..... | 90 |
| 1. | 農地流転の仕組み..... | 90 |
| 2. | 事例紹介..... | 91 |
| 3-4-3 | 企業参入型..... | 91 |
| 1. | 農地流転の仕組み..... | 91 |
| 2. | 事例紹介..... | 92 |
| 3-5 | 集落の類型化からみた集落・街道の計画課題..... | 93 |
| 3-6 | まとめと展望..... | 95 |

3-1 はじめに

序章で述べたように、本研究の実証研究は、街道レベルの調査研究と集落レベルの調査研究の2段階からなる。本章は、街道レベルの調査研究の結果を分析考察する。

本章では、農地流転が活発に展開されている中国東北地方の遼寧省瀋陽市の都市近郊農村地域・瀋北新区^①尹家街道を対象に、郷級行政区域(以下、「郷域」と省略)^②における農村集落の農地流転の実態及びその仕組みを把握し、集落の類型の特性及び今後の計画課題を明らかにすることを目的とする。

3-1-1 研究課題の設定

ここでは、「農村集落における農地流転の推進状況と農地利用の主な担い手の変化によって、人と土地との繋がりが大きく変わり、今後土地利用の継続の在り方も大きく変わる。そして、農地流転による農村集落の類型化の実態を把握することは、今後土地利用の継続を目指す為の集落計画・地域計画の策定、及び関連する農村計画理論の構築において意義がある」という認識から、以下の研究課題を設定して考察を進める。

①農地流転の推進状況と集落の類型化の概況を把握すること。具体的には、尹家街道・街道弁事処(役場)農業科(農業に関する業務を担う部署)の農地管理部門の関連統計データ、農地流転の契約書^③、及び公務員に対するヒアリング調査から、尹家街道における農地流転の展開経緯、現状、及び集落間の差異を把握し、農地流転による集落の類型化の概況を把握する。

②集落類型別の農地流転の仕組みを明らかにすること。具体的には、上記の①を踏まえ、類型別集落における農地流転の概況とその特徴を分析し、代表集落を抽出する。その後、代表集落における農地流転の実態とその仕組みを把握する。

③上記の2つの課題を踏まえ、郷域における集落の類型化の傾向及び集落類型別の位置づけを明らかにし、今後の計画課題に関する知見を導く。

3-1-2 現地調査と考察

上記の課題を明らかにする為に、2017年9月~11月、2018年10月~11月に以下の手順により現地調査と考察を行った。

① 「区」は、市の下に設置されている行政組織で、新区は国、地方又は都市の新たな発展戦略に対応して、郊外に新たに建設或いは再整備・再開発された区である。瀋北新区は瀋陽市の都心部を発展拡大させる為に、都市近郊地域を再開発した区である。

② 「郷級行政区域」は日本の地方自治体の町に相当する。中国農村部の行政管理の基礎単位であり、郷・鎮・街道の3種類がある。

③ 「農地流転の契約書」の実態は、資料編・調査1尹家街道現地調査の写真1-1を参照。

[現地調査 1] 尹家街道・街道弁事処(役場)農業科(農業に関する業務を担う部署)の農地管理部門の公務員に対するヒアリング調査を行い、尹家街道における農地流転の展開経緯とその実態を把握し、「2016年度尹家街道・農村経済基本状況統計表」^①(尹家街道人民政府作成)を入手した。また、農地管理部門で保管されている「土地流転の契約書」^②の閲覧を申請し、関連情報(借り手、貸し手、期間等)を入手した。

[現地調査 2] 尹家街道・街道弁事処農業科の農地管理部門の公務員に対するヒアリング調査を行い、集落類型別の土地流転における借り手・貸し手の属性を把握し、その仕組みを把握した。その後、水田集落の中の集落内集積型・茨榆坨集落、集落外貸出型・曙光集落と永豊集落、企業参入型・尹家集落と、畑地集落の中の集落内集積型・溝子沿集落、集落外貸出型・新農集落、6集落を対象に、実際の推進状況と仕組みに関する在住者ヒアリング調査を行った。

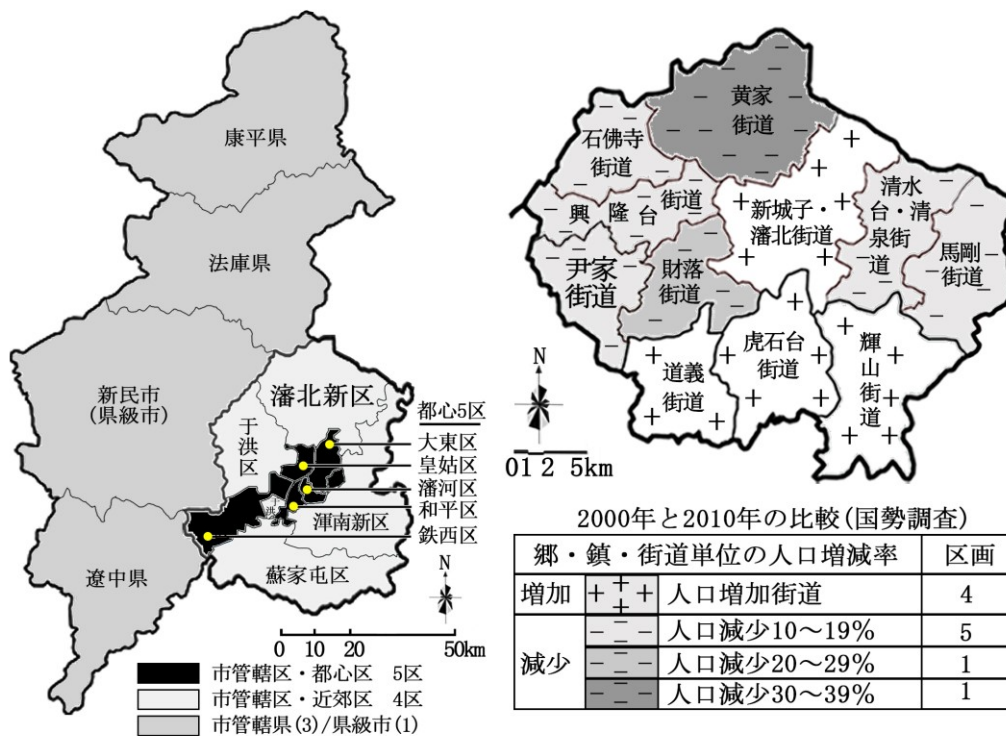
① 「2016年度尹家街道・農村経済基本状況統計表」の詳細は、資料編・調査1尹家街道現地調査の写真1-2を参照。

② 「農村土地請負経営権流転管理弁法」(21条, 農業部)により、土地流転における貸し手と借り手は協議して合意を得る上で、契約書を作成することが必要である。貸し手、借り手、農家集団組織、郷級政府機関の農村土地管理部門、4つの主体それぞれが1つの契約書を保管する。ちなみに、一年以内の作業委託の場合、集落内部の土地流転の場合、契約書は必須書類ではない。

3-2 尹家街道の概況と特徴

3-2-1 尹家街道の概況

瀋北新区は、瀋陽市の市区の北部に位置する一つの市管轄区であり、11街道によって構成されている(図3-1)。



(a) 瀋陽市の行政区画 (イ) 瀋北新区の行政区画(11街道)と人口の増減

図3-1 瀋陽市瀋北新区・尹家街道の位置

瀋北新区では、7000年前の中国の新石器時代から人間の活動が展開され、原住民は遊牧民、半農半遊・半遊半獵・半漁半獵民であり、農耕民の定住文化の広がりが遅かった。「瀋陽地名・瀋北新区巻」で収録されている168集落の内、18集落は清朝以前に形成され、140集落は清朝(1636-1912)に形成され、そのほとんどは漢民族、満民族、シボ族、モンゴル族の集落である。人民公社期には、畑地の水田化と稲作を行うために、1970年代に東北地方の各地からの朝鮮族の入植が行なわれ、10カ所の朝鮮族集落が開発された(表3-1)²⁾(序章の再掲)。

尹家街道は瀋北新区の農業地域に位置する1つの街道であり、清朝の「闖關東」^①により形成された12カ所の漢民族集落(茨榆坨, 馬家, 光榮, 小當子, 東拉拉, 西拉拉, 尹家, 六間房,

① 「闖關東」は清朝に行われた山東省、河北省、河南省、山西省に棲む中国人(特に漢民族)の東北地方への民族移動を指す。

表 3-1 瀋北新区の既存集落の形成時期（序章の再掲）

| 形成時期 | 集落数 | 備考 |
|----------------------|-----|--|
| 清朝前 | 18 | 宋朝(960-1279)2箇所, 元朝(1271-1368)1箇所, 明朝(1368-1644)15箇所 |
| 清朝 (1636-1912) | 140 | 漢民族, 満民族, シボ族, モンゴル族の集落 |
| 新中国成立後の人民公社期 (1970s) | 10 | 朝鮮族の集落 |

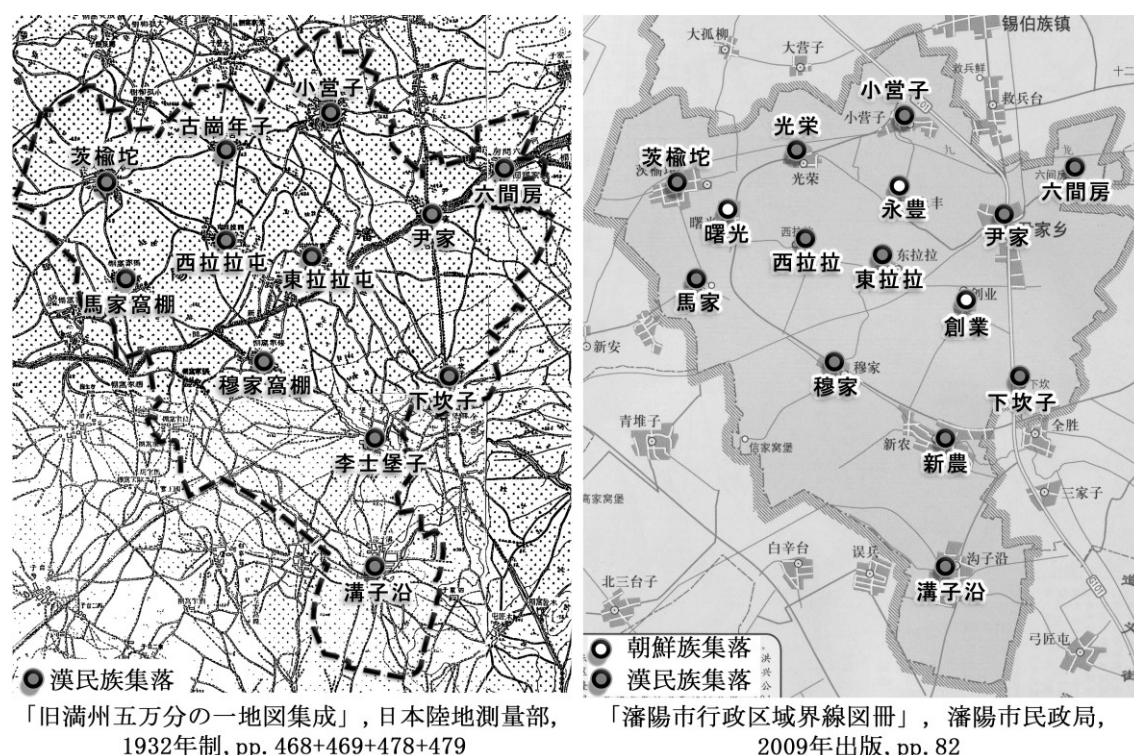


図 3-2 尹家街道の集落の分布

穆家, 下坎子, 溝子沿, 新農)と人民公社期に開発された3カ所の朝鮮族集落(曙光, 永豊, 創業)によって構成される(図3-2)。

一方, 改革開放から2000年まで, 瀋北新区はほぼ純農業地域であり³⁾, 総人口の増加は明らかではなかった。2000年以降に, 南部の3街道(道義, 虎石台, 輝山)と中央部の1街道(新城子)では, 都市開発事業の展開に伴う人口集積が見られ, 総人口の増加が目立ってきた一方で, 尹家街道を含む7街道では, 従来と変わらず, 農業が主要な生業となる地域であり, 人口減少が著しくなっている(図3-1(2), 表3-2)。

3-2-2 研究対象地域としての特徴

瀋陽市瀋北新区・尹家街道を対象とする理由は下記の2つある。

表3-2 瀋北新区・尹家街道の人口の増減

| | | 1982 | 1990 | 2000 | 2010 |
|------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 瀋北新区 | 総人口 | 279345 | 304038 | 304230 | 423323 |
| | 家庭戸の総戸数 | / | / | 94780 | 119590 |
| | 家庭戸の総人口 | / | / | 289539 | 315225 |
| 尹家街道 | 総人口 | 14873 | / | 13760 | 11714 |
| | 家庭戸の総戸数 | / | / | 4072 | 4155 |
| | 家庭戸の総人口 | / | / | 13235 | 11686 |

注：1) 「遼寧省瀋陽市第三次人口普査手工匯総資料匯編(1982.12 瀋陽市人口普査弁公室)」，「遼寧省第四次人口普査手工匯総資料(1991 遼寧省人口普査領導弁公室編)」，「2000年第五次全国人口普査データ」，「2010年第六次全国人口普査データ」参考。2) 総人口は家庭戸籍人口と集団戸籍人口からなる。

①瀋北新区は、2006年に国务院民政部の同意の上で、「新城子区」と「輝山農業高新技术開發区」（2002年に成立された農業技術開發モデル地区）の合併によって形成され、都市開發事業を推進すると同時に、都市農業モデル地区と農産物加工業の基地を創設する目標も設定されたのが特徴的である。瀋北新区では、2009年に遼寧省に先駆けて大規模な土地流転が展開され、2017年8月時点で、80%以上の請負農地の集積と大規模經營が実現された^①。

②尹家街道では、大規模農家、合作社、農業企業などの新たな担い手の農業參入が展開され、集落の土地利用方式の選択肢が多様化しており、集落の類型化を考察しやすい。

① 瀋陽市瀋北新区における大規模な農村の土地の經營権流通の試験地点，中国農業情報網参考，http://www.agri.cn/V20/ZX/qgxx1b_1/qg/201708/t20170809_5779733.htm

3-3 農地流転と集落の類型化の概況

表3-3と表3-4は、街道弁事処の農業科で得られた情報をもとに、土地流転と集落の類型化に関する内容を整理したものである。

3-3-1 農地流転の概況

尹家街道では、1集落当たり平均請負農地の面積は3784畝(約250ha)であり、1集落当たり平均請負農家の数は263戸であり、1請負農家当たりの平均請負農地の面積は14.1畝(0.94ha)である。小規模な農業経営の収入は少ないため、1990年代から農外就業機会の増加に伴い、離農農家が増加しつつある。

2016年現在、尹家街道では、約80%の請負農家は一部又は全ての請負農地を貸出し、約82%の請負農地の土地流転が行なわれた。土地流転が活発化した理由の1つとして、瀋北新区の中西部は遼河(遼寧省中部を北から南へ向かって縦貫する大河)の沖積平野であり、土壌は肥沃で、

表3-3 尹家街道における農地流動化の概況

| 集落 | 請負農地の面積(ムー) | | | | | | 請負農家 | | | |
|----------|-------------|-------|-------|-------|------|----|----------|------|------|------|
| | 面積 | 水田 | 畑地 | 貸出農地 | | 戸数 | 1戸当たりの面積 | 貸し手 | | |
| | | | | 面積 | 比率 | | | 戸数 | 比率 | |
| 1 曙光集落 | 2584 | 2584 | / | 2584 | 100% | 高 | 135 | 19.1 | 135 | 100% |
| 2 永豊集落 | 2976 | 2976 | / | 2976 | 100% | | 231 | 12.9 | 231 | 100% |
| 3 創業集落 | 1212 | 1212 | / | 1212 | 100% | | 158 | 7.7 | 158 | 100% |
| 4 尹家集落 | 3106 | 3106 | / | 3000 | 97% | ↑ | 277 | 11.2 | 250 | 90% |
| 5 新農集落 | 7403 | / | 7403 | 7000 | 95% | | 622 | 11.9 | 550 | 88% |
| 6 下坎子集落 | 1498 | / | 1498 | 1400 | 93% | | 177 | 8.5 | 140 | 79% |
| 7 東拉拉集落 | 2826 | 2826 | / | 2442 | 86% | 比率 | 230 | 12.3 | 150 | 65% |
| 8 小営子集落 | 3546 | 3546 | / | 2957 | 83% | | 257 | 13.8 | 150 | 58% |
| 9 溝子沿集落 | 12576 | / | 12576 | 10438 | 83% | | 570 | 22.1 | 500 | 88% |
| 10 光荣集落 | 2702 | 2702 | / | 1903 | 70% | ↓ | 237 | 11.4 | 200 | 84% |
| 11 茨榆坨集落 | 6083 | 6083 | / | 4281 | 70% | | 425 | 14.3 | 330 | 78% |
| 12 穆家集落 | 4544 | / | 4544 | 3036 | 67% | | 278 | 16.3 | 200 | 72% |
| 13 馬家集落 | 2318 | 2318 | / | 1538 | 66% | 低 | 137 | 16.9 | 77 | 56% |
| 14 西拉拉集落 | 1453 | 1453 | / | 839 | 58% | | 95 | 15.3 | 50 | 53% |
| 15 六間房集落 | 1932 | 1932 | / | 963 | 50% | | 110 | 17.6 | 37 | 34% |
| 合計 | 56759 | 30738 | 26021 | 46569 | 82% | | 3939 | / | 3158 | 80% |
| 平均値 | 3784 | / | / | 3105 | / | | 263 | 14.1 | 211 | / |

注:1) 「2016年度尹家街道・農村経済基本状況統計表」より作成、2) 「請負農家」は請負農地を持っている農家を意味する、3) 「請負農地」は農家が集団組織から請け負っている農地を意味する、3) “ムー”は農地の単位で、1ムー=666.7㎡。

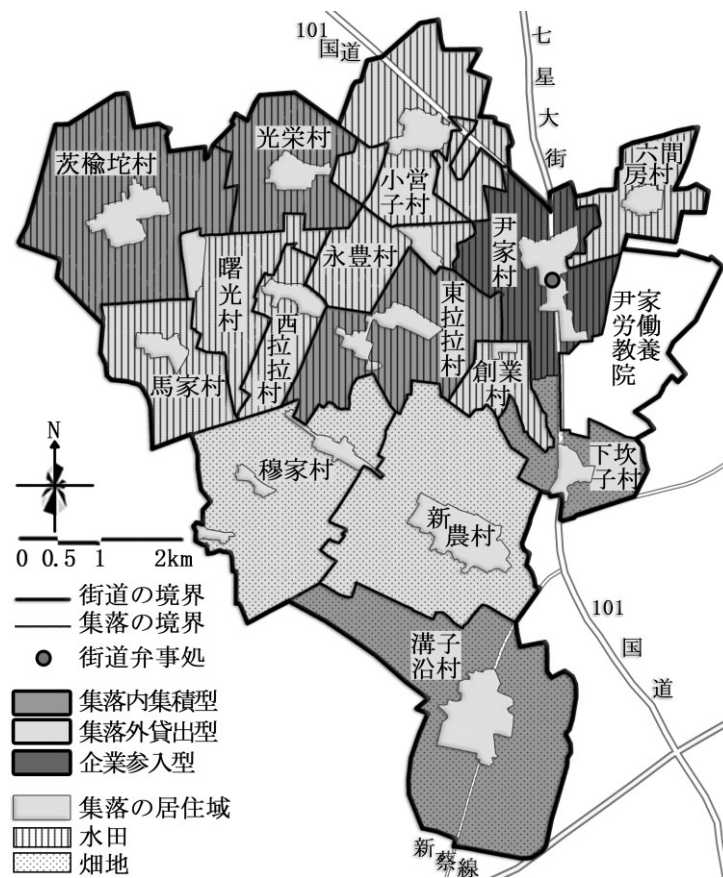


図 3-3 集落類型別の空間分布

米が有名である。2009 年以降瀋北新区では、農地集積と農業近代化を推進するために、圃場整備事業が行なわれ、灌漑条件の悪い農地では電気井戸が整備され、営農条件がさらに改善されたことが挙げられる。

一方、集落ごとの農地区分について、街道の北部に位置する 3 朝鮮族集落(曙光, 永豊, 創業)とその周辺の 8 漢民族集落(茨楡坨, 馬家, 光栄, 小営子, 東拉拉, 西拉拉, 尹家, 六間房)の全ての請負農地は水田であり、南部に位置する 4 漢民族集落(穆家, 下坎子, 溝子沿, 新農)の全ての請負農地は畑である。統計からは、農地区分が土地流転の比率に与えた影響は明らかではない(表 3-3, 図 3-3)。

3-3-2 集落の類型化の概況

ここでは、水田集落と畑地集落を分けて、集落の類型化の概況を述べる(表 3-4)。

1. 稲作集落

11 カ所の水田集落のうち、3 集落(茨楡, 光栄, 東拉拉)では、離農跡地は主に集落内の農家に貸出され、7 集落(小営子, 馬家, 西拉拉, 六間房, 創業, 曙光, 永豊)では、離農跡地は主

表3-4 尹家街道における土地流転の方式と借り手のタイプ

| 集落 | | | 貸出農地の面積(畝) (Table 3-3の再掲) | 土地流転の方式 | | | | 借り手のタイプ及び主な借り手* | | | | | 備考 (主な借り手*の属性) | | |
|-------------|------|---|------------------------------|---------|------|--------|------|-----------------|------------|------------|------------|------------|-------------------|---|----------------------------------|
| | | | | 下請け(転包) | | 賃貸(出租) | | 集落内の農家/合作社 | 集落外の借り手 | | | | | | |
| | | | | 面積 | 比率 | 面積 | 比率 | | 農家 | 合作社 | 企業 | その他 | | | |
| ① 集落内集積型 | 水田集落 | 1 | 茨榆坨 | 4281 | 3861 | 90% | 420 | 10% | ○* 3861 | ○ 420 | / | / | 集落内の稲作農家 | | |
| | | 2 | 光荣 | 1903 | 1422 | 75% | 481 | 25% | ○* 1422 | ○ 411 | / | / | | ○ 70 | |
| | | 3 | 東拉拉 | 2442 | 2053 | 84% | 389 | 16% | ○* 2053 | / | / | ○ 389 | | / | |
| | 畑地集落 | 1 | 下坎子 | 1400 | 1337 | 96% | 63 | 4% | ○* 1337 | / | / | ○ 63 | / | 周辺集落内の畑作農家又は農民專業合作社 | |
| | | 2 | 溝子沿 | 10438 | 8218 | 79% | 2220 | 21% | ○* 8218 | ○ 2120 | / | / | ○ 100 | | |
| ② 集落外貸出型 | 水田集落 | 1 | 小営子 | 2957 | / | / | 2957 | 100% | / | ○* 2897 | / | / | ○ 60 | 茨榆坨集落, 光荣集落, 東拉拉集落及び周辺地域内の稲作農家・農民專業合作社. | |
| | | 2 | 馬家 | 1538 | / | / | 1538 | 100% | / | ○* 1538 | / | / | / | | |
| | | 3 | 西拉拉 | 839 | / | / | 839 | 100% | / | ○* 839 | / | / | / | | |
| | | 4 | 六間房 | 963 | / | / | 963 | 100% | / | ○* 590 | ○ 316 | ○ 57 | / | | |
| | | 5 | 創業 | 1212 | / | / | 1212 | 100% | / | ○* 632 | / | ○ 580 | / | | |
| | | 6 | 曙光 | 2584 | / | / | 2584 | 100% | / | ○ 85 | ○* 2012 | ○ 487 | / | | 茨榆坨集落の1つの農民專業合作社と黄家街道の1つの農民專業合作社 |
| | | 7 | 永豊 | 2976 | / | / | 2976 | 100% | / | / | ○* 2976 | / | / | | |
| | 畑地集落 | 1 | 穆家 | 3036 | / | / | 3036 | 100% | / | ○* 3006 | / | ○ 30 | / | 溝子沿集落, 下坎子集落の稲作農家・農民專業合作社 | |
| | | 2 | 新農 | 7000 | 290 | 4% | 6710 | 96% | ○ 290 | ○* 6176 | ○ 500 | ○ 34 | / | | |
| ③ 企業参入型 | 水田集落 | 1 | 尹家 | 3000 | 556 | 19% | 2444 | 81% | ○ 556 | / | ○ 632 | ○* 1812 | / | 瀋陽市の2つの企業 | |
| 合計 | | | 46569 | 17800 | 38% | 28769 | 62% | 5* | 7* | 2* | 1* | / | | | |

に集落外の農家或いは合作社に貸出され、1集落(尹家)では、離農跡地は主に企業に貸出された。即ち、3集落は「集落内集積型」であり、7集落は「集落外貸出型」であり、1集落は「企業参入型」である。

2. 畑作集落

4カ所の畑地集落のうち、2集落(下坎子, 溝子沿)では、離農跡地は主に集落内の農家に貸出され、2集落(穆家, 新農)では、離農跡地は主に集落外の農家に貸出された。即ち、2集落は「集落内集積型」であり、2集落は「集落外貸出型」である。

3-4 集落類型別の農地流転の仕組みの考察

ここでは、集落類型別の土地流転の仕組みとその事例を述べる(表3-4右側, 図3-3)。

3-4-1 集落内集積型

1. 農地流転の仕組み

3.2節で述べたように、尹家街道では、3カ所の水田集落と2カ所の畑地集落は「集落内集積型」集落である。ヒアリング調査によると、これらの集落では、通常に貸し手農家と集落内の借り手農家・合作社の間の協議が整った後、村民委員会(或いは農家集団経済組織)ⁱも加えた三者で契約締結を行う。村民委員会は、土地流転の発生を公証、登録する。しかし一方、地縁関係・血縁関係に基づいて口頭契約で済ます場合も多く存在する。

2. 事例紹介

【茨楡坨集落・水田集落】茨楡坨集落は尹家街道の西北部に位置する。2000年前後に土地流転が展開され、2010年以降活発化してきた。離農農家は、土地を優先的に集落内の規模拡大志向のある親戚・親族或いは知人に貸し出す。本来1戸当たりの請負農地の面積は2.2~34.1畝(0.15~2.27ha)であるが、土地流転に伴い、100畝(6.67ha)以上の水田を経営する稲作農家が増加してきた。また、2010年以降農業機械(田植機、コンバインハーベスター、トラクター等)を持つ農家が増加し、積極的に経営規模の拡大を求める農家が少なくない。また、経営規模が大きいほど、所有する農業機械の品質・価格が高くなる。

【溝子沿集落・畑地集落】溝子沿集落は尹家街道の南部に位置する。2007年以降大規模農家と合作社(千畝以上の野菜・花卉・穀物の大規模栽培を行う)が現れ、離農跡地は主にこれらの大規模農家・合作社によって吸収された。また、これらの大規模農家・合作社は借り入れた農地を経営すると同時に、野菜・花卉・穀物の生産に関する機械化サービスも提供する。

3-4-2 集落外貸出型

1. 農地流転の仕組み

ヒアリング調査によると、7カ所の「集落外貸出型」水田集落では、離農跡地は主に尹家街道の「集落内集積型」水田集落内或いは尹家街道外瀋北新区内の稲作農家・合作社に貸出された。2カ所の「集落外貸出型」畑地集落では、離農跡地は主に「集落内集積型」畑地集落内の大規模農家・合作社に貸出された。

i 中国の「土地管理法」により、農村の集団所有土地は農家集団経済組織或いは村民委員会によって経営・管理する(第10条)。

集落外の農家・合作社に農地を貸出す場合、離農農家は借り手との交渉、連絡を村民委員会に依頼するが多い。村民委員会、集落外の借り手農家・合作社、貸し手農家の間の協議が整った後、街道弁事処農業科の農地管理部門の公証証書による契約締結を行う。しかし、地元の信頼関係に基づいて、農地管理部門の公証証書を求めない場合も多く存在する。また、借り手は街道内の農家・合作社であることが多いが、街道外瀋北新区内の合作社である場合も見られた。賃貸借の期間は5年間の場合があり、農地の請負期(1998～2027年/1999～2028年)ⁱの最後までの場合も多い。

2. 事例紹介

【曙光集落と永豊集落・水田集落】曙光集落と永豊集落は尹家街道の西北部に位置し、茨榆坨集落到隣接する。1990年代半ばより、朝鮮族の出稼ぎの展開に伴い、集落外への土地流転が展開され、2010年前後にすべての農地が集落外の稲作農家・合作社に貸出された。曙光集落では、ほとんどの農地は隣接する茨榆坨集落の合作社に貸出され、その合作社の構成員である4戸の大規模農家によって経営されている。また、集落の北東部の約300畝の農地は瀋北新区黄家街道(尹家街道の北東部に位置する)の1つの合作社に貸出された。永豊集落では、約2000畝(133.33ha)の農地は茨榆坨集落の合作社に貸出され、1000畝(66.67ha)の農地は上記の瀋北新区黄家街道の合作社に貸出された。この2集落の村民委員会の構成員は、毎年、年末に借り手農家・合作社から来年の借地料をもらい、個々の貸し手農家に分配する。

【新農集落・畑地集落】新農集落は尹家街道の南部に位置し、溝子沿集落到隣接する。1990年代半ばより瀋陽市の野菜生産基地(人参、ジャガイモ等)となり、野菜生産専門集落として有名で、ほぼ全ての農家は野菜生産を行う。しかし、2010年以降瀋陽市の市場開放度の上昇に伴う他地域の野菜が輸入され、新農集落の野菜の市場競争力が弱く、多くの農家が離農した。現在、ほとんどの離農跡地は隣接集落・溝子沿集落の大規模農家・合作社に貸出された。

3-4-3 企業参入型

1. 農地流転の仕組み

尹家街道では、企業への農地集積の試みは2005年以降に展開されてきた。通常は企業が農地管理部門で農地利用の需要を登録し、農地管理部門は各集落の村民委員会が提供した農地利用の状況を確認し、貸し手と借り手の双方を連絡し、情報を提供する。その後、企業、貸し手農家、村民委員会との協議が整った後、農地管理部門の公証証書による契約締結を行う。

i 尹家街道では、第二回の農地の請負期について、一部の集落は1998年から2027年までであり、一部の集落は1999年から2028年までである。

街道弁事処が所在する尹家集落を始め、曙光、創業、下坎子、東拉拉、穆家、六間房の7集落では企業への農地集積が見られた。すべての賃貸借の期間は農地の請負期(1998～2027年/1999～2028年)の最後までである。貸出農地は畜産業、牧草生産、花卉・野菜生産、種子生産の用地として利用されている。

2. 事例紹介

【尹家集落・水田集落】尹家集落は尹家街道の東北部に位置し、尹家街道・街道弁事処の所在地である。101国道が通っており、交通の便が良い。現在、離農跡地の主な借り手は瀋陽市の2つの農業企業である(瀋陽市瀋北新区緑馨花卉園藝株式会社、835畝、瀋陽市于洪区玉峰花卉卸売センター、977畝)。2つの農業企業は、高付加価値作物(花・観葉植物、野菜など)の栽培を行うため、ビニールハウスを建てており、農地利用の空間的形態が従来の状態と大きく変わった。

3-5 集落の類型化からみた集落・街道の計画課題

ここでは、集落の類型化の視点から集落・街道の計画課題を展望する。図3-4は集落の類型を郷級行政区の空間に投影し、郷域における集落の類型化及び土地流転の仕組みを考察するものである。

11か所の水田集落の内、3集落は「集落内集積型」であり、在籍農家の離農離村の増加と同時に、営農規模拡大志向・力を持つ稲作農家・合作社も増加し、離農跡地は主に集落内の稲作農家・合作社によって吸収された。7集落は「集落外貸出型」であり、在籍農家の離農離村に伴い、離農跡地は主に尹家街道内の「集落内集積型」水田集落内或いは尹家街道外藩北新区内の規模拡大志向・力を持つ稲作農家・合作社に貸出された。また、街道弁事処が所在する1集落は「企業参入型」であり、離農跡地は主に2つの農業企業に貸出され、高付加価値作物(花卉、野菜など)の栽培の用地となった。

4カ所の畑地集落の内、2集落は「集落内集積型」であり、在籍農家の離農離村の増加と同時に、野菜の大規模生産を行う農家・合作社が現れ、離農跡地は主にこれらの農家・合作社によって吸収された。他の2集落は「集落外貸出型」であり、離農跡地は主に尹家街道内の「集落内集積型」畑地集落内の大規模農家・合作社に貸出された。

このように、離農農家の増加に伴い、「集落内集積型」集落内の規模拡大志向・力を持つ農家・合作社と農業参入企業は、郷域における農地集積(農地の維持)と農業近代化の展開に重要な役割を果たしていることがわかった。また、離農農家(貸し手)と集落内外の借り手との合意

| | 集落の類型 | ○貸し手 → ●主な借り手 | 村民委員会の役割 | 街道の農地管理部門の役割 |
|----------|---|-----------------------|----------|----------------------|
| 水田集落(11) | ・集落内集積型(3) | ○ 離農農家 → ● 集落内の農家/合作社 | 公証、登録 | |
| | ・集落外貸出型(7) | ○ 離農農家 → ● 集落内の農家/合作社 | 交渉、連絡 | 公証、登録 |
| | ・企業参入型(1) | ○ 離農農家 → ● 企業 | 交渉、連絡 | 情報の収集・提供、交渉、連絡、公証、登録 |
| 畑地集落(4) | ・集落内集積型(2) | ○ 離農農家 → ● 集落内の農家/合作社 | 公証、登録 | |
| | ・集落外貸出型(2) | ○ 離農農家 → ● 集落内の農家/合作社 | 交渉、連絡 | 公証、登録 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 街道弁事処(尹家集落内に位置する) ○ 村民委員会(或いは農家集団経済組織) | | | |

図3-4 集落の類型化と土地流転の仕組み

形成を支えるために、村民委員会(公証, 登録, 交渉, 連絡)と街道の農地管理部門(公証, 登録, 情報の収集・提供, 交渉, 連絡)が一定の役割を果たすこともわかった。

今後、戸籍農家の離農がさらに進展することが見込まれ、郷域における農地維持と農業近代化を求めるために、郷域内の規模拡大志向・力を持つ農家・合作社を人力資源・社会資源として認識し、その情報システムの構築と活用が重要であると考えます。そして、郷域内の借手がない場合、周辺地域内の規模拡大志向・力を持つ農家・合作社や農業企業を活用することも必要です。従って、従来の線引きと用途規制に注目した郷級土地利用総体計画には、土地利用調整と農地維持に関する対応策に不備があり、土地利用調整の仕組みを重視する郷級土地利用総体計画を建てるのが重要であると考えます。また、貸し手と借手の合意形成(信頼関係の構築, 双方の利益の保護など)や農地利用の規制と指導(作物種類の規制, 耕作放棄と裏転用の禁止, 干害と水害に関する技術対策と注意点など)に関して、村民委員会と街道弁事処の農地管理部門の管理とサービス機能を完備させるのが重要であると考えます。

一方、類型別集落の計画課題について、「集落内集積型」集落では、農家離農の増加に伴い、一部の在籍農家の営農規模が増加してきて、これらの規模拡大志向・力を持つ農家・合作社は集落・街道の農地・農業の維持に重要な役割を果たしており、その定着意思を強化するための対応策が要請されている。「集落外貸出型」集落では、農地・農業の維持は主に集落外の農家・合作社に依頼しており、委託関係の持続を求めるために、郷域内及び周辺地域内の規模拡大志向・力を持つ農家・合作社や農業企業の存在とその特性を把握し、多様な選択肢を用意することが必要です。「企業参入型」集落では、農地利用の空間形態が大きく変わり、企業による農地の裏転用と耕作放棄を監督することや、企業による賃貸借が終わった後、農地利用の継続が課題になると考えられる。

また、尹家街道の離農農家の比率が高く、離農農家の職住関係の変化とその定住・移住の動向が宅地の居住利用の持続に重要な影響を与えることがいえる。そのため、離農農家の居住動向を把握し、宅地の居住利用の持続に関する仕組みを整備することも重要な課題となっている。例えば、集落外貸出型・曙光集落では、全ての在籍農家が離農し、ほとんどの労働力が都市部或いは韓国で出稼ぎをしており、挙家離村が非常に多い。他集落の農村住民と都市住民の宅地(住居)需要に応じて、宅地の利用・管理の持続を求めることが必要となっている。一方、企業参入型・尹家集落では、ほとんどの在籍農家が離農したが、40歳以上の多くの労働力が近くの都市的地域で出稼ぎをしており、集落内で在住している。周辺地域における農外就業機会の確保が宅地の居住利用の持続に必要なものであるといえる。

3-6 まとめと展望

3-6-1 まとめ

本研究では、中国遼寧省瀋陽市瀋北新区・尹家街道を対象に、土地流転に関する制度的・地域的背景を把握したうえで、郷級行政区域における農村集落の土地流転の実態を考察し、集落の類型の特性及び今後の計画課題を検討した。今回の研究により以下のことが分かった。

①中国農村では、在籍農家の離農離村と土地流転の進展に伴い、集落の農地経営の実態と担い手像が大きく変化し、集落の展開方向と今後の計画課題を再認識することが重要な課題となっている。

②対象地域・尹家街道では、2016年時点で、約80%の請負農家は一部又は全ての請負農地を貸出し、約82%の請負農地の土地流転が行なわれた。

③尹家街道の15集落の内、11集落は水田集落であり、4集落は畑地集落である。11カ所の水田集落のうち、3集落は「集落内集積型」であり、7集落は「集落外貸出型」であり、1集落は「企業参入型」である。4カ所の畑地集落のうち、2集落は「集落内集積型」であり、2集落は「集落外貸出型」である。

3カ所の「集落内集積型」水田集落では、在籍農家の離農離村の増加と同時に、営農規模拡大志向・力を持つ稲作農家・合作社も増えてきて、離農跡地は主に集落内の稲作農家・合作社によって吸収された。7カ所の「集落外貸出型」水田集落では、在籍農家の離農離村に伴い、離農跡地は主に尹家街道内の「集落内集積型」水田集落内或いは尹家街道外瀋北新区内の規模拡大志向・力を持つ稲作農家・合作社に貸出された。1カ所の「企業参入型」集落では、離農跡地は主に2つの農業企業に貸出され、高付加価値作物(花・観葉植物、野菜など)の栽培の用地となった。

2カ所の「集落内集積型」畑地集落では、在籍農家の離農離村の増加と同時に、野菜の大規模生産を行う農家・合作社が現れてきて、離農跡地は主にこれらの農家・合作社によって吸収された。2カ所の「集落外貸出型」畑地集落では、離農跡地は主に「集落内集積型」畑地集落内の大規模農家・合作社に貸出された。

3-6-2 展望

ここでは、上記の知見を踏まえ、郷域における類型別集落の位置付けと今後の計画課題の展望を述べる。

尹家街道では、「集落内集積型」集落内の規模拡大志向・力を持つ農家・合作社は「集落外貸出型」集落内の離農跡地の集積に重要な役割を果たしており、農業企業は「企業参入型」集

落内の多くの農地を経営している。即ち、現段階の集落は人民公社期の閉鎖的なものと大きく異なり、離農跡地の維持を求めするために、集落内の農地集積と集落域を超える土地流転が普遍的な状況となっている。その中で、村民委員会と街道の農地管理部門が一定の役割を果たしている。このように、郷域の農村計画において、在籍農家の離農のスピードに合わせて、郷域内と周辺地域内の規模拡大志向・力を持つ農家・合作社や企業を人力資源・社会資源として認識し、情報システムの構築・活用によって、郷域全体の農地維持と農業近代化を求める仕組みの整備が重要である。即ち、土地利用調整の仕組みを重視する郷級土地利用総体計画を建てる必要があるとなっている。また、貸し手と借り手の合意形成や農地利用の規制・指導に関して、村民委員会と街道弁事処の農地管理部門の管理とサービス機能を完備させることも重要であると考えられる。

一方、集落計画(土地・空間資源の維持計画)において、在籍農家の離農のスピードと集落内外の規模拡大志向・力を持つ農家・合作社や農業企業が存在に応じた、農地・農業の維持を求める施策が必要である。また、在籍農家の職住関係の変化と定住・移住の実態に応じた、宅地の居住持続を確保する仕組みの整備も課題となっている。

参考文献

- 1) 張然・山崎寿一:中国東北地方における土地流転からみた農村集落の類型化とその計画課題—遼寧省瀋陽市瀋北新区・尹家街道を事例に一, 日本建築学会計画系論文集, 第85巻, 第768号, pp. 285-295, 2020.2
- 2) 政協瀋陽市委員会学習宣伝文史委員会・政協瀋北新区委員会:瀋陽地名・瀋北新区巻, 瀋陽出版社, 2014
- 3) 孫雁ほか3名: 1910-2010年瀋陽市における都市的土地利用の空間構造の変容とその特徴, 地理科学進展, 31(09), pp. 1204-1211, 2012.9

第4章

集落内集積型集落・農家の階層分化からみた土地利用 の実態とその課題

—茨楡坨集落(漢民族の集落)を事例に—

第4章 集落内集積集落・農家の階層分化からみた土地利用の実態とその課題 —茨楡坨集落(漢民族の集落)を事例に—

目次

| | | |
|-------|--------------------------|-----|
| 4-1 | はじめに | 101 |
| 4-1-1 | 研究課題の設定 | 101 |
| 1. | 歴史的・制度的背景と問題の所在 | 101 |
| 2. | 農家の階層区分の意味 | 102 |
| 3. | 課題の設定 | 102 |
| 4-1-2 | 現地調査と考察 | 103 |
| 4-2 | 茨楡坨集落の概況と特徴 | 105 |
| 4-3 | 農地流転及び農家階層分化の実態とその特徴 | 107 |
| 4-3-1 | 農地流転及び農家階層分化の概況 | 107 |
| 4-3-2 | 集落内の農地流転及び農家階層分化の実態とその特徴 | 108 |
| 1. | 姓氏家系関係からの考察 | 108 |
| 2. | 生産隊・村民小組の所属関係からの考察 | 110 |
| 4-3-3 | 集落間での農地流転の実態とその特徴 | 111 |
| 4-4 | 階層別農家による農地及び宅地の利用実態とその意向 | 113 |
| 4-4-1 | 小規模農家 | 113 |
| 4-4-2 | 規模拡大農家 | 113 |
| 4-4-3 | 大規模農家 | 114 |
| 4-4-4 | 離農農家 | 114 |
| 4-5 | 土地利用管理の継続という視点からの考察 | 117 |
| 4-6 | まとめと展望 | 119 |

4-1 はじめに

3章では、農地流転の推進状況によって尹家街道の15集落は「集落外貸出型(離農者の農地が主に集落外の農家又は農民專業合作社^①に貸出された9集落)」、「集落内集積型(離農者の農地が主に集落内の農家によって吸収された5集落)」、「企業参入型(離農者の農地が主に農業企業に貸出された1集落)」の3類型に分類することができ、さらに類型ごとに土地利用管理上の課題が大きく異なることが明らかにした¹。

本章では、「集落内集積型」と分類され、農家間での自発的な農地流転^②及び農地経営面積の階層分化が目立つようになっている漢民族の集落・茨榆坨集落を対象に、農家の階層分化からみた土地流転の実態と特徴を明らかにし、集落域全体の土地利用管理の継続に向けた課題を抽出することを目的とする。

4-1-1 研究課題の設定

1. 歴史的・制度的背景と問題の所在

中国農村における農地の所有・利用・経営の形態は、封建時代から現在に至るまで、大きく①1949年中華人民共和国(以下、新中国)成立前、地主制度下の「地主・自作農による所有、地主・自作農・小作農による利用・経営」(階層化)、②新中国成立前後、土地改革期の「耕者有其田(耕作者がその土地を有する)」という方針のもとで「農家によるほぼ均等な小土地の所有・利用・経営」(均分化)、③農業合作化運動を経て、1958年～1978年に人民公社期の「生産隊を基礎とする3級所有制」のもとで「生産隊による集団所有・共同経営」(共同化)、④1970年代末から80年代前半に家族請負制の導入後の「村民小組による集団所有、請負農家による利用・経営」(均分化)、⑤1980年代半ば以降、農地流転展開後の「村民小組による集団所有、請負農家又は借り手による利用・経営」(階層化)という5つの段階を経た²。①～④の段階では農家の離農離村が少なく、人と土地との繋がりがより安定していたが、⑤の段階では、農家の離農離村が進む中で、人と土地との繋がりが大きく変化し、集落レベルでの土地利用管理の仕組みが多様化している。

この歴史的展開過程で茨榆坨集落では、近年農家離農の展開と同時に、一部の有力農家が集落内・周辺地域内の離農者の農地を借りて経営規模を拡大していた。また、離農者の中で挙家

① 「農民專業合作社」とは、農家生産請負経営を基礎にして、同類の農産品生産経営者、或いは同類の農業生産経営サービスの提供者と利用者が自発的に連合し、民主的に運営する互助的な経済組織を指す。

② 農地流転は大きく自発的な農地流転と行政・企業主導の農地流転の2種類に分けられる。

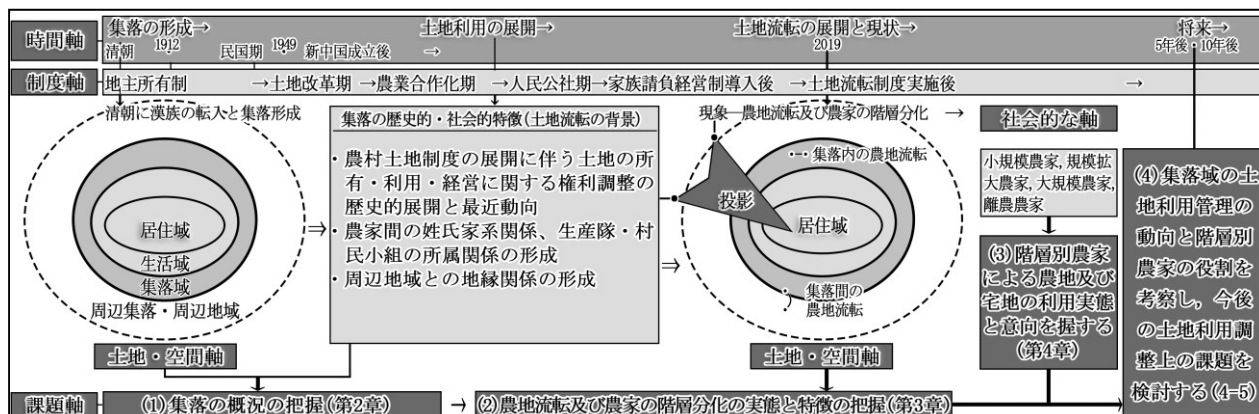


図 4-1 研究の課題と枠組み

離村者が増え、その宅地流転も展開されている。従って、農家の営農・離農及び定住・移住の意向が多様化しており、自発的な農地流転による農地集積と農業経営面積の階層分化が顕著になったことが特徴的である。

ここでは、農地流転を農地利用の担い手を確保する為の必要な動きとして捉え、その展開論理を把握することが必要であると考え。また、今後いかに土地の所有・利用・経営の歴史的展開と最新動向、及びその中で形成された社会関係をベースにして、(Ⅰ)農家の営農・離農の意向を尊重しつつ、農地流転による農地の利用・経営(あるいは農業経営)の継続を求めるべきか、(Ⅱ)農家の定住・移住の意向を尊重しつつ、宅地流転による宅地の利用管理(あるいは集落居住)の継続を求めるべきか、が注目すべき問題と考える。

2. 農家の階層区分の意味

農家の階層区分とは、農家が村民小組から請負っている農地(以下、請負農地)の規模を基準に、現地調査時点で実際に経営している農地の規模から、茨榆坨集落の全ての農家が①小規模農家(請負農地の一部又は全てを経営している農家)、②規模拡大農家(請負農地の規模を超える農地を経営している農家)、③大規模農家(500 ムー(約 33.3ha)以上の農地を経営している農家)^①、④離農農家と⑤離農離村農家(全ての請負農地を貸出した農家及び請負農地を持っていない在籍者^②)の5つの階層に分かれることを意味する。

3. 課題の設定

上記の問題意識と位置づけから、以下の課題を設定した(図4-1)。

(1) 茨榆坨集落の概況(位置、形成時期等)を把握する(4-2)。

① 瀋北新区では、500 ムー(約 33.3ha)以上の農地を経営する農家を大規模農家と呼ぶ。

② 在籍者は、茨榆坨集落の戸籍を持つ者を意味する。請負農地を持っていない在籍者は、非農業戸籍を持つ者と、1982年に農地分配以降に転入した者を含む。

(2) 歴史的・社会的視点から農地流転及び農家階層分化の実態とその特徴を明らかにする。具体的には、農地流転及び農家階層分化の概況を把握した後に、①集落開拓から現在まで形成された農家間の姓氏家系^①関係、そして人民公社期以降形成された農家の生産隊・村民小組の所属関係という2つの側面から、その実態と特徴を考察する、②集落間での農地流転の実態と特徴を考察する(4-3)。

(3) 階層別農家による農地及び宅地の利用実態とその意向を把握する。具体的には、ヒアリング調査から代表例の家族形態、農地と宅地の利用実態、営農・離農、定住・移住の意向を把握する(4-4)。

(4) (1)-(3)を踏まえ、土地利用管理の継続という視点から、集落域の土地利用管理の動向と階層別農家の役割を考察し、今後の土地利用調整上の課題を検討する(4-5)。

4-1-2 現地調査と考察

2018年10月から11月、2019年6月23日～28日、11月29日～30日に、以下の手順により現地調査と考察を行った^②。

[調査1・基礎調査 集落の概況と土地利用の歴史的な特徴] 人民公社期の生産隊の隊長のうち、集落内在住の方々(70代～80代の方)と集落の古老、合計8名に対するヒアリング調査から、①集落開拓の経緯、②各姓氏家系の転入時期とその住居の分布、③新中国成立前の地主の存在状況、④新中国成立後の土地改革の経緯、⑤人民公社期に各生産隊による農地経営の概況と、その構成員の住居の分布、⑥家族請負制導入後、各村民小組が所有する農地の分配状況(1人・1戸当たりの請負農地の面積)等を把握した。

[調査2・全体調査 農地流転及び農家階層分化の実態と特徴] 集落の生活域(住宅と生活施設が集中する区域)の地図を作成し、全ての既存宅地399区画の居住者・管理者又は近隣を対象に、居住者・管理者の属性(姓氏、家族構成、生産隊・村民小組の所属等)、農業経営の実態(農地の賃貸借関係、稲作経営面積、農業機械の保有状況、農業サービスの利用状況など)に関するヒアリング調査を行った(居住者・管理者が家にいない場合は、近隣に聞き取る)。また、公表されている「2019年耕地地力補助金(地力を維持するための補助金)公示表」から1戸当たりの請負農地の面積を確認した。その上で、階層ごとの農家の戸数と比率を算出した。

① 「姓氏家系」とは、同じ姓氏(苗字)を持つ家族で、父系の血縁集団を意味する。姓氏家系関係は中国農村の最も重要な社会関係の1つである。

② 調査の実態は、資料編・調査3茨榆坨集落現地調査の写真を参照。

[調査3・事例調査 階層別農家による土地利用の実態とその意向] 調査2を踏まえ、階層別農家の代表者に対するヒアリング調査から、階層別農家による土地利用の実態・特徴及びその意向を把握した。

4-2 茨榆坨集落の概況と特徴

茨榆坨集落は中国東北地方の中心都市、瀋陽市の都市近郊農村地域・瀋北新区尹家街道に位置しており、都心部より約 30 km、瀋北新区の市街地より約 20 km、101 国道より約 6 km 離れている(図 4-2)。

「瀋陽地名・瀋北新区卷」³によれば、瀋北新区の 168 集落は清朝前に形成された 18 集落、清朝(1636~1912) 期に形成された漢、満、シボ、モンゴル等の民族による 140 集落と、新中国成立後の人民公社期に開拓された朝鮮族の 10 集落により構成される。そのうち、茨榆坨集落は清朝同治年間(1862~1875)の「闖關東」^①により形成された漢民族の開拓集落であり、約 150 年の歴史を持つ。

茨榆坨集落は畑地集落であったが、人民公社期の 1970 年代の朝鮮族入植と水田開発事業により水田集落となった。集落域は、中心部の生活域(0.54 km²)、周辺部の農業生産域(4.15 km²、水田、営農施設等)と一カ所の養殖池(水面面積は 0.07 km²)で構成される。生活域は東西に走る道路と南北に走る道路によって、細長い長方形の街区に分割される。これらの街区はさらに、東西道路に面するほぼ長方形の住宅を建設するための小区画に細分化される。また、村民委員



図 4-2 茨榆坨集落の位置^②

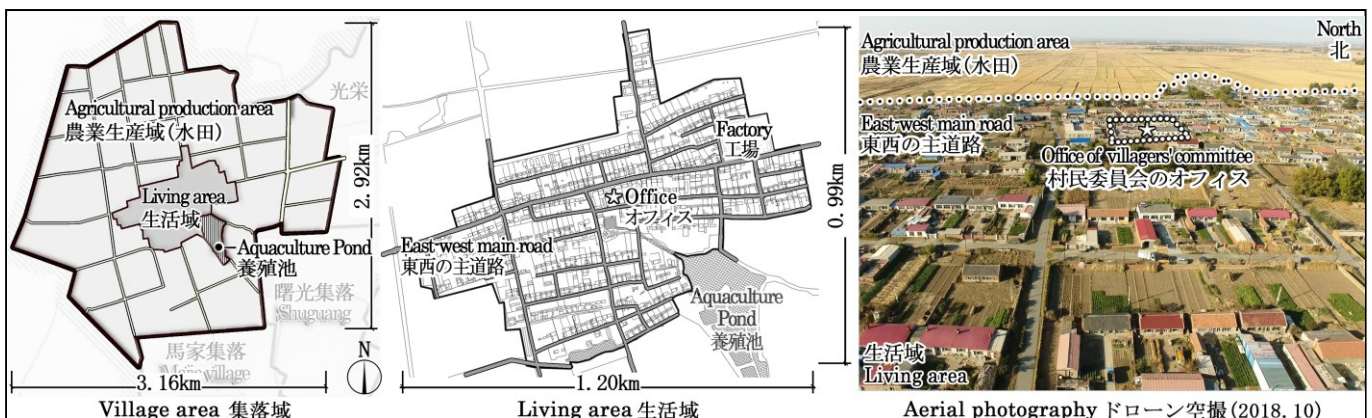


図 4-3 茨榆坨集落の空間構成と生活域のドローン空撮

- ① 「闖關東」は清朝に行われた山東省、河北省、河南省、山西省に棲む中国人(特に漢民族)の東北地方への民族移動を指す。
- ② 瀋陽市の南西部の「遼中区」は元々遼中県でした。2016 に都市部の拡張戦略に応じて、市轄県から市轄区に変更しました。将来には他の 5 つの市轄区と同じように、都市近郊部になると考えられるが、現在は康平県・法庫県・新民市と同じ類型に分類する方が適当である。

会^①のオフィス(重要な集会場)は集落の中央で、東西に走る主道路の南側に位置している(図4-3)。

1982年に在籍者は349戸、1531人であった⁴。2016年には441戸、1621人となった。そのうち、宅地を持っている者は378戸であり、宅地を持っていない者は63戸である。

① 村民委員会は「村民委員会組織法」(1998年実施)によって成立される村民自治組織である。

4-3 農地流転及び農家階層分化の実態とその特徴

4-3-1 農地流転及び農家階層分化の概況

調査2により、茨楡坨集落では2000年前後より農地流転が展開されてきた。既報^{1,5,6}で述べたように、瀋北新区では2009年より農業の生産性向上を求める為に、行政による農地流転に対する制度支援と関連サービス(情報収集・提供、公証等)の強化が進められ、大規模経営体に対する補助金の交付が進められている。それを契機に、2010年以降に茨楡坨集落では、一部の有力農家が田植機・コンバインハーベスター・トラクター・トラック等の農業機械を購入してから、農地流転が活発化してきた。

表4-1は農地経営面積からみた農家階層分化の概況を示すものである。在籍者441戸のうち、小規模農家は168戸(38.1%)、規模拡大農家は75戸(17.0%)、大規模農家は5戸(1.1%)、離農農家は130戸(29.5%)、離農離村農家は63戸(14.3%)である。そのうち、大規模農家5戸と規模拡大農家8戸が農業機械を持っている。

表4-1 階層ごとの農家の戸数と農地経営面積

| | 経営面積 | 戸数と割合 |
|----------|-------------|------------|
| X 小規模農家 | 請負農地のみ | 168(38.1%) |
| K 規模拡大農家 | 請負農地~500 ムー | 75(17.0%) |
| D 大規模農家 | >500 ムー | 5(1.1%) |
| L 離農農家 | 0 ムー | 130(29.5%) |
| M 離農離村農家 | 0 ムー | 63(14.3%) |

そして、離農離村農家の宅地63区画のうち、60区画の利用権が在籍者(51区画)又は非在籍者(9区画)に譲渡され、残る3区画の居住者・管理者が不明で、離農離村農家の宅地のほとんどが利用管理されていることが分かった。また、離農離村農家は農地と宅地の利用権が他の者に譲渡され、集落の土地利用とほぼ無関係になった為、本稿ではこの離農離村農家を除いて分析考察を行う。

図4-4は宅地の居住者・管理者又は近隣に対するヒアリング調査から作った階層別農家の宅地の空間分布と農家間の賃貸借関係を示すものである。130戸の離農農家のうち、126戸は請負農地が集落内の規模拡大農家(離農農家118戸)又は大規模農家(離農農家8戸)に貸出され、残り4戸は請負農地が集落外の親戚・友人に貸出されたことが分かった。また、5戸の大規模農家と8戸の規模拡大農家は集落外の農地を借りていることも明らかとなった。

このように、集落内及び集落間での農地流転によって、農家の経営面積の階層分化が著しくなっていることが分かった。

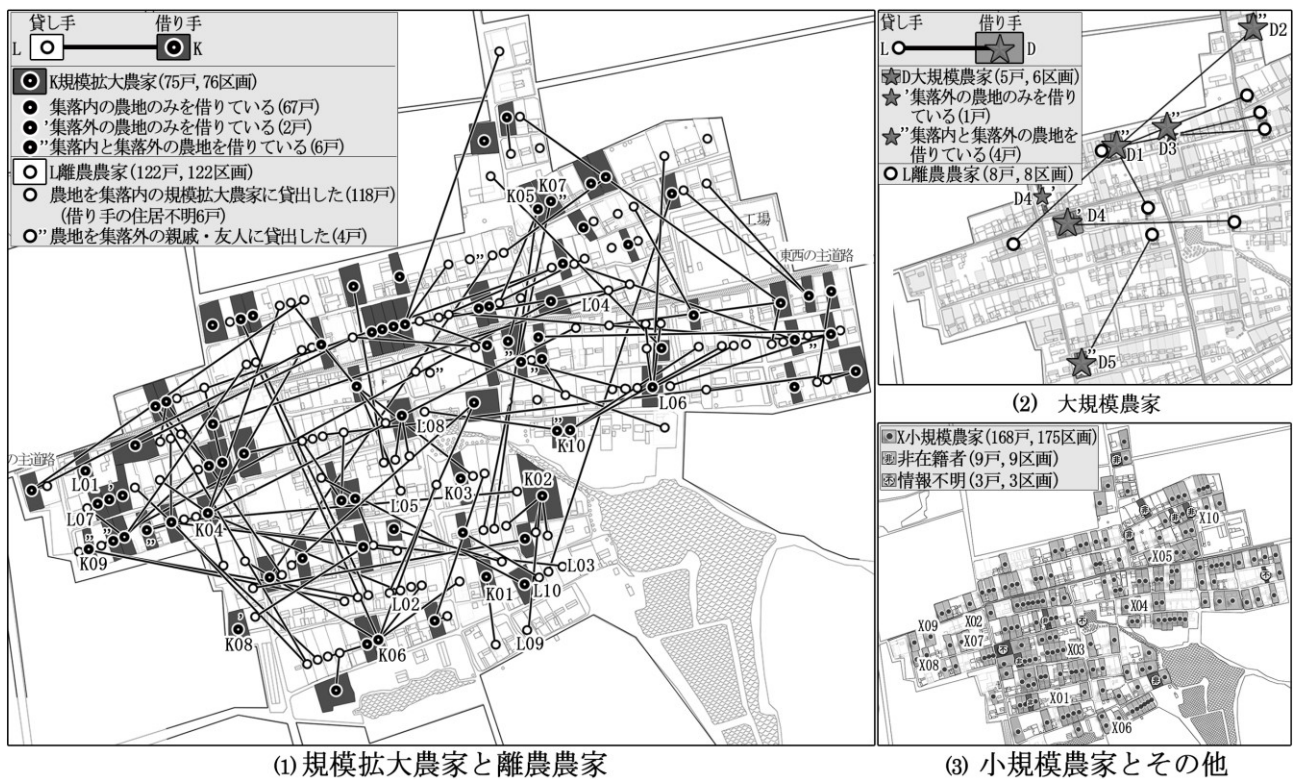


図 4-4 階層別農家の宅地の分布と農家間の賃貸借関係

注:1) 図の中の番号は表 4-4 と対応している. 2) 相続などの理由で、一部の農家は 2 か所の宅地を持っている。

4-3-2 集落内の農地流転及び農家階層分化の実態とその特徴

1. 姓氏家系関係からの考察

調査 1 と調査 2 により、在籍者の姓氏家系関係を把握し、農地流転及び農家階層分化の実態とその特徴を考察する。

(1) 姓氏家系の転入時期とその戸数・宅地数

茨楡坨集落は清朝に開拓された漢民族の集落であり、各姓氏家系の転入時期は大きく 3 段階に分けられる。①清朝に、最初に山東省から李・何・張・羅姓の農家 4 戸が転入し、荒れ地を開墾して定住した。その約 20 年後、山東省からの王姓が転入した。②民国期(1912~1945)に、周辺地域から候・郭・呉姓の農家 3 戸が転入した。③新中国成立直前の土地改革期(1945~1949)から現在まで、30 戸以上の姓氏家系が転入した。現在、姓氏は約 40 に達する。そのうち、転入時期の早い(清朝と民国期)姓氏家系は、子孫の戸数と宅地数が多く、且つ一定区域に集中する傾向にある(表 4-2, 図 4-5)。

(2) 姓氏家系による土地所有・土地利用の変遷

①清朝と②民国期の転入時期の早い姓氏家系はより多くの農地と宅地を持ち、農家間の階層

表 4-2 転入時期別の姓氏家系における階層ごとの農家の戸数と比率

| 転入時期 | 姓氏と戸数 | X 小規模農家 | K 規模拡大農家 | D 大規模農家 | L 離農農家 | 備考(土地改革期) |
|-------------------------|---|---|--|-------------------|--|---|
| ①清朝 1862~1912 | 李, 何, 羅, 張, 王 186戸 | 李-18, 何-25, 羅- 21, 張-15, 王-4 X① 83戸, 44.6% | 李-12, 何-9, 羅- 10, 張-8 K① 39戸, 21.0% | — | 李-22, 何-10, 羅- 14, 張-15, 王-3 L① 64戸, 34.4% | 土地改革期に, 地主のほとんどは李, 何, 羅, 張の子孫であった |
| ②民国期 1912~1945 | 侯, 郭, 呉 60戸 | 侯-6, 郭-10, 呉-8 X② 24戸, 40.0% | 侯-10, 郭-6, 呉-2 K② 18戸, 30.0% | 侯-4 D②4戸, 6.7% | 侯-3, 郭-8, 呉-3 L② 14戸, 23.3% | 土地改革期に, これらの農家の子孫のほとんどは, 中農, 貧農, 雇農であった |
| ③土地改革期から現在まで 1945-現在 | 趙, 周, 夏, 劉, 韓, 薛, 陳, 温, 可, 田, 魯, 施, 邵, 孟, 錢, 鄭, 柏, 黄, 蔣, 景, 馬, 尚, 武, 姜, 常, 王, 任, 陶, 牛, 那 132戸 | 趙-2, 周-2, 夏-2, 劉-6, 韓-4, 薛-3, 陳-2, 温-2, 可-1, 田-1, 任-1, 錢-1, 鄭-1, 柏-1, 常-3, 陶-3, 牛-2, 那-2, 王 ^{注1)} -22 X③ 61戸, 46.2% | 趙-2, 周-1, 夏-1, 魯-1, 施-1, 邵-1, 孟-1, 黄-1, 常-1, 王 ^{注1)} -8 K③ 18戸, 13.6% | 劉-1 D③1戸, 0.8% | 趙-3, 周-2, 夏-1, 劉-4, 韓-2, 薛-3, 陳-1, 温-2, 可-1, 田-2, 任-1, 魯-1, 施-1, 邵-2, 孟-3, 蔣-1, 景-1, 馬-1, 尚-1, 武-1, 姜-1, 王-17 L③52戸, 39.4% | |
| 合計 | 378戸 | 168戸 | 75戸 | 5戸 | 130戸 | — |

注: 1) 土地改革期以降, 異なる王家が転入したが, この表では区別されていない。

分化が著しかった。新中国成立直前の土地改革期に, 地主と富農に認定された農家のほとんどは, ①清朝に転入した李・何・羅・張の子孫だった。土地改革により, 地主と富農が所有する農地と宅地のうち, 自家用以外の部分は徴収されて中農・貧農・雇農に分配され, 農家間の格差が解消された。その後, 農業合作化運動及び, 土地集団所有制と家族請負制の導入を経て, 近年農地流転の展開によって農家間の階層分化が再び現れた。

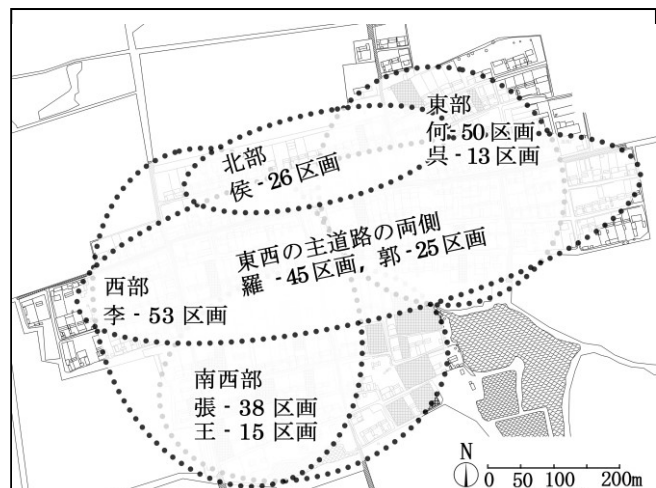


図 4-5 新中国前に転入した姓氏の集中区域と宅地の区画数

(3) 農地流転及び農家階層分化の特徴

調査 2 のヒアリング調査により, 茨榆坨集落における農家間の自発的な農地流転において, 一般的に離農農家は請負農地を優先的に同じ姓氏家系内の規模拡大意向・力を持つ親戚・親族に貸し出す。このような親戚・親族がいない場合は, 他の姓氏家系の友人・知り合い又は有力農家に貸出す。

表 4-2 は転入時期別の姓氏家系における階層ごとの農家の戸数と割合を示している。転入時期からみると, ③土地改革期から現在までに転入した姓氏家系には, 離農農家 L③の割合(39.4%)が①清朝と②民国期に転入した姓氏家系(34.4%, 23.3%)より高く, 規模拡大農家 K

③の割合(13.6%)が①清朝と②民国期に転入した姓氏家系(21.0%, 30.0%)より低いことが分かった。その理由としては、転入時期の遅い姓氏家系には、集落内に親戚・親族が少なく、その中で規模拡大意向・力を持つ者がおらず、請負農地を転入時期の早い姓氏家系内の有力農家に貸出すことが多いからである。

このように、①同じ姓氏家系内に、離農農家が持つ請負農地が規模拡大意向・力を持つ規模拡大農家・大規模農家へ集積する傾向、と②転入時期の遅い姓氏家系内の離農農家が持つ請負農地が、転入時期の早い姓氏家系内の規模拡大農家・大規模農家へ集積する傾向があることが分かった。

2. 生産隊・村民小組の所属関係からの考察

調査1と調査2により、在籍者の生産隊・村民小組の所属関係を把握し、農地流転及び農家階層分化の特徴を考察する。

(1) 農家の生産隊・村民小組の所属関係とその区域

新中国成立後、農業合作化運動を経て人民公社期に入った後、在籍者は生産隊に組織された。1958年に全在籍者は2つの生産隊に組織されたが、1960年に組織管理の利便性の為に4つに再編された。さらに人口の増加に伴い、1980年に8つに再編された。そして、以前の4つの生産隊は旧生産隊と呼ばれるようになった。その後、1982年に人民公社の解体と家族請負制の導入によって、生産隊は村民小組に改組された(図4-6)。

人民公社期に各生産隊が所有する宅地と農地は一定区域内に集中していた。2019年現在、同じ旧生産隊の構成員の宅地は依然として一定区域に集中しているという特徴がみられる(図4-7)。

(2) 村民小組と農家の請負農地の規模

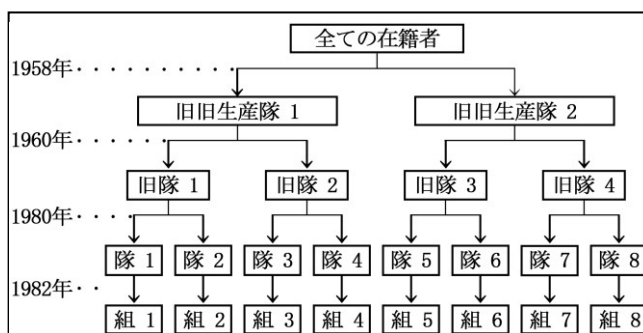


図4-6 生産隊と村民小組の展開

注:組は村民小組の省略で、隊は生産隊の省略である。



図4-7 旧生産隊の居住域

注:各生産隊の中で、他生産隊の構成員の宅地も存在する

家族請負制導入後、村民小組が所有する農地の請負経営権が構成員の農家に分配された。1983～1998年までに第一回の土地分配が実施され、1999～2019年に第二回の土地分配が実施されている。現在、各村民小組における1人(成人)当たりの請負農地の面積は3.3～4.4ムーである(表4-3, 1ムー≈0.067ha)。そして、1999年以降に生まれた子供は、2006年と2016年に集落の共有地(機動地とも呼ばれる)から請負農地を取得し、1人当たりの請負農地の面積は0.8ムー(0.05ha)である。また、1982年以降に転入した在籍者は外来戸と呼ばれ、1人あたりの農地面積は少なく、最低で2.2ムー(0.15ha)である。そして、「2019年耕地地力補助金公示表」により、1戸当たりの請負農地面積は2.2～34.1ムー(0.15～2.27ha)である。

表4-3 村民小組における1人当たりの請負農地の面積

| | 組1 | 組2 | 組3 | 組4 | 組5 | 組6 | 組7 | 組8 |
|--------------|-----|----|-----|-----|-----|-----|---------------|----------|
| 農地規模 (ムー) | 3.5 | 4 | 3.5 | 4.2 | 4.4 | 3.3 | 3.3, 3.6, 3.8 | 3.3, 3.6 |

注: 1) 隊は生産隊の省略である。2) 1ムー≈666.67㎡

(3) 農地流転及び農家階層分化の特徴

旧生産隊の構成員は、人民公社期の約20年間に集団生活を送り、現在でも日常的な交流が多い。2019年現在、各旧生産隊区域には、規模拡大農家・大規模農家が散在し、6割強の離農農家が農地を同じ旧生産隊に属した規模拡大農家・大規模農家に貸出している(図4-8)。そして、旧生産隊の構成員農家における経営規模は0ムーから数百ムーまで格差が広がっている。従って、4つの旧生産隊の構成員農家間での階層分化と農地集積の傾向があると言える。

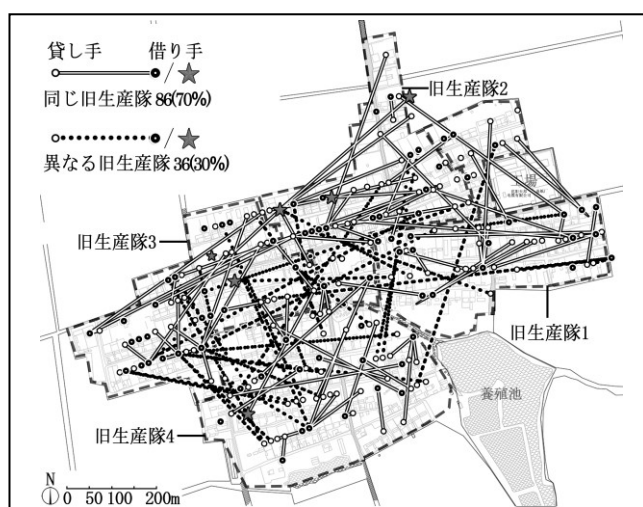


図4-8 旧生産隊の集住区域と農地の貸し手・借り手の分布

4-3-3 集落間での農地流転の実態とその特徴

人民公社期に茨榆坨集落では、生産大隊(現在の村)と人民公社(現在の郷・鎮・街道)間の土地利用調整によって、一部の農地が周辺集落(馬家・光栄・曙光, 興隆台街道の馬菜園子・小古

柳，三台子街道の四台子)の土地となり，農地規模は新中国成立前より大幅に減少した。近年農地流転の展開に伴い，一部の有力農家が周辺集落・周辺地域内の離農跡地を借りて経営するようになった。ヒアリング調査の時，「その土地は元々茨榆坨集落の土地だった」という声が多かった。2019年6月時点で5戸の大

規模農家(D1-D5)と5戸の規模拡大農家(K2, K6, K7, K8, K11)は周辺集落・周辺地域(光荣・曙光・永豊・西拉拉，小古柳，四台子，鉄嶺市龍山郷柴河沿等)の離農農家の農地 100 ムー～3000 ムー(200ha)を借りて経営している。また，3戸の規模拡大農家(K9, K10, K12)は隣接集落(尹家街道馬家と興隆台街道馬菜園子)内の親戚の農地(数十ムー)を借りて経営している(図4-9)。

このように，一部の周辺集落では集落内の農家のみによる農地の継続利用が困難となっており，茨榆坨集落の大規模農家と8戸の規模拡大農家が周辺集落・周辺地域の離農跡地の継続利用において，重要な役割を果たしていることも分かった。

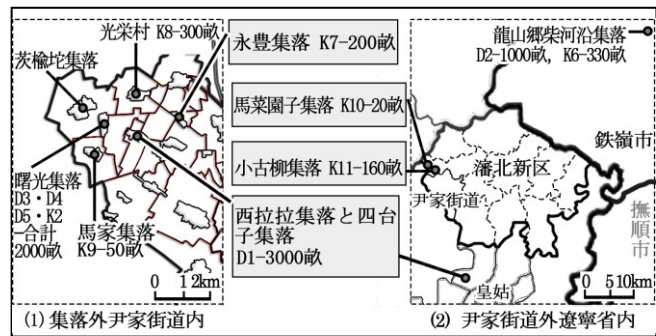


図4-9 集落外の農地の賃借状況

4-4 階層別農家による農地及び宅地の利用実態とその意向

調査2の全体調査から階層別農家の家族形態及び農地利用・農業経営の実態を考察し、詳細に農家の具体事例を把握するために、調査3の詳細ヒアリング調査から階層別農家による農地及び宅地の利用実態と意向を考察する。

また、調査3の35戸の事例選定について、調査可能な対象から①小規模農家は10戸、②規模拡大農家は、②-①集落内の農地のみを借りている67戸中の5戸、②-②集落内と集落外両方の農地を借りている6戸中の4戸、②-③集落外の農地のみを借りている2戸の中の1戸、③大規模農家は5戸中の5戸を選定した。そして、④離農農家について、調査2により離農農家は集落内に居住する者の他に、二拠点居住をしている者と、離村して宅地を管理委託した者等の特殊事例も存在することが分かった。ここでは、集落内居住者7戸、二拠点居住・集落を中心としている者1戸、二拠点居住・都市を中心としている者1戸と、離村して宅地を管理委託した者1戸を選定した。表4-4は調査内容を整理したものである。

4-4-1 小規模農家

調査2により、小規模農家(168戸)の家族形態は、約半分が60歳以上の高齢者夫婦のみ、高齢者と親、高齢者と孫、高齢者独居の世帯(97戸、57.7%)で、残る71戸には50歳代以下の労働者がいることが分かった。そして、50歳代以下の居住者は一般的に農作業の他に、周辺地域でタクシー運転手(X2)やアルバイト(X4, X7等)などにも従事している。

また、小規模農家のほとんどは農業機械を持っていない。一般的に水管理は自己管理であり、田植え、刈り取り等の作業は農業機械サービスを提供する集落内の規模拡大農家・大規模農家又は集落外の農業生産サービス組織に委託する。

将来の意向については、10事例中の8例は近い将来も現在の経営規模を維持して定住したい(X1~X8)と表明し、残る2例は定住したいが体力低下の理由で離農したい(X10)、都市へ出稼ぎに行く為に離農離村したい(X9)と表明した。

4-4-2 規模拡大農家

規模拡大農家(75戸)には、2世帯と3世帯が主流(48戸、64%)で、青年・中年層の家族構成が多い。

規模拡大農家のうち、集落内の農地のみを借りている農家がほとんどであるが(67戸、K01~K05)、集落内と集落外両方の農地を借りている農家(6戸、K06, K07, K09, K10)と集落外の農

地のみを借りている農家(2戸, K08)は合計8戸がある。農作業について、一般的に田植えと集落内の農地の水管理は自分で行うが、刈り取りは農業機械サービスを提供する集落内の規模拡大農家・大規模農家又は集落外の農業生産サービス組織に委託し、他集落内の農地の水管理は該当集落の居住者に委託している。

将来の意向について、10事例中の6例は経営規模を現状のまま維持したい(K01, K02, K09, K10)又は経営規模を拡大したい(K03, K04), 3例は「近年食糧価格が下落している為経営規模を縮小したい」(K05~K07), 1例は「今後の食糧政策によって経営規模を調整したい」(K08)と表明した。

4-4-3 大規模農家

大規模農家(5戸)の家族形態は、3世代が2戸(D2, D5), 夫婦と子が3戸(D1, D3, D4)で、そのうち若い夫婦と子が2戸(D1, D3)である。即ち、青年・中年層の家族構成員が多い。

大規模農家のうち、集落内と集落外両方の農地を借りている農家は4戸(D1~D3, D5), 集落外の農地のみを借りている農家は1戸(D4)である。農作業について、自分の請負農地と集落内外の離農農家から借りている農地上の農作業のほとんどは自分で行うが、他集落内の農地の水管理は一般的に該当集落の居住者に委託している。また、農地賃借の他に、集落内外の農業機械を持ってない小規模農家・規模拡大農家からの作業委託も受けて、農業機械サービスを提供している。一方、2戸(D1, D3)は集落内で農業関連の食品加工・販売を行っている。

将来の意向について、3戸(D3, D4, D5)は現在の経営規模を維持したいと考え、2戸(D1, D2)は経営規模を拡大したいと考えている。また、3戸(D1, D3, D4)は定住したいと表明し、2戸(D2, D5)は都市部で住宅を所有しており、二拠点居住を続けたいと考えている。

4-4-4 離農農家

離農農家(130戸)には、高齢者独居, 高齢者夫婦のみ, 高齢者と親, 高齢者と孫の世帯が主流で(97戸, 74.6%), 60歳以上の高齢居住者がほとんどである。そのうち、一部の居住者は集落内又は集落近くで仕事をしている。また、離農農家の多くは定住したいが、二拠点居住をしており、集落内の生活を中心とする者(L8)と都市部の生活を中心とする者(L9), 及び集落外の子供の元に移住して、住宅と宅地の管理を集落内の親戚に管理委託した者(L10)も存在する。

離農農家の請負農地のほとんどは、集落内の規模拡大農家又は大規模農家に貸出されている(126戸)。離農の原因としては、農業従事者の高齢化(L1~L4), 家族構成員の体調不良(L5~

L6), 農業従事者の農外就職(L7~L10)等が挙げられる。

将来の意向について, 農地の借地料, 農業以外の仕事の収入, 及び子供からの支援等により集落内の生活を維持したい者は10例の中で7例がある。また, 二拠点居住で集落を中心にする生活(L08), 二拠点居住で都市を中心にする生活(L09), 集落外の子供と同居する生活(L10)を維持したい者はそれぞれ1例がある。

4-5 土地利用管理の継続という視点からの考察

集落域の土地利用管理の動向と階層別農家の役割を考察し、今後の土地利用調整上の課題を検討する。

農地利用・農業経営において、茨楡坨集落では離農農家の増加に伴い各姓氏家系内及び旧生産隊内には、規模拡大意向・力を持ち且つ離農農家と親戚関係・友人関係又は近隣関係のある規模拡大農家と大規模農家が形成された。規模拡大農家と大規模農家は、集落内の離農農家の請負農地を借りてその利用・経営を継続していると同時に、8戸の規模拡大農家と全5戸の大規模農家は周辺集落・周辺地域の離農農家の農地も借りて経営している。また、農業機械を持っている8戸の規模拡大農家と全5戸の大規模農家は、集落内外の農業機械を持ってない小規模農家と規模拡大農家に対して、農業機械サービスを提供している。従って、規模拡大農家と大規模農家は集落内及び周辺集落・周辺地域内の農地利用・農業経営の継続において、重要な役割を果たしている。一方、農業機械を持ってない小規模農家と規模拡大農家にとって、集落内外の農家や農業生産サービス組織の農業機械サービスが重要である。

そして、多くの小規模農家・規模拡大農家・大規模農家は近い将来に経営規模を現状のまま維持したい又は拡大したいが、体力低下などの理由で「離農したい」と表明した小規模農家、「食糧価格の下落」や「食糧政策の不確実性」によって経営規模を縮小したい・調整したいと表明した規模拡大農家も存在する。

こうした状況の中で、農地の利用・経営の継続に向けた課題として、(1) 規模拡大農家と大規模農家による農地利用・農業経営の継続に対する必要な支援・保障の提供、例えば、適正な食糧価格の保障、食糧政策の整備等支援の提供、(2) 農地流転における貸し手（離農農家）と借り手（規模拡大農家・大規模農家）及び農作業委託における委託者と受託者において、それぞれの権利と義務を明確にする行為規範の設定、(3) 今後、規模拡大農家と大規模農家が経営規模を縮小したい又は離農したい可能性がある為、関連方策とその仕組みの整備などが挙げられる。

一方、宅地の利用・管理の継続に向けた課題として、規模拡大農家と大規模農家の家族形態は2世代と3世代が主流であり、青年・中年層の居住者が多い。その家族の労働者は主に農業生産や農業関連の仕事に従事しており、定住意向が強い。それに対して小規模農家と離農農家は後継者のほとんどが離農離村し、高齢者独居世帯、高齢者夫婦のみの世帯が主流であり、一部の居住者は集落内・集落近くの仕事に従事している。そして、多くの小規模農家と離農農家は近い将来に定住したいと表明したが、少数は二拠点居住を維持したい又は離村したいと表明

した。また、60歳以上の居住者が多い為、5年・10年後高齢になってから集落外のこどものごころに移住する者（例えば、Table5の中のL10）が増加することが予想できる。

このように、宅地利用・集落居住の継続に向けた課題として、（1）小規模農家と離農農家の農外就業機会の創出、（2）高齢化が進む中、高齢者が安心して居住し続けられる環境作り、（3）集落内外の居住者の宅地需要の把握、将来離農離村農家が増える際の方策とその仕組みの整備などが挙げられる。

4-6 まとめと展望

本研究の主要な結論は以下である。

1) 農地流転及び農家階層分化の背景・実態と特徴

茨楡坨集落は清朝に形成された漢民族の集落で、農家間の姓氏家系関係及び生産隊・村民小組の所属関係は重要な社会関係であり、それは土地流転の歴史的・社会的背景となっている。

茨楡坨集落における農家間での自発的な農地流転及び農家の階層分化は、このような社会関係をベースに展開され、①離農農家の請負農地が優先的に同じ姓氏家系内の規模拡大農家・大規模農家へ集積する傾向、②同じ姓氏家系内に規模拡大志向・力を持つ者がいない場合は、離農農家の請負農地が転入時期の早い姓氏家系内の規模拡大農家・大規模農家へ集積する傾向、③旧生産隊内部の農地集積の傾向が存在すると指摘できる。

その為、農家間での自発的な農地流転を認識するために、まず歴史や生活の営みの中で形成された農家間の社会関係を認識してから考察することが重要であると考えられる。

2) 農地と宅地での土地利用の実態及び階層別農家の役割

茨楡坨集落は「集落内集積型」集落であり、農地と宅地での土地利用・経営・管理における階層別農家の実態・動向・役割が異なる。

農地の利用・経営について、離農農家の請負農地のほとんどは集落内の規模拡大農家と大規模農家が経営している。小規模農家は請負農地のみを経営しており、田植え、刈り取り等の農作業は一般的に作業委託をしている。そして、規模拡大農家と大規模農家は、集落内の離農農家の請負農地のみではなく、周辺集落・周辺地域内の離農農家の農地も借りて経営している。同時に、集落内外の農家に農業機械サービスを提供している。このように、規模拡大農家と大規模農家は、集落内及び周辺集落・周辺地域内の農地利用・農業経営の継続において、重要な役割を果たしている。また、農業機械を持ってない小規模農家と規模拡大農家にとって、集落内外の農家や農業生産サービス組織の農業機械サービスが重要である。

宅地の利用・管理について、調査時点では離農離村農家の宅地のほとんどが他の者に譲渡され、ほぼすべての宅地は利用管理されている。また、規模拡大農家と大規模農家の家族形態は2世代と3世代が主流で、青年・中年層の居住者が多く、定住意向が強いのに対して、小規模農家と離農農家の家族形態は高齢者夫婦のみ、高齢者独居、高齢者と親、高齢者と孫の世帯が主流で、60歳以上の高齢者が多い。5年・10年後高齢になってから、集落外のこどものところに移住する者が増え、空き家が増えると予想できる。

3) 土地利用調整上の課題の展望

農地利用について、規模拡大農家と大規模農家による農地利用・農業経営の継続に対する必要な支援・保障を提供することが重要であり、同時に、その経営規模の縮小や離農に関する方策の準備も重要である。また、農地流転と農作業委託に関する行為規範の設定が必要であると考ええる。

宅地利用について、離農農家に対する農外就業機会の提供、高齢者が安心して居住し続けられる環境の整備、挙家離村が増える際の方策と仕組みの整備等が課題となっていると考ええる。

参考文献

- 1 張然・山崎寿一：中国東北地方における土地流転からみた農村集落の類型化とその計画課題—遼寧省瀋陽市瀋北新区・尹家街道を事例に一，日本建築学会計画系論文集，第85巻，第768号，pp.285-295，2020.2.
- 2 河原昌一郎：中国農村の土地制度と土地流動化，農林水産政策研究所プロジェクト研究，[主要国農業戦略横断・総合]研究資料第4号，『平成28年度カントリーレポート：中国，インド，インドネシア，メキシコ，ケニア』，2016（参照2021.4.2）
- 3 政協瀋陽市委員会学習宣伝文史委員会，政協瀋北新区委員会：瀋陽地名・瀋北新区巻，瀋陽出版社，2014
- 4 瀋陽市人口普查辦公室：遼寧省瀋陽市第三次人口普查手工匯總資料匯編，1982.12
- 5 張然，山崎寿一，山口秀文，曲藝：中国東北地方の農村集落における農地と宅地での土地流転を支える要因と今後の課題—瀋陽市尹家街道・曙光集落(朝鮮族の開拓集落)を事例に一，日本建築学会計画系論文集，第86巻，第784号，pp.1661-1671，2021.6
- 6 張然，山崎寿一，山口秀文：中国瀋陽市近郊・企業参入型の農村集落における農地と宅地の利用実態及びその課題—瀋陽市尹家街道の尹家集落を対象に一，農村計画学会誌第38巻（論文特集号），pp.200-209，2020.11

第5章

集落外貸出型集落・農地と宅地での土地流転を支える 要因と今後の課題

—曙光集落(朝鮮族の開拓集落)を事例に—

第5章 集落外貸出型集落・農地と宅地での土地流転を支える要因と今後の課題 —曙光集落(朝鮮族の開拓集落)を事例に—

| | | |
|-------|---------------------------|-----|
| 5-1 | はじめに | 125 |
| 5-1-1 | 研究課題の設定 | 125 |
| 5-1-2 | 現地調査と考察 | 126 |
| 5-2 | 曙光集落の概況と特徴 | 127 |
| 5-2-1 | 曙光集落の概況 | 127 |
| 1. | 集落の位置 | 127 |
| 2. | 集落の空間構成 | 127 |
| 3. | 住民組織 | 128 |
| 5-2-2 | 研究対象地域としての特徴 | 129 |
| 5-3 | 土地流転の歴史的・制度的・社会的背景 | 130 |
| 5-3-1 | 土地の所有権の変遷 | 130 |
| 5-3-2 | 土地の利用権の変遷・移転—二権分離から三権分離へ— | 131 |
| 5-3-3 | 入植者と周辺集落・周辺地域との関係 | 133 |
| 5-4 | 土地流転の実態と土地流転を支える要因 | 134 |
| 5-4-1 | 農地流転の実態と農地流転を支える要因 | 134 |
| 1. | 農地流転の展開経緯とその仕組み | 134 |
| 2. | 農地利用の担い手の構成とその特徴 | 134 |
| 3. | 農地流転を支える要因の考察 | 136 |
| 5-4-2 | 宅地流転の実態と宅地流転を支える要因 | 136 |
| 1. | 在籍者の在住状況と宅地保有の概況 | 136 |
| 2. | 宅地流転の展開経緯とその仕組み | 141 |
| 3. | 宅地利用管理の担い手の構成とその特徴 | 142 |
| 4. | 宅地流転を支える要因の考察 | 144 |
| 5-5 | 土地流転の比較分析と集落全体の土地利用動向の考察 | 145 |
| 5-6 | まとめと展望 | 147 |

5-1 はじめに

4章では、農地流転の推進状況によって尹家街道の15集落は集落外貸出型、集落内集積型、企業参入型の3種類^①に分けられ、類型別集落が抱えている土地利用管理上の課題が大きく異なることを明らかにした¹⁾。

本章では、離農者の請負農地が主に集落外の農家又は農民専業合作社に貸出された集落外貸出型と分類され、その農地の貸出しが急速かつ大規模に進んだ朝鮮族の開拓集落・尹家街道曙光集落を対象に、農地と宅地での土地流転を支える要因を明らかにし、集落域全体の土地利用管理の動向と今後の課題を展望することを目的とする。

5-1-1 研究課題の設定

ここでは、「在籍者の離農離村が急展開している中で、集落外の人や組織を受け入れることによって、土地の継続利用を求める場合に、(Ⅰ)集落の有する特性ともいえる土地の所有・利用・経営に関する権利調整の歴史的経緯と最近の動向、及びその中で形成された周辺集落・周辺地域との関係と、(Ⅱ)近年、集落及び周辺地域内の住民・組織の土地需要の変化を基盤にして、(Ⅲ)土地流転の展開を支える為の仕組みを整えることが必要である」という観点から、以下の研究課題を設定して考察を進める。

(1)土地流転の歴史的・制度的・社会的背景を明らかにすること。具体的には、新中国成立前から現在に至るまで、国政・農政の変遷の中で、曙光集落とその周辺地域における土地権利調整の歴史的経緯と最近の動向、及びその中で形成された周辺集落・周辺地域との縁故関係・信頼関係を考察する。

(2)土地流転の実態と土地流転を支える要因を考察すること。具体的には、まず土地流転の経緯、仕組み、及び土地利用管理の担い手の構成を把握する。その上で、①歴史的な土地所有・土地利用の影響、②集落間・地域間の縁故関係・信頼関係の影響、③現行の土地制度の影響、④地域住民や組織の土地需要の変化、⑤中間組織・仲介人及び関連主体の役割という5つの側面から土地流転を支える要因を検討する。

(3)(1)-(2)を踏まえ、当面の農地流転と宅地流転の共通点と相違点を分析し、集落域全体の土地利用管理の動向を考察すること。

(4)上記を踏まえ、本研究で得られた結論をまとめ、今後の課題を展望すること。

① 「集落外貸出型」とは、離農者の請負農地が主に集落外の農家又は農民専業合作社に貸出された型を意味する。「集落内集積型」とは、離農者の請負農地が主に集落内の農家によって吸収されている型を意味する。「企業参入型」とは、離農者の請負農地が主に企業に貸出された型を意味する。

5-1-2 現地調査と考察

上記の課題を明らかにする為に、2017年9月~11月、2018年10月~11月に以下の手順により現地調査と考察を行った。

[資料調査] 「瀋陽地名・瀋北新区巻」(2014年出版)、「瀋陽市朝鮮族誌」(1989年出版)、「旧満州五万分の一地図集成」(1932年制)等の文献資料を入手し、集落開拓の経緯に関する情報を収集した。

[現地調査1] 「2010年住民居住状況登録台帳」を基に、曙光集落の村民委員(村民委員会の構成員)に対するヒアリング調査を行い、在籍者の離農離村及び集落内在住の概況を明らかにした。

[現地調査2] 曙光集落の村民委員、街道弁事処(役場)農業科の農地管理部門の公務員、茨榆坨集落の借り手に対するヒアリング調査を行い、農地流転の実態(①流転比率、②借り手の属性、③農地経営の方式、④借地料を支払う方法等)、経緯と仕組みを明らかにした。

[現地調査3] まず、在籍者の宅地の分布図を入手し、全ての宅地を対象に、集落に残る在籍者(以下、在籍居住者に省略)、挙家離村者及び村民小組が持っている宅地と、遊休宅地の分布を把握した。その後、村民委員と居住者に対するヒアリング調査から、挙家離村者と村民小組が持っている宅地の利用管理の実態(①利用管理の方式、②担い手の属性、③宅地流転の経緯等)を把握した。その上で、宅地流転の経緯と仕組みを明らかにした。

5-2 曙光集落の概況と特徴

5-2-1 曙光集落の概況

1. 集落の位置

曙光集落は、中国東北地方の中心都市・遼寧省瀋陽市の近郊農村地域である、瀋北新区尹家街道に位置しており、都心部より約 30 km、瀋北新区内の市街地より約 20 km、101 国道より約 5 km 離れている。また、曙光集落は瀋北新区の北西部の水田域に位置している 10 か所の朝鮮族開拓集落の中の 1 つである（図 5-1、図 5-2）。



図 5-1 瀋陽市の行政域と曙光集落



図 5-2 瀋北新区の地区構成と曙光集落

2. 集落域の空間構成

曙光集落の集落域は、主に生活域(住宅と生活施設が集中する区域, 21ha)と生産域(水田と農業生産施設が集中する区域, 180ha)によって構成される。集落の在籍者は4つの村民小組に組織され、各村民小組は独自の生活域と生産域を有している(図 5-3)。生活域の空間構成が非常に明快で、1本の南北に走る主道路と複数の東西に走る道路によって、細長い長方形の街区に分割される。そして、細長い長方形の街区はさらに、東西道路に面する間口 20~21m×奥行 35~50m の住宅又は生活施設を建設する為ほぼ長方形の小区画に細分化される^①。

また、計画村として曙光集落の宅地の規模はほとんどの周辺集落より大きい。宅地内の住宅と菜園の配置、及び住宅の間取りがほとんど同じで、図 5-4 にその代表例を示す。

① 1 件の住宅は 1 つの小区画を占有し、1 つの生活施設（集会所、旧小学校、教会堂、広場等）は 2 つの小区画から数か所の小区画を占有する。

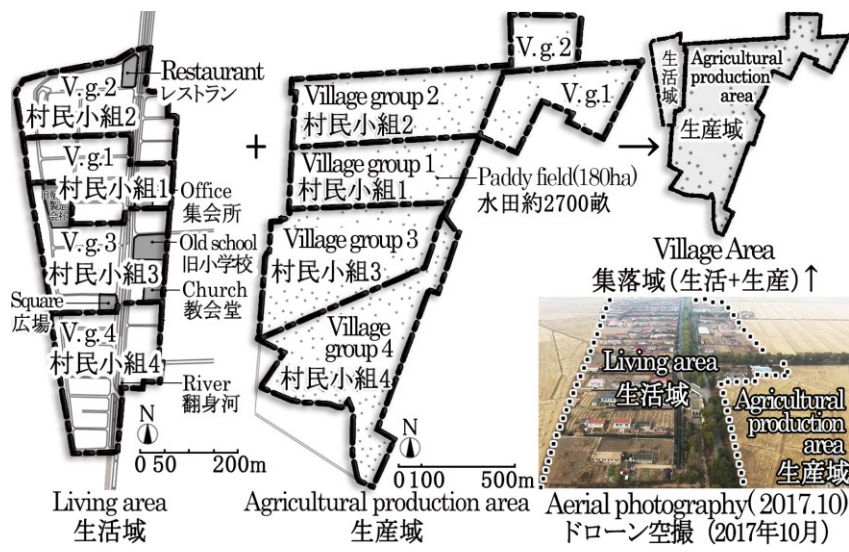
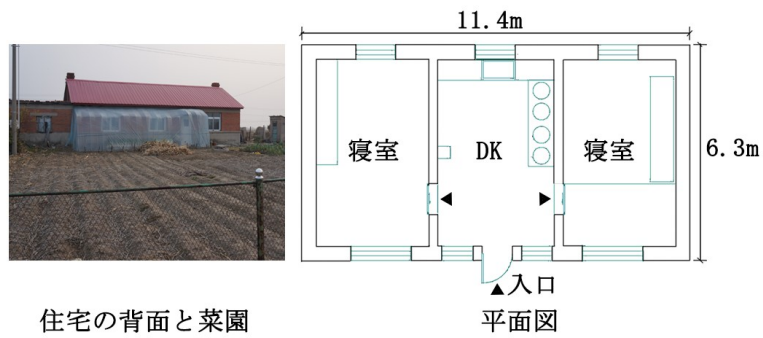


図5-3 曙光集落の空間構成



住宅の正面

0 5 10m 屋敷地



住宅の背面と菜園

平面図

図5-4 屋敷地と住宅のモデル図

3. 住民組織

曙光集落は行政村である為、集落内に主任1名と村民委員数名によって構成される村民委員会^①が設置されている。村民委員会の下に、4つの村民小組が設置されている。また、1999年

① 「村民委員会」は、「村民委員会組織法」(1998年実施)によって成立される村民自治組織である。

に50代以上の在籍者によって老人会^①が設立された。2018年10月に、老人会の構成員は34名(30名集落内在住)である。

5-2-2 研究対象地域としての特徴

3章で述べたように、尹家街道では9カ所の集落外貸出型の集落が存在する。その中でも、3カ所の朝鮮族集落(曙光, 永豊, 創業)では、1992年の中韓国交正常化以降、在籍者の韓国又は大都市への出稼ぎが相次ぎ、加えて韓国人との国際結婚及び親族訪問による長期出稼ぎが増え、集落に残る在籍者が急速に減少しつつある。その為、朝鮮族集落における農地流転の進行が他民族集落より急速に活発化してきており、2010年前後に全ての農地が集落外の農家、農民専業合作社(以下、合作社と省略)^②又は農業企業に貸出された。

一方、朝鮮族集落における挙家離村者の急速な増加に応じて、地方政府主導の下で、永豊集落では在籍者の都市的地域への集団移転と、住宅の取り壊し及びその跡地の農地化が行なわれ、創業集落では在籍者の現地集住化(従前の一戸建て住宅が取り壊され、一部の住宅跡地に集合住宅が建てられた)と残る住宅跡地の農地化が行なわれた。そして、曙光集落では、集落外の人による住宅の賃借・購入が進み、宅地の保全・利活用が進められている。

このように、曙光集落では、在籍者の離農離村が急展開している中で、土地流転による集落外の人や組織(合作社, 農業企業等)を受け入れることにより、全ての離農者の請負農地とほとんどの挙家離村者の宅地での土地利用管理の継続が実現されていることが分かった。従って、農地流転と宅地流転の両方を対象にして、集落域全体の土地利用管理の動向と今後の課題を考察する事が可能であると考えられる。その意味で、本章では曙光集落を対象として選定した。

① 「老人会」は毎年会費を集めて、重陽節(9月9日)の食事会、稲の豊作を祝う行事、生活環境の維持・改善に関する行動等の行事を行う。

② 「農民専業合作社」とは、農家生産請負経営を基礎にして、同類の農産品生産経営者、或いは同類の農業生産経営サービスの提供者と利用者が自発的に連合し、民主的に運営する互助的な経済組織を指す。

5-3 土地流転の歴史的・制度的・社会的背景

資料調査と現地調査 2, 3 により, 国政・農政の変遷の中で, 曙光集落とその周辺地域における土地権利調整の歴史的経緯と最近の動向, 及びその中で形成された周辺集落・周辺地域との縁故関係を考察し, 土地流転の歴史的・制度的・社会的背景を考察する。

5-3-1 土地の所有権の変遷

清朝から 1982 年人民公社解体まで, 土地の所有権の変遷を述べる(図 5-5 の上半分)。清朝(1936~1912)と民国期(1912~1949)に, 封建的・半封建的地主所有制の下で, 農村部の住民は地主, 自作農, 小作農に分けられ, 集落の土地は主に地主によって所有されていた。この時期に, 尹家街道(当時の尹家郷)では 12 か所の漢民族集落が存在し, いずれも畑作集落だった。1949 年新中国成立後, 地主所有制は廃止され, 土地改革の実施により集落の土地は均等に個々の農家に分配された。その後, 直ちに合作化運動が始まり, 互助組, 初級合作社そして高級合作社という段階を経て, 土地の私有制は否定されて土地は集団所有化された。さらに, 1958 年より人民公社期が始まり, 生産隊を基礎とする 3 級の所有制が確立された。その下で, 集落の土地は主に生産隊によって所有されていた^①。

人民公社期の 1970 年代半ばに, 瀋北新区(当時の新城子区)の北西部の 4 街道(尹家, 興隆台, 石佛寺, 黄家)では水稻栽培を行う為に, 公社と関連する生産大隊の主導の下で, 土地利用調整と 10 か所の朝鮮族集落の開拓が行われ, 畑地の水田化が行なわれた。その中で, 尹家街道(当時の尹家人民公社)では, 1974 年より 3 か所の朝鮮族開拓集落(曙光, 永豊, 創業)が建設された。曙光集落は尹家街道の北西部に位置し, その土地は開拓前には隣接集落(茨榆坨, 光荣, 馬家, 西拉拉)の農地だった。この時期に曙光集落における全ての在籍者は 4 つの生産隊に組織され, 土地は 4 つの生産隊によって所有されていた。その後, 1982 年に人民公社の解体とともに, 生産隊は村民小組に改組され, 集落の土地は村民小組による集団所有へと移行した。

このように, 清朝から 1982 年人民公社解体まで, 曙光集落の土地の所有権は, 隣接する 4 か所の漢民族集落における地主所有→農家所有→互助組・初級合作社・高級合作社による集団所有→生産隊による集団所有から, 曙光集落における生産隊による集団所有→村民小組による集団所有へ, という変遷を辿った。

① 人民公社期に, 郷は公社として組織され, 集落は生産大隊として組織される。生産大隊の下で, 20 戸から 30 戸の農家は 1 つの生産隊として組織される。この時期, 生産隊を基本とし, 生産隊, 生産大隊, 人民公社の 3 級所有, いわゆる「3 級所有, 生産隊を基礎」という制度が採用されている。その下で, 生産隊が土地等の生産手段を所有し, 農業生産を営む。そして, 公社と生産大隊は生産隊を指導・監督する権利を有する。

| 時代の変化に伴う農村土地制度の変革 | 曙光集落における土地権利調整の経緯 使用権の空間的変化 | 権利者の変化 | 周辺集落・周辺地域内の関連動向 |
|--|---|--|--|
| 1936 1912 1949 1953 1958 1974 | <p>・集落開拓前</p>  <p>・集落の境界は不明</p> | <p>農地(畑地)</p> <p>所有地主 使用地主、小作農</p> <p>↓</p> <p>所有使用 自作農</p> <p>↓</p> <p>所有使用 合作社</p> <p>↓</p> | <p>・清朝~1974年 尹家街道と12か所の漢族集落</p>  <p>畑地域</p> |
| 1978 1982 | <p>・朝鮮族の入植と集落開拓</p>  <p>・朝鮮族の入植</p> | <p>農地(水田)</p> <p>所有使用 4つの生産隊</p> <p>↓</p> <p>宅地</p> <p>所有4つの生産隊 使用生産隊の構 成員</p> <p>生産隊1-3—于洪区 からの入植者 生産隊4—馬家村及 び東北地方各地 からの入植者</p> <p>↓</p> | <p>・1974年~1982年 瀋北新区における朝鮮族集落の開拓と畑地の水田化</p>  <p>瀋北新区</p> <p>朝鮮族の入植</p> <p>于洪区 大興街道</p> <p>朝鮮族集落</p> |
| 1982 1992 2018 | <p>・家族請負経営制の導入</p>  <p>・家族請負経営制の導入と展開</p> <p>・土地流転</p>  <p>・離農・離村と土地流転</p> | <p>農地(水田)、宅地</p> <p>所有4つの村民 小組</p> <p>↓</p> <p>農地(水田)</p> <p>請負経 村民小組 営権 営権の構成員</p> <p>↓</p> <p>宅地</p> <p>請負経 村民小組 営権 営権の構成員</p> <p>↓</p> <p>農地(水田)、宅地</p> <p>所有4つの村民小組 請負村民小組の 資格構成員</p> <p>↓</p> <p>宅地の使用権</p> <p>集落に残る在籍者 近くの親戚・友人 他集落の農村住民 瀋陽市の都市住民</p> <p>↓</p> <p>農地の経営権</p> <p>灰榆坨の大規模農家 馬家の規模拡大農家 黄家街道の合作社、 遼寧輝山乳業集団</p> | <p>・1982年~今(特に1995年以降) 瀋陽市における都市化及び農業・農村の近代化の進行</p>  <p>于洪区 大興街道</p> <p>都市的地域の拡張</p> <p>輝山</p> <p>遼寧輝山乳業 集団の本社</p> <p>主要な関連動向</p> <p>既存農村宅地の減少及びその需要の高まり</p> <p>一部の農村集落の集団移転又は現地集住化、及びその建設用地の農地化(永豊、創業など)</p> <p>新たな農村宅地の造成に対する厳しい制限</p> <p>分家、離婚、生活様式の変化等の家庭事情</p> <p>↓</p> <p>宅地需要を持つ農村住民の増加</p> <p>田園志向を持つ都市住民の増加</p> <p>↓</p> <p>新たな農業担い手の形成と農地流転の展開</p> <p>農家離農に伴う営農規模拡大の機会の増加</p> <p>2009年より、行政側による大規模農業経営体に対する制度支援、行政サービスの強化、補助金の交付などの展開</p> <p>↓</p> <p>規模拡大志向・力を持つ農家・合作社の増加</p> <p>↓</p> <p>企業による農業参入の展開</p> |

図5-5 土地の権利調整の歴史的経緯と最近の動向

5-3-2 土地の利用権の変遷・移転—二権分離から三権分離へ—

1982年人民公社解体後から現在まで、土地の利用権の変遷を述べる(図5-5の下半分)。人民公社期に農地の所有権と利用権は、共に生産隊によって所有されていた。人民公社解体後、家族請負経営制の導入によって、農地の所有権と請負経営権(利用権に相当)は分離され、請負経営権は均等に村民小組の構成員に分配された(いわゆる、農地の二権分離)。曙光集落では、

1人当たりの請負農地は約4畝(0.27ha)である。その後、1990年代半ばより、労働力の韓国又は瀋陽市等の都市への出稼ぎが相次ぎ、集落内では労働力不足が見られるようになった。一方、1993年より農地流転は法律で認められ、関連制度・法令条文も整備されつつある。この為、離農者が農地の請負権を保有し、経営権を隣接集落の漢民族農家に貸出すことが展開した(いわゆる、農地の三権分離)。さらに、2008年以降、国は土地流転市場の建設と関連サービスの強化を強調するようになった。2009年より瀋北新区では、農業の生産性向上を目的として、行政による農地流転に対する制度支援と関連サービス(情報収集・提供、公証等)の強化が進められ、大規模経営体に対する補助金の交付も進められている。それを契機に、一部の営農体は田植機、コンバインハーベスター、トラクター等の農業機械を購入し、営農規模を拡大した。そして、2013年より曙光集落の農地のほとんどは、周辺集落・周辺地域からの大規模農家^①、合作社、農業企業等の大規模経営体に貸出されるようになった。

一方、人民公社解体後、宅地の利用権は各村民小組の構成員によって所有されている。しかし、瀋陽市では改革開放以来、特に1995年以降都市戸籍人口の増加に伴い、都市的地域の面積が拡張しつつある。その中で、農地面積の確保の為に、一部の人口減少が著しい或いは生活条件が悪い農村集落では、都市部への集団移転又は現地で集住化を進め、その宅地跡地を農地化することが行なわれた(例えば、永豊集落、創業)。同時に、農村部における新たな宅地の造成が厳しく制限されている。その為、2000年以降集団移転や分家、離婚等の原因で元の宅地の継続利用が出来なくなり、宅地需要のある農村住民が増加している。同時に、農村部の住宅を賃借又は購入して、「田舎で暮らしたい」、「有機野菜を作りたい」という田園志向を持つ瀋陽市の都市住民も増加している。こうした状況の中、周辺集落・周辺地域からの農村住民と瀋陽市の都市住民による挙家離村者の住宅の賃借・購入が展開してきている。その中で、挙家離村者は宅地の資格権を保有し、利用権を住宅の借り手・購入者に貸出す(いわゆる、宅地の三権分離)。

従って、人民公社解体前後から現在にかけて、農地の利用権は、所有権と共に生産隊による集団所有→所有権と分離され、請負経営権に変更し、個々の農家による所有→請負権と経営権は分離され、請負権は農家による所有、経営権は借り手(小規模経営体→大規模経営体)に移転する、という変遷を辿った。そして、宅地の利用権は近年、村民小組の構成員による所有→住宅の借り手・購入者に移転する、という権利移転が発生している。

① 瀋北新区では、「大規模農家」とは、500畝以上の農地を営農している農家を指す。

5-3-3 入植者と周辺集落・周辺地域との関係

曙光集落における朝鮮族農家の入植は、主に人民公社期の1974年と1978年、及び人民公社解体後の1992年の3回実行された¹⁸⁾。1974年に入植した約60戸の農家は、尹家街道から約20km離れている于洪区大興街道の2つの朝鮮族集落の住民だった。これらの住民は、住宅が建設されるまでに茨榆坨集落の漢族農家で宿を借りたことがあった。その為、2つの集落の間には深い信頼関係が存在する。また、1978年に入植した一部の農家は馬家集落の住民だった。

上記により、土地流転の歴史的・制度的・社会的背景として、以下のことが分かった。①曙光集落の土地は集落開拓前には隣接する茨榆坨、光栄、馬家、西拉拉の4集落の農地だった。②曙光集落と尹家街道の茨榆坨、光栄、馬家、西拉拉の4か所の漢民族集落、永豊、創業の2か所の朝鮮族開拓集落、及び于洪区大興街道の朝鮮族集落との間には深い縁故関係がある。そのうち、特に茨榆坨集落との間には深い信頼関係が存在する。③曙光集落における離農者の増加と同時に、周辺地域には規模拡大志向を持つ農家も増加している。特に2009年より行政による大規模農業経営に対する支援の強化以降、大規模農業経営体が増加してきている。④曙光集落における挙家離村者の増加と同時に、宅地需要のある農村住民と都市住民も増加してきている。後述するがこれらの経緯・動向は、曙光集落における農地と宅地での土地流転を支える要因ともなっている。

5-4 土地流転の実態と土地流転を支える要因

土地流転の実態を考察し、①歴史的な土地所有・土地利用の影響、②集落間・地域間の縁故関係の影響、③現行の土地制度の影響、④地域住民や組織の土地需要の変化、⑤中間組織・仲介人及び関連主体の役割という5つの側面から土地流転を支える要因を検討する。

5-4-1 農地流転の実態と農地流転を支える要因

現地調査1と現地調査2により、農地流転の実態と農地流転を支える要因を考察する。

1. 農地流転の展開経緯とその仕組み

1990年代半ばより、労働者の出稼ぎによる農業従事者の人口減少・高齢化に伴い、農地流転が展開してきた。図5-6に農地流転の仕組みを示す。農地流転の展開過程は大きく「1990年代半ばから2012年までの初期段階」と「2013年から現在までの現段階」という2段階に分けられる。初期段階では、離農者が直接借り手農家と交渉して、農地を貸出すというやり方だった。しかし、2010年前後よりほとんどの在籍者が離農し、約200戸の離農農家が別々で借り手と交渉することが非常に不便になった為、2013年から村民委員会が代理組織として離農者の請負農地を集約し、借り手と交渉して農地を貸出すようになった。また、村民委員が毎年の年末に借り手から来年度の借地料を受け取り、貸し手に分配する(口座振込)こととなった。

そして、2018年10月時点で、耕作放棄地は見られなかった。

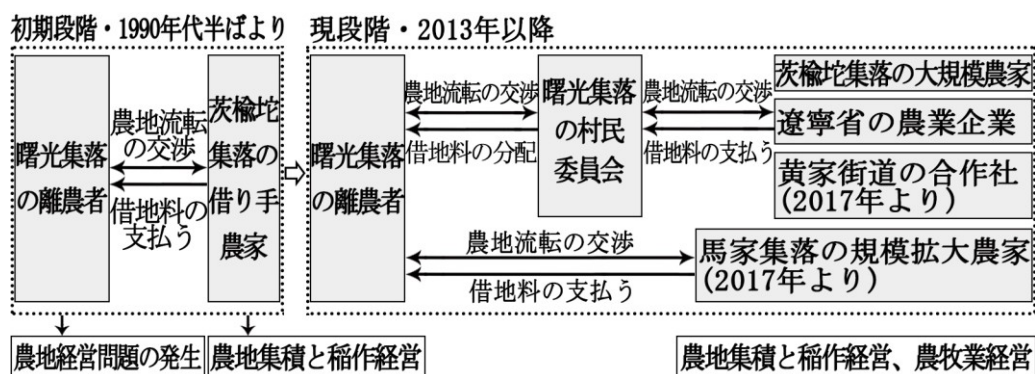


図5-6 農地流転の仕組み

注：企業に貸出す場合、農地管理部門の公証・登録が必要である。

2. 農地利用の担い手の構成とその特徴

初期段階における農地利用の担い手は、茨榆坨集落の規模拡大農家^①であった。その中で、一部の規模拡大農家は営農規模を拡大しつつあり、2013年に担い手は5戸の大規模農家とな

① 「規模拡大農家」とは、他の離農農家の請負農地を借り入れて経営しており、且つ経営規模は500畝(33.33ha)以下の農家を指す。

った。その後、2014年に遼寧輝山乳業集団^①の2つの子会社(乳牛繁殖, 牧草栽培等の農牧業に従事する)が南部の487.5畝(32.5ha)の農地を借りて、牧場を建設した。企業による賃借の契約期間は2027年12月までであり、借地料(900元/畝・年)は一括して支払われた。さらに、2017年に茨榆坨集落の1戸の大規模農家が農地の賃借をやめて、代わりに黄家街道(曙光集落より約20km離れている)の1つの稲作合作社がその農地を借りた。合作社による賃借の契約期間は2022年10月までの5年間であり、借地料は前年の年末に支払うとのことである。また、南部の少規模の農地は、馬家集落の1つの規模拡大農家に貸出されるようになった。その理由は、日常生活に薪が必要であり、この借り手は水稻のわらを家まで運送することを承諾したからだ。図5-7に2018年10月時点の農地利用の担い手とその借地の分布を示す。ほとんどの農地は茨榆坨集落の4戸の大規模農家によって経営され、北東部の約300畝(20ha)は黄家街道の1つの合作社によって経営され、南部の487.5畝(32.5ha)は農畜産業企業によって経営され、南西部の少規模の農地は馬家集落の規模拡大農家によって経営されている。

一方、借り手農家と合作社による賃借の契約期間は1年から数年であり、その後借り続けるか否かは、主に食糧の販売状況・関連制度の変化・自分の体力等によって決める。

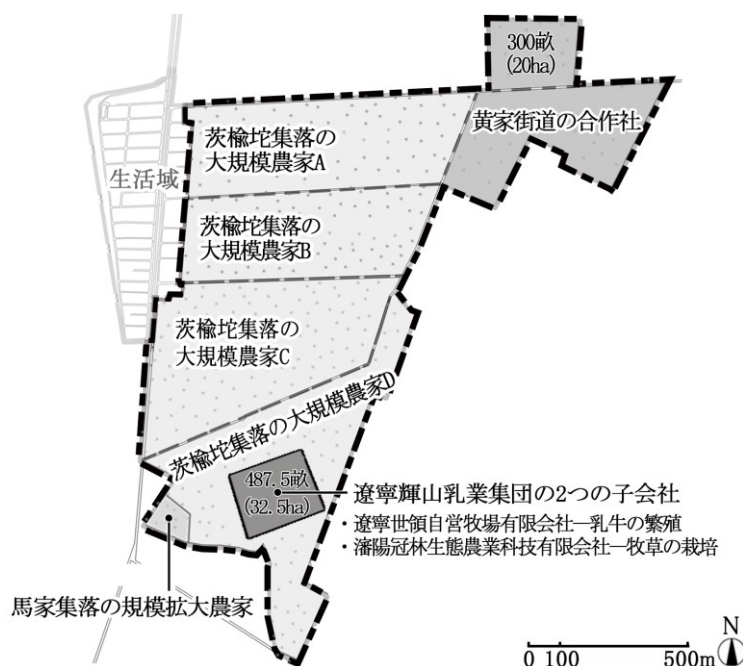


図5-7 農地利用の担い手とその借地の空間分布

① 遼寧輝山乳業集団, 2009年に成立され、本部は瀋北新区南部の虎石台街道に位置している。2009年から2016年まで、瀋陽市及び周辺都市(錦州, 阜新, 撫順等)で土地を借りて、数十カ所の子会社を成立し、牧草栽培, 飼料加工, 乳牛の繁殖, 乳製品の開発と生産等の農牧業経営に従事している。
<http://www.huishandairy.com/CN/Web/参考>。

3. 農地流転を支える要因の考察

上記より、1990年代半ばから現在までの農地利用の主な担い手は茨楡坨集落の農家である。その理由に関するヒアリング調査を行った時、「1974年に入植した朝鮮族農家は、茨楡坨集落の漢族農家で宿を借りたことがある…集落間の日常交流が多い…2つの集落の間には深い信頼関係が存在するからである」（曙光集落の村民委員）、「その土地は元々茨楡坨集落の農地だった」、「朝鮮族集落では出稼ぎに行く者が多く、漢族集落では営農規模を拡大したい者が多い」（茨楡坨集落の借り手農家）等の声が聞かれた。

従って、①集落開拓前に曙光集落の土地は茨楡坨集落を含む4か所の隣接集落の農地だった、②曙光集落と茨楡坨集落との間には、深い縁故関係・信頼関係が存在する、③-①1993年より農地流転が法律で認められるようになった、④-①曙光集落における離農者の増加と同時に、茨楡坨集落を始めとする周辺集落・周辺地域における規模拡大志向を持つ漢族農家も増加している、等の状況が農地流転（特に初期段階の農地流転）を支える要因となっていると言える。また、③-②2009年以降瀋北新区では、行政による農地流転に対する制度支援と関連サービスが強化されている、④-②近年規模拡大志向を持つ大規模経営体が増加している、⑤-①2013年以降村民委員会が中間組織として農地流転の展開時の調整役を担う、⑤-②行政による関連サービスが強化されている、という状況が現段階の大規模な農地流転を支える要因と指摘できる。

5-4-2 宅地流転の実態と宅地流転を支える要因

現地調査1と現地調査3により、宅地流転の実態と宅地流転を支える要因を考察する。

1. 在籍者の在住状況と宅地の利用管理の概況

(1) 在籍者の在住状況

1990年代半ばより、在籍者の韓国又は大都市への流出^①に伴い、在籍居住者が減少しつつある。2018年10月時点で、「2010年住民居住状況登録台帳」で登録されている200世帯、703人のうち、在籍居住者は43世帯、70人まで減少した。その殆どは50～80代で、主要な世帯構成は独居又は夫婦のみである（表5-1）。また、157世帯の挙家離村者のうち、73世帯は宅地の資格権を持っているが、残る84世帯は既に住宅を貸出・販売して、宅地の資格権を放棄して宅地を村民小組に返却し、集落内の日常生活とほぼ無関係な状況となった。

① 転出した人は、集落内に親又は家族がいる場合は、一般的に1年数回又は数年に1回、集落に短期間戻る。集落に親又は家族がいない場合は、一般的に集落に戻らない。また、韓国の国籍を取得し、韓国に定住する人も存在する。

表 5-1 在籍居住者の概況

| (1) 1戸あたりの世帯員数 | | | (2) 年齢構成 | |
|----------------|----|----|----------|----|
| 世帯員数 | 戸数 | 人数 | 年齢 | 人数 |
| 1 | 20 | 20 | 0~9 | 1 |
| 2 | 20 | 40 | 10~19 | 2 |
| 3 | 2 | 6 | 20~29 | 1 |
| 4 | 1 | 4 | 30~39 | 1 |
| 合計 | 43 | 70 | 40~49 | 1 |
| (3) 家族構成 | | | 50~59 | 11 |
| 家族構成 | 戸数 | 人数 | 60~69 | 29 |
| 独居 | 20 | 20 | 70~79 | 16 |
| 夫婦 | 14 | 28 | 80~ | 8 |
| 夫婦と子供 | 5 | 10 | 合計 | 70 |
| 夫婦と孫 | 3 | 8 | | |
| 3世代 | 1 | 4 | | |
| 合計 | 43 | 70 | | |

(2) 宅地の利用者・管理者の構成

村民小組に返却された宅地のほとんどは、村民委員会の同意を得た上で、在籍者の分家・離婚等の原因で増えた世帯に再分配された、又は挙家離村者の住宅を賃借・購入した非在籍者に貸出された^①。そして、2018年10月現在、全ての159区画の宅地は、宅地の資格権の保有状況と利用管理者の有無によって、在籍居住者が持っている宅地（43区画）、挙家離村者が持っている宅地（73区画）、村民小組が持っており、非在籍者に貸出された宅地（34区画）、遊休宅地（9区画）の4種類に分けられる。そして、宅地の利用者・管理者の構成は表5-2の通りである。

表 5-2 宅地の利用者・管理者の構成

| | 利用者・管理者 | 利用・管理の実態 | 区画 |
|---|--------------|--------------|----------------|
| ① | 在籍者 | ①-1 宅地利用（自宅） | 43 |
| | | ①-2 宅地管理 | 10 |
| | | ①-3 菜園管理 | 16 |
| | | 合計 | 69 |
| ② | 他集落の農村住民 | 来住者 | ②-1 賃借と宅地利用 6 |
| | | 隣村住民 | ②-2 購入と宅地利用 9 |
| | | | ②-3 賃借と菜園利用 31 |
| | 合計 | 46 | |
| ③ | 都市来住者（二拠点居住） | ③-1 賃借と宅地利用 | 16 |
| | | ③-2 購入と宅地利用 | 6 |
| | | 合計 | 22 |
| ④ | 親戚・親族 | ④宅地の利用・管理 | 13 |
| ⑤ | - | ⑤遊休 | 9 |
| | 合計 | | 159 |

注：1)隣村住民は、曙光村に隣接する茨榆坨、光荣、馬家の住民（農村戸籍を持つ）である。2)パターン④の親戚・親族は曙光の住民台帳上で登録されていない人である。3)パターン⑤は宅地の利用者・管理者がいない。4)賃借・購入は、住宅の賃借・購入である。

(3) 在籍者による宅地利用の事例紹介

表5-3は世帯類型別の在籍者による宅地の利用・管理の事例を示すものである。世帯①（独居）と世帯②（夫婦のみ）では、すべての子どもが韓国又は瀋陽市内に在住し、「居民点」内には子世帯の宅地がない。

① 村民小組から宅地を申請する権利、いわゆる宅地の資格権は、村民小組の構成員しか享受できない権利である。その為、挙家離村者の住宅を賃借・購入した非在籍者は宅地の使用権のみを持っている。

在住している親世帯は離村した子どもとの交流を維持しながら、自宅で老後の生活を送る。ヒアリング調査により、世帯②の親世帯が自宅の菜園で作った白菜から白菜キムチを作って、子どものところに持っていき、子どもが食べなれたキムチを食べられるように努力することが楽しみであることが分かった。現在、在籍者の内、このようなタイプが最も多い。世帯③（親子同居）では、母親と次男が同居している。「居民点」内には長男の宅地が存在し、現在長男が韓国に出稼ぎに行ったため、親が定期的に長男の住宅の状況を点検し、その菜園で野菜やトウモロコシなどを作る。世帯④では、母親と長男の娘が在住しており、父親と長男夫婦が韓国に出稼ぎに行っており、長女が吉林省に在住している。「居民点」内に子世帯の宅地はないが、出稼ぎに行った近隣の菜園(1区画)を管理している。世帯⑤では、祖母と親夫婦と長男の娘が在住しており、長男と次男が韓国に出稼ぎにいった。

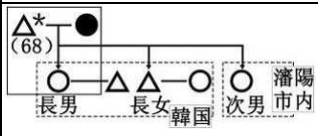
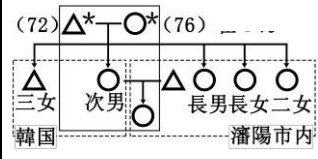
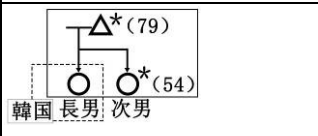

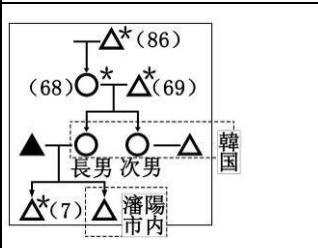
親夫婦が長男の宅地管理と近隣の菜園管理(2区画)を行っている。

このように、在籍者において、高齢世帯（独居又は夫婦同居）が離村した子ども・家族との関係を維持しながら、自宅で老後の生活を送る場合が多いことが明らかになった。また、「在住登録住民」が離村在籍者の宅地管理・菜園管理を行うことも明らかになった。しかし一方、農村住宅のほとんどは農民が自力で設計・建設したもので、高齢者の老後の生活に配慮したものは少ない。高齢者が安心して住み慣れた集落内で居住継続することを考える上で、住環境の改善が必要であることが考えられる。

(4) 他集落の農村住民による宅地利用の事例紹介

他集落の農村住民の宅地需要とそれによる宅地利用の実態を検討する。

表5-3 世帯類型別者による宅地の利用管理

| 類型 | 家族構成 | 宅地の利用・管理 |
|---------|--|--|
| ① 独居 |  | ①-1 自宅利用 |
| ② 夫婦のみ |  | ①-1 自宅利用 |
| ③ 親+子 |  | ①-1 自宅利用 ①-2 長男の宅地管理 1区画 |
| ④ 親+孫 |  | ①-1 自宅利用 ①-3 近隣の菜園管理 1区画 |
| ⑤ 祖+親+孫 |  | ①-1 自宅利用 ①-2 長男の宅地管理 1区画 ①-3 近隣の菜園管理 2区画 |

注：1) 住民台帳と登録住民に対するヒアリング調査による作成。2) 世帯類型，表3参考，3) 親は世帯主の世代を指す。4) ○男性，△女性，●/▲亡くなった人，*在住者，()内は在住者の年齢。

(1)他集落の農村住民の宅地需要と宅地利用

表5-4は他集落の農村住民による宅地利用の全15事例の概要を示すものである。他集落の農村住民の前住所は、①集落外尹家街道内(8世帯)、②尹家街道外瀋北新区内(4世帯)、③瀋陽市外遼寧省内(1世帯)、④遼寧省外東北部内(1世帯)、4種類に分かれ、前住所は瀋北新区内の「農村社区」が多いことがわかった。

他集落の農村住民による宅地利用の理由について、(1)4世帯では、元の集落が集団移転し(都市開発の為、行政主導)、都市部で新たな集合住宅を取得することができるが、住宅の建設・工事を待つ為(2世帯)、都市部の生活コストが高い為(1世帯)、田園居住が好きであるため(1世帯)、曙光村の宅地を一時的又は長期的に利用するようになった。(2)8世帯では、離婚(離婚後、住宅がない)、分家(分家後、宅地がない又は住宅の自力建設が難しい)、又は住環境改善(元の集落の交通状況やインフラ整備が悪い)などの原因で、曙光村の宅地を利用するようになった。その内、CL夫婦(②-1-3、尹家街道西拉拉村の住民)は2015年より、曙光村の公共空間(主道路沿いの緑空間、広場など)の日常的な掃除を担当するようになった。(3)LQさん(②-2-7、②-2-8、尹家街道光栄村の住民)は曙光村の「婦人主任」(集落の日常的な事務や住民間の紛争の調整等を担う)と「村医」(村の医者)を担い、2区画の住宅を購入した(曙光村では、人口減少によって、「婦人主任」の担い手がない)。

他集落の農村住民において、元の集落の集団移転や、離婚、分家、住環境改善などの原因で、一時的又は長期的な宅地需要が生じて、曙光村の宅地を利用するようになったことが分かった。また、離村在籍者の宅地利用を通じて、他集落の農村住民の宅地需要が満たされると同時に、

表5-4 他集落の住民による宅地利用15例の一覧(2017年)

| | 農村住民 | 開始の時期 | 利用開始の理由 | 利用状態 | 前住所 |
|-----------|---------|-------|--|------|---------------------|
| ②-1 賃借 | 1 HGさん | 1998年 | 離婚後、住宅がなくなった | 定住する | 「社区」 外街道内 (3) |
| | 2 CJさん | 2012年 | 元の「社区」が集団移転され、都市部で新たな住宅をもらったが、都市部の生活コストが高い | 定住する | |
| | 3 CLさん | 1998年 | 居住環境改善の為 | 定住する | |
| | 4 HMさん | 2015年 | 元の「社区」が集団移転され、新しい住宅を待っている為 | 一時利用 | 尹家街道 外瀋北新区内(2) |
| | 5 JGさん | 2013年 | 元の「社区」が集団移転され、新しい住宅を待っている為 | 一時利用 | |
| | 6 YMさん | 2010年 | 住環境改善、「社区」B1内に親戚がいる為 | 定住する | 遼寧省外 東北部内 |
| ②-2 購入 | 7 LQさん | 2015年 | 「社区」内で仕事する為(事務) | 昼間利用 | 「社区」 外街道内 (6) |
| | 8 LQさん | 2015年 | いつか利用する | 菜園利用 | |
| | 9 CYさん | — | 元の住宅がなくなり、「社区」B1の居住環境が良い | 常住する | |
| | 10 ZXさん | 2010年 | 元の「社区」では宅地がない為 | 空き地 | |
| | 11 ZKさん | 2010年 | 元の「社区」では宅地がない為 | 空き地 | |
| | 12 Zさん | 2002年 | 元の「社区」では住宅がない為 | 空き家 | |
| | 13 YQさん | 2011年 | 元の「社区」が集団移転された後、田園居住を継続したい | 常住する | 尹家街道 外瀋北新区内(2) |
| | 14 — | — | — | 常住する | |
| | 15 LZさん | 2005年 | 住環境改善、「社区」B1内に親戚がいる為 | 常住する | 瀋陽市外 遼寧省内 |

注: 1) 在住者に対するヒアリング調査による作成、2) ②-2-14に関するヒアリング調査ができなかった。

他集落の農村住民が曙光村の日常的な運営・管理の中に参入することも可能になり、「居民点」の活力維持に貢献することも明らかになった。

(2) 隣接集落の住民による菜園利用

隣接集落の住民が離村在籍者の菜園を借りて、野菜やトウモロコシを栽培しているのが 32 区画である。その内、29 区画の菜園の賃借人は尹家街道茨榆坨村の住民である。その理由を茨榆坨村の住民へのヒアリングで、「豚の餌を作る為」という回答を得られた。茨榆坨村では、豚を飼っている住民がいる。菜園を借りて、トウモロコシ栽培を行って豚の餌を作り、収入の増加を図る住民がいることが分かった。その他、馬家村（2 区画）、光荣村（1 区画）の住民が菜園を借りて、自家用の有機野菜を作る事例も見られた。離村在籍者の菜園利用を通じて、隣接集落の住民の菜園需要が満たされると同時に、菜園（土地資源）の有効利用もできていることが分かった。

(5) 都市住民による宅地利用の事例紹介

中国において、都市住民が農村部の住宅を購入することはまだ制度上で認められていないが、近年、農村部の宅地・住宅の活用の在り方が積極的に探索されている（岳永兵，中国国土資源経済研究院助理研究員，2015）。表 5-5 は都市住民（瀋陽市住民）による宅地利用の全 23 事例の概要を示すものである。

2013 年以降、都市住民による宅地利用が活発になってきた。都市住民による宅地利用の理由について、「田舎で暮らしたい」（7 区画）、「有機野菜を作りたい」（12 区画）などが挙げられた。その内、2 世帯（③-1-1，③-1-2）は定年後、「居民点」内に常住している。3 世帯（③-1-5，③-1-7，③-2-18）は仕事が忙しい為、野菜づくりを尹家街道内の馬家村，光荣村の住民に任せた。都市住民による宅地利用を通じ

表 5-5 都市住民による宅地利用 22 例の一覧

| 宅地利用 | 都市住民 | 開始の時間 | 利用の状態 | 宅地利用の理由 |
|------|---------|-------|--------|------------------------------|
| ③-1 | 1 Yさん | 2014 | 夏，秋，常住 | 田舎暮らし（定年） |
| | 2 ZYさん | 2015 | 常住する | 田舎暮らし（定年） |
| | 3 SYさん | 2014 | 時々来る | 田舎暮らし |
| | 4 不明 | 2016 | 常住する | 田舎暮らし |
| | 5 GYさん | 2014 | 時々来る | 有機野菜作り（尹家街道光荣村の住民に野菜作りを委託する） |
| | 6 ZGさん | 2013 | 時々来る | 有機野菜作り |
| | 7 LFさん | 2013 | 時々来る | 有機野菜作り（尹家街道馬家村の住民に野菜作りを委託する） |
| | 8 LCさん | 2015 | 時々来る | 有機野菜作り |
| | 9 SCさん | 2015 | 時々来る | 有機野菜作り |
| | 10 CYさん | 2015 | 時々来る | 有機野菜作り |
| | 11 不明 | 2017 | 時々来る | 有機野菜作り |
| | 12 不明 | 2017 | 時々来る | 有機野菜作り |
| | 13 Hさん | 2016 | 常住する | 田舎暮らし |
| | 14 Gさん | 2017 | 常住する | レストラン運営 |
| | 15 不明 | 2015 | 時々来る | 有機野菜作り |
| | 16 不明 | 不明 | 時々来る | 有機野菜作り |
| | 17 不明 | 不明 | 時々来る | 有機野菜作り |
| ③-2 | 18 PMさん | 2016 | 時々来る | 有機野菜作り（尹家街道光荣村の住民に野菜作りを委託する） |
| | 19 Lさん | 2016 | 周二，三回 | 田舎暮らし |
| | 20 PZさん | 2006 | 時々来る | 田舎暮らし |
| | 21 PZさん | 2006 | 遊休 | — |
| | 22 不明 | 不明 | 不明 | 不明 |

注：1) 在住者に対するヒアリング調査による作成，2) 一部の利用者は「在住登録世帯」との交流が少なく，且つ調査時に「社区」内にいない為，情報が不明

て、都市住民と農村住民との交流を促進することが可能であることが分かった。一方、農村住民による宅地利用と比べると、都市住民は時々来て、野菜づくりの場として宅地を利用する人が多いため、草刈りを定期的に行うことができず、近隣の菜園に悪影響を与えることがあることも分かった。都市住民に対する草刈りに関する支援を行う必要があることが考えられる。

(6) 親戚・親族による宅地利用の概況

挙家離村者が宅地管理を集落外部の親戚・親族に任せたのは13区画である。その内、親戚・親族は住環境改善(「農村住民」)や「田舎で暮らしたい」(「都市住民」)などの原因で宅地需要があるのは7区画、野菜を作るために菜園需要があるのは5区画である。宅地の荒廃を防止するために時々来て点検を行うのは1区画のみである。挙家離村者の宅地管理のニーズと親戚・親族の宅地利用のニーズが同時に存在し、親族・親戚が積極的に宅地の利用・管理を行っているのが多いことがわかった。

2. 宅地流転の展開経緯とその仕組み

1990年代末より挙家離村者の増加に伴い、宅地流転が展開してきた。図5-8に宅地流転の仕組みを示す。挙家離村者が離村する前に、一般的に宅地管理を在籍居住者又は集落近くに在住の親戚・友人に依頼する。しかし、2000年以降集落外の生活が定着し、集落に戻らないことを決めた挙家離村者は、宅地を村民小組に返却することも多く発生した。そして、集落外からの宅地需要のある人は、集落内に知り合いがいる場合は、主に知り合いの紹介を通じて宅地管理の受託者或いは村民委員会と交渉して宅地を借りる。知り合いがいない場合は、主に村民委員に連絡を取って、村民委員の紹介を通じて宅地管理の受託者或いは村民委員会と交渉して宅地を借りる。

3. 宅地利用管理の担い手の構成とその特徴

2018年10月時点で、宅地利用管理の担い手は、受託者としての(1)在籍居住者と(2)集落近くに在住の親戚・友人、及び借り手としての(3)他集落の農村住民と(4)瀋陽市の都市住民という4種類に分けられる。図5-9に宅地利用管理の担い手とその宅地の空間分布を示す。

挙家離村者が持っている73区画の宅地のうち、(1)26区画は在籍居住者により利用管理されており、(2)13区画は集落近くに在住の親戚・友人によって利用管理されており、(3)34区画は他集落の農村住民により利用されている。以下、担い手別の土地利用管理の実態・特徴の概況を述べる。

(1) 受託者としての在籍居住者が、挙家離村者の家族・親戚である場合は、一般的に住宅の定期点検と菜園の利用管理を行う(10区画)。家族・親戚ではない場合は、菜園の利用管理の

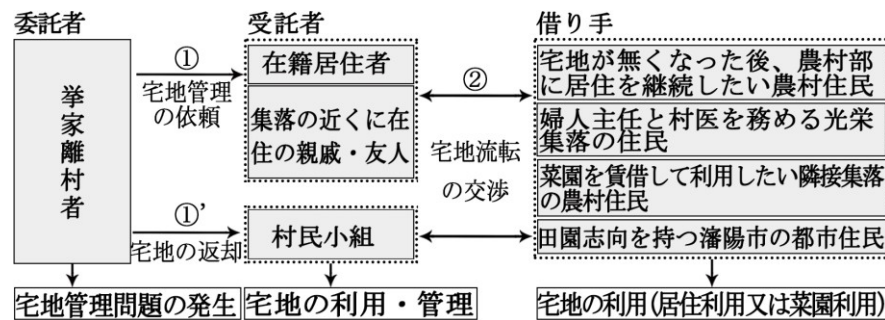


図 5-8 宅地流転の仕組み

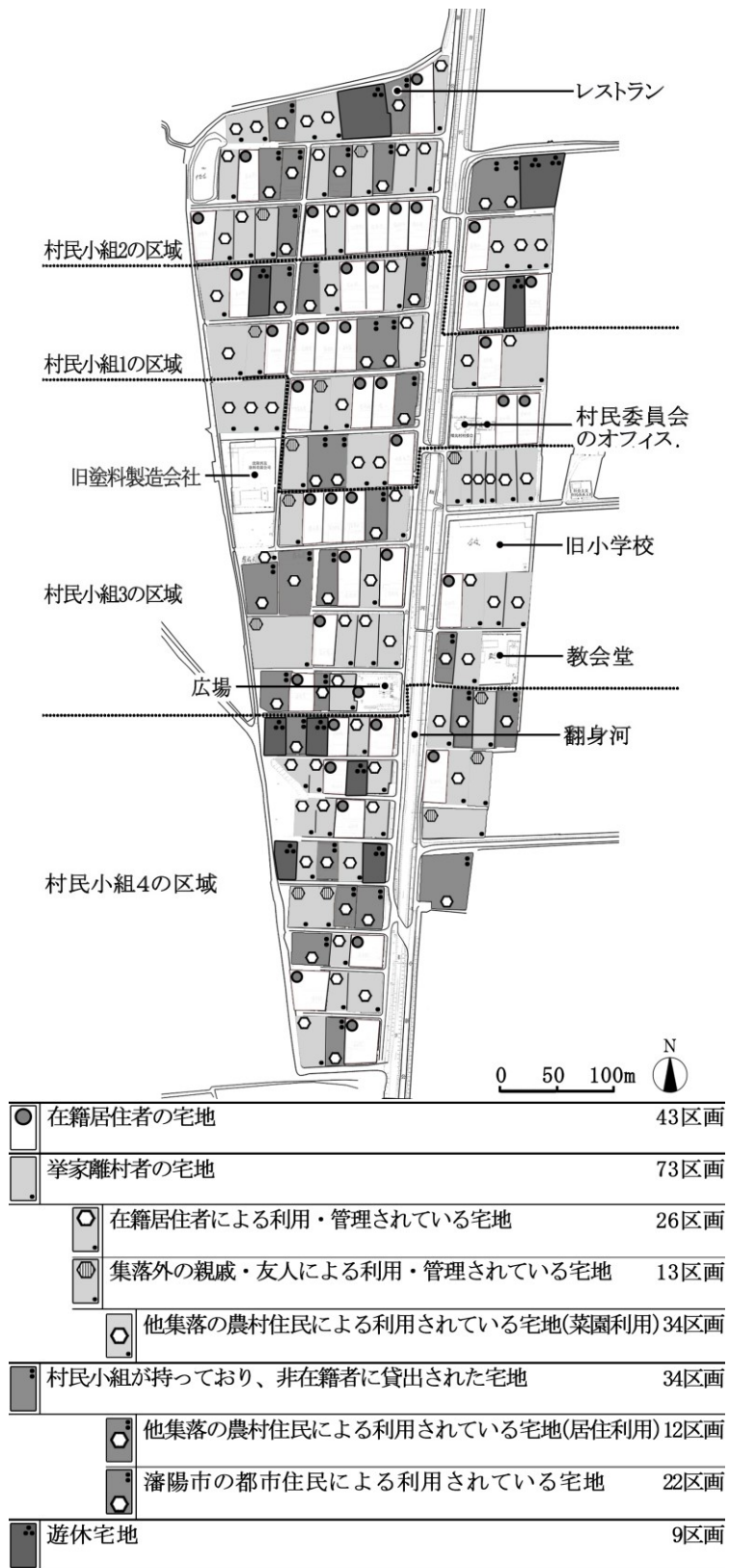
みを行う（16 区画）。また、1 世帯の在籍居住者が 1 区画を利用管理している場合が多いが、2 区画・3 区画を利用管理している事例も存在する。

(2) 受託者としての集落近くに在住の親戚・友人が、居住しながら管理を行う事例は 7 例、菜園を利用しながら管理を行う事例は 5 例、利用せずに定期点検を行う事例は 1 例ある。

(3) 借り手としての他集落の農村住民に貸出された 34 区画のうち、(3)-①31 区画は、菜園で「トウモロコシを栽培し、豚の餌を作る」、「自家用野菜を作る」という菜園需要のある隣接集落(茨榆坨, 光荣, 馬家)の約 10 戸の農村住民により利用されている。(3)-②2 区画は、曙光集落の婦人主任（集落の日常的な事務を担う）と村医（集落内の医者）を務めており、オフィス需要と休憩室需要のある光荣集落の 1 戸の農村住民によって利用されている。また、(3)-③1 区画は借り手の身分が不明である。

一方、村民小組がっており、非在籍者に貸出された 34 区画の宅地のうち、(3)12 区画は他集落の農村住民によって利用され、(4)22 区画は瀋陽市の都市住民によって利用されている。以下、担い手別の土地利用管理の背景・実態・特徴の概況を述べる。

(3)-④2000 年前後から近年まで、農村部の集団移転の展開の中で、多くの人は農村部の宅地がなくなり、都市部の集合住宅を入手した。しかし、「都市部の生活コストが高い」（1 世帯）、「農村部の生活が好き」（1 世帯）等が原因で、2 世帯が挙家離村者の住宅を購入し、長期に宅地を借りている。また、「住宅の建設・内装を待っている」2 世帯が住宅を賃借し、短期に宅地を借りている。(3)-⑤「離婚後宅地がない」（1 世帯）、「分家後宅地がない」（2 世帯）、「住宅の自力建設が難しい」（1 世帯）、「元の集落の交通状況やインフラ整備が悪く、住環境を改善したい」（4 世帯）等が原因で、8 世帯が住宅を賃借・購入し、長期に宅地を借りている。そして、集落に長期に居住している数戸の農村住民は、集落の居住環境の整備・管理(日常の掃除や環境美化行動等)にも参加している。



注：他集落のほとんどは尹家街道の集落(永豊、西拉拉、馬家、光荣、茨榆坨)と于洪区大興街道の集落である。

図5-9 宅地利用管理の担い手とその宅地の空間分布 (2018年)

(4)2013 年前後より、「田舎で暮らしたい」、「有機野菜を作りたい」という志向を持つ瀋陽市の都市住民が、宅地を利用し始めた。そのほとんどは、挙家離村者の住宅を賃借し、宅地を借り、定期的に訪ね（週数回、週 1 回、月数回等）、菜園と住宅を利用している。しかし一方、定年後挙家離村者の住宅を購入し、長期に宅地を借りて、集落に定住している 2 世帯も存在する。

4. 宅地流転を支える要因の考察

借り手としての他集落の農村住民と瀋陽市の都市住民を対象に、宅地利用を決めた理由に関するヒアリング調査を行った時、「曙光集落の生活環境が良い」、「集落に親戚・知り合いがいる」、「菜園の規模が大きい」、「都市部に近く、交通の利便性が良い」等の声が多かった。また、生活環境の維持・改善について、村民委員を対象にしたヒアリング調査から、「2003 年より村民委員会の主導の下で、老人会のメンバーを中心として、集落を流れる河・翻身河の汚物除去、毎年 5 月に川沿いと道路沿いに花・植木の栽培、公共空間の定期掃除等の環境美化行動が行われ、集落の生活環境が著しく改善された」ということが分かった。

従って、①計画村として曙光集落の宅地はほとんどの周辺集落より大きい、②集落内・集落近くに挙家離村者と親戚関係・友人関係のある人が存在する、③近年宅地流転に対する法制度上の制限がされつつある、④挙家離村者の増加と同時に、周辺地域における宅地需要のある農村住民・都市住民も増加している、⑤-①受託者としての在籍居住者又は集落近くに在住の親戚・友人が、住宅が貸出・販売される前に宅地の管理役を担う、⑤-②受託者と村民委員会が、借り手としての他集落の農村住民又は瀋陽市の都市住民に住宅を貸出・販売する時、仲介人・中間組織の役割を担う、⑤-③2003 年より村民委員会と老人会による生活環境美化行動が行われている等の状況が、宅地流転を支える要因と言える。

5-5 土地流転の比較分析と集落全体の土地利用動向の考察

農地流転と宅地流転の共通点と相違点の分析から、集落域全体の土地利用管理の動向を考察する（表5-6）。

両者の共通点を述べる。まず、土地利用管理の担い手が多様化してきており、担い手のほとんどは集落外からの人・組織である。次に、土地流転を可能にする為、村民委員会・在籍居住者が中間組織・仲介人として、重要な役割を果たしている。さらに、今後貸し手としての離農者が農業に戻るものの可能性と、挙家離村者の多くが集落に戻るものの可能性が非常に低い。

両者の相違点を述べる。まず、農地流転は大規模で件数が少ないのに対して、宅地流転の方が複雑で件数が多い。次に、農地利用の担い手は稲作経営又は農畜産業経営に従事し、農地の利用方式は単純であるのに対して、宅地利用管理の担い手による宅地利用管理の目的・方式・期間・頻度等が多様である。さらに、行政による土地流転に対する制度支援・サービスの提供があるのに対して、宅地流転の方は関連整備が遅れている。

表5-6 農地流転と宅地流転の比較分析

| | 農地流転 | 宅地流転 |
|-------------------------|---|--|
| 流通された土地 | 全ての農地 | 107 区画の宅地 |
| 貸し手と その特徴 | 約 200 戸の離農農家 離農者が農業に戻る可能性が低い | 約 70 戸の挙家離村者と村民小組 挙家離村者が集落に戻る可能性が低い |
| 土地利用管理 の担い手と その特徴 | 1. 茨榆坨集落の大規模稲作農家 4 2. 黄家街道の農業企業 1 3. 遼寧省の畜産業企業 2 4. 馬家集落の規模拡大農家 1 農地流転が大規模で件数が少ない | 1. 曙光集落の在籍者 26 2. 曙光集落の近くに居住する親戚・友人 13 3. 周辺集落の在籍者 46 4. 瀋陽市の都市住民 22 宅地流転が複雑で件数が多い。 |
| 土地流転を支える要因 | 歴史的要因 | 土地は周辺集落の農地だった。計画村である為、宅地の規模が大きい。 |
| | 社会的要因 | 周辺集落・周辺地域との縁故関係・信頼関係がある。集落内又は周辺地域内に親戚関係・友人関係のある人がいる。 |
| | 制度的要因 | 法律で認められ、関連制度が打ち出され続けている。宅地流転に対する法制度上の制限が緩和されつつある。 |
| | 土地需要の変化 | 農地需要のある農業経営体が増加してきている。宅地需要のある農村住民・都市住民が増加してきている。 |
| | 主要な関連主体の役割 | 1. 村民委員会が中間組織として、離農者の請負農地を集約し、借り手と交渉して農地を貸出す役割と、借り手から借地料を受け取り貸し手に分配する役割を担うこと。 2. 行政による関連サービスの強化。1. 受託者と村民委員会が仲介人・中間組織として、貸し手と借り手をつなぐ役割を担う。2. 2003 年より村民委員会と老人会が生活環境美化行動を行う。 |

集落域全体の土地利用管理の動向について、在籍者の離農離村が急速に活発化している中で、村民委員会と在籍居住者が中間組織・仲介人として、集落内外の多様な主体の土地需要に応じて土地流転を促すことによって、土地利用管理の継続が可能となっていると言える。今後離農者と挙家離村者が戻る可能性が非常に低い為、土地流転を支える要因をさらに強化して、土地流転の継続を求めることが重要である。そのうち、宅地流転の方が複雑で件数が多く、宅地利用管理の方式も多様で、且つ関連制度の整備が遅れている。この為、挙家離村者と宅地利用の担い手の双方の権利の保障と集落生活環境の維持を考える上で、宅地流転の仕組みと関連規制を明確化することが必要であると考えられる。

5-6 まとめと展望

本研究は、中国東北地方の中心都市である瀋陽市の都市近郊農村地域・尹家街道に位置し、土地流転が活発化している朝鮮族の開拓集落・曙光集落を対象に、農地と宅地での土地流転の歴史的・制度的・社会的背景、土地流転の実態、土地流転を支える要因を明らかにし、農地流転と宅地流転の共通点と相違点、及び集落域全体の土地利用管理の動向を明らかにした。主要な結論は以下である。

1) 土地流転の歴史的・制度的・社会的背景

- ・新中国成立後、従前の封建的・半封建的地主所有制は廃止され、土地の所有権が合作社・人民公社による所有から村民小組所有へと移行し、土地の利用権が所有権と一体化した状況から二権分離、三権分離と変化し、その後土地流転が起こった。
- ・曙光集落の土地は開拓前には茨榆坨・光荣・馬家・西拉拉の4か所の漢族集落の農地だった。集落開拓中及びその後の日常生活の中で、曙光集落と周辺集落・周辺地域、特に茨榆坨集落の間には、深い縁故関係・信頼関係が構築された。
- ・瀋北新区における都市化と農業・農村の近代化が進んでいる中で、規模拡大志向を持つ農業経営体が増加しており、宅地需要のある農村住民と田園志向を持つ都市住民も増加してきている。

2) 土地流転の実態と土地流転を支える要因

- ・1990年代半ばより農地流転が展開してきた。2013年までに離農者の請負農地は主に茨榆坨集落の借り手農家に貸出されたが、2014年より周辺地域からの合作社、農業企業も農業に参入した。2018年10月時点で、全ての農地は周辺集落・周辺地域からの大規模農家、合作社、農業企業、規模拡大農家によって利用されており、耕作放棄地は見られなかった。
- ・農地流転と農地利用の継続は、歴史的な土地所有・土地利用と、集落間・地域間の縁故関係・信頼関係の影響に加えて、周辺地域からの規模拡大志向を持つ合作社・農業企業も受け入れることによって、可能となっている。
- ・1990年代末より宅地流転が展開してきた。2018年10月時点で、全ての宅地は、在籍居住者が持っている宅地、挙家離村者が持っている宅地、村民小組が持っており非在籍者に貸出された宅地、遊休宅地の4種類分けられる。そして、挙家離村者が持っている宅地は主に在籍居住者と集落近くに在住の親戚・友人、他集落の農村住民によって利用管理されている。村民小組が持っている宅地は、主に他集落の農村住民と瀋陽市の都市住民によって利用されている。

- ・宅地流転と宅地利用管理の継続は、計画村としての特性、集落内・地域内の血縁関係・友人関係、村民委員会と老人会による環境改善行動の影響に加えて、周辺集落・周辺地域からの宅地需要のある農村住民と田園志向を持つ都市住民も受け入れることによって、可能となっている。

3) 農地流転と宅地流転の比較と集落域全体の土地利用管理の動向

- ・土地流転を可能にする為に、村民委員会と在籍居住者が中間組織・仲介人として重要な役割を果たしている。
- ・農地流転が大規模で件数と担い手の種類が少なく、農地利用方式は単純であるのに対して、宅地流転の方が複雑で件数が多く、宅地利用管理の方式も多様である。
- ・今後土地流転を支える要因をさらに強化して、土地流転の継続を求めることが重要である。特に宅地流転に関する仕組み整備と関連規制の明確化が必要である。

今後の課題を展望する。当面の土地利用管理の継続が可能となっているが、今後も安泰という訳ではない。まず、中間組織・仲介人としての村民委員会と在籍居住者、及び2003年から現在まで、毎年環境美化行動を行う老人会の高齢化・人口減少が懸念されている。この為、集落外からの宅地利用管理の担い手や、隣接集落内の農村住民と連携することによって、これらの役割を担う為の人員確保を求めることが必要であると考え。次に、農家と合作社の賃借期間は一年から数年であり、その後借り続けるか否かは、食糧の販売状況・関連制度の変化・体力状況等によって決める。この為、中間組織としての村民委員会が街道弁事処の農地管理部門と協同して、借り手の多様な選択肢を用意し、借り手の賃借志向に応じて随時調整を行うことが必要である。さらに、宅地利用管理の担い手による宅地利用管理の目的・方式・期間・頻度等が多様である。村民委員会と在籍者が共同で、多様な主体の需要に応じて、宅地流転の仕組みと関連規制を明確化することが必要であると考え。また、挙家離村者と宅地利用管理の担い手の双方の権利保障が、宅地利用制度上の課題となっている。

参考文献

- 1) 張然・山崎寿一:中国東北地方における土地流転からみた農村集落の類型化とその計画課題—遼寧省瀋陽市瀋北新区・尹家街道を事例に一, 日本建築学会計画系論文集, 第 85 卷, 第 768 号, pp. 285-295, 2020. 2
- 2) 張然・山崎寿一・山口秀文・曲藝:中国東北地方の農村集落における農地と宅地での土地流転を支える要因と今後の課題—瀋陽市尹家街道・曙光集落(朝鮮族の開拓集落)を事例に一, 日本建築学会計画系論文集, 第 86 卷, 第 784 号, pp. 1661-1671, 2021. 6
- 3) 張然・山崎寿一・山口秀文: 中国瀋陽・都市近郊農村における土地流転と在住農家の階層化に関する考察—漢族集落・茨榆坨村を事例に一, 第 14 回住宅系研究報告会論文集 2019, pp. 221-228, 2019
- 4) 張然・山崎寿一・山口秀文: 都市近郊農村の居民点維持に向けた宅地の利用・管理の実態に関する考察—中国遼寧省瀋陽市瀋北新区尹家街道曙光村の場合一, 第 13 回住宅系研究報告会論文集 2018, pp. 153-162, 2018

第6章

企業参入型集落・農地と宅地での土地利用の 実態・変化及びその課題

—尹家集落(漢民族の集落)を事例に—

第6章 企業参入型集落・農地と宅地での土地利用の実態・変化及びその課題 —尹家集落(漢民族の集落)を事例に—

| | | |
|-------|-----------------------|-----|
| 6-1 | はじめに | 153 |
| 6-1-1 | 研究課題の設定 | 153 |
| 6-1-2 | 現地調査と考察 | 153 |
| 6-2 | 尹家集落の概況と特徴 | 155 |
| 6-2-1 | 尹家集落の概況 | 155 |
| 1. | 集落の位置 | 155 |
| 2. | 空間構成の現状 | 155 |
| 3. | 在籍者の戸数・人口と離村が概況 | 156 |
| 6-2-2 | 研究対象地域としての特徴 | 157 |
| 6-3 | 企業の農業参入経緯と農地利用の実態 | 158 |
| 6-3-1 | 企業の農業参入経緯と農地利用の概況 | 158 |
| 6-3-2 | 花卉卸売企業に集積された農地の利用実態 | 158 |
| 1. | 花卉基地建设の背景・経緯と農地の2次流転 | 158 |
| 2. | 政府による監督の強化とビニールハウスの撤去 | 160 |
| 3. | 花卉卸売企業による花卉基地の運営管理の実態 | 160 |
| 4. | 花卉・植木生産者による農地利用の実態 | 161 |
| 6-3-3 | 観光企業に集積された農地の利用実態 | 162 |
| 1. | 恒大高科技農業プロジェクトの背景と位置づけ | 162 |
| 2. | 計画と開發現状 | 162 |
| 6-4 | 宅地の利用者の構成と宅地利用の実態・動向 | 164 |
| 6-4-1 | 宅地利用者の構成と宅地利用の概況 | 164 |
| 6-4-2 | 職住関係から見た宅地利用の実態 | 165 |
| 6-5 | まとめと展望 | 167 |
| 6-5-1 | まとめ | 167 |
| 6-5-2 | 展望 | 168 |

6-1 はじめに

本章では、企業参入型として分類され、集落の農地を請負っている在籍農家(以下、請負農家)の約90%が離農し、ほとんどの離農跡地が企業に貸出された尹家街道の中心集落・尹家集落を対象に、企業の農業参入による農地利用と宅地利用の変化及びその実態を明らかにし、今後の土地利用上の課題を明らかにすることを目的とする。

6-1-1 研究課題の設定

ここでは、以下の研究課題を設定して考察を進める。

(1) 3社の企業の農業参入の経緯、企業に集積された農地の利用実態と直面する主な課題を明らかにする。(2) 企業の農業参入に伴う宅地の利用者の構成(営農請負農家、離農請負農家、在籍非農家、非在籍者)の変化を考察し、宅地の利用者の職住関係から宅地利用の実態とその動向を明らかにする。(3) (1)と(2)を踏まえ、農地利用と宅地利用の実態を明らかにし、今後の土地利用上の課題を明らかにする。

6-1-2 現地調査と考察

2019年10~11月、以下の手順で調査と考察を行った。

[基礎調査]グーグルマップと現地調査により、集落の位置と空間構成の現状を把握した。その後、村長の妻、古老等へのヒアリング調査から、新中国成立後の人民公社期(1958~1983)から現在までの土地所有・土地利用の変容の概況を把握した。さらに、「遼寧省瀋陽市第三次人口普查手工匯編」(瀋陽市人口普查弁工室出版、1982.12、国勢調査)、「2016年度尹家街道・農村経済基本状況統計表」(尹家街道人民政府作成)を入手して在籍者の戸数・人口を把握し、在籍者の離村の概況を把握した(6-2)。

[本調査 1・企業の農業参入経緯と農地利用の実態・課題] ①尹家街道の街道弁事処(役場)農業科の公務員及び在籍居住者に対するヒアリング調査を行い、企業の農業参入の経緯を把握した。②花卉卸売企業に集積された農地について、花卉基地(花卉・植木・野菜の生産販売を行う区域)建設の背景・経緯を把握し、花卉基地全体の運営管理の概況を把握した。その後、花卉・植木生産者27人に対するヒアリング調査から、花卉・植木生産者の住所、生産開始の時期、ビニールハウスの賃借・購入の状況、直面する生産・経営上の主な課題などを把握した。③観光企業に集積された農地(現在開発中)について、「2020年瀋北新区人民政府工作報

告」^①と「尹家村村庄計画書（2019.10，中間成果）」^②を入手し，恒大高科農業プロジェクトの背景，位置づけ及びその役割を把握した。その後，土地開発の現状を把握した(6－3)。

[本調査 2・宅地の利用者の構成・職住関係と宅地利用の実態・動向] 11月9日～10日に宅地(260区画)の利用者のうち，112名(1区画あたり1名を対象)に対するヒアリング調査を行い，宅地の利用者の属性(在籍者の村民小組所属，非在籍者の現住所・前住所，家族構成等)と職住関係(働く場，「農地流転」と宅地利用の状況など)を把握し，宅地の利用実態とその動向を把握した(6－4)。

[考察]企業の農業参入による農地利用と宅地利用の変化及びその実態を総合的に考察し，今後の土地利用上の課題を考察した。

① 「2020年瀋北新区人民政府工作報告」，入手先，中国瀋陽市政府のホームページ，<<http://www.shenyang.gov.cn/html/SY/154700103565455/154700103565495/154700103565495/0356545599960864.html>>

② 参考文献3)参考，瀋陽市設計計画研究院の計画者から入手。

6-2 尹家集落の概況と特徴

6-2-1 尹家集落の概況

1. 集落の位置

瀋陽市の行政区域は市区(都心部4市轄区とその他の6市轄区), 2市管轄県(康平, 法庫), 1県級市(新民)によって構成される。瀋北新区は市区内北部に位置しており, 南部と中央部の都市的地域及び周辺部の農村的地域により成り, 11街道によって構成される。

瀋北新区の北西部の4街道(尹家, 興隆台, 石佛寺, 黄家)は遼河(遼寧省中部を北から南へ向かって縦貫する大河)の沖積平野で, 1970年代半ばに畑地の水田化が行なわれ, ほとんどの集落は水田集落である。そして, 尹家街道は瀋北新区の西部に位置しており, 尹家集落を含む11の水田集落と4つの畑地集落によって構成される。

尹家集落は尹家街道の中心集落(街道弁事処が所在する集落)で, 街道の北部に位置しており, 都心部より約25km, 瀋北新区内の市街地より約15km離れている(図6-1)。

2. 空間構成の現状

尹家集落の集落域は, 中央部の生活域(主に住宅, 公共施設, 工商企業が集中する区域)と周辺部の生産域(主に農地と農業生産施設が集中する区域)によって構成される。101国道(G101, 起点は北京市東城区で, 終点は瀋陽市皇姑区である)と九龍河(全長30.4km, 幅30~35m)が集落を通っている(図6-2)。

生活域は主に北部の居住域と南部の公共生活区域に分けられる。居住域では, 住宅(260軒, 1階建てがほとんどである)の他に, 村民委員会^①のオフィス(集会所でもある), 旧小学校(2010年閉校), 新エネルギー技術企業を含む5つの工商企業も位置している。公共生活区域では, 主に街道弁事処(役場)のオフィス・尹家郷中心小学校・銀行・郵便局・ガソリンスタンドなど



図6-1 尹家集落の位置

^① 村民委員会は, 農村地域の住民自治の基層組織である。中国政府は街道の下に行政村という行政レベルを設置しており, 行政村は村民委員会によって管理されている。

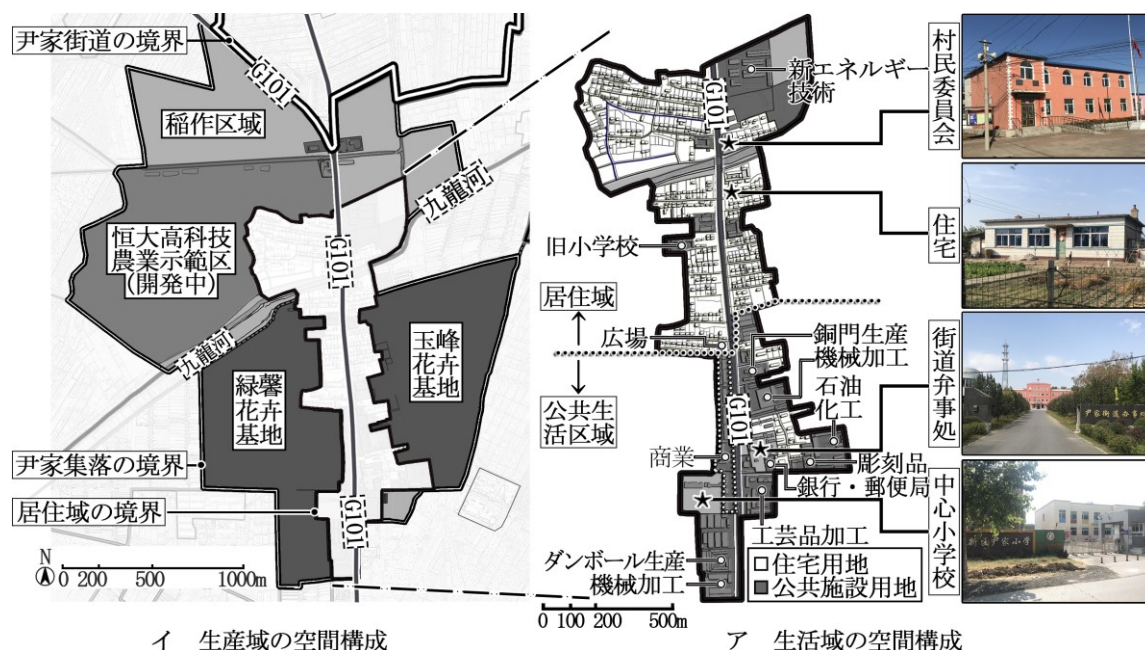


図6-2 尹家集落の空間構成の現状(2019年11月)

注：瀋北花卉基地と綠馨花卉基地内には、少量の未流転の農地が存在する。

の公共サービス施設、コンビニ・薬店・農業機械の売店・レストラン・旅館などの商業施設、銅門生産・機械加工・石油化工・彫刻品生産・工芸品加工・ダンボール箱生産などの工商企業、及び一部の公共施設・工商企業の附属住宅が位置している。そして、生活域に位置する40社以上の工商企業のうち、19社のみが運営されている。そのうち、6社は尹家集落と密接な関連(集落内の原材料の利用、居住者の雇用など)があり、2社はある程度の関連があり、11社は尹家集落とほぼ無関連である^①。

生産域では、農地の総面積は約210ha(3153畝)である。清朝(1636～1912)に開拓された尹家集落は、新中国成立前には畑作集落だった。新中国成立後、人民公社期の1970年代半ばに畑地の水田化が行なわれ、全ての農地が水田になった。その後、2007年から企業の農業参入による水田の畑地化と農用施設の建設が展開されてきた。生産域は主にI:南東部の瀋北花卉基地、II:南西部の綠馨花卉基地、III:北西部の恒大高科技農業示範区(開発中)、IV:北部の稲作区域という4つの区域に分けられる。

3. 在籍者の戸数・人口と離村の概況

「遼寧省瀋陽市第三次人口普查手工匯編」により、人民公社解体直前の1982年に、尹家集落の在籍者は280戸、1185人であった。そして、「2016年度尹家街道・農村經濟基本狀況統計表」により、2016年の尹家集落の在籍者は406戸、1146人である。そのうち、請負農家は

① 参考文献3)参考。

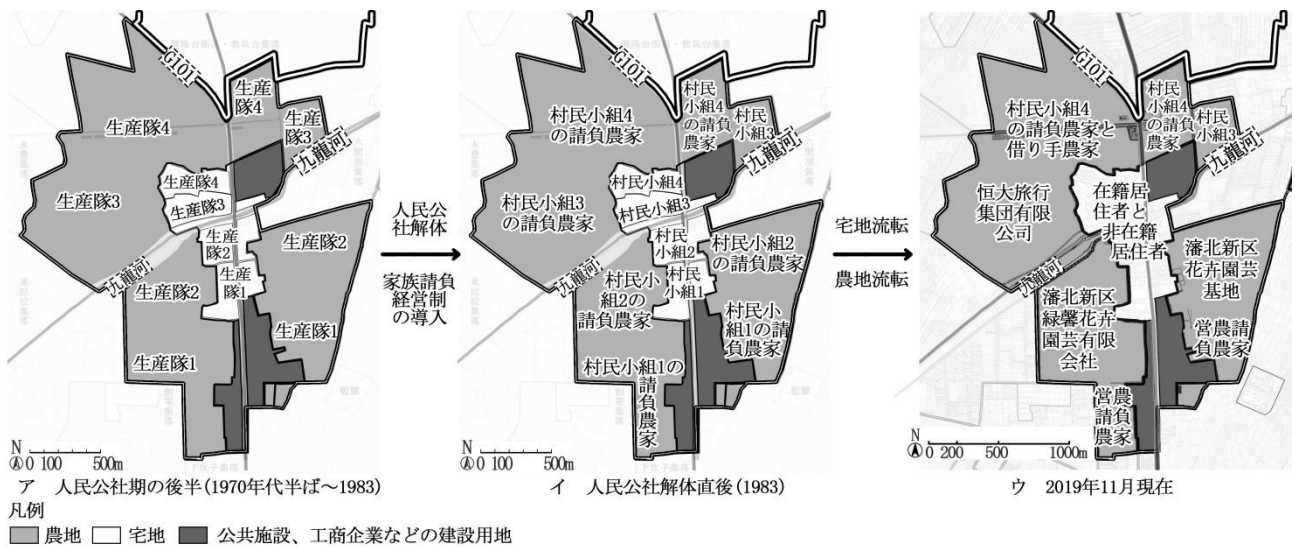


図6-3 土地所有・土地利用の変容の概況

注：各生産隊・村民小組の生産域は方位のみが示されており，その境界は公表されていないため，不明である。

339 戸(83.5%)，在籍非農家は 67 戸(16.5%)である。ヒアリング調査により，1990 年代半ばから在籍者の離農・離村が進み，2019 年時点で，50 代以下の在籍者のほとんどが離村した。

6-2-2 研究対象地域としての特徴

図6-3は人民公社期に畑地の水田化が行われた後から現在までの土地所有・土地利用の変化の概況を示す。

人民公社期に全ての在籍者は4つの生産隊に組織され、各生産隊は独自の居住域と生産域を有し、区域内の農地と宅地を所有する。1970年代半ばに畑地の水田化に伴う生産隊の農地が分散錯圃の状態から一定範囲内に集中するようになり、共同的な稲作経営が展開されてきた。

1983年に人民公社が解体され、生産隊が村民小組に改組された。家族請負経営制の導入によって、村民小組の農地の請負経営権が個々の構成員農家に分配され、請負農家による自主的な稲作経営が展開されてきた。また、一人当たりの請負農家は3畝(0.2ha)である。

1990年代半ばより、農外就業機会の増加に伴う在籍者の転出と非在籍者の転入が進み、各村民小組の居住域には構成員以外の人も居住するようになった。同時に、農家間の農地流転も徐々に展開されてきた。さらに、2007年から企業への農地集積が展開され、2019年には約86%の農地の経営権が企業に貸出されている。

6-3 企業の農業参入経緯と農地利用の実態

6-3-1 企業の農業参入経緯と農地利用の概況

2019年11月までに企業への農地集積は主に3段階実行され、借り手企業は3社である。

① 2007年に101国道東側の村民小組1と村民小組2が所有する約50haの農地は「瀋陽市瀋北新区花卉園芸基地」(2007年に瀋陽市で登録された花卉卸売企業)に貸出され、賃貸借の期間は2007年1月から2028年までの22年間とされ、借地料(700元/畝・年)は一括して貸し手農家に支払われた。

② 2010~2011年に101国道西側の村民小組1と村民小組2が所有する約50haの農地は「瀋陽市瀋北新区緑馨花卉園芸有限公司」(2009年に瀋陽市で登録された花卉卸売企業)に貸出され、賃貸借の期間は2010年1月から2028年までの19年間或いは2011年1月から2028年までの18年間とされ、借地料(800元/畝・年)は一括して貸し手農家に支払われた。

③ 2019年に101国道西側、九龍河北側の村民小組3と村民小組4が所有する約80haの農地は恒大旅行集团有限公司(2015年に広東省広州市で登録された中国恒大集团有限公司の子会社、観光業・観光農業に従事する。以下、恒大旅行グループに省略)に貸出され、賃貸借の期間は2019年4月から2028年までの約10年間とされ、借地料(1000元/畝・年)は一括して貸し手農家に支払われた。

このように、尹家集落の約210haの農地のうち、企業に集積された農地は約180ha(86%)で、請負農家或いは借り手農家・借り手合作社によって経営されている農地は僅か約30ha(14%)まで減少した。

6-3-2 花卉卸売企業に集積された農地の利用実態

2社の花卉卸売企業に集積された農地の利用実態および直面する主な課題を考察する(図6-4参考)。

1. 花卉基地建設の背景・経緯と農地の2次流転

2社の花卉卸売企業に集積された農地には、瀋北花卉基地と緑馨花卉基地が建設された。花卉基地建設の背景として、1990年代半ばより瀋陽市の都市的地域が拡張しつつある中で、開発区域に位置する一部の花卉基地が撤去せざるを得なくなり、都市近郊地域で新たな花卉基地を建設することが必要となった。そして、尹家集落は都心部より近く、且つ101国道が通っており、交通の利便性が高いため、1つの建設場所として選ばれた。

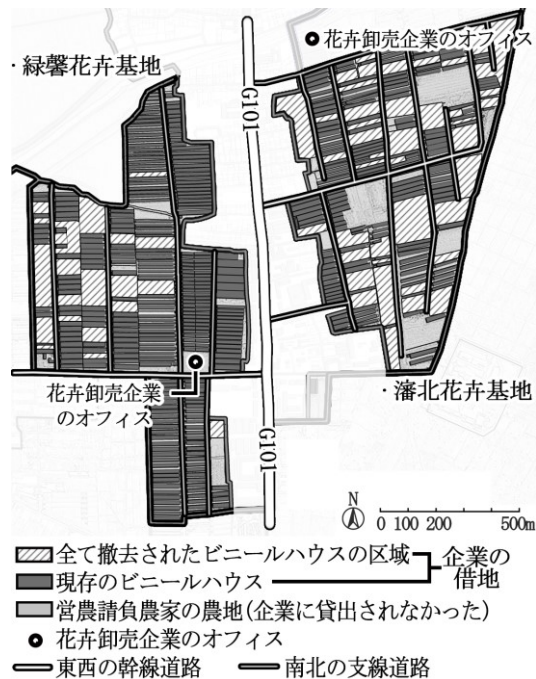


図6-4 花卉卸売企業に貸出された農地の利用実態

注:花卉卸売企業は、尹家集落の農地のみではなく、周辺の4集落の農地も借りている。即ち、2つの花卉基地は図で示す範囲より広い。

花卉卸売企業への農地集積と花卉基地の建設経緯について、花卉卸売企業はまず個々の農家及び村民委員会の構成員と相談し、花卉基地の建設に関する同意を得る。その上で、街道弁事処の農地管理部門の公証の下で、貸し手農家及び村民委員会と契約書を作成・締結し、農地の経営権を獲得する。次に、花卉基地の建設計画に従って土地整備と土地割りを行う。具体的には、集積された農地は、まず東西に貫いている幹線道路と南北に貫いている支線道路によって、長さ400~700m×幅80~200mのほぼ長方形の区画に分割される。その後、長さ60~130m×幅15~20mのビニールハウスを設置するためのほぼ長方形の小区画に細分化される。

さらに、花卉卸売企業が分割された農地にビニールハウスを建設して、ビニールハウスを各地からの花卉・植木生産者に貸出す又は販売する、或いは農地の経営権を直接に花卉・植木生産者に貸出して、花卉・植木生産者が自力でビニールハウスを建設する。これを農地の2次流転と言う。そして、尹家街道の街道弁事処(役場)農業科で保管されている花卉卸売企業と花卉・植木生産者との契約書により、ビニールハウスの中では観賞用の花卉・植木又は経済価値の高い野菜・果物を生産すべきである。

2. 政府による監督の強化とビニールハウスの撤去

現地調査の時点では、ビニールハウスが撤去され、トウモロコシが栽培されているところが多く見られた。ヒアリング調査により、花卉・植木生産者が契約の通りに観賞用の花卉・植木又は経済価値の高い野菜・果物の生産・販売を行う場合が多いが、①ビニールハウスを家畜・家禽(鶏, 豚など)の飼育施設又はレジャー・娯楽施設として利用する場合、②経営不振のためにビニールハウスを遊ばせておく場合、③土地の価値向上を待つだけで、生産・販売に従事しない場合、④観賞用の花卉・植木又は経済価値の高い野菜・果物の生産・販売を行っているが、ビニールハウス内の一部の畑地に寝室や管理室などを設置し、土地の農用比率が低い場合も少なくない。

一方、中国政府は2018年11月から全国で「大棚户問題」(農業ハウスの名目で行われる農業以外の違法な建築)の整理を強く推進し^①、瀋陽市では2018年12月~2019年3月にビニールハウスの逐一チェックと不正利用されているビニールハウスの撤去が行なわれた^②。そして、3月に瀋北花卉基地と緑馨花卉基地では、約300件のビニールハウスが部分撤去又は全て撤去された^③。

このように、2018年12月までに街道の農地管理部門による花卉・植木生産者の農地利用に対する監督・指導上の不備があることが分かった。

3. 花卉卸売企業による花卉基地の運営管理の実態

花卉卸売企業が花卉基地全体の運営管理を担い、そのオフィスが花卉基地の一角に位置している。

2つの花卉基地を比べると、瀋北花卉基地全体の運営管理が悪く、閉鎖されているビニールハウスが多く見られ、花卉・植木を購入する顧客はほぼ見られなかった。ヒアリング調査によると、瀋北花卉基地の地勢が周辺地域より低く、且つ排水条件が悪いため、2019年8月に豪雨による冠水が発生した。その中で、ビニールハウス内の畑地で果樹・野菜栽培を行う多くの生産者が大きな被害を受け、2019年11月に生産・販売を再開していないところが多かった。従って、豪雨時の冠水対策上の不備があることが分かった。また、瀋北花卉基地の道路の破損が多く、環境整備上の不備もあることが分かった。一方、2010~2011年に開発された

① 中国農業農村部のホームページ参考、http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/201811/t20181112_6162815.htm

② 網易ニュース参考、<https://dy.163.com/article/EBE6H6DG0522W68U.html;NTESwebSI=796E95EE35B70216E1F55D876CA63BA8.hz-subscribe-web-docker-cm-online-rpqqn-8gfzd-rivim-6668fc2g65d-8081>

③ 撤去された瀋北花卉基地と緑馨花卉基地のビニールハウスは、尹家集落の集落域内のビニールハウスだけでなく、周辺集落である下坎子、東拉拉、六間房、創業の4集落の集落域内のビニールハウスも含む。

表 6 - 1 調査対象者である緑馨花卉基地の生産者 27 名の概況

| 質問 1.住所 | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------------------------|---|-------|---|-------|---|-------|---|----|
| ①瀋陽市の市区 | | | | | | | | 17 | | |
| ②市区外瀋陽市内(新民, 法庫) | | | | | | | | 3 | | |
| ③瀋陽市外遼寧省内(本溪, 葫蘆島) | | | | | | | | 4 | | |
| ④遼寧省外(吉林, 黒龍江, 湖北) | | | | | | | | 3 | | |
| 質問 2.生産開始の時期 | | | | | | | | | | |
| 2010年 | 1 | 2011年 | 0 | 2012年 | 2 | 2013年 | 1 | 2014年 | 2 | |
| 2015年 | 2 | 2016年 | 4 | 2017年 | 6 | 2018年 | 2 | 2019年 | 7 | |
| 質問 3.ビニールハウスの賃借・購入・建設の状況* | | | | | | | | | | |
| ①花卉卸売企業が建設したビニールハウスを賃借している | | | | | | | | 20 | | |
| 費用 | | 6100~30000 元/年(94500~465000 円/年) | | | | | | | | |
| ②花卉卸売企業が建設したビニールハウスを購入した | | | | | | | | 6 | | |
| 費用 | | 12~60 万元(186~930 万円) | | | | | | | | |
| ③土地を借りて、自力でビニールハウスを建設した | | | | | | | | 2 | | |
| 費用 | | 27 万元(約 418 万円) | | | | | | | | |
| 質問 4.緑馨花卉基地に入る前に、他の花卉基地で花卉・植木生産に従事する経験があるか? | | | | | | | | | | |
| ①ある | | 12 | | | | | | ②ない | | 15 |
| 質問 5.尹家集落又は周辺集落の村民を雇用することがあるか? | | | | | | | | | | |
| ①ある | | 18 | | | | | | ②ない | | 9 |
| 質問 6.2019年3月に、不正利用のビニールハウスが撤去された時、あなたのビニールハウスは撤去された部分があるか? | | | | | | | | | | |
| ①ある | | 6(花卉・植木生産に戻った) | | | | | | ②ない | | 19 |
| 質問 7.直面する生産・経営上の主な課題 | | | | | | | | | | |
| 花卉・植木の市況が低迷する中で、顧客が少ない。 | | | | | | | | | | |

注:*調査対象のうち、2か所のビニールハウスを自力で建設した人は1人、2か所のビニールハウスを賃借しており、2か所のビニールハウスを購入した人は1人いる。

緑馨花卉基地全体の運営管理はより良く、ほとんどのビニールハウスでは生産・販売を行っており、顧客もより多かった。ヒアリング調査により、緑馨花卉基地の地勢が瀋北花卉基地より高く、且つ盆栽販売に従事する生産者が多いため、冠水による被害がより小さかった。また、緑馨の道路整備やビニールハウスの外観などもより良いことが分かった。

4. 花卉・植木生産者による農地利用の実態

瀋北花卉基地における多くの花卉・植木生産者は正常な生産・販売に戻ってないため、緑馨花卉基地の花弁・植木生産者 27 名に対するヒアリング調査を行った。

調査結果(表 6 - 1)によると、(質問 1)花卉・植木生産者のうち、瀋陽市市区からの人が多いが、市区外瀋陽市内、瀋陽市外遼寧省内、さらに遼寧省外からの人も存在する。(質問 4)緑馨花卉基地に入る前に、他の花卉基地で生産に従事した経験のある人が少なくない。(質問 5)

多くの人は尹家集落又は周辺集落の村民を長期的又は短期的雇用している。(質問 6)2019 年 3 月に調査対象者の中の 6 名のビニールハウスが部分撤去され、撤去された部分は花卉・植木生産に戻った^①。一方、(質問 2)生産開始の時期について、2016 年から 2019 年までの間に生産を始めた人が多い。その理由・経緯としては、2010～2011 年に花卉基地の建設が完成し、運営が開始された後にほとんどのビニールハウスとビニールハウスの建設用地が貸出された。その後、最初の数年間(2010～2016)には花卉・植木の市況が良かったが、2017～2019 の二、三年間の市況が低迷している。そのため、多くの花卉・植木生産者が 2017 年以降に生産をやめて、ビニールハウスを他の生産者に転貸・販売した。そして、(質問 7)生産・経営上の主な課題について、多くの生産者は「花卉・植木の市況が低迷する中で、顧客が少ない」ことを挙げた。

6-3-3 観光企業に集積された農地の利用実態

観光企業・恒大旅行集団が賃貸している土地には、高科技農業プロジェクト(農業先端技術の展示と観光農業に取り組む)を推進する計画が策定されている。

1. 恒大高科技農業プロジェクトの背景と位置づけ

瀋北新区では、2006 年以来、農業産業化龍頭企業^②の導入・育成によって、農業の大規模化・産業化を進展させて、農村地域の振興を目指す戦略が確立されている。

恒大高科技農業プロジェクトは 2019 年に瀋北新区の区政府の主導の下で導入され、郷村振興を牽引する役割を担う重要なプロジェクトであり、投資計画額は 120 億元(約 1800 億円)である。また、「尹家村村庄計画書 2019」により、恒大高科技農業プロジェクトの推進によって、花卉基地の経営状況を改善し、観光業・民宿業を進展させることも期待されている。

2. 計画と開発現状

恒大高科技農業プロジェクトの建設計画によると、建設用地は 101 国道西側、九龍河北側の

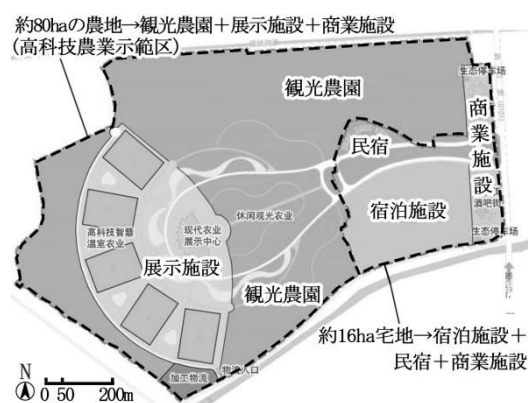


図 6-5 プロジェクトの計画図

注：参考文献 3)より作成

① 撤去された部分は、主に寝室や管理室などが設置された部分である。

② 農業産業化龍頭企業は、農業の総合支援サービス(生産・販売から担い手育成まで)を担い、資金の導入と生産者を牽引することによって大規模農業を展開させることに寄与するアグリビジネスである。

村民小組 3 と村民小組 4 が所有する約 80ha の農地と約 16ha の宅地である。建設内容は、農地に観光農園と展示施設を建設し、宅地跡地と 101 国道沿いの一部の農地に宿泊施設、民宿及び商業施設を建設するというものである(図 6-5)。2020 年 6 月時点で、観光農園と展示施設が建設中である。

6-4 宅地の利用者の構成と宅地利用の実態・動向

宅地の利用者、合計 112 名(1 区画あたり 1 名を対象)に対するヒアリング調査から、宅地の利用実態とその動向を考察する。

6-4-1 宅地利用者の構成と宅地利用の概況

表 6-2 と図 6-6 は調査対象者である宅地利用者の構成を示す。調査対象者は在籍居住者が 97 名、非在籍居住者が 15 名である。在籍居住者 97 名の村民小組別の構成員数はほぼ同じである(22~26 名)。また、対象者の家族による農業従事の有無から見ると、97 名の在籍居住者のうち、離農請負農家の家族構成員が 69 名で最も多く、その次は営農請負農家の家族構成員 20 名、在籍非農家の家族構成員 8 名である。このように、宅地は主に在籍居住者によって利用されており、その中でも、離農請負農家が最も多いことが言える。

村民小組別の居住域における調査対象者の構成から見ると、以下のことが分かった。①各村民小組の居住域には、他の村民小組の構成員と非在籍者も居住している。②村民小組 3 と村民小組 4 の居住域では、村民小組 3 と村民小組 4 の構成員の住宅が混在している。③村民小組 1 と村民小組 2 の居住域では、離農請負農家と非在籍居住者の割合が村民小組 3 と村民小組 4 より高く、営農請負農家の割合がより低い。

上記の③の理由・背景として、村民小組 1 と村民小組 2 においては、2007 年から 2011 年までの間に、農地のほとんどが花卉卸売企業に貸出され、請負農家のほとんどが離農した。花卉卸売企業による農地の賃貸借期間が長く、2028 年までである。一部の離農請負農家が農外就労などの原因で挙家離村し、その住宅が在籍者又は非在籍者に貸出された。一方、村民小組 3 と村民小組 4 においては、2019 年前に農地流転は主に集落内の農家間又は農家と農民専

表 6-2 112 名の調査対象者である宅地利用者の構成

| | 既存宅地の区画数 | 調査対象者 | | | | | | | | | 非在籍居住者 |
|----------|----------|--------|-----|-----|-----|--------|----|-----|---------|-------|--------|
| | | 在籍居住者 | | | | | | | 営農従事の有無 | | |
| | | 村民小組所属 | | | | 営農請負農家 | | | 離農請負農家 | 在籍非農家 | |
| | | | 組 1 | 組 2 | 組 3 | 組 4 | | | | | |
| 組 1 の居住域 | 69 | 35 | 27 | 22 | 4 | 1 | 0 | 3 | 18 | 6 | 8 |
| 組 2 の居住域 | 71 | 29 | 25 | 3 | 21 | 0 | 1 | 1 | 23 | 1 | 4 |
| 組 3 の居住域 | 41 | 22 | 20 | 0 | 0 | 13 | 7 | 7 | 12 | 1 | 2 |
| 組 4 の居住域 | 79 | 26 | 25 | 0 | 1 | 8 | 16 | 9 | 16 | 0 | 1 |
| 合計 | 260 | 112 | 97 | 25 | 26 | 22 | 24 | 20 | 69 | 8 | 15 |
| | | | 87% | | | | | 18% | 62% | 7% | 13% |

注:「合計」行の百分率は、調査対象者における該当対象者の比率。

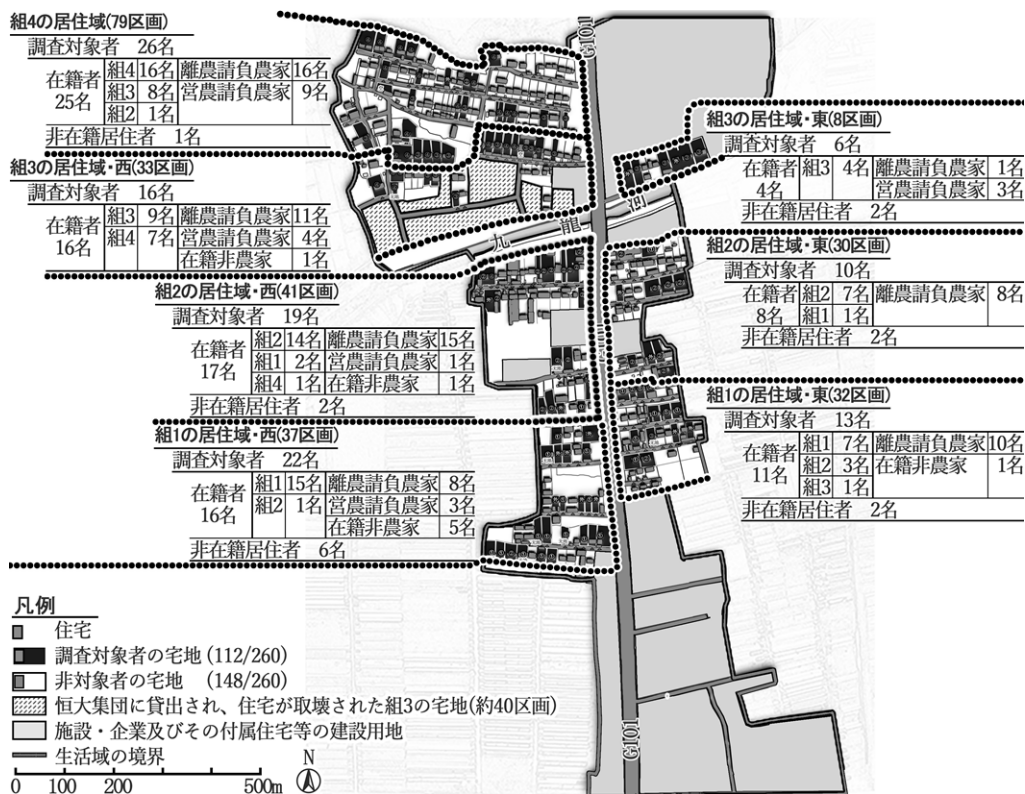


図 6-6 村民小組別の居住域における調査対象者である宅地利用者の構成

業合作社の間で行われ、農地の賃貸借期間は一般的に数年であった。そして、請負農家の離農・離村の比率が低かった。その後、2019年に約80haの農地が恒大旅行集団に貸出され、残る約30haの農地は主に請負農家によって経営されている。従って、村民小組1と村民小組2の居住域では、離農請負農家と非在籍居住者がより多く、営農請負農家がより少ない。

一方、101国道西側、九龍河北側の村民小組3と村民小組4が所有する全ての宅地が恒大旅行集団に貸出された。現地調査の時点では、恒大旅行集団に貸出された村民小組3の宅地では、約40戸の居住者の転出とその住宅の撤去が既に完成された。この区域内の居住者のほとんどは、近い将来に離村者になることが考えられる。

6-4-2 職住関係から見た宅地利用の実態

宅地の利用者のうち、職住関係の普遍性を代表できる22例を抽出し、職住関係から宅地利用の実態を考察する(表6-3)。

在籍居住者である離農請負農家、営農請負農家、在籍非農家において、50代後半以上の居住者の多くは無職者(A2,A5,C1)であり、50代以下の居住者は一般的に集落内の花卉基地、公共施設又は工商企業(A3,A6,B1,C4,C5)、或いは周辺地域で働きながら(A1,A4,B2-B3,C2-C3,C5)、

表 6-3 宅地利用者 22 例の基本情報と職住関係

| 類型 | No. | 対象年齢 | 家族構成 | 村民小組 | 農地流転の状況 | | 就職状況 | |
|-----------------|--------|---------|-----------|-----------|---------|---------|-------------|------------|
| | | | | | 農地面積 | 農地流転の相手 | | |
| 土着戸主等 兼農請負農家 | A1 | 50代 | 夫婦のみ(2) | 村民小組 1 | 15 畝 | 緑馨花卉基地 | 都市部で働く | |
| | A2 | 50代 | 夫婦のみ(2) | 村民小組 1 | 12 畝 | 緑馨花卉基地 | 無職 | |
| | A3 | 40代 | 夫婦のみ(2) | 村民小組 2 | 6 畝 | 瀋北花卉基地 | 集落内の郵便局 | |
| | A4 | 40代 | 夫婦と子(3) | 村民小組 3 | 12 畝 | 恒大旅行集団 | タクシーの運転手 | |
| | A5 | 50代 | 夫婦のみ(2) | 村民小組 3 | 12 畝 | 恒大旅行集団 | 無職 | |
| | A6 | 50代 | 夫婦と子(3) | 村民小組 4 | 12 畝 | 緑馨花卉基地 | 集落内の臨時雇い | |
| | 兼農請負農家 | B1 | 60代 | 夫婦と子(3) | 村民小組 1 | 9 畝 | — | 営農と花卉基地で働く |
| | | B2 | 40代 | 親と夫婦(3) | 村民小組 1 | 9 畝 | — | 営農と近くの遊園地 |
| | | B3 | 40代 | 夫婦と子(4) | 村民小組 3 | 15 畝 | — | 営農と都市部で働く |
| | | B4 | 50代 | 夫婦のみ(2) | 村民小組 3 | 12 畝 | — | 営農のみ |
| | | B5 | 70代 | 独居(1) | 村民小組 4 | 3 畝 | — | 営農のみ |
| | | B6 | 50代 | 3世代(4) | 村民小組 4 | 18 畝 | — | 営農のみ |
| | 在籍非農家 | C1 | 80代 | 夫婦のみ(2) | 村民小組 1 | — | — | 無職 |
| | | C2 | 60代 | 夫婦と子(3) | 村民小組 1 | — | — | 自由職業 |
| | | C3 | 50代 | 夫婦と子(4) | 村民小組 1 | — | — | 都市部で働く |
| C4 | | 60代 | 夫婦のみ(2) | 村民小組 2 | — | — | 退職した教員, 医務室 | |
| C5 | | 60代 | 夫婦と子(4) | 村民小組 4 | — | — | 小学校, 瀋陽市の病院 | |
| 非在籍者 | No. | 年齢 | 家族構成 | 前居住地 | 転入時間 | 転入理由 | 就職状況 | |
| | C1 | 30代 | 夫婦と子と姉(4) | 河北省邯鄲市 | 2017年 | 就職機会 | 廃品回収 | |
| | C2 | 40代 | 夫婦と子(3) | 遼寧省朝陽市 | 2009年 | 就職機会 | 都市部で働く | |
| | C3 | 40代 | 3世代(4) | 黒龍江省依蘭県 | 2019年 | 就職機会 | 集落内の企業で働く | |
| | C4 | 70代 | 独居(1) | 瀋北新区虎石台街道 | 2018年 | 宅地の価値向上 | 無職 | |
| C5 | 60代 | 夫婦のみ(2) | 瀋陽市の都市部 | 2007年 | 田園生活 | 無職 | | |

注: 1)100 畝=6.67ha

集落内の生活を維持している。そして、営農請負農家が農業に従事していることの他に、この3種類の居住者の差異は見られなかった。一方、非在籍者が転入した理由に関するヒアリング調査から、「尹家集落は瀋陽市の都市的地域により近く、周辺地域には農外就業機会が多く、且つ交通の利便性が高いため」、都市から離れている農村地域の住民が転入した(C1-C3)。また、田園志向のある瀋陽市の都市住民と、宅地の価値向上を期待する周辺地域からの人も住宅を賃借又は購入したことが分かった(C4-C5)。

このように、離農比率が非常に高い企業参入型の農村集落として、宅地の利用継続を支える要因の一つは、集落内及び周辺地域内に農外就職の場所があることだと言える。

6-5 まとめと展望

6-5-1 まとめ

本稿は、中国瀋陽市近郊の企業参入型の農村集落・尹家集落を対象に、企業の農業参入による農地利用と宅地利用の変化及びその実態を明らかにし、土地利用上の課題を明らかにした(図6-7)。

基礎調査により、人民公社解体直後、尹家集落の農地と宅地は4つの村民小组によって所有され、各村民小组の構成員によって利用されていた。1990年代半ばより、農家間の農地流転が展開され、宅地流転と非在籍者の転入も展開された。その後、2007年から企業の農業参入が展開されてきたことが明らかになった。



図6-7 農地利用と宅地利用に関わる課題

本調査①により、企業の農業参入によって生産域は 4 つの区域に分けられる。Ⅰ 瀋北花卉基地とⅡ 緑馨花卉基地では、近年ビニールハウスの不正利用とその撤去、冠水による被害の発生、道路破損やビニールハウスの老朽化への対応不足、市況の低迷と顧客の減少などの土地利用管理・経営管理・経営戦略上の不備が露呈されていると指摘できた。

これらの実態に対して、①農地管理部門による花卉・植木生産者に対する指導・監督の強化、②花卉卸売企業による道路整備・環境整備の強化、排水条件の改善と豪雨時の冠水対策の強化、③花卉・植木生産者の経営内容と販売手法の多様化が重要な課題となっている。そして、Ⅲ恒大高科技農業示範区は現在開発中であるが、高科技農業プロジェクトの推進によって、①瀋北新区の郷村振興を牽引すること、②観光客を吸引することによって、花卉基地の経営状況を改善すること、③観光業・民宿業の発展を牽引することなどが期待されている。これらの目標を実現するため、具体的な実施方法の確立が重要である。Ⅳ稲作区域において、今後、村民小組 3 と村民小組 4 の営農請負農家が離村した後、農地の継続利用が 1 つの課題になると考えられ、営農サービス(生産から収穫までの農業機械サービスなど)を提供することが必要であると考ええる。

本調査②により、企業の農業参入によって、宅地の利用者の構成が大きく変わり、離農請負農家が著しく増加し、その離村に伴う在籍者間の宅地流転と非在籍者の転入が展開されていることが明らかになった。

そして、宅地の居住利用の継続を確保するために、集落内及び周辺地域内の働く場所・就職機会を提供することが重要である。また、離村者の増加に伴う非在籍者の受入れに関する仕組みの構築も必要であると考ええる。

6-5-2 展望

借り手企業に集積された土地の有効利用を促すために、土地利用上・経営管理上の経験蓄積が大切である。尹家集落の場合は、花卉卸売企業と実際の土地利用者である花卉・植木生産者の経験蓄積の不足によって、多くの課題が露呈している。今後、農地管理部門、花卉卸売企業、花卉・植木生産者の 3 者の協力によって、花卉基地の運営状況の改善と農地の有効利用を求めることが必要である。一方、企業の農業参入によって、請負農家の離農比率が著しく増加し、請負農家の宅地の居住利用の継続を求めるために、集落内及び周辺地域内の働く場所・就職機会の提供が重要である。また、離村者の増加に伴って、宅地需要のある非在籍者を受け入れることも重要であると考ええる。

今後の研究課題としては、集落から転出した村民小組 3 と村民小組 4 の構成員と集落との関係及び新生活の在り方、企業の農業参入による在籍居住者の生活・生産方式の変化、ビニールハウスが全て撤去された区域内の土地の継続利用の在り方、恒大高科技農業プロジェクトの推進状況とその役割などが挙げられる。

参考文献

- 1) 張然・山崎寿一・山口秀文：中国瀋陽・都市近郊農村における企業の農業参入と土地の継続的利用に関する考察－瀋陽市尹家街道の尹家集落を対象に－，第 15 回住宅系研究報告会論文集 2020，pp. 45-54，2020
- 2) 張然・山崎寿一・山口秀文：中国瀋陽市近郊・企業参入型の農村集落における農地と宅地の利用実態及びその課題－瀋陽市尹家街道の尹家集落を対象に－，農村計画学会誌第 38 卷（論文特集号），pp.200-209，2020
- 3) 遼寧省城郷建設計画設計院有限責任公司(2019)：瀋北新区尹家街道尹家村村庄計画書(中間成果)，20+26-27.

結章

本研究の結論・考察・提言

結章 本研究の結論・考察・提言

| | | |
|-------|------------------------------------|-----|
| 7-1 | 各章の知見・結論のまとめ..... | 173 |
| 7-1-1 | 本研究の目的・課題意識・研究仮説の振り返り..... | 173 |
| 7-1-2 | 各章の知見・結論..... | 174 |
| 7-2 | 考察：建築系農村計画学的視点からみた土地流転の認識方法..... | 178 |
| 7-2-1 | 郷級行政区における土地流転の実態認識手法..... | 178 |
| 7-2-2 | 集落における土地流転の実態認識手法..... | 179 |
| 7-2-3 | 国土空間の段階的構成に応じたボトムアップ型認識手法の展望..... | 180 |
| 7-3 | 提言：「人口移動と土地流転を背景とした農村計画策定の提言」..... | 182 |
| 7-3-1 | 郷(郷・鎮・街道)レベルの農村計画策定の提言..... | 182 |
| 7-3-2 | 集落レベルの農村計画策定の提言..... | 183 |
| 7-3-3 | 国土空間の段階的構成に応じた農村計画策定の提言..... | 184 |

7-1 各章の知見・結論のまとめ

7-1-1 本研究の目的・課題意識・研究仮説の振り返り

本研究は、中国農村の地域変動の主要因となっている「土地流転(土地流動化を指す中国語)」に着目し、農村集落及びその関連地域(周辺集落、周辺地域、周辺都市など)における土地の所有・利用・経営の歴史的・社会的展開及び最近の動向から、集落レベルでの土地流転の展開論理を学び、生活環境の運営・維持の基礎となる土地利用管理の継続に向かう計画理論構築のための基礎的知見を得ようとするものである。

本研究では、土地流転を農家の離農・離村が拡大しつつある中で、土地利用管理の担い手を確保し、土地利用管理の継続を求めめるための必要な動きとして捉える。また、筆者は、土地流転の展開論理を明らかにすることは、今後の集落土地利用計画・集落計画・地域計画の策定において、意義があると考ええる。

ここでは、集落に属する各農家の居住志向(定住・転出・転入など)と営農志向(営農・離農・耕作規模調整など)の変化を土地流転の発生原因と考え、①集落の有する特性ともいえる土地の所有・利用・経営に関する権利調整の歴史的経緯と最近の動向、及びその中で形成された周辺集落・周辺地域との関係と、②近年集落内・関連地域内の農家・組織の土地需要の変化、及び③土地流転を支える政策・制度及び仕組みの整備などが、土地流転を可能にする要因となっているという仮説に基づいて考察を進める。

本研究では、急速に土地流転が進んでおり、都市化の影響を受けつつも農業を維持している都市近郊農村地域である瀋陽市尹家街道を調査対象地とする。

ここでは、①人間の定住拠点として形成されてきた農村集落を、住宅地・施設用地から農地・山林・川などを含む土地利用の総体として捉え、②国政・農政の変遷及び社会経済の変動の中で、農家の居住志向と営農志向の変化がもたらした土地流転の展開経緯、実態とその特徴を明らかにし、③土地流転を可能にする要因と当面の課題を明らかにすることを具体的な研究課題とする。そして、これらの考察を通じて、農村集落の土地利用管理の動向と今後の計画課題の展望を示すことを目的とする。

7-1-2 各章の知見・結論

本論文は序章、本論2編(本研究の位置づけ論, 土地流転の実態の認識論), 結章から構成されている。以下, 各章における具体的知見を示す。

1. 第1編 本研究の位置づけ論

第1編は, 本研究の制度上の位置づけ, 土地流転の全体像における対象地域の特徴と位置づけ, 及び本研究の学術上の位置づけを解説するために, 主に農地流転・農地流動に着目し, 日中比較を通して, 農村の土地流転の関連法制度の動向及び法制度の実施効果である土地流転の展開の全体像を考察し, 関連諸学における農村の土地流転に関する既往研究成果を考察した。

第1章は, 制度上の位置づけ論で, 日中比較を通して, 本研究の制度的位置づけと研究対象地域である瀋陽市尹家街道の特徴と位置づけを明らかにした。

中国と日本の農政・農地制度は, それぞれの自然環境, 人口動態, 国家社会制度などの点においては相違が大きい, 伝統的な家族小農制の存在, 戦後の土地改革による封建的地主制の廃止と「耕作者主義」の確立, 現代の市場経済下での零細農業の劣位性, 農業経営の大規模化・生産性向上・効率化を求めるために農地の担い手への移転・集積, いわゆる農地流動化を促すことなどでは, 共通点も存在する。そして, 日本の農村の農地流動と比べて, 中国農村の農地流転には, ①農民集団所有制の下の動きであり, 農地は農民集団組織によって所有され, 農地流転は経営権のみの移転であること, ②農地の所有者である農民集団組織, 請負者である農民集団組織の構成員である請負農家, と農地の借り手の3者が存在し, 請負農家の権利・志向を優先的に尊重すること, ③農地流転の期間は, 必ず農地の請負期間内であること, ④1990年代半ばより徐々に活発化し, 同一村内の取引が主であるが, 村外の農業経営者への農地貸出の割合が高まっていること, などの特徴である。それは本研究の制度的背景であり, 制度上の位置づけである。

また, 中国における農地流転の全体像において, 経済成長が著しい地域, 東南部の沿海地域や都市近郊地域などの地域では, 農地流転が活発化しており, 経済成長が遅れている地域, 中西部地域や遠郊地域などの地域では, 農地流転の進行が緩慢である。また, 近年ほとんどの農村地域では, 地元の状況に応じた農地流転の仕組みと新たな農業経営のモデルが構築されている。例えば, 温州の“食糧大戸転包”モデル, 上海松江の“家庭農場”モデル, 寧夏平羅の“土地信用合作社”モデル, 山東寧陽の“株式+合作”モデル, 重慶の“股田制公司”モデル, 福

建三明の“請負経営権抵当”モデル等が挙げられる。その内、温州の“食糧大戸転包”モデルと上海松江の“家庭農場”モデルが最も普遍的なモデルである。そして、本研究の対象地域である瀋陽市尹家街道は、都市近郊農村地域であり、2009年前後より農地流転が活発化してきた。また、“食糧大戸転包”が主要な農地流転の方式であり、同時に合作社、企業の農業参入も展開されている。それは本研究の対象地域の土地流転上の特徴と位置づけである。

第2章は、学術上の位置づけ論で、日本と中国の学界における農地流転・農地流動に関する研究を行う関連分野、農学・経済学・社会学などの分野の既往研究成果を把握した上で、本研究の学術的位置づけとその独自性を明らかにした。

日本では、全国の農地流動の展開は緩慢であるため、認定農業者、集落営農組織、農業法人、新規就農者等の担い手への農地集積とその経営管理上の課題に関する研究のほかに、他出あとのUターン就農、他出子弟との繋がり強化による農地管理問題の解消等、日常生活圏内の近隣レベル・集落域レベルの土地利用管理の仕組み整備に関する研究も多く発表されている。また、中国の農村集落の農地流転に関する研究も若干発表されている。一方、中国では、地方、省・市・県、市管轄区内の広域な農村部を対象として扱い、土地流転を地区の社会・経済状況、発展戦略、土地流転市場の建設状況、行政側の管理意識などと結び付けて、土地流転の仕組みや、地域間の差異及びその影響要素等を考察するものが多くみられたが、集落単位の実証研究が少ない。

既往研究により、農地流転及び農家の階層変化の実態を認識する上で、農村地域の社会的ガバナンスや農業経営のあり方を検討する研究蓄積が多いが、農地流転と農家の社会階層の変化を歴史的・社会的視点から認識し、集落単位の土地利用管理の動向とその課題を抽出する研究は十分ではない。それは本研究の学術的背景であり、それによって、本研究は新規性・独自性があると考えられる。

2. 第2編 土地流転実態の認識論

第二編(第3章-第6章)は「認識論」で、第一編の考察を踏まえ、対象地域である中国瀋陽市の都市近郊農村地域・尹家街道を対象に、土地流転の実態とその動向を認識する上で、土地流転の展開論理を検討し、今後の土地利用管理上の課題を明らかにした。

第3章は、街道レベルの認識論で、「隣接するいくつかの集落において、国と地方の農地流転の関連法制度が同じであっても、集落独自の歴史的・社会的性格、農作物の種類、交通条件、

| | 集落の類型 | 貸し手 → 主な借り手 | 村民委員会の役割 | 街道の農地管理部門の役割 |
|----------|---|-----------------------|----------|----------------------|
| 水田集落(11) | ・集落内集積型(3) | ○ 離農農家 → ● 集落内の農家/合作社 | 公証、登録 | |
| | ・集落外貸出型(7) | ○ 離農農家 → ● 集落内の農家/合作社 | 交渉、連絡 | 公証、登録 |
| | ・企業参入型(1) | ○ 離農農家 → ● 企業 | 交渉、連絡 | 情報の収集・提供、交渉、連絡、公証、登録 |
| 畑地集落(4) | ・集落内集積型(2) | ○ 離農農家 → ● 集落内の農家/合作社 | 公証、登録 | |
| | ・集落外貸出型(2) | ○ 離農農家 → ● 集落内の農家/合作社 | 交渉、連絡 | 公証、登録 |
| 備考 | ○ 街道弁事処(尹家集落内に位置する) ● 村民委員会(或いは農家集団経済組織) | | | |

図 7-1 集落の類型化と土地流転の仕組み (図 3-4 の再掲)

行政的役割(行政村, 自然村)などの属性の差異によって, 各集落の農地流転のルートが異なる」という認識の下で, 考察を行った。そして, 農地流転の推進状況によって, 尹家街道の 15 集落は「集落外貸出型(離農者の農地が主に集落外の農家又は農民專業合作社に貸出された 9 集落)」、「集落内集積型(離農者の農地が主に集落内の農家によって吸収された 5 集落)」、「企業参入型(離農者の農地が主に農業企業に貸出された 1 集落)」の 3 類型に分類することができ, さらに類型ごとに土地利用管理上の課題が大きく異なることが分かった(図 7-1)。

第 4 章～第 6 章は, 集落レベルの認識論で, 第 3 章の考察を踏まえ, 類型別集落の代表例を選定し, 集落レベルでの農地と宅地の土地流転の実態とその特徴を把握し, 土地流転を可能にする歴史的・社会的・制度的・地域的要因を分析し, 今後の土地利用計画課題を考察した。

第 4 章は, 集落内集積型・茨榆坨集落(漢民族の集落)を事例として, 考察を進めた。茨榆坨集落では, 2000 年前後より集落内部の農地流転が展開され, 2010 年以降に活発化した。2019 年 6 月時点, 農家の農業経営面積の階層分化が著しくなっており, 全在籍者 441 戸は小規模農家 168 戸(37.9%), 規模拡大農家 75 戸(16.8%), 大規模農家 5 戸(1.1%), 離農農家 193 戸(44.2%, 63 戸は挙家離村した)に分けられる。そして, ヒアリング調査により, 農地と宅地の利用管理において, 階層別農家の実態と志向が異なることが分かった。そのため, それぞれの

志向を尊重する上で、今後集落及び関連地域における土地利用管理の継続に向かう計画を策定することが課題である。

第5章は、集落外貸出型・曙光集落(朝鮮族の開拓集落)を事例として考察を進めた。曙光集落では、在籍者の離農離村が急展開している中で、土地流転による集落外の人や組織(合作社、農業企業等)を受け入れることにより、全ての離農者の請負農地とほとんどの挙家離村者の宅地での土地利用管理の継続が実現されている。その実現においては、土地の権利調整に関する歴史的要因、地域社会的要因、農村土地制度的要因、地域住民・組織の土地需要の変化、仕組みの整備などの5つの側面の要因が存在する。そして、当面の土地利用管理の継続が可能となっているが、今後も安泰という訳ではない。今後、土地利用管理の担い手における多様な選択肢を設定して、土地流転の仕組みを強化することが重要な課題である。

第6章は、企業参入型・尹家集落(漢民族の集落)を事例として、考察を進めた。尹家集落では、企業への農地集積は主に3段階で実行され、借り手企業は3社ある。調査時点では、尹家集落の約210haの農地のうち、企業に集積された農地は約180ha(86%)で、請負農家或いは借り手農家・借り手合作社によって経営されている農地は僅か約30ha(14%)まで減少した。そして、企業の経営管理の経験蓄積の不足によって、多くの課題が露呈している。今後、農地管理部門、花卉卸売企業、花卉・植木生産者の3者の協力によって、花卉基地の運営状況の改善と農地の有効利用を求めることが必要である。一方、企業の農業参入によって、請負農家の離農比率が著しく増加し、請負農家の宅地の居住利用の継続を求めるために、集落内及び周辺地域内の働く場所・就職機会の提供が重要である。また、離村者の増加に伴って、宅地需要のある非在籍者を受け入れることも必要である。

7-2 考察：建築系農村計画学的視点からみた土地流転の認識方法

本研究は、急速に土地流転が進んでおり、都市化の影響を受けつつも農業を維持していこうとしている都市近郊農村地域である尹家街道を対象に、「農村住民の離農離村が進む中で、集住と農業生産が安定化している農村地域において、如何に地域住民の居住動向と住民・組織の需要に応じて、土地流転を促すことによって土地利用管理の担い手を確保し、さらに生活環境の維持・改善を求めるかが地域計画・集落計画上の重要な課題となっている」という課題意識の下で、考察を進めた。

本研究の事例研究では、街道(郷・鎮)レベル・集落(自然村)レベルでの土地流転の実態・仕組み・実現要因、及び今後の課題を明らかにした。そこで得られた知見は、他の土地流転が進んでいる郷級行政区(郷・鎮・街道)及び集落における土地流転の実態認識にも応用できる。本研究で得られた知見を発展させて、郷級行政区(郷・鎮・街道)及び集落における土地流転の実態認識手法を提示する。

7-2-1 郷級行政区における土地流転の実態認識手法

郷級行政区における土地流転(土地利用調整)の実態は、郷級行政組織が把握し、上位行政組織・県級行政組織と共有すべきものである。表7-1で示すように、郷級行政区における土地流転の実態認識は、3段階に分けられる。

段階1では、郷級行政区域内の各集落における土地流転(農地流転、宅地流転、集団建設用地流転)の推進状況を把握する。具体的には、各村民委員会(必要な場合は集落住民も含める)から、土地利用管理の実態、土地流転の規模と仕組み、借り手と貸し手との関係、借り手の属性、土地流転を可能にする要因或いは阻害要因、今後の課題等を把握する。

段階2では、土地流転の推進状況によって集落を類型化する。その上で、郷級行政区域内の土地利用管理の継続における各集落の位置づけと役割を明らかにする。例えば、本研究では、

表7-1 郷級行政区における土地流転の認識手順

段階1 各集落における土地流転の現状把握

各集落における農地流転、宅地流転、さらに集団建設用地流転(一部の農村地域で展開されている)の推進状況を把握する。具体的には、村民委員会と集落住民から、土地利用管理の実態、土地流転の規模と仕組み、借り手と貸し手との関係、借り手の属性、土地流転を可能にする要因と阻害要因、今後の課題等を把握する。

段階2 集落の類型化と類型別集落の役割・発展方向の分析

土地流転の推進状況によって、区域内の集落を類型化する。その上で、郷級行政区域内の土地利用管理の継続における各集落の位置づけと役割を明らかにする。

段階3 土地利用調整課題の抽出と展望

段階1と段階2で得られた知見を踏まえて、今後の土地利用調整課題を抽出・展望する。

農地流転の推進状況によって、尹家街道の15集落は「集落内集積型」，「集落外貸出型」，「企業参入型」の3類型に分類することができる。そのうち，集落内集積型集落では，離農農家の農地の利用継続は集落内部で解決できると同時に，一部の有力農家は周辺集落・周辺地域内の農地も借りて経営している。従って，集落内集積型集落は，郷級行政区域内，さらに

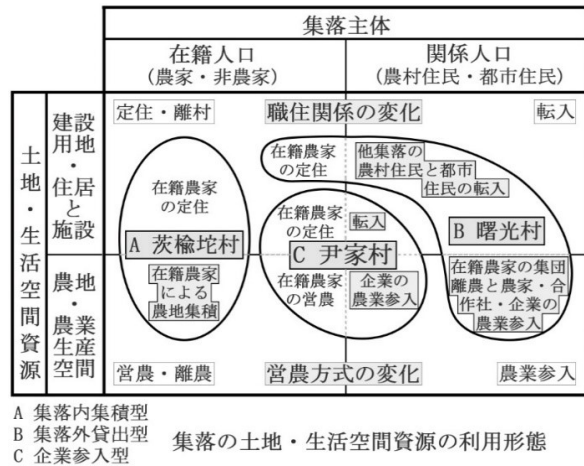


図7-2 農地流転による集落の類型化のモデル図

周辺地域内の農地利用継続において重要な役割を果たしていると言える。その一方で，集落外貸出型集落，企業参入型集落において，離農農家の農地の利用継続には，他集落内の農家・合作社，農業企業などの参入が必要となっている。また，集落外貸出型集落，企業参入型集落では，離農農家の割合が高く，一般的に挙家離村者の割合もより多い。そのため，挙家離村者の宅地の居住利用の継続も課題となっている。このように，類型別集落における土地利用管理の実態と直面する課題が把握であった(図7-1)。

段階3では，上記のことに基づいて，今後土地利用管理の継続に向かう土地利用調整上の課題を抽出・展望する。

7-2-2 集落における土地流転の実態認識手法

集落における土地流転(土地利用調整)の実態は，村民委員会が把握し，上位行政組織・郷級行政組織と共有すべきものである。表7-2で示すように，集落における土地流転の実態認識は，4段階に分けられる。

段階1では，土地流転の歴史的・社会的背景を把握する。具体的には，集落の基礎的状况，住民の社会的特徴，住民の生産隊・村民小組の所属関係に関わる状況等を把握する。

段階2では，土地流転の推進状況を把握する。主に集落住民の土地流転の志向(或いは土地需要)，土地流転の規模・期間・仕組み，借り手と貸し手との関係，借り手の属性，土地利用管理の現状とその空間分布等を把握する。

段階3では，土地流転を可能にする要因或いは土地流転の阻害要因を分析する。ここでは，段階1と段階2で得られた知見を踏まえて，歴史的要因，社会的要因，制度的要因，住民・組織の土地需要の変化，仕組みの整備の状況及び関連主体の役割等の5つの側面から分析できる。

表 7-2 集落における土地流転の認識手順

段階 1 土地流転の歴史的・社会的背景の把握

- ① 集落の基礎的状況の把握。例えば、集落の位置・地形、集落域の空間構成、行政的機能、集落形成の経緯、周辺集落・周辺地域との関係等を把握する。
- ② 集落住民の社会的特徴の把握。例えば、住民の構成・転入時期、民族性、住民間の親戚・親族・友人関係、有力農家・合作社の形成の有無等を把握する。これは、住民の定住性、土地流転における借り手の選定、土地利用管理上の合作関係等と関わる。
- ③ 集落住民の生産隊・村民小組の所属関係に関わる状況の把握。例えば、生産隊・村民小組が所有する土地の分布、構成員に対する土地分配の状況等を把握する。

段階 2 土地流転の推進状況の把握

主に集落住民の土地流転の志向(或いは土地需要)、土地流転の規模・期間・仕組み、借り手と貸し手との関係、借り手の属性、土地利用管理の現状とその空間分布等を把握する。

段階 3 土地流転を可能にする要因或いは土地流転の阻害要因の分析

段階 1 と段階 2 で得られた知見を踏まえて、歴史的要因、社会的要因、制度的要因、住民・組織の土地需要の変化、仕組みの整備の状況及び関連主体の役割等の 5 つの側面から分析できる。

段階 4 土地利用調整課題の抽出と展望

段階 1~段階 3 で得られた知見を踏まえて、今後の土地利用調整課題を抽出・展望する。

段階 4 では、上記のことに基づいて、今後土地利用管理の継続に向かう土地利用調整上の課題を抽出・展望する。

7-2-3 国土空間の段階的構成に応じたボトムアップ型認識手法の展望

序章(0-1-3, 0-2)では、新中国成立後の農村計画は、主にトップダウン型の計画であり、対象農村地域の空間認識や地域社会認識の不足によって計画の実用性・有効性が低く、トップダウン+ボトムアップ型^①の農村計画が必要であると強調した。本研究では、主にボトムアップ型の視点から郷域レベル・集落レベルの土地流転を考察した。ここでは、上記の郷域・集落域レベルの土地流転の認識手法をさらに発展させて、国土空間・生活空間の段階的構成に応じたボトムアップ型の土地流転(土地利用調整)の認識手法を展望する(図 7-3 参考)。

集落レベルの土地流転(土地利用調整)の認識においては、集落における一筆の土地は最小の単位であり、宅地一筆に住宅と家族が対応しており、農地一筆に農家が対応している。そして、宅地、施設用地、農地、山林等のまとまりである集落域(農村部の生活空間の基礎単位)の土地に、集落の地域主体・地域社会が対応している。集落域内の一筆一筆の土地流転を、集落の形成過程、地域主体の居住動向及び土地流転の需要・志向と結び付けて分析することを通じて、集落域レベルの土地流転を認識することができる。

① 「ボトムアップ型計画」とは、対象区域内の各基礎的區域(下位区域)の実態と課題を詳細に把握した上で、その対策を反映させた計画であると筆者は考える。

| | | | |
|-----------------------|---|---|---|
| ボトムアップ型視点+基礎単位と集合体の視点 | ↑ | 行政区域の土地と人・社会との対応 | 地域主体による土地流転(土地利用調整)の実態認識 |
| | ↑ | (省級行政区の集合体) 全国 省域の土地 — 省の地域社会 ↑ 全国の土地 — 全国の人・組織 | ・各省級行政区の土地流転の現状把握とその総体分析 ・省の類型化と類型別省の役割・発展方向・課題の考察 ・国レベルの土地利用調整課題の抽出と展望 |
| | ↑ | 省級 | |
| | ↑ | 地級 | ・(省略) |
| | ↑ | 県級 | ・(省略) |
| | ↑ | (1つ1つの集落の集合体) 郷級 集落域の土地 — 集落の地域社会 ↑ 郷域の土地 — 郷の地域社会 | ・各集落の土地流転の現状把握とその総体分析 ・集落の類型化と類型別集落の役割・発展方向・課題の考察 ・郷レベルの土地利用調整課題の抽出と展望 |
| ↑ | (一筆一筆土地の集合体) 村 宅地一筆 — 住宅・家庭 (集落) 農地一筆 — 農家 ↑ 集落域の土地 — 集落の地域社会 | ・集落の土地流転の歴史的・社会的背景の把握 (基礎) ・一筆一筆の土地流転の推進状況の把握 ・集落域の土地流転の実現要因・阻害要因の分析 ・集落レベルの土地利用調整課題の抽出と展望 | |

図 7-3 集落から国土までのボトムアップ型の認識手法の概略図

一方、「基礎単位と集合体」の視点から見ると、1つの行政区はその区域内の基礎的行政区(下位行政区)の集合体であると認識できる。その為、集落レベルの土地流転の認識は、上位行政区(国・省・市・県・郷)における土地流転の認識ための基礎となり、重要である。集落レベルでの土地流転の推進状況を総合的に分析考察すると、郷級、県級、地級、さらに省級、全国レベルでの土地流転の実態と課題を把握することができる。これは、国土空間の段階的構成に応じたボトムアップ型視点の土地流転の認識手法であると考えられる。

7-3 提言：「人口移動と土地流転を背景とした農村計画策定の提言」

中国では、序章で述べたように、国土空間計画制度(2019年)^①が実施される以前の各級(国・省・市・県・郷の5級)の土地利用総体計画は、「土地利用総体計画管理弁法」^②(元国土資源部、2017年5月実施、2019年7月廃止)の下で策定されていた。2019年に「多規合一(多数の計画の一本化)」方針及び国土空間計画制度の実施によって、「土地利用総体計画管理弁法」が廃止され、農村地域は「多計画」下の共同管理モデルから、農村国土空間を対象とした全要素計画管理モデルに移行したが、新たな国土空間計画制度の下での農村計画体系を如何に構築するかはまだ不明である(馮旭、2021)^③。

ここでは、国土空間計画制度が実施される以前に策定された計画書をもとに、本研究の事例研究で得られた知見に基づき、建築系農村計画学的視点からみた郷レベル・集落レベルでの農村計画策定に関する提言を述べる。

7-3-1 郷(郷・鎮・街道)レベルの農村計画策定の提言

(1) 尹家街道土地利用総体計画の中身とその不足

旧「土地利用総体計画管理弁法」により、郷レベルの土地利用総体計画の要点は、①耕地、基本農田区画の確立、②上位計画である県級計画における土地用途区分、配置、境界の執行、③一筆一筆の土地用途の確立、④鎮と農村居民点の建設用地拡張の境界の確立、⑤土地整理プロジェクトの策定等の5点である。

それに対応して、尹家街道の人民政府が策定した「沈北新区尹家乡(現在の尹家街道)土地利用总体规划(2006-2020年)調整方案(公示稿)」(瀋陽市新北新区尹家郷人民政府、2017.10)では、尹家街道の土地利用総体計画は、土地の用途区分と土地利用規制が主要な内容としており、地域住民・組織による土地利用調整に関する内容がないことが分かった。

(2) 提言

筆者は、今後国土空間計画制度下、郷(郷・鎮・街道)レベルの農村計画の策定には、集落間・地域間の土地利用調整の方針とその仕組みに関する内容を明記すべきであると考えて

① 「中国中央 國務院關於建立国土空間計画体系并監督實施的若干意見」(2019.5.23)参考、中華人民共和國中央人民政府のホームページ、http://www.gov.cn/zhengce/2019-05/23/content_5394187.htm

② 「土地利用総体計画管理弁法(国土資源部部令第72号)」、<https://www.jianshe99.com/gujia/bkzl/wa20190916111047.shtml>

③ 筆者の先輩である馮旭(神戸大学山崎研の卒業生、博士(工学)、中国農業大学副教授、高級都市計画師)は博士卒業後、数年にわたって中国における農村計画体系の展開とその特徴に関する研究を行っている。本研究における中国農村計画体系の把握は、馮旭からの教示による。

いる。具体的には、街道(郷・鎮)の土地管理部門が、区域内の村民委員会から各集落内の土地流転及び土地利用管理の担い手の情報・データを入手し、集落類型化の実態を認識する(認識手法は7-2-1参照)上で、集落内・集落間の土地利用調整の仕組みを含めた土地利用(調整)計画を策定することが必要である。また、計画の実施に関連して、郷級人民政府は区域内・周辺地域内の規模拡大志向・力を持つ農家・組織及び、区域内の空き家・空き地に関する情報システムを定期的に構築・更新・公表することが必要である。さらに、農地の不正利用を防止するために、土地利用管理部門と関連技術者・組織が大規模農業に従事する農家・合作社・企業に対する定期的な監督・指導・必要な支援を提供することが必要である。

7-3-2 集落レベルの農村計画策定の提言

(1)集落計画の中身とその不足

旧「土地利用総体計画管理弁法」より、集落レベルの土地利用総体計画は郷レベルの土地利用総体計画の重要な構成部分である。そして、集落レベルの土地利用総体計画の要点は、①郷レベルの計画における土地用途区分、配置、境界の執行、②農村集団建設用地の利用計画、農村宅基地、公共施設用地等の範囲の確立、③用途別土地の利用規制の3点である。それに対応して、「沈北新区尹家乡(現在の尹家街道)土地利用总体规划(2006-2020年)調整方案(公示稿)」では、集落レベルの土地利用に関する内容は土地利用規制を中心としており、土地利用調整に関する内容はなかった。

また、尹家街道の中心集落である尹家集落の計画(遼寧省城郷建設計画設計院有限責任公司, 2019.10)は、地域経済・地場産業の発展及び、生活環境・生態環境・生活文化的環境の改善を中心としており、土地利用調整の視点と内容はなかった。また、2014年に策定された曙光集落の美麗農村建設計画^①は、集落内景観の改善を中心としており、同じように土地利用調整の視点と内容はなかった。

(2)提言

筆者は、今後国土空間計画制度下、集落レベルの農村計画の策定には、集落内・集落間の土地利用調整の方針とその仕組みに関する内容を明記すべきであると考えている。具体的には、村民委員会と集落住民が、集落自身の地域的性格の認識(認識手法は7-2-2参考)及び街道(郷・鎮)政府の情報システムや制度・支援を活用する上で、一筆一筆の農地・宅地

① 研究室のOBである久元祥禎先輩が瀋陽市の計画設計会社で働く際に、参加した計画書である。

の担い手を確保する為の仕組みを含めた土地利用(調整)計画を策定することが必要である。また、関連情報を街道(郷・鎮)の土地管理部門に共有することが重要である。

7-3-3 国土空間の段階的構成に応じた農村計画策定の提言

最後に、国土空間の段階的空間構成に対応するトップダウン+ボトムアップ型の農村(土地利用調整)計画の策定に関する提言を述べる(図7-3)。

農村部の国土空間は、農村集落(自然村, 村庄)・農村区域で構成されたマルチレベルのシステムであり、各レベルの農村計画のまとまりは農村計画体系となる。そして、従来中国のトップダウン型の農村計画は、上位計画内の任務・戦略の執行, 国土空間の微細化と用途区分, 指標の伝達等が計画策定の中心となり、農村地域の歴史的・社会的性格の把握, 地域空間の形成・利用・管理の担い手の確保, 地域運営の仕組みの整備等に関する意識が薄いことが指摘できる。そのため、ボトムアップ型の視点(基礎単位と集合体の視点)から、下位行政区の実態把握と総合分析を踏まえた農村計画の策定が重要であり、必要であると考え。さらに、今後、国土空間計画制度の下で、トップダウン+ボトムアップ視点から、レベルご

| トップダウン型視点 (上位計画内任務の執行と計画策定) | | + | ボトムアップ型視点 (下位行政区の実態把握と計画策定) | |
|--------------------------------|---|---|---|-----------|
| 全国 ↓ | ・国レベルの土地利用計画 | | ・国内の各省の土地流転の把握と総体的分析 ・国レベルの土地利用調整戦略と計画の策定 | 全国 ↑ |
| 省級 ↓ | ・国級の土地利用任務の執行 ・重大な土地利用問題の解決 ・土地利用の用途区分 | | ・省内の各地級行政区の土地流転の把握と総体的分析 ・省レベルの土地利用調整戦略と計画の策定 | 省級 ↑ |
| 地級 ↓ | ⋮ (省略) | | ⋮ (省略) | 地級 ↑ |
| 県級 ↓ | | | | 県級 ↑ |
| 郷級 ↓ | ・県級計画における土地用途区分、配置、境界の執行 ・土地用途別の範囲の確立 | | ・郷域内の各集落の土地流転の把握と総体的分析 ・郷レベルの土地利用調整戦略と計画の策定 | 郷級 ↑ |
| 村 (集落) | ・郷級計画における土地用途区分、配置、境界の執行 ・土地用途別の範囲の確立 | | ・集落域内の一筆一筆の土地流転の認識と総体的分析 ・集落レベルの土地利用調整戦略と計画の策定 | 村 (集落) |

図7-4 トップダウン+ボトムアップ型の農村(土地利用調整)計画の概略図

との農村計画の計画主体，計画目標，課題，中身等を確立し，計画レベル間の情報伝達の関係性を明確にすることが必要であると考ええる。

そこで，本研究は主にこのような農村計画体系の基礎である集落（村庄）の実態把握，総合分析及び課題抽出に注目している。今後、筆者は博士課程で得た研究成果をもとに農村計画体系の確立に向けて、継続して研究を進めていきたい。

図・表リスト

序章

| | | |
|-------|---------------------------------|----|
| 図0-1 | 中国の農村住民の人口数と総人口に占める農村住民の割合..... | 3 |
| 図0-2 | 国内総生産に占める第一次産業総生産の割合..... | 4 |
| 図0-3 | 農村部の就業人口と第一次産業就業人口の割合..... | 4 |
| 図0-4 | 農村集落の総面積と数..... | 5 |
| 図0-5 | 集落内の新築住宅と1人あたり宅地の面積..... | 5 |
| 図0-6 | 中国における農村計画体系の発展過程..... | 8 |
| 図0-7 | 日本における建築系農村計画研究に関する学術組織の展開..... | 11 |
| 図0-8 | 焦点課題の類型とその関連背景..... | 13 |
| 図0-9 | 空間構造（土地利用）の安定..... | 18 |
| 表0-1 | 問題の所在と研究の視点..... | 19 |
| 図0-10 | 農地流転の概略図..... | 21 |
| 図0-11 | 宅地流転の概略図..... | 21 |
| 表0-2 | 中国農村の土地流転と日本農村の土地流動化との比較..... | 22 |
| 表0-3 | 中国の農地流転と日本の農地流動化との比較..... | 22 |
| 図0-12 | 中国東北地方の位置と地形..... | 23 |
| 図0-13 | 主体機能区と東北地方の主要都市..... | 24 |
| 図0-14 | 中国と日本の行政区画の設定状況..... | 26 |
| 表0-4 | 遼寧省瀋陽市瀋北新区尹家街道の基礎状況とスケール..... | 27 |
| 表0-5 | 瀋北新区の既存集落の形成時期..... | 28 |
| 図0-15 | 瀋北新区の発展計画モデル図..... | 29 |
| 図0-16 | 研究の枠組み..... | 31 |
| 表0-6 | 博士研究の調査表..... | 32 |
| 図0-17 | 論文の構成..... | 33 |

第1編 農村の土地流転における関連法制度動向・展開概況と既往研究成果 —農地流転・農地流動を中心にして—(位置づけ論)

第1章 日中比較からみた農村の土地流転の関連法制度動向と展開概況

—農地流転・農地流動を中心に—

| | | |
|------|------------------------------------|----|
| 表1-1 | 農地流動の関連法制度の制定・改正と主要内容..... | 47 |
| 図1-1 | 農地流動・農地集積の面積の推移と進まない理由..... | 51 |
| 図1-2 | 農地の権利移動面積..... | 52 |
| 図1-3 | 農地バンク（農地中間管理機構）による担い手への農地集積状況..... | 52 |
| 図1-4 | 農地の権利移動面積..... | 54 |
| 図1-5 | 法人経営体の構成..... | 54 |
| 図1-6 | 基幹的農業従事者数(非法人の家族経営体)の構成（全国）..... | 55 |
| 図1-7 | 農業経営体数と組織経営体数..... | 55 |
| 表1-2 | 新規就農者数の推移..... | 56 |
| 図1-8 | 地域別の担い手への農地集積率..... | 57 |
| 図1-9 | 2020年3月末時点の日本全土の農地集積の状況..... | 57 |
| 表1-3 | 土地流転に関する制度・法律条文の展開..... | 59 |

第2章 関連諸学における農村の土地流転に関する既往研究成果

—農地流転・農地流動を中心に—

| | | |
|------|----------------------------------|----|
| 図2-1 | 2021年8月2日まで土地流転の研究を行う分野と論文数..... | 73 |
|------|----------------------------------|----|

第2編 瀋陽市尹家街道の農村集落における土地流転の実態と仕組み(実態認識論)

第3章 農地の土地流転による集落の類型化とその仕組み

—瀋陽市尹家街道の場合—

| | | |
|------|-----------------------|----|
| 図3-1 | 瀋陽市瀋北新区・尹家街道の位置..... | 83 |
| 表3-1 | 瀋北新区の既存集落の形成時期..... | 84 |
| 図3-2 | 尹家街道の集落の分布..... | 84 |
| 表3-2 | 瀋北新区・尹家街道の人口の増減..... | 85 |
| 表3-3 | 尹家街道における農地流動化の概況..... | 86 |

| | | |
|-------|------------------------------|----|
| 図 3-3 | 集落類型別の空間分布..... | 87 |
| 表 3-4 | 尹家街道における土地流転の方式と借り手のタイプ..... | 88 |
| 図 3-4 | 集落の類型化と土地流転の仕組み..... | 93 |

第 4 章 集落内集積集落・農家の階層分化からみた土地利用の実態とその課題

—茨榆坨集落(漢民族の集落)を事例に—

| | | |
|-------|----------------------------------|-----|
| 図 4-1 | 研究の課題と枠組み..... | 102 |
| 図 4-2 | 茨榆坨集落の位置..... | 105 |
| 図 4-3 | 茨榆坨集落の空間構成と生活域のドローン空撮..... | 105 |
| 表 4-1 | 階層ごとの在籍者の戸数と経営面積..... | 107 |
| 図 4-4 | 階層別農家の宅地の分布と農家間の賃貸借関係..... | 108 |
| 表 4-2 | 転入時期別の姓氏家系における階層ごとの農家の戸数と比率..... | 109 |
| 図 4-5 | 新中国前に転入した姓氏の集中区域と宅地の区画数..... | 109 |
| 図 4-6 | 生産隊と村民小組の展開..... | 110 |
| 図 4-7 | 旧生産隊の居住域..... | 110 |
| 表 4-3 | 村民小組における 1 人当たりの請負農地の面積..... | 111 |
| 図 4-8 | 旧生産隊の集住区域と農地の貸し手・借り手の分布..... | 111 |
| 図 4-9 | 集落外の農地の賃借状況..... | 112 |
| 表 4-3 | 階層別在住農家による農地・宅地の利用の実態とその意向..... | 115 |

第 5 章 集落外貸出型集落・農地と宅地での土地流転を支える要因と今後の課題

—曙光集落(朝鮮族の開拓集落)を事例に—

| | | |
|-------|--------------------------|-----|
| 図 5-1 | 瀋陽市の行政域と曙光集落..... | 127 |
| 図 5-2 | 瀋北新区の地区構成と曙光集落..... | 127 |
| 図 5-3 | 曙光集落の空間構成..... | 128 |
| 図 5-4 | 屋敷地と住宅のモデル図..... | 128 |
| 図 5-5 | 土地の権利調整の歴史的経緯と最近の動向..... | 131 |
| 図 5-6 | 農地流転の仕組み..... | 134 |
| 図 5-7 | 農地利用の担い手とその借地の空間分布..... | 135 |

| | | |
|-------|----------------------------|-----|
| 表 5-1 | 在籍居住者の概況..... | 137 |
| 表 5-2 | 宅地の利用者・管理者の構成..... | 137 |
| 表 5-3 | 世帯類型別者による宅地の利用管理..... | 138 |
| 表 5-4 | 他集落の住民による宅地利用 15 例の一覧..... | 139 |
| 表 5-5 | 都市住民による宅地利用 22 例の一覧..... | 140 |
| 図 5-8 | 宅地流転の仕組み..... | 142 |
| 図 5-9 | 宅地利用管理の担い手とその宅地の空間分布..... | 143 |
| 表 5-6 | 農地流転と宅地流転の比較分析..... | 145 |

第 6 章 企業参入型集落・農地と宅地での土地利用の実態・変化及びその課題

—尹家集落(漢民族の集落)を事例に—

| | | |
|-------|------------------------------------|-----|
| 図 6-1 | 尹家集落の位置..... | 155 |
| 図 6-2 | 尹家集落の空間構成の現状(2019 年 11 月)..... | 156 |
| 図 6-3 | 土地所有・土地利用の変容の概況..... | 157 |
| 図 6-4 | 花卉卸売企業に貸出された農地の利用実態..... | 159 |
| 表 6-1 | 調査対象者である緑馨花卉基地の生産者 27 名の概況..... | 161 |
| 図 6-5 | プロジェクトの計画図..... | 162 |
| 表 6-2 | 112 名の調査対象者である宅地利用者の構成..... | 164 |
| 図 6-6 | 村民小組別の居住域における調査対象者である宅地利用者の構成..... | 165 |
| 表 6-3 | 宅地利用者 22 例の基本情報と職住関係..... | 166 |
| 図 6-7 | 農地利用と宅地利用に関わる課題..... | 167 |

結章 本研究の結論・考察・提言

| | | |
|-------|--------------------------------------|-----|
| 図 7-1 | 集落の類型化と土地流転の仕組み..... | 176 |
| 表 7-1 | 郷級行政区における土地流転の認識手順..... | 178 |
| 図 7-2 | 農地流転による集落の類型化のモデル図..... | 179 |
| 表 7-2 | 集落における土地流転の認識手順..... | 180 |
| 図 7-3 | 集落から国土までのボトムアップ型の認識手法の概略図..... | 181 |
| 図 7-4 | トップダウン+ボトムアップ型の農村(土地利用調整)計画の概略図..... | 184 |

既発表論文・計画書等業績のリスト

○審査付論文

- 1) Ran ZHANG, Marika Miyazaki, Juichi YAMAZAKI, Hidefumi YAMAGUCHI: The Life Support by Elderly Welfare Policy and Dwelling Environment in Rural Village- As a Case Study of Touge Village in Monzen-cho, Wajima City -, 11th International Symposium on Architectural Interchanges in Asia (ISAIA 2016), 2016.09
- 2) 張 然, 山崎寿一, 山口秀文: 都市近郊農村の居民点維持に向けた宅地の利用・管理の実態に関する考察—中国遼寧省瀋陽市瀋北新区尹家街道曙光村の場合—, 日本建築学会第13回住宅系研究報告会論文集, pp.153-162, 2018.11
- 3) 山口秀文, 山崎寿一, 樋野智大, 張京花, 張 然: 都市近郊農村における世代交代に着目した家と農業の継承とその意向に関する事例研究 : 神戸市北区長尾町岡集落を事例として(論文特集号), 農村計画学会誌, pp.178-186, 2019-11
- 4) 張 然, 山崎寿一, 山口秀文: 中国瀋陽・都市近郊農村における土地流転と在住農家の階層化に関する考察—漢族集落・茨榆坨村(しゅいむら)を事例に—, 日本建築学会第14回住宅系研究報告会論文集, pp.221-228, 2019.12
- 5) 張 然, 山崎寿一: 中国東北地方における土地流転からみた農村集落の類型化とその計画課題—遼寧省瀋陽市瀋北新区・尹家街道を事例に—, 日本建築学会計画系論文集, 第85巻, 第768号, pp.285-295, 2020.2
- 6) 張 然, 山崎寿一, 山口秀文: 中国瀋陽市近郊・企業参入型の農村集落における農地と宅地の利用実態及びその課題—瀋陽市尹家街道の尹家集落を対象に—, 農村計画学会誌第39巻(論文特集号), pp.200-209, 2020.11
- 7) 張 然, 山崎寿一, 山口秀文: 中国瀋陽・都市近郊農村における企業の農業参入と土地の継続的利用に関する考察—瀋陽市尹家街道の尹家集落を対象に—, 日本建築学会第15回住宅系研究報告会論文集, pp.45-54, 2020.12
- 8) 張 然, 馮 旭, 山口秀文: 日本における建築系農村計画研究の展開とその啓発—農村計画委員会設立50周年アーカイブをもとに—, (中国)国際都市計画(2021年4月採用決定・印刷中)

- 9) 張 然, 山崎寿一, 山口秀文, 曲藝: 中国東北地方の農村集落における農地と宅地での土地流転を支える要因と今後の課題—瀋陽市尹家街道・曙光集落(朝鮮族の開拓集落)を事例に一, 日本建築学会計画系論文集, 第 86 巻, 第 784 号, pp.1661-1671, 2021.6
- 10) 張 然, 山崎寿一, 山口秀文, 曲藝: 中国東北地方の農村集落における農家の階層分化からみた土地流転の実態と課題—瀋陽市尹家街道・茨榆坨集落(漢民族の集落)を事例として— (2021 年 8 月採用, 2022 年 1 月号第 87 巻第 791 号掲載)

○参考論文(日本建築学会大会・近畿支部)

- 11) 張 然, 宮崎毬加, 山崎寿一, 山口秀文: 農村地域の高齢者交流拠点"たまり場住宅"の変容に関する考察 —輪島市門前町道下(とうげ)集落 2015 年調査より—, 日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系(56), 253-256, 2016-06-25
- 12) 張 然, 宮崎毬加, 山崎寿一, 山口秀文: 農村地域の高齢者交流拠点"たまり場住宅"の変容に関する研究 その 1 輪島市門前町道下(とうげ)集落 2015 年調査より, 建築学会大会・農村計画(2016), 75-76, 2016-08-24
- 13) 宮崎毬加, 張 然, 山崎寿一, 山口秀文: 農村地域の高齢者交流拠点"たまり場住宅"の変容に関する考察 その 2 輪島市門前町道下(とうげ)集落 2015 年調査より, 建築学会大会・農村計画(2016), 77-78, 2016-08-24
- 14) 張 然, 山崎寿一, 山口秀文: 中国・瀋陽市尹家街道曙光村における近郊農村土地利用の集約化に関する考察—農村地域の安心居住に関する研究—, 日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (58), 177-180, 2018-06-23
- 15) 張 然: 都市近郊農業地域における農地の集約化に伴う宅地の利活用に関する考察 中国東北地方・瀋陽市瀋北新区尹家街道曙光村 2017 年調査より, 建築学会大会・農村計画 (2018), 209-210, 2018-07-20
- 16) 張 然, 山崎寿一, 山口秀文: 中国東北地方の農村集落における集住形態と土地利用に関する考察—尹家街道・茨榆坨村(漢民族集落)を対象に一, 日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系, 2019

○計画書

- 17) 岡地区里づくり計画策定委員会, 岡地区里づくり計画策定グループ(神戸大学山崎山口研究室, 山崎寿一, 山口秀文, 樋野智大, 張 然, 家入健, 岡野さくら): 岡里づくり計画～誇りと信頼を未来へ~, 神戸市北区長尾町の里づくり計画, 2017年9月10日, <http://www.city.kobe.lg.jp/business/promotion/industry/agriculture/img/nagaookaH29.pdf>
- 18) 神戸大学大学院工学研究科 建築学専攻 生活環境計画研究室(神戸大学山崎山口研究室, 山崎寿一, 山口秀文, 張 然, 家入健, 岡野さくら, 樋野智大, 宮入彩, 宮崎毬加): 神戸市北区長尾町岡地区 里づくり計画策定のための調査研究資料編(内部資料), 2017年9月

○書籍のはしがき

- 19) 広田純一(編集者代表)・山崎寿一・糸長浩司らが編集した「震災復興から俯瞰する農村計画学の未来」(農林統計出版株式会社発行, 2019.2)のはしがき(中国語表記)

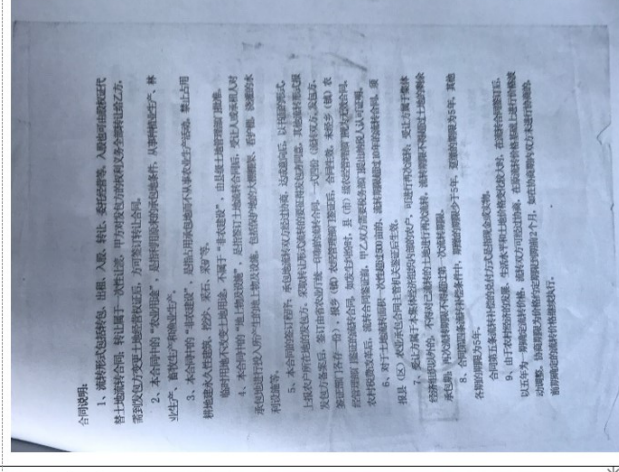
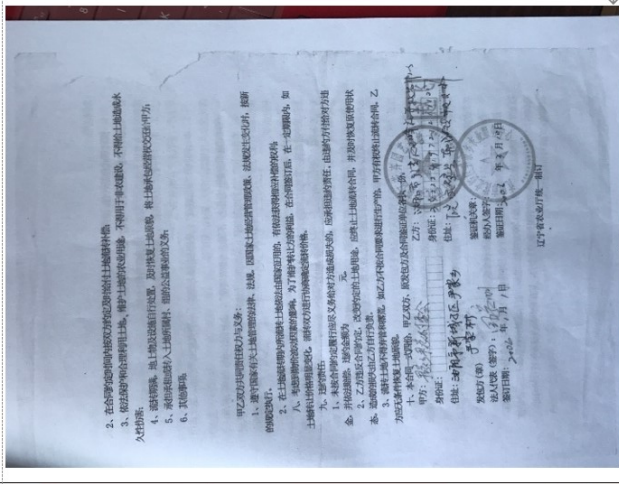
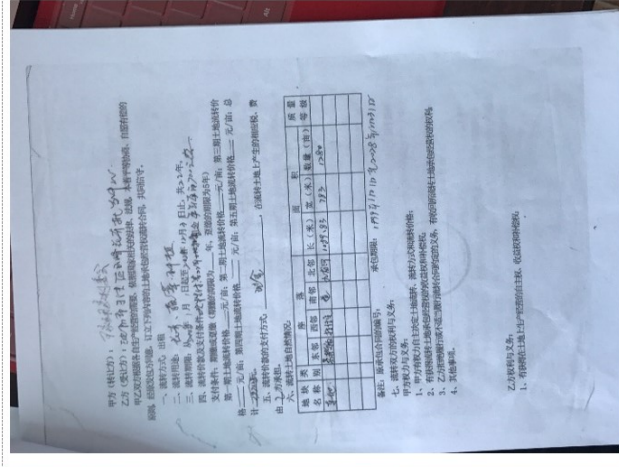
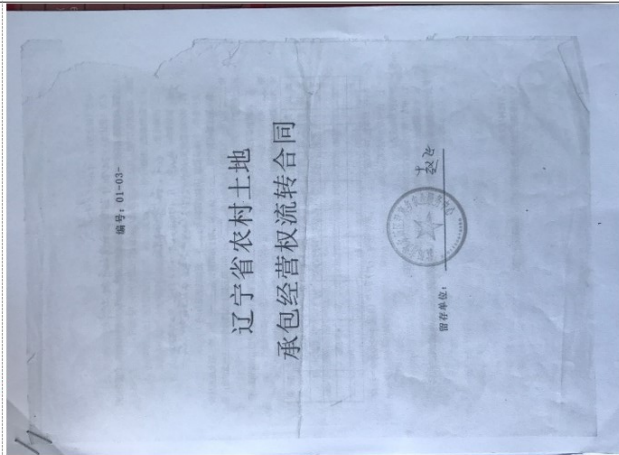
資料編
現地調査の資料・写真

調査1 尹家街道現地調査の写真

2017年9月～10月現地調査より

1-1-1 農地流転の契約書の写真(契約書の例)

表紙



p 2

p 3

p 4

「遼寧省農村土地請負經營權流転 合同(契約書)」

貸し手:尹家集落村民委員会
 借り手:花卉園芸基地
 中身:土地流転の形式、用途、期限、価格、土地の範囲など

中身:
 借り手と貸し手の権利と義務

中身:契約書の説明

2017年9月30日~10月4日に尹家街道の街道弁事処(役場)農業科(農業に関する業務を担う部署)農地管理部門から借覽

1-2 「2016年度尹家街道・農村經濟基本狀況統計表」(P1・農村經濟基本狀況統計)

2016 尹家街道 (表一) 农村经济基本情况统计表

| 指标 | 一、基层组织 | | | | | | 二、农户及人口情况 | | | | | | 三、汇总劳动力数 | | | | | | | |
|--------|--------|------|----------|----------|---------|-----------|-----------|------|-------|--------|-----|-------|----------|--------|---------|-----------|------|-----|-----|-----|
| | 汇总乡镇数 | 汇总村数 | 村集体经济组织数 | 村集体经济组织数 | 汇总村民小组数 | 汇总个体经济组织数 | 汇总农户数 | 纯农户 | 农业兼业户 | 非农业兼业户 | 非农户 | 汇总人口数 | 从事家庭经营 | 从事第一产业 | 外出务工劳动力 | 常年外出务工劳动力 | 县外省内 | 省外 | | |
| | 个 | 个 | 个 | 个 | 个 | 个 | 户 | 户 | 户 | 户 | 户 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| 尹家街道合计 | 1 | 15 | 15 | 0 | 71 | 0 | 4240 | 1935 | 1524 | 438 | 343 | 14787 | 8659 | 6292 | 3300 | 2367 | 1459 | 686 | 288 | 485 |
| 穆家村 | | 1 | 1 | 1 | 6 | | 278 | 139 | 102 | 25 | 12 | 1046 | 612 | 517 | 260 | 95 | 54 | 32 | 21 | 1 |
| 茨榆村 | | 1 | 1 | 1 | 8 | | 441 | 220 | 174 | 25 | 22 | 1621 | 903 | 853 | 430 | 50 | 50 | 23 | 16 | 11 |
| 创业村 | | 1 | 1 | 1 | 2 | | 165 | 34 | 65 | 32 | 34 | 555 | 375 | 110 | 55 | 265 | 180 | 45 | 15 | 120 |
| 沟子沿村 | | 1 | 1 | 1 | 12 | | 620 | 290 | 240 | 40 | 50 | 2007 | 1119 | 777 | 410 | 342 | 218 | 156 | 62 | |
| 永丰村 | | 1 | 1 | 1 | 5 | | 232 | 56 | 52 | 63 | 61 | 847 | 486 | 249 | 124 | 237 | 237 | 32 | 25 | 180 |
| 尹家村 | | 1 | 1 | 1 | 4 | | 406 | 162 | 122 | 55 | 67 | 1146 | 683 | 526 | 348 | 157 | 56 | 19 | 28 | 9 |
| 新农村 | 1 | 1 | 1 | 1 | 9 | | 623 | 310 | 260 | 36 | 17 | 2142 | 1109 | 910 | 455 | 199 | 199 | 143 | 56 | |
| 小营子村 | | 1 | 1 | 1 | 5 | | 271 | 135 | 110 | 17 | 9 | 1001 | 736 | 444 | 222 | 292 | 89 | 62 | 21 | 6 |
| 下坎子村 | | 1 | 1 | 1 | 2 | | 180 | 90 | 70 | 15 | 5 | 636 | 381 | 296 | 148 | 85 | 39 | 24 | 15 | |
| 西拉拉村 | | 1 | 1 | 1 | 2 | | 106 | 53 | 32 | 17 | 4 | 404 | 206 | 196 | 98 | 10 | 5 | 5 | | |
| 曙光村 | | 1 | 1 | 1 | 4 | | 139 | 42 | 23 | 36 | 38 | 684 | 405 | 115 | 53 | 290 | 200 | 50 | | 150 |
| 马家村 | | 1 | 1 | 1 | 2 | | 155 | 90 | 50 | 12 | 3 | 548 | 299 | 283 | 140 | 16 | 16 | 8 | 8 | |
| 六间房村 | | 1 | 1 | 1 | 2 | | 115 | 60 | 35 | 15 | 5 | 429 | 240 | 131 | 115 | 109 | 20 | 11 | 6 | 3 |
| 光粟村 | | 1 | 1 | 1 | 4 | | 260 | 130 | 97 | 25 | 8 | 918 | 603 | 428 | 214 | 175 | 67 | 52 | 10 | 5 |
| 东拉拉村 | | 1 | 1 | 1 | 4 | | 249 | 124 | 92 | 25 | 8 | 803 | 502 | 457 | 228 | 45 | 29 | 24 | 5 | 5 |

2017年10月11日に尹家街道の街道办事处農業科農地管理部門から入手。

1-2 「2016年度尹家街道·農村經濟基本狀況統計表」(P2) 集團所有的農地的總面積·農家的經營規模)

| 指 标 | 四、集体所有的农用地总面积 | | | | | | | | | | | 五、农户经营耕地规模情况 | | | | | | | |
|--------|---------------|---------|---------|----|------------|----|------------|----|------------|------|--------------|--------------|---------------|-------------|----------------|----------------|-----------------|------------------|----------------|
| | 耕地 | 归村所有的面积 | 归组所有的面积 | 园地 | 园地家庭承包经营面积 | 林地 | 林地家庭承包经营面积 | 草地 | 草地家庭承包经营面积 | 养殖水面 | 养殖水面家庭承包经营面积 | 其他 | 经营耕地10亩以下的农户数 | 其中未经营耕地的农户数 | 经营耕地10-30亩的农户数 | 经营耕地30-50亩的农户数 | 经营耕地50-100亩的农户数 | 经营耕地100-200亩的农户数 | 经营耕地200亩以上的农户数 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代 码 | 21 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 |
| 单 位 | 亩 | 亩 | 亩 | 亩 | 亩 | 亩 | 亩 | 亩 | 亩 | 亩 | 亩 | 亩 | 户 | 户 | 户 | 户 | 户 | 户 | 户 |
| 尹家街道合计 | 58106 | 57900 | 0 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 156 | 0 | 0 | 955 | 0 | 3277 | 8 | 0 | 0 | |
| 穆家村 | 4698 | 4698 | | | | | | | | | | | 29 | | 249 | | | | |
| 茨榆村 | 6319 | 6219 | | | | | 100 | | | | | | 48 | | 393 | | | | |
| 创业村 | 1212 | 1212 | | | | | | | | | | | 121 | | 44 | | | | |
| 沟子沿村 | 12726 | 12676 | | 50 | | | | | | | | | 64 | | 556 | | | | |
| 永丰村 | 2994 | 2994 | | | | | | | | | | | 26 | | 206 | | | | |
| 尹家村 | 3153 | 3153 | | | | | | | | | | | 294 | | 104 | 8 | | | |
| 新农村 | 7639 | 7639 | | | | | | | | | | | 75 | | 548 | | | | |
| 小营子村 | 3742 | 3711 | | | | | | | | 31 | | | 28 | | 243 | | | | |
| 下坎子村 | 1518 | 1518 | | | | | | | | | | | 140 | | 40 | | | | |
| 西拉拉村 | 1519 | 1519 | | | | | | | | | | | 33 | | 73 | | | | |
| 曙光村 | 2636 | 2636 | | | | | | | | | | | 16 | | 123 | | | | |
| 马家村 | 2348 | 2348 | | | | | | | | | | | 19 | | 136 | | | | |
| 六间房村 | 1985 | 1985 | | | | | | | | | | | 5 | | 110 | | | | |
| 光荣村 | 2759 | 2734 | | | | | | | | 25 | | | 28 | | 232 | | | | |
| 东拉拉村 | 2858 | 2858 | | | | | | | | | | | 29 | | 220 | | | | |

2017年10月11日に尹家街道の街道弁事処農業科農地管理部門から入手

1-2 「2016年度尹家街道・農村經濟基本狀況統計表」(P3) 農地流轉的關連狀況

2016 尹家街道 (表二) 农村土地承包经营及管理情况统计表

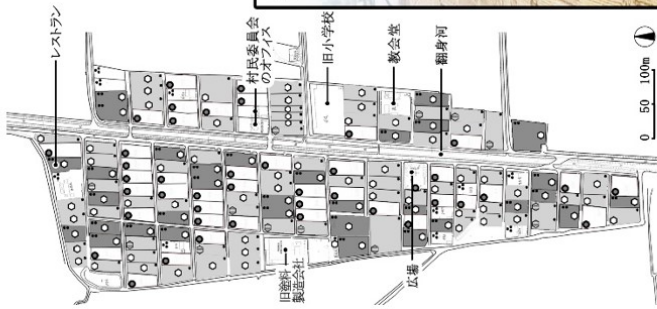
| 指标 | 一、耕地承包情况 | | | | | | | | | | 二、家庭承包耕地流转情况 | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------------|----------|---------------|-------|-------------|-------|-------|----|-------|--------------------|----------------|------|---------|------------|---------|-----------|-------------|------------|----------|-----------|------|-----|-------|------|
| | (-) 家庭承包耕地流转总面积 | | | | | | | | | | (-) 家庭承包耕地流转去向 | | | | | | | | | | | | | |
| | 家庭承包经营的农户数 | 家庭承包合同份数 | 颁发土地承包经营权证书份数 | 机动地面积 | 家庭承包耕地流转总面积 | 转包 | 转让 | 互换 | 出租 | 其中：出租给本集体经济组织以外的农户 | 股份合作 | 其他形式 | 流转农户的面积 | 流入专业合作社的面积 | 流入企业的面积 | 流入其他主体的面积 | 流转用于农业生产的面积 | 流出承包耕地的农户数 | 签订流转合同份数 | 签订流转合同的面积 | | | | |
| 代码 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | |
| 尹家街道合计 | 56759 | 3939 | 3939 | 0 | 1141 | 46484 | 17800 | 0 | 28684 | 0 | 0 | 0 | 35806 | 6856 | 3302 | 520 | 28438 | 3152 | 3152 | 46484 | | | | |
| 穆家村 | 4544 | 278 | 278 | | 154 | 3036 | | | 3036 | | | | 3036 | | | | | | | 1000 | 200 | 200 | 3036 | |
| 茨榆村 | 6083 | 425 | 425 | | 136 | 4281 | 3861 | | 420 | | | | 3861 | 420 | | | | | | 4281 | 330 | 330 | 4281 | |
| 创业村 | 1212 | 158 | 158 | | | 1212 | | | 1212 | | | | 632 | | 580 | | | | | 632 | 158 | 158 | 1212 | |
| 沟子沿村 | 12576 | 570 | 570 | | 100 | 10438 | 8218 | | 2220 | | | | 10338 | | | 100 | 8000 | 500 | 500 | 8000 | 500 | 500 | 10438 | |
| 永丰村 | 2976 | 231 | 231 | | 18 | 2976 | | | 2976 | | | | | | | | | | | 2976 | 231 | 231 | 2976 | |
| 尹家村 | 3106 | 277 | 277 | | 47 | 3000 | 556 | | 2444 | | | | 556 | 632 | 1812 | | | | | 1175 | 250 | 250 | 3000 | |
| 新农村 | 7403 | 622 | 622 | | 236 | 7000 | 290 | | 6710 | | | | 6176 | 500 | 34 | 290 | | | | | 550 | 550 | 7000 | |
| 小营子村 | 3546 | 257 | 257 | | 165 | 2957 | | | 2957 | | | | 2897 | | | 60 | 2003 | 150 | 150 | 2003 | 150 | 150 | 2957 | |
| 下坎子村 | 1498 | 177 | 177 | | 20 | 1400 | 1400 | | | | | | 1400 | | | | | | | 617 | 140 | 140 | 1400 | |
| 西拉拉村 | 1453 | 95 | 95 | | 66 | 839 | | | 839 | | | | 839 | | | | | | | 839 | 50 | 50 | 839 | |
| 曙光村 | 2584 | 135 | 135 | | 52 | 2499 | | | 2499 | | | | | 2012 | 487 | | | | | 2012 | 129 | 129 | 2499 | |
| 马家村 | 2318 | 137 | 137 | | 30 | 1538 | | | 1538 | | | | 1538 | | | | | | | | 300 | 77 | 77 | 1538 |
| 六间房村 | 1932 | 110 | 110 | | 53 | 963 | | | 963 | | | | 647 | 316 | | | | | | | 647 | 37 | 37 | 963 |
| 光荣村 | 2702 | 237 | 237 | | 32 | 1903 | 1422 | | 481 | | | | 1833 | | | 70 | 1903 | 200 | 200 | | 200 | 200 | 1903 | |
| 东拉拉村 | 2826 | 230 | 230 | | 32 | 2442 | 2053 | | 389 | | | | 2053 | | 389 | | | | | | 2053 | 150 | 150 | 2442 |

2017年10月11日に尹家街道の街道弁事処農業科農地管理部門から入手

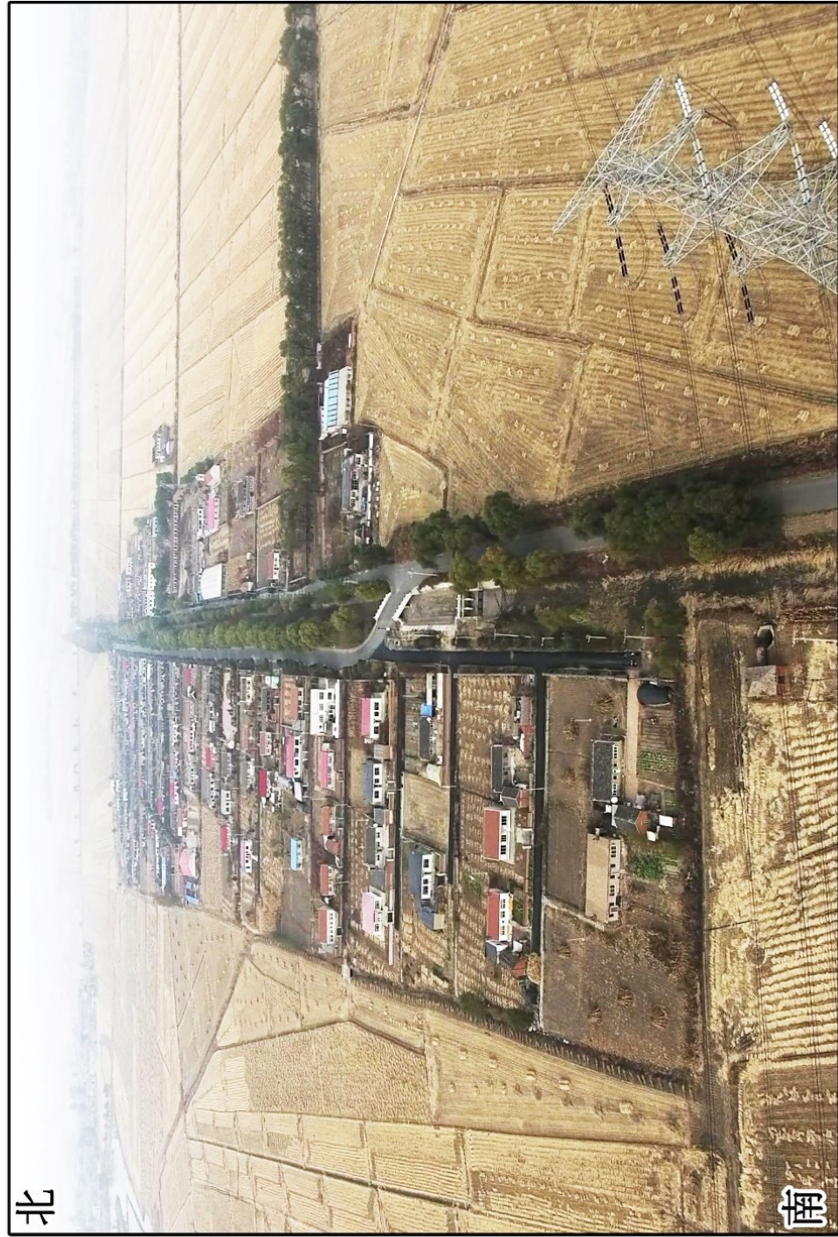
調査2 曙光集落現地調査の写真

2017年9月～10月現地調査より

2-1 曙光集落のドローン空撮



2017. 10. 27 ドローン空撮



2-1 2017年9-10月・曙光集落の現地調査の写真



朝鮮族のレストラン



重陽節・老人会の食事会



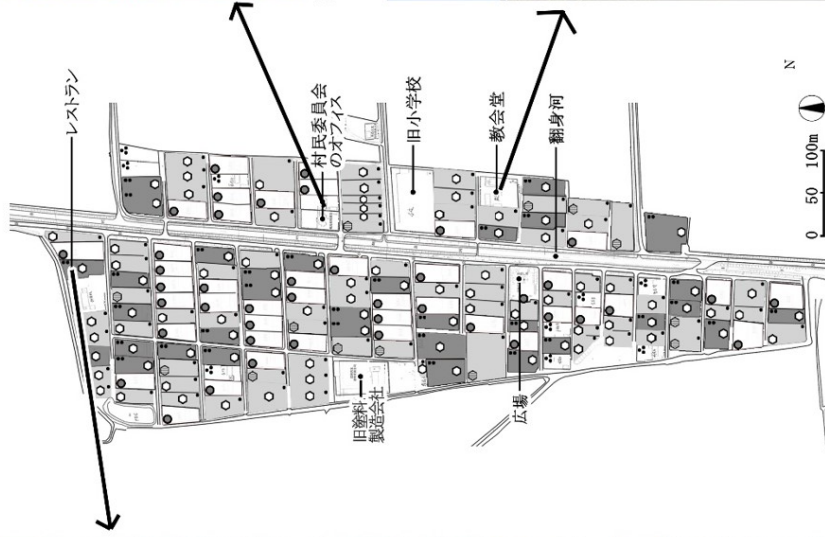
住宅



村民委員会



教会の礼拝堂



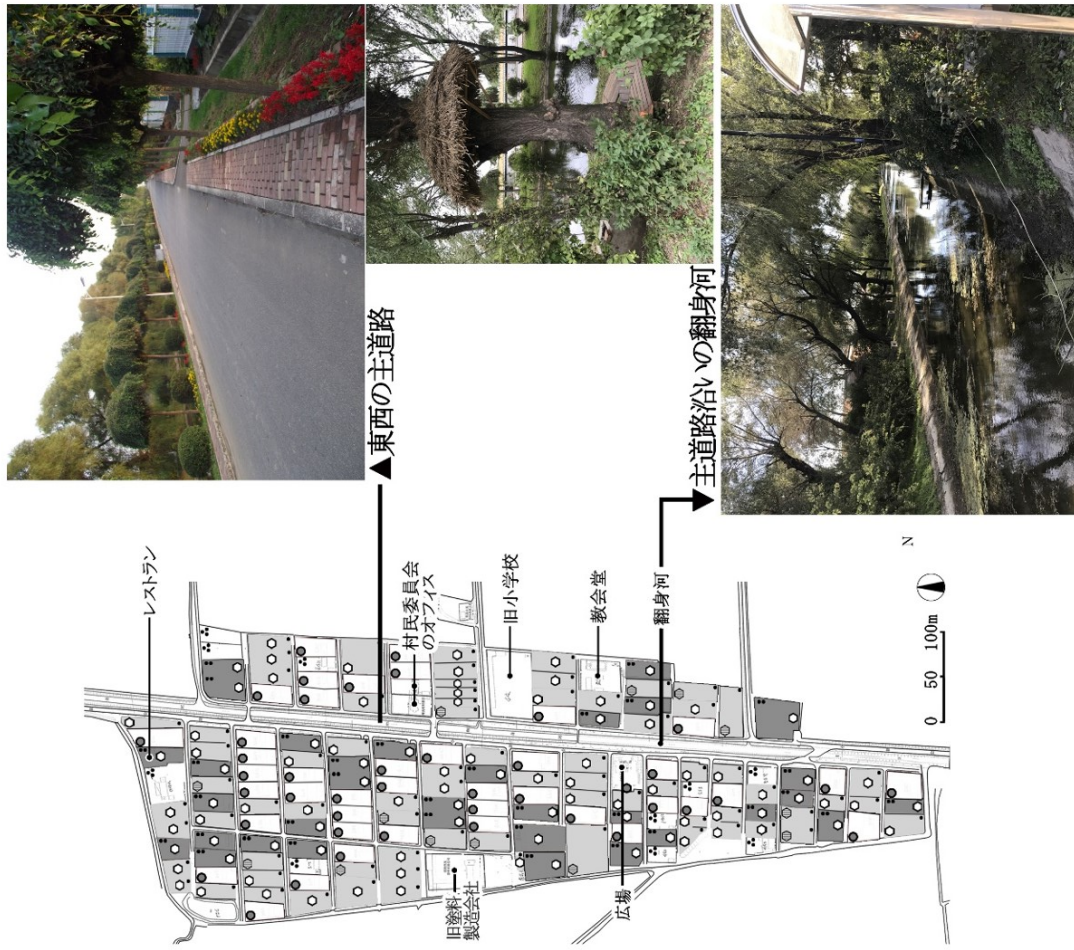
2-1 2017年9-10月・曙光集落の現地調査の写真



2008.1・中国人居环境范例奖
・中华人民共和国建设部・



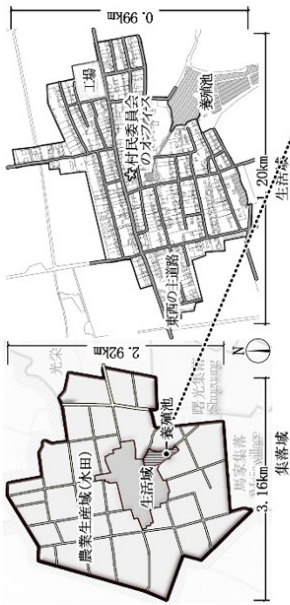
2015.10・中国最美休闲乡村
辽宁省沈阳市沈北新区曙光村
・中华人民共和国农业部・



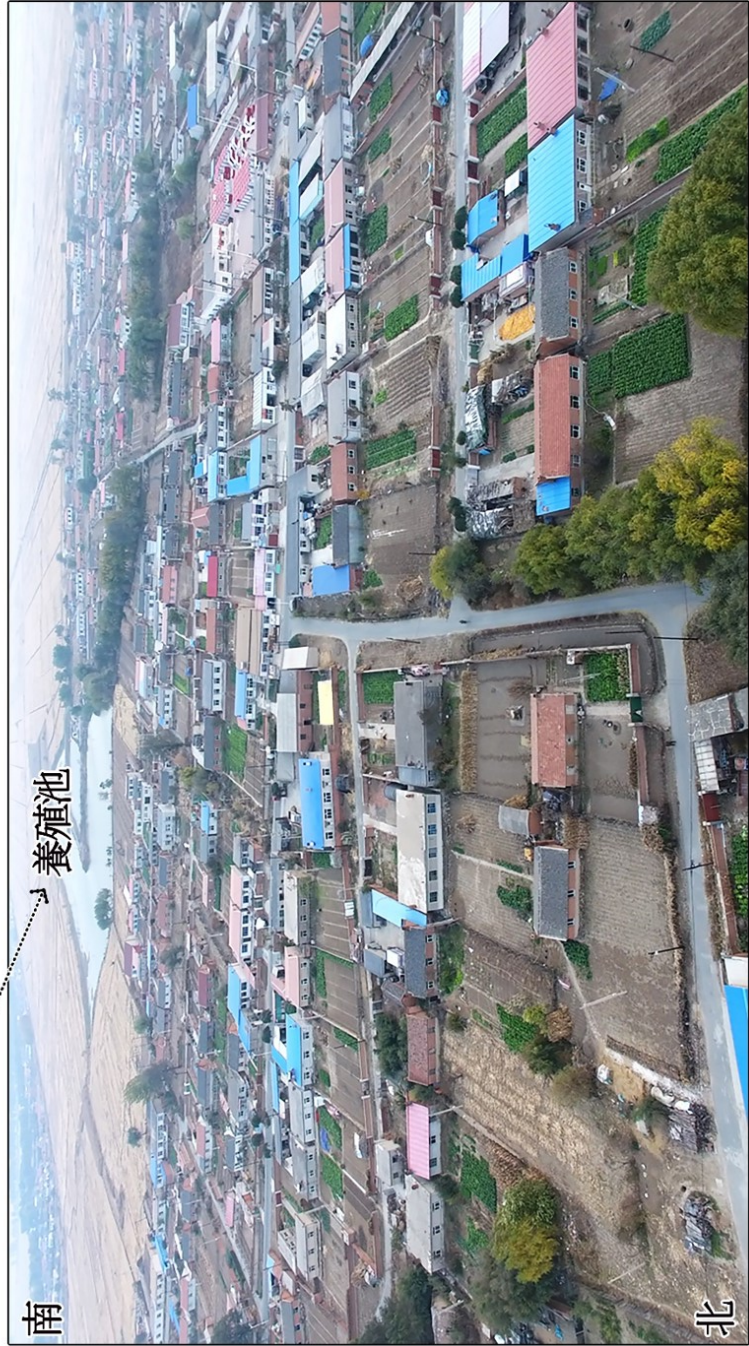
調査3 茨榆圪集落現地調査の写真

2018年10月～11月現地調査より

3-1 茨楡坨集落のドローン空撮



2018.10.21 ドローン空撮



3-2 2018年10月・茨楡坨集落の予備調査の写真



▲ 李庚玉さん(63歳)
離農農家・集落の清掃員



▲ 何文秀さん(86歳)
旧生産隊2の隊長、村民小組4の組長



2018.10.15 予備調査



▲ 侯允梁夫婦(84歳、82歳)
侯允梁さん、旧生産隊2の副隊長、
村民小組3の組長



▲ 孫玉芳さんの家(64歳)
独居・離農・電話帳

3-2 2018年10月・茨楡坨集落の予備調査の写真

2018.10 予備調査



王国憲さんの家譜(10月25日)▶



◀王国良さんの家譜(10月15日)



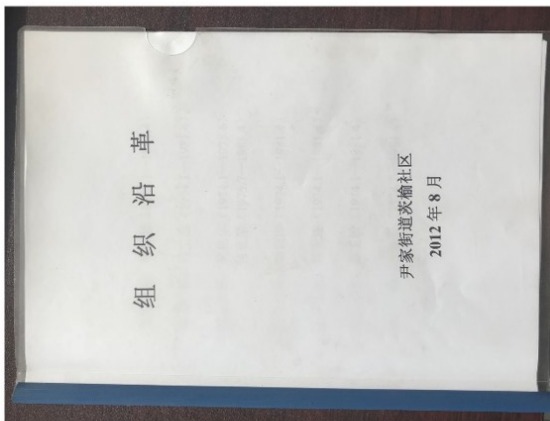
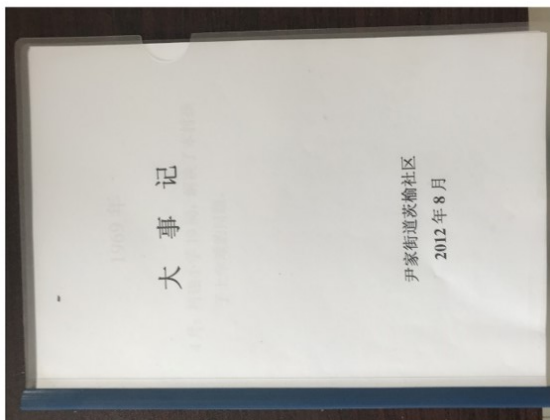
▲ 李成一さん夫婦の家(2018.10.24)
李成一さん(72歳)、旧生産隊3の隊長
姓氏家系の転入時期・地主制

3-2 2018年10月・茨楡坵集落の予備調査の写真

2018.10 予備調査



▼集落の情報



◀村民委員会のオフィス



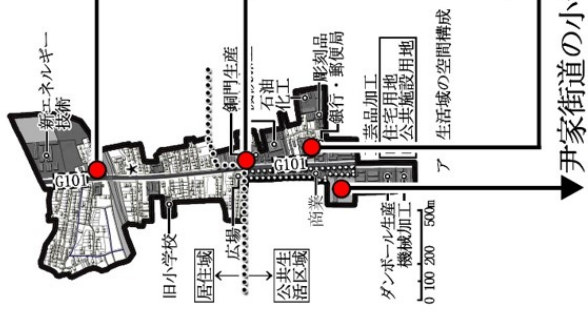
伊家街道2016年第五季度村民补贴

| 序号 | 姓名 | 性别 | 出生日期 | 身份证号 | 补贴标准 | 补贴金额 |
|----|-----|----|------------|--------------------|--------|------|
| 1 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 2 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 3 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 4 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 5 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 6 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 7 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 8 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 9 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 10 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 11 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 12 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 13 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 14 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 15 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 16 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 17 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 18 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 19 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 20 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 21 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 22 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 23 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 24 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 25 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 26 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 27 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 28 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 29 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 30 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 31 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 32 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 33 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 34 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 35 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 36 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 37 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 38 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 39 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 40 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 41 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 42 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 43 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 44 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 45 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 46 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 47 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 48 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 49 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |
| 50 | 王德明 | 男 | 1952.03.10 | 370523195203100011 | 150元/月 | 150元 |

調査4 尹家集落現地調査の写真

2019年10月～11月現地調査より

4-1 2019年10-11月・尹家集落の現地調査の写真



▲尹家集落の村民委員会



▲尹家集落の村民委員会

▶尹家街道の小学校



▶尹家街道の街道弁事処



▶尹家街道の衛生院



4-1 2019年10-11月・尹家集落の現地調査の写真



4-1 2019年10-11月・尹家集落の現地調査の写真



4-1 2019年10-11月・尹家集落の現地調査の写真



謝 辞

本論文は、2015年10月に神戸大学大学院工学研究科建築学専攻の山崎研究室（生活環境計画研究室）に入室以来、博士課程6年間にわたり積み重ねた成果をまとめたものです。

本研究を進めるにあたり、終始あたたかいご指導と激励を賜りました指導教員の山崎寿一教授に心から感謝の意を表します。何よりも、先生の建築学をベースとした計画学的研究に対する情熱から多くのものを頂いたと感じています。先生の日本的視点・方法論・価値観などを学んで、中国東北地方の農村集落を考察して、このような博士論文を完成することができました。心から感謝しております。また、先生より、時に応じて、厳しくご指導いただいたこと、またやさしく励ましてくださったことを通して、私自身の至らなさを実感しました。今後も農村集落・生活環境への関心及び自分の価値観を持ち、社会に貢献できる研究者になることは絶えず筆者の目標となりました。

論文の作成過程において、研究室の山口秀文助教には長い間、論文のご指導と日本語についてのご指導を頂き、心から感謝しております。

論文の審査過程において、神戸大学工学部の北後明彦先生と農学部の中塚雅也先生の二名の副主査の方と、博士学位論文公聴会において、日本建築学会農村計画委員会の糸長浩司先生（日本大学の特任教授）と栗原伸治先生（日本大学の教授）の二名の方に、それぞれ適切なご指導とご助言をいただいたことに対し深く感謝の意を表すものであります。

筆者は、中国政府国家奨学金を獲得し、中国東北大学建築学院の曲藝先生（神戸大学建築学専攻の元重村山崎研究室の卒業生）のご協力の下で、順調に2015年に神戸大学に入学しました。本論文の現地調査を進めるにあたり、曲藝研究室の後輩たちから多大なご協力を頂きました。誠にありがとうございました。

本研究のスタートと進展において、中国大連理工大学の劉中権先生（居住福祉分野）、研究室のOBである久元祥禎先輩、岩井一郎先輩、李桓先輩、鄧奕（トイー）先輩、馮旭先輩、朴延先輩、王雲さんからもご指導とご助言を頂きました。心より感謝申し上げます。

研究対象地域であった中国瀋陽市尹家街道の街道弁事処農業科の公務員である王立嬌さん、曙光集落・茨榆坨集落・尹家集落の居住者・代表者たち、郷政府瀋陽市都市計画設計研究院の劉春涛先生からご協力とご支援を頂きました。ありがとうございました。

六年間にわたり、論文の日本語チェックについて、研究室の学部生と院生から多大なご支援を頂きました。学生生活において、チューターの宮入彩さんと宮崎毬加さんには大変お世話になりました。いつも感謝しております。

日本の農村計画に関する重要な学術組織である農村計画学会と日本建築学会農村計画委員会が主催した学術シンポジウム・研究報告会・学術交流会に、毎年出席することが幸いなことである。特に2016年10月に農村計画学会が主催した日中交流会、2017年1月に日本建築学会農村計画委員会の設立50周年記念会に出席することが、大変勉強になりました。ご主催者様とご担当者様の星野敏先生(京都大学の教授)、一ノ瀬友博先生(慶應義塾大学の教授)、山崎寿一先生に感謝の意を表します。

2017年に神戸市農政計画課(里づくり担当)と山崎研が共同で行った神戸市北区長尾町岡地区の里づくり計画に参加することが、日本における農村計画実践の先進事例を理解する貴重な機会となりました。大変感謝しております。

さらに、六年間の留学の日々において家族の経済的・精神的支えがなければ、本論文は完成に至りませんでした。毎日学校に通っている間や迷う時の家族との電話はいつもでも忘れません。中国のお父さん、お母さん、親戚の方々に心から深い感謝の意を捧げます。

ここに記しきれない多くの方々の学恩、ご支援によって本論文が成立していることを銘記し、深く感謝いたします。

2021年7月12日神戸市灘区篠原北町にて

張 然

神戸大学博士論文「中国東北地方の農村集落における土地流転の実態と土地利用調整課題に関する計画学的研究—瀋陽市尹家街道の事例研究を中心として—」全 234 頁

提出日 2021 年 7 月 16 日

本博士論文が神戸大学機関リポジトリ Kernel にて掲載される場合、掲載登録日（公開日）はリポジトリの該当ページ上に掲載されます。

○ 張 然

本論文の内容の一部あるいは全部を無断で複製・転載・翻訳することを禁じます。